平成27年6月
平成27年7月

指宿市議会会議録

第2回定例会
第1回臨時会

指宿市議会会議録目次

平成27年第２回市議会定例会
会期日程 …… 1
６月２日
議事日程 …… 3
本日の会議に付した事件 …… 4
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
地方自治法第121条の規定による出席者 …… 4
職務のため出席した事務局職員 …… 4
開会及び開議 …… 6
会議録署名議員の指名 …… 6
会期の決定 …… 6
報告第１号～議案第50号一括上程 …… 6
提案理由説明 …… 6
報告第１号～報告第３号（質疑） …… 13
議案第45号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） …… 14
議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決） …… 16
議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） …… 16
議案第51号～議案第57号一括上程 …… 17
提案理由説明 …… 17
議案第51号～議案第57号（質疑，委員会付託） …… 24
新たに受理した請願１件上程（委員会付託） …… 26
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 …… 26
散　　会 …… 28

6月18日
議事日程 …… 29
本日の会議に付した事件 …… 29
出席議員 …… 29
欠席議員 …… 29
地方自治法第121条の規定による出席者 …… 29
職務のため出席した事務局職員 …… 30
開　　議 …… 31
会議録署名議員の指名 …… 31
一般質問 …… 31
臼　山　正　志　議員 …… 31

１．小学校プール開放について
２．指宿商業高校について
前　原　六　則　議員 …… 42
１．ＴＰＰ対策について
２．ごみ対策とごみ袋について
外　薗　幸　吉　議員 …… 55
１．指宿市における公有土地等について
井　元　伸　明　議員 …… 65
１．少子化・人口減少対策について
２．ふるさと納税について
３．特別支援教育について
前之園　正　和　議員 …… 79
１．政治姿勢について
２．ごみの減量化とリサイクル等の推進について
３．市が管理している橋りょうの安全管理について
木　原　繁　昭　議員 …… 93
１．県民体育大会について
２．農政について
３．河川・水辺の再生について
延　　会 ……104

６月19日
議事日程 ……106
本日の会議に付した事件 ……106
出席議員 ……106
欠席議員 ……106
地方自治法第121条の規定による出席者 ……106
職務のため出席した事務局職員 ……107
開　　議 ……108
会議録署名議員の指名 ……108
市民生活部長から発言の申出 ……108
一般質問 ……108
恒　吉　太　吾　議員 ……108
１．ふるさと納税について
吉　村　重　則　議員 ……122
１．指宿山川太陽光発電事業計画について
２．火葬場について
西　森　三　義　議員 ……134
１．ふるさと納税について

２．旧型側溝改修について
３．マイナンバー制度について
高　田　チヨ子　議員 ……146
１．子育て支援について
２．ごみ減量のために
森　　時　徳　議員 ……158
１．なのはな館について
２．体育・文化施設の整備について
３．外来雑草の駆除について
散　　会 ……169

６月25日
議事日程 ……171
本日の会議に付した事件 ……171
出席議員 ……171
欠席議員 ……172
地方自治法第121条の規定による出席者 ……172
職務のため出席した事務局職員 ……172
開　　議 ……173
会議録署名議員の指名 ……173
議案第51号～議案第54号（委員長報告，質疑，討論，表決） ……173
議案第55号（委員長報告，質疑，討論，表決） ……175
議案第56号（委員長報告，質疑，討論，表決） ……177
議案第57号（委員長報告，質疑，討論，表決） ……184
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ……184
閉会中の継続審査について ……187
議案第58号上程 ……188
提案理由説明 ……188
議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ……189
意見書案第１号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ……190
意見書案第２号上程 ……190
提案理由説明 ……190
意見書案第２号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ……192
議員派遣の件 ……194
閉議及び閉会 ……194

平成27年第１回市議会臨時会
７月15日
議事日程 ……199

本日の会議に付した事件 ……199
出席議員 ……199
欠席議員 ……199
地方自治法第121条の規定による出席者 ……199
職務のため出席した事務局職員 ……200
開会及び開議 ……201
会議録署名議員の指名 ……201
会期の決定 ……201
農業委員会委員の推薦について ……201
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告 ……202
議案第59号上程 ……203
提案理由説明 ……203
議案第59号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ……204
閉議及び閉会 ……205

第　２　回　定　例　会

平成 27 年６月議会

平成27年第２回指宿市議会定例会会期及び会期日程

１．会　　期　　24日間（６月２日～６月25日）

２．会期日程

月　　日	曜	区　分	会　　議　　の　　内　　容
６月２日	火	本会議	・会期の決定 ・報告第１号～報告第３号及び議案第45号～議案第50号一括上程（議案説明） ・報告第１号～報告第３号（質疑） ・議案第45号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第51号～議案第57号一括上程（議案説明） ・議案第51号～議案第57号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
３日	水	休　会	一般質問の通告限（12時）
４日	木	〃	
５日	金	〃	
６日	土	〃	
７日	日	〃	
８日	月	〃	総務水道委員会（10時開会）
９日	火	〃	文教厚生委員会（10時開会）
10日	水	〃	産業建設委員会（10時開会）
11日	木	〃	
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	〃	
18日	木	本会議	・一般質問
19日	金	〃	・一般質問
20日	土	休　会	
21日	日	〃	

22日	月	〃	
23日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
24日	水	〃	
25日	木	本会議	・議案第51号～議案第57号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した請願及び陳情 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・閉会中の継続審査について（陳情第１号，陳情第２号） ・議案第58号上程（議案説明） ・議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・意見書案第１号上程 ・意見書案第１号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・意見書案第２号上程（説明） ・意見書案第２号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議員派遣の件

第　２　回　定　例　会

平成 27 年６月２日

（第１日）

第２回指宿市議会定例会会議録

平成27年６月２日　午前10時　開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１．議事日程

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　報告第１号　平成26年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第４　報告第２号　平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第５　報告第３号　平成26年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○日程第６　議案第45号　平成27年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○日程第７　議案第46号　平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○日程第８　議案第47号　指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○日程第９　議案第48号　指宿市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○日程第10　議案第49号　教育委員会委員の選任について

○日程第11　議案第50号　指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の締結について

○日程第12　議案第51号　指宿市税条例の一部改正について

○日程第13　議案第52号　指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について

○日程第14　議案第53号　指宿市障害児通園施設条例の一部改正について

○日程第15　議案第54号　指宿市国民健康保険条例の一部改正について

○日程第16　議案第55号　指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について

○日程第17　議案第56号　平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について

○日程第18　議案第57号　平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第19　新たに受理した請願上程（請願第1号）

○日程第20　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

１．本日の会議に付した事件

〇議事日程のとおり

１．出席議員

１番議員	外　薗　幸　吉	２番議員	臼　山　正　志
３番議員	恒　吉　太　吾	４番議員	井　元　伸　明
５番議員	吉　村　重　則	６番議員	西　森　三　義
７番議員	浜　田　藤　幸	８番議員	東　　伸　行
９番議員	高　田　チヨ子	10番議員	森　　時　徳
11番議員	髙　橋　三　樹	12番議員	福　永　徳　郎
13番議員	前　原　六　則	14番議員	松　下　喜久雄
15番議員	前之園　正　和	16番議員	木　原　繁　昭
17番議員	中　村　洋　幸	18番議員	新川床　金　春
19番議員	下川床　　泉	21番議員	新宮領　　進

１．欠席議員

な　　し

１．地方自治法第121条の規定による出席者

市　　長	豊　留　悦　男	副　市　長	渡　瀬　貴　久
副　市　長	佐　藤　　寛	教　育　長	西　森　廣　幸
総務部長	髙　野　重　夫	市民生活部長	牟　田　浩　一
健康福祉部長	下敷領　　正	産業振興部長	廣　森　敏　幸
農政部長	新　留　幸　一	建設部長	山　下　康　彦
山川支所長	馬　場　久　生	開聞支所長	川　畑　徳　廣
総務部参与	有　留　茂　人	総務課長	岩　下　勝　美
財政課長	上　田　　薫	税務課長	中　村　　孝
都市整備課長	小牟禮　信一郎	教育総務課長	長　山　君　代
水道課長	川　口　光　志		

１．職務のため出席した事務局職員

事務局長	森　　和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△　開会及び開議　　午前１０時００分

○議長（新宮領進）　ただいまご出席の人員は，定足数に達しておりますので，これより，平成27年第2回指宿市議会定例会を開会し，直ちに本日の会議を開きます。

△　会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進）　まず，日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，浜田藤幸議員及び東伸行議員を指名いたします。

△　会期の決定

○議長（新宮領進）　次は，日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，本日から6月25日までの24日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，今期定例会の会期は，本日から6月25日までの24日間と決定いたしました。

△　報告第1号～議案第50号一括上程

○議長（新宮領進）　次は，日程第3，報告第1号，平成26年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について，から，日程第11，議案第50号，指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の締結について，までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△　提案理由説明

○市長（豊留悦男）　今次，第2回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は，平成26年度繰越明許費等の報告に関する案件3件，補正予算の専決処分の承認を求める案件2件，条例の専決処分の承認を求める案件2件，人事に関する案件1件，契約に関する案件1件，条例に関する案件5件，補正予算に関する案件2件の計16件であります。

まず，報告第1号，平成26年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について，及び報告第2号，平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について，の2議案であります。

両案は，平成26年度指宿市一般会計補正予算において，また，平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について，地方自治法施行令第146条第2項の規定により，繰越計算書を調製いたしましたので，これを報告するものであります。

次は，報告第3号，平成26年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について，であります。

本案は，平成26年度指宿市水道事業会計予算において定めた事業について，地方公営企業法第26条第3項の規定により，繰越計算書を調製いたしましたので，これを報告するものであります。

次は，議案第45号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，及び議案第46号，平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，の2議案であります。

両案は，平成27年5月12日をもって，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により議会に報告し，承認を求めるものであります。

次は，議案第47号，指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，平成27年3月31日をもって，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により議会に報告し，承認を求めるものであります。

次は，議案第48号，指宿市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い，平成27年3月31日をもって，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により議会に報告し，承認を求めるものであります。

次は，議案第49号，教育委員会委員の選任について，であります。

本案は，お示しのとおり藤井千代美氏を教育委員会委員に選任いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により，議会の同意を求めるものであります。

なお，同氏の住所，生年月日はお示しのとおりであります。同氏は，ＰＴＡ役員として地域の教育振興に大きく貢献されており，また，医師として地域医療の発展にも取り組まれております。保護者としての立場，また，医療という専門的な見地からの子供たちの健やかな成長など，教育の振興に大きく貢献していただけると考えておりますので，当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は，議案第50号，指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の締結について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の締結について，議会の議決を求めるものであります。

なお，議案第49号を除く8議案の詳細につきましては，関係部課長等に説明させますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫）　それでは，命によりまして，総務部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

報告第1号，平成26年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について，であります。

2ページをお開きください。繰越しの理由につきましては，繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので割愛させていただき，繰越計算書において，繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について，ご説明申し上げます。

款2総務費，項1総務管理費，事業名，指宿庁舎耐震補強事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

3ページをお開きください。款7土木費，項2道路橋梁費，事業名，新設改良事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額及び繰越し予定の路線が年度内に完成したことによる減額であります。

款7土木費，項2道路橋梁費，事業名，舗装修繕事業につきましては，年度内の中間前払の確定により，工事請負費が支出増となったことに伴い，翌年度に繰り越す金額が減額となったものであります。

款7土木費，項2道路橋梁費，事業名，通学路交通安全対策事業につきましては，踏切内ＪＲ委託工事が年度内完成により，委託料が支出増になったことに伴い，翌年度に繰越す金額が減額となったものあります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名，十町土地区画整理事業につきましては，工事発注により工事請負費が支出増となったことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

次は，提出議案の8ページをお開きください。

議案第45号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊，平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1億5,063万6千円を追加して，歳入歳出予算の総額を223億3,563万6千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明をいたしますので，13ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目6国民健康保険総務費1億5,063万6千円の補正につきましては，平成26年度国民健康保険特別会計の決算におきまして，歳入が歳出に不足する見込みとなったことから，地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき，平成27年度予算を繰上げて平成26年度予算に充てる繰上充用金を計上する必要が生じました。平成27年度の国民健康保険特別会計内では，この繰上充用金の財源を全額確保できなかったことから，一般会計から法定外の繰出金として1億5,063万6千円を計上したものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，12ページをお開きください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金1億5,063万6千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（牟田浩一）　それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第47号，指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い，特に緊急を要し，本年4月1日までに施行する必要がある指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例等について，地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。改正の主な内容につきまして，ご説明申し上げますので，14ページをお開きください。

第1条は，指宿市税条例の一部改正について，であります。第31条は，法人市民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一する改正であります。

附則第7条の3の2は，個人市民税における住宅借入金等特別税額控除，いわゆる住宅ローン減税の適用期限の延長を行うもので，控除対象年度を現行の平成39年度を平成41年度に，居住の用に供した年を現行の平成29年を平成31年に，それぞれ1年半延長する改正でございます。附則第9条と次のページを開けていただき，第9条の2は，ふるさと納税の申告手続きの簡素化として，確定申告を必要とする現在の仕組みに，地方税法上の特例を創設し，確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は，ワンストップで寄附金税額控除が受けられる申告の特例を創設するものでございます。

次のページの附則第10条の2でございますが，都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産等に係る固定資産

税の課税標準を軽減する地域決定型地方税特例措置，いわゆる，わがまち特例制度を新たに6項目追加して導入し，条例でその割合を定めるものでございます。

附則第10条の3は，市街地再開発事業関係やサービス付き高齢者住宅関係及び防災街区整備事業関係の新築住宅などに対する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合の申告手続等を規定するものでございます。

次のページをお開きください。附則第11条の2は，平成27年度の固定資産税の評価替えに併せて，平成28年度又は平成29年度において地価が下落した場合の宅地等の課税標準を修正することができる特例措置を規定するものでございます。

附則第12条及び附則第13条は，宅地等及び農地に対して課する当該年度分の固定資産税の特例措置を継続するため，現行の平成24年度から平成26年度までを，平成27年度から平成29年度までに改正し，3年間延長するものであります。

附則第15条は，特別土地保有税の課税の特例措置を継続するため，現行の平成24年度から平成26年度までを，平成27年度から平成29年度までに改正し，3年間延長するものであります。

附則第16条は，平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得したもので，一定の環境性能を有する三輪のもの及び四輪以上のものの軽自動車について，その燃費性能等に応じたグリーン化特例を導入するもので，平成28年度分の軽自動車税の税率を環境性能に応じて3区分で軽減する特例措置を講じるものであります。

次に，19ページをお開きください。第2条は，指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について，であります。地方税法等の一部改正に伴い，平成26年6月に公布しました指宿市条例第19号，指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部を法律改正に合わせて，条項の追加や変更，引用条項の適合及び語句等の整備を行う改正であります。改正の主な内容は，平成28年度分から適用することとしていた三輪以上の軽自動車税の重課税率に係る引用条項及び語句等の整備と，平成27年度分から適用することとしていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率改正の適用開始を1年延長し，平成28年度分から適用する改正でございます。

次のページをご覧いただきまして，第3条は，指宿市都市計画税条例一部改正について，であります。第2条及び附則第9条，附則第8条は，法律改正に合わせて対象条項等の追加と変更等の改正を行うものであります。附則第7条，次のページを開けていただきまして附則第2条までは，宅地等に対して課する都市計画税の特例期間を継続するため，現行の平成24年度から平成26年度までを，平成27年度から平成29年度までに改正し，3年間延長するものであります。

新たに追加する附則第2条及び第3条は，都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する家屋及び償却資産や，管理協定に係る協定倉庫に対して課する都市計画税の課税標準の特

例措置について，固定資産税の取扱いと同様に，わがまち特例を新たに追加して導入して，条例でその割合を定めるものでございます。

なお，附則につきましては，改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は，提出議案の24ページをお開きください。

議案第48号，指宿市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い，特に緊急を要し，本年4月1日までに施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例等について，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして，ご説明申し上げますので，26ページをお開きください。

第1条は，指宿市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。まず1点目が，国民健康保険税の課税計算をする上での基礎課税額，後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ引き上げるもので，第2条において基礎課税額に係る課税限度額について，現行の51万円を52万円に，後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については，現行の16万円を17万円に，介護納付金課税額に係る課税限度額については，現行の14万円を16万円に改正するものであります。

次に2点目が，低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため，5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるもので，5割軽減については，第23条第2号において，軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずべき金額を，現行の24万5千円を26万円に，2割軽減については，同条第3号において軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずべき金額を，現行の45万円を47万円に，それぞれ改正するものでございます。

第2条は，指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は，市税条例の改正規定と合わせるため，平成26年3月に公布しました指宿市条例第4号，指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則第1条第2号中，第2条の規定の次に，附則第14条の改正規定中，配当所得を利子所得，配当所得及び雑所得に改める部分を除く，を加えるものであります。

なお，附則につきましては，施行期日と適用区分を規定しているところでございます。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（下敷領正）　それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第46号，平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の17ページをお開きください。補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1億5,863万5千円を追加して，予算の総額を87億7,692万円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出からご説明いたしますので，26ページをお開きください。

款13前年度繰上充用金，項1前年度繰上充用金，目1前年度繰上充用金1億5,863万5千円の補正につきましては，平成26年度国民健康保険特別会計において，歳入が歳出に不足する見込みとなったため，平成27年度会計の歳入から，地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用するものでございます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，25ページをお開きください。

款9繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金1億5,063万6千円の補正につきましては，平成26年度歳入不足により繰上充用することから，一般会計からの繰入金を増額するものであります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金800万円の補正につきましては，財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に，款10繰越金，項1繰越金，目1繰越金1千円の補正につきましては，平成26年度歳入不足により繰上充用することから，前年度繰越金を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（山下康彦）　それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

報告第2号，平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について，であります。

5ページをお開きください。繰越しの理由につきましては，繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので，割愛させていただき，繰越計算書において，繰越明許費の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について，ご説明申し上げます。

款2事業費，項1事業費，事業名，公共下水道事業整備事業社会資本整備総合交付金・汚水につきましては，事業執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

款2事業費，項2維持管理費，事業名，公共下水道事業整備事業社会資本整備総合交付金・雨水につきましては，事業執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

次に，提出議案の28ページをお開きください。

議案第50号，指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の締結について，であります。

当該協定につきましては，随意契約により5月11日，日本下水道事業団と仮協定を締結いたしました。本協定の締結につきましては，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，議会の議決を求めるものであります。

協定の目的は，新潟口雨水ポンプ場建設（機械・電気）工事であります。協定金額は，12億6,700万円で，協定の相手方の日本下水道事業団については，地方公共団体の出資によって設立された官業代行機関として，下水道処理場及び雨水ポンプ場等の建設等を行っている団体であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（川口光志）　それでは，命によりまして，水道課所管分の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の6ページをお開きください。

報告第3号，平成26年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について，であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成26年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて，同条第3項の規定により報告するものであります。

7ページをお開きください。繰越しする事業につきましては，お示しのとおり上下水道料金管理システム更新事業の1,724万2千円で，平成26年度での公募による業者選定作業との調整により，業務期間が翌年度にわたるための繰越事業であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４４分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△　報告第1号～報告第3号（質疑）

○議長（新宮領進）　これより，質疑に入ります。

まず，報告第1号について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は，終了いたしました。

次に，報告第2号について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は，終了いたしました。

次に，報告第3号について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は，終了いたしました。

△　議案第45号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次に，議案第45号から議案第48号までの4議案について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第48号までの4議案は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第45号から議案第48号までの4議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　議案第47号並びに48号に対して，それぞれ反対の討論を行います。

まず，47号でありますが，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものであります。その中に軽自動車税に係る二輪車等の税率引上げの延期が含まれております。

軽自動車税の引上げについては，私どもはこれに反対をしましたが，既に議決済みになっています。引上げの延期は，その間は引上げされないということにはなりますが，延期の時期が切れれば引上げになることに変わりはありません。軽自動車税の引上げは生活の足への負担増であり，延期ではなく元に戻すことも含めて検討すべきであります。以上のような立場から，本議案に反対をします。

次に，議案第48号，改正の中に国民健康保険税の限度額の引上げが含まれております。基礎課税限度額が51万から52万に，後期高齢者支援金等の課税分が16万から17万に，介護納付金課税分が14万から16万円になりますから，最大で4万円の引上げで総額85万円の国保税ということになります。そして，限度額に係る人というのは，決して桁違いに高額所得の人というわけではありません。既に国保税の負担が大きな社会問題にもなっている今日，これ以上の引上げは許されません。被保険者の暮らしを守る立場から，本議案に反対をいたします。

○議長（新宮領進）　以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第45号及び議案第46号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は，承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第45号及び議案第46号の2議案は，承認することに決定いたしました。

次に，議案第47号，指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進）　起立多数であります。

よって，議案第47号は，承認することに決定いたしました。

これより，議案第48号，指宿市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進）　起立多数であります。

よって，議案第48号は，承認することに決定いたしました。

△　議案第49号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（新宮領進）　次に，議案第49号について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第49号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第49号は，同意することに決定いたしました。

△　議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次に，議案第50号について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　機械・電気工事に係る契約であります。日本下水道事業団との間で随意契約を交わそうとするものです。下水道事業に係る工事については，これまでも特殊の事情から下水道事業団との随意契約になっていたと思います。一般的に工事などの契約を市外の業者とする場合には，地元業者の参画を何らかの形で要請するなり，義務化するなり，可能な範囲でその努力をしているものと思います。その視点から見た場合に，今回はそこのところはどのようになっているか伺います。

○建設部長（山下康彦）　今後，協定が締結された後に事業団の方で，入札制度で一般競争入札にかける予定となっておりますが，その中で，地元の業者でできるものにつきましては，事業団の方にも要請していきたいというふうに考えております。

○１５番議員（前之園正和）　ただいまの答弁は，事業団の方でそうするだろうではなくて，事

業団の方はそういう意思をお持ちであったとしても，市として改めて，その点は要請をするという理解でよろしいんでしょうか。

○建設部長（山下康彦）　今，工事を行っている土木建築工事につきましても，地元の業者が参画されておりますので，機械・電気工事につきましても，なるべく地元業者ができるものにつきましては，事業団の方にも要請していきたいというふうに思っております。

○議長（新宮領進）　以上で，通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第50号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第50号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって，議案第50号は，同意することに決定いたしました。

△　議案第51号～議案第57号一括上程

○議長（新宮領進）　次は，日程第12，議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，から，日程第18，議案第57号，平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，までの7議案を，一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△　提案理由説明

○市長（豊留悦男）　それでは，ご説明申し上げます。

まず，議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第52号，指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について，であります。

本案は，半島振興法の一部改正に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第53号，指宿市障害児通園施設条例の一部改正について，であります。

本案は，指宿市子ども発達支援センターさつき園の移設に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第54号，指宿市国民健康保険条例の一部改正について，であります。

本案は，国民健康保険法の一部改正に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第55号，指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について，であります。

本案は，半島振興法の一部改正に伴い，及び奨励措置の対象となる雇用人数の条件を緩和するため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，であります。

本案は，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ2億262万5千円を追加し，歳入歳出予算の総額を225億3,826万1千円にしようとするものであります。

次は，議案第57号，平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。

本案は，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1,414万円を追加し，歳入歳出予算の総額を46億2,527万8千円にしようとするものであります。

なお，各議案の詳細につきましては，関係部長に説明させますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫）　それでは，命によりまして，総務部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の52ページをお開きください。

議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算総額に，歳入歳出それぞれ2億262万5千円を追加して，歳入歳出予算の総額を225億3,826万1千円にしようとするものであります。第2条で，地方債の補正を計上しておりますが，これは7ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，

地方債の追加をするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，16ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目7企画費，節13委託料3,240万円の補正につきましては，地熱資源開発調査事業費助成金交付事業を活用して，市が有する地熱を有効活用するため，山川ヘルシーランド周辺の地熱資源調査に係る委託料であります。同じく目11共生・協働推進費，節19負担金補助及び交付金500万円の補正につきましては，中小路自治公民館の空調・音響設備等の備品整備及び川尻地区公民館の地区祭用みこし整備に対するコミュニティ助成事業助成金の決定通知に伴うコミュニティ助成事業補助金であります。同じく目13諸費，節23償還金利子及び割引料1,685万7千円の補正につきましては，平成26年度に実施した臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業の事業費が確定したことに伴う国庫支出金精算返納金であります。

款3民生費，項1社会福祉費，目3老人福祉費，節20扶助費80万円の補正につきましては，介護保険特別会計の任意事業として，老人福祉車購入費助成事業を実施していましたが，介護保険制度改正に伴い，老人福祉車が介護保険の補助対象外となったことから，単独事業として実施する老人福祉車購入費助成に係る扶助費であります。同じく，目8介護保険総務費，節28繰出金241万6千円の補正につきましては，介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料等に係る一般会計からの繰出金であります。同じく，目9臨時福祉給付金事業費，節3職員手当等から節19負担金補助及び交付金までの合計9,090万4千円の補正につきましては，平成26年度に引き続き実施される臨時福祉給付金に係る事業費であります。同じく，項2児童福祉費，目2児童福祉費，節13委託料235万円の補正につきましては，国の子ども・子育て支援交付金事業の創設に伴い，一時預かり事業として幼稚園型が新設され，事業を実施するため幼稚園2園に対する委託料であります。同じく，目5子育て世帯臨時特例給付金事業費，節3職員手当等から節19負担金補助及び交付金までの合計2,049万4千円の補正につきましては，平成26年度に引き続き実施される子育て世帯臨時特例給付金に係る事業費であります。

款5農林水産業費，項2林業費，目2林業振興費，節19負担金補助及び交付金810万円の補正につきましては，かごしま森林組合が森林整備・林業木材産業活性化推進事業を活用して導入する高性能林業機械の購入助成費に対する補助金であります。

款6商工費，項1商工費，目1商工総務費，節9旅費から節19負担金補助及び交付金までの合計170万1千円の補正につきましては，地方消費者行政活性化交付金の内示に伴う消費生活相談員のレベルアップのための研修費及び出張相談用公用車購入費等であります。同じく，目3観光費，節11需用費から節19負担金補助及び交付金までの合計1,921万7千円の補正につきましては，県南薩地域振興推進事業費の採択内示に伴う指宿駅多機能トイレ整備に係る駅前

ほっとスポット整備事業及び観光看板設置に係る指宿潮騒海道看板設置事業等であります。

款9教育費，項6社会教育費，目7社会教育施設費，節11需用費171万1千円の補正につきましては，指宿市民会館大ホールの空調機等に係る修繕料であります。同じく，項7保健体育費，目3学校給食センター費，節11需用費67万5千円の補正につきましては，指宿学校給食センターのボイラー設備に係る修繕料であります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，14ページをお開きください。

款14国庫支出金1億4,214万9千円の補正につきましては，各臨時給付金に対する補助金及び子ども・子育て支援交付金事業創設に伴う予算組替えであります。

款15県支出金930万6千円の減額補正につきましては，子ども・子育て支援交付金事業創設に伴う予算組替え及び森林整備・林業木材産業活性化推進事業等に対する補助金であります。

款18繰入金2,695万円の補正につきましては，今回，補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入3,743万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，助成金と負担金であります。

款21市債540万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，市債を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（牟田浩一）　それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，であります。

本案は，現下の経済情勢等を踏まえ，デフレ脱却・経済再生及び地方創生の措置等を確実なものにしていくため，平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

なお，地方税法等の一部を改正する法律の中で，特に緊急を要し，本年4月1日までに施行する必要があり，既に専決処分により改正したもの，及び規定しなければならない内容に相当の調査又は検討を要するものについては，この改正条例からは除いているところでございます。

それでは，改正の主な内容についてご説明申し上げますので，次のページをお開きください。

第2条は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律，いわゆるマイナンバー法の施行に伴い，納付書や納入書の用語について，条文の整理を行うも

のであります。

第33条ですが，所得税法では，平成27年7月1日以後の国外転出者が有価証券等を保有している場合には，転出時の有価証券の含み益に対して所得税を課税する譲渡所得等の課税の特例が適用されるよう改正されました。一方，個人市民税の所得割の課税標準の計算方法については，所得税法の計算の例により計算していますが，個人市民税は賦課期日である翌年の1月1日に住所を有する者に課税される税であり，年の途中で出国した者については課税されないため，税の公平性を保つ観点からこの所得税法の計算方法は適用しないように改正するものであります。

次は，各税における減税について，減免申請の期限の改正とマイナンバー法の施行に伴い，減免申請書へ個人又は法人の番号を記載することを規定するもので，第51条で市民税の減免，次のページの第71条で固定資産税の減免，第89条で軽自動車税の減免，第90条で身体障害者等に対する軽自動車税の減免，第139条の3で特別土地保有税の減免について改正するものであります。また，減免を受けようとする場合の申請期限を現行の納期限前7日を納期限に，それぞれ改正するものであります。

次のページの附則第16条の2は，たばこ税の税率の特例について，これまで低価格で販売されていた紙巻きたばこ3級品の税率の特例措置を，平成28年度から廃止する改正であります。

なお，附則において，施行期日と各税に関する経過措置について，規定しているところでございます。主なものは，34ページの附則第5条で市たばこ税に関する経過措置として，廃止に伴う激変緩和措置の観点から，平成28年度から平成30年度までの各年度において，税率を段階的に引き上げる措置を講ずることとしております。また，税率の引上げ前に売渡し等が行われ，小売販売業者等が紙巻きたばこ3級品を販売目的で所持する場合においては，手持ち品課税を行うことも規定してるところでございます。

次は，提出議案の42ページをお開きください。

議案第52号，指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について，であります。

本案は，半島振興法の一部を改正する法律が，平成27年3月31日に公布され，新たに農林水産物等販売業及び情報サービス業等が対象に追加されたことに伴い，この条例の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきまして，ご説明申し上げますので，次のページをお開きください。

固定資産税の不均一課税の対象となる施設に，有線放送業やインターネットサービス業等に属する事業を行う情報サービス事業所，情報サービス事業所以外の情報通信技術を利用した事業を行う情報通信技術利用事業所，農産物等を主に市外の地域の者に販売することを目的とする事業を行う農林水産物等販売所を新たに加える改正でございます。なお，この条例

の施行日は公布の日からとし，改正後の指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例は，平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で，説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（下敷領正）　命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の45ページをお開きください。

議案第53号，指宿市障害児通園施設条例の一部改正について，であります。

本案は，指宿市子ども発達支援センターさつき園を開聞保健センターへ移設することに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

46ページをお開きください。

改正の内容は，第2条の表中，通園施設の位置を指宿市開聞十町2,535番地1に改正しようとするものであります。

なお，附則において，この条例は，平成27年8月1日から施行することとしております。

次は，提出議案の47ページをお開きください。

議案第54号，指宿市国民健康保険条例の一部改正について，であります。

本案は，国民健康保険法の一部改正が行われたことから，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

48ページをお開きください。

改正の内容は，引用する条項の繰下げに伴い，条文を整理するものであります。

なお，附則において，この条例は，公布の日から施行することとしております。

次は，提出議案の53ページをお開きください。

議案第57号，平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の23ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1,414万円を追加し，歳入歳出予算の総額を46億2,527万8千円にするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，33ページをお開きください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節13委託料189万円の補正につきましては，介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料であります。

款3地域支援事業費，項1介護予防事業費，目2一次予防事業費，節13委託料1,225万円の補正につきましては，任意事業でふれあいデイとして実施しております高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が，介護保険制度改正に伴い，任意事業から削除されたことから，一次予

防事業の地域介護予防活動支援事業への予算組替えに係る委託料であります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，31ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目2地域支援事業交付金介護予防事業294万3千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業の負担割合に基づく交付金であります。同じく目4介護保険事業費補助金94万5千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目2地域支援事業支援交付金329万6千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業の負担割合に基づく交付金であります。

款5県支出金，項2県補助金，目1地域支援事業交付金介護予防事業147万1千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業の負担割合に基づく交付金であります。

32ページをお開きください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目2地域支援事業繰入金介護予防事業147万1千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業の負担割合に基づく一般会計からの繰入金であります。同じく，目5その他一般会計繰入金94万5千円の補正につきましては，介護保険システム改修委託料に係る事務費繰入金であります。項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金258万9千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整のため，基金から繰り入れるものであります。

款9諸収入，項3雑入，目1雑入48万円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業の利用者負担分であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（廣森敏幸）　それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の49ページをお開きください。

議案第55号，指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について，であります。

本案は，半島振興法の一部が改正されたことに伴い，本条例の奨励措置の対象となる施設に，半島振興法で定義される情報サービス事業所と農林水産物等販売所を追加するため，所要の改正をしようとするものであります。併せて，企業誘致や産業振興を図りやすくするため，奨励措置の対象となる施設について，新設及び増設を行う際の雇用人員の条件を10人から5人に緩和しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時２５分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△　議案第51号～議案第57号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進）　これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　議案第55号，工場等設置奨励条例に関して質疑を行います。

改正の一つに雇用人数の緩和があります。つまり，10人以上でなくても5人以上であれば対象になることになります。また，概要説明によれば新設及び増設において，5人以上ということになります。そこで伺いますが，指宿市内における移設の場合は，対象になるのかどうか。新設及び増設となっていますから，移設の場合はならないのではないかというふうに思われるのですが，改めて伺います。

また，企業側が，客観的には移設であっても，企業側が移設でなくても，旧施設は閉鎖をして，別なところに新設をするんだと言う解釈に立った場合，その新設部分について，対象となるのかどうか。その点を伺います。

○産業振興部長（廣森敏幸）　設置条例の第2条の中で，定義として移設の場合ということで，市内に工場等を有する事業者が，既設の工場等を閉鎖し，又は解体し，市内のほかの敷地に工場等を設置することが移設ということの定義になっておりますので，この定義に基づいて判断をしていきたいというふうに考えております。したがいまして，今回の改正条例では，新設及び増設のみを対象としていますので，移設については対象としていないところでございます。

それと，企業の判断で閉鎖ということで，新たに新設というようなことでしたけれども，やはり閉鎖をして新設するということについては，経済状況等の変化並びにその事業者等の経営等を総合的に勘案して，新設するという理由が一般的に明確に判断できる場合のみ以外は，移設という部分の判断になるかというふうに考えております。

○１５番議員（前之園正和）　つまり，新設及び増設ということになっているので，移設の場合には該当しないという明確な答弁だったと思います。それから，それを企業側の方がいや，閉鎖と新設ということなんだと言ったとしても，それは客観的事実として，移設という扱いでやるので適用されないという答弁だったと思うんですね。それではですね，増設の場合ですが，増設の場合には何をもって増設とするかというのが基準があると思うんですけど，同じ敷地内だとか，隣接まではいいとか，いろいろあるかと思うんですが，増設の場合は対象になるというわけですけど，増設部分，土地が別々だったら移設ということは明確なんですが，同じ敷地内では恐らく，増設扱いになるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

その同じ敷地内などの増設の場合に，建物は別々で，こちらの方は取壊し，こちらの方は新しいという場合には，増設扱いになる。あるいは，古い建物は壊さなくて，増設で新しい部分を付けるというケースの場合ですね，新しい増設の部分には5人，今度の改正で言えば5人以上は新採用を取ると，ところが既存の方は，例えば20人いたのが，10名削って10人になるとなった場合には，新設の部分は5人クリアしますけど，全体では20人が15人になるんですよね。ですから，全体として，新しい部分だけを捉えれば5人以上クリアするが，全体としては縮小になるケースが発生すると思うんです。そういった場合には，新設部分だけで人数でクリアということになるのか，全体で考えていくのかですね。つまり，全体として人員が削減されるのに，新設部分が5人をクリアするからということで，対象となるケースがあるのかどうか，その点はどうですか。

○産業振興部長（廣森敏幸）　増設についての考え方でございますけれども，既設の工場等の規模を拡大する目的で，当該工場等の同一敷地内もしくは隣接する土地に工場等を増設するというふうな定義で考えておりますので，その定義から考えると，増設という概念の中には純粋に人員の増加ということを想定しているところでございます。

○１５番議員（前之園正和）　拡大ということで，建物は拡大されても，人員が減る場合は，どうなのかということで伺いましたら，人員が減る場合は，だめなんだというのが今の答弁だったと思うんですが，この工場等設置奨励条例，もうできて20年からそこらなろうかと思うんですが，しかし，該当した企業数というのは，そう多くないと思うので，振り返ればどことどこの企業だったかは，事業所だったか分かると思うんですけど，比較的最近ですね，この問題をめぐって，増設扱いにしたけれども，人員は減ったというケースがあったと思うんです。今の部長の答弁からいえば，建物の拡大だけではなくて，人的な拡大も必要なんだということでしたが，人的な減の下でも対象にしたケースがあったと思うんですが，そのことがあったのか，なかったのかを伺います。

それとですね，3回目になりますので伺いますが，行政がこの条例を通じて，雇用の拡大を含めてですね，あるいは地元業者の育成のためにやる事業ですので，いやしくも行政が人員整理を促したり，雇用の縮小をするところに奨励措置をするようなことは許されないと思うんですね。そういう点で，今の条例というのは，建物の増設，人的なもの，いろいろ考えた場合，今幾つか提起しましたように，実態としては雇用の縮小があってもですね，条例の適用を受けるというケースが私はあると思うし，過去にそれを適用したことがあったと思うんです。そのような条例上の不合理があるんであれば，今回，10人が5人という改正ではありますけど，こういう改正の時期にですね，改めて，そこの整合性を併せて考えるということが必要だったのではないかと思うんですが，その過去の事例があったのかなかったのかということと，条例上の不合理があれば，併せて検討すべきだったんじゃないかという2点について伺います。

○産業振興部長（廣森敏幸）　合併後，新市になって，1件だけこの条例を適用した事業所がございます。ただ，この人員については，この私の手持ちには新規雇用というか，新しい工場等で雇用される人員等については，資料を持っておりますけれども，その以前の雇用人員が何人だったということは，手元に資料がございませんので，差し控えさせていただきたいと思いますけれども，ただこれまで，この工場設置条例の移設につきましては，いろいろ議会の一般質問の中でも質問を受けております。そういう中でも，これまでもやはり，企業として生き残りをかけた戦略ということで，やはり新しい別な土地に，新しい工場を建てて，ある一定の合理化を進めながらでも生き残りをかけていくというような企業戦略であれば，やはりそこに一定の雇用というものが生じるわけでございます。仮に，指宿市でそういう移設の場合は一切，人数が減った場合にはだめだというような規定をしてしまいますと，やはり県内の19市の中では，9市が，1市が3名以上，8市が5名以上というような奨励条例を設置しておりますので，じゃ，極端にいえば隣の市に進出すれば，完全に明らかにこれはもう新設になるわけですので，そういうような企業の起業マインドというものも発生すると思います。そういう意味では，やはりある一定の人員が確保できる，ある一定と，今の現在で言えば移設の場合は10名以上ですけれども，10名以上の雇用が確保できるのであれば，やはり指宿としては産業振興を図る上で，この条例は必要であるかというふうに認識しております。

○議長（新宮領進）　以上で，通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号を除く6議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第56号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますよう，お願いいたします。

△　新たに受理した請願1件上程（委員会付託）

○議長（新宮領進）　次は，日程第19，新たに受理した請願1件を議題といたします。

新たに受理した請願1件については，お手元に配布の請願文書表のとおり，文教厚生委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（新宮領進）　次は，日程第20，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は，本市をはじめ，県内全市町村で構成し，後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により，市議会議員から6名を選出することになっております。現在の広域連合議会議員が平成27年7月1日をもって任期満了となることから，候補者受付の告示を行い，届出を締め切ったところ，7人の候補者がありましたので，同規約第8条第2項の規定により，選挙を行います。

この選挙は，同条第4項の規定により，全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので，会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては，会議規則第32条の規定にかかわらず，有効投票数のうち，候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，選挙結果の報告につきましては，会議規則第32条の規定にかかわらず，有効投票数のうち，候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は，投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（新宮領進）　ただいまの出席議員は，20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

（候補者名簿配布）

○議長（新宮領進）　候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（新宮領進）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（新宮領進）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが，念のため申し上げます。

投票は，単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので，投票用紙に記載の上，順番に投票願います。

（投票）

○議長（新宮領進）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

○議長（新宮領進）　これより，開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により，開票立会人に高田チヨ子議員，森時徳議員，髙橋三樹議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（新宮領進）　選挙結果を報告いたします。

投票総数20票，これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち，有効投票数20票，無効投票0票であります。

有効投票中，前之園正和議員7票，菊永忠行議員13票。

以上のとおりであります。

△　散　会

○議長（新宮領進）　以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会　午前１１時５３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　長　　新宮領　　進

議　員　　浜　田　藤　幸

議　員　　東　　伸　行

第　２　回　定　例　会

平成 27 年６月 18 日

（第２日）

第２回指宿市議会定例会会議録

平成27年６月18日　午前10時　開議

〜〜

１．議事日程

○日程第１　　会議録署名議員の指名

○日程第２　　一般質問

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員

１番議員	外　薗　幸　吉	２番議員	臼　山　正　志
３番議員	恒　吉　太　吾	４番議員	井　元　伸　明
５番議員	吉　村　重　則	６番議員	西　森　三　義
７番議員	浜　田　藤　幸	８番議員	東　　伸　行
９番議員	高　田　チヨ子	10番議員	森　　時　徳
11番議員	髙　橋　三　樹	12番議員	福　永　徳　郎
13番議員	前　原　六　則	14番議員	松　下　喜久雄
15番議員	前之園　正　和	16番議員	木　原　繁　昭
17番議員	中　村　洋　幸	18番議員	新川床　金　春
19番議員	下川床　　泉	21番議員	新宮領　　進

１．欠席議員

な　し

１．地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊　留　悦　男	副市長	渡　瀬　貴　久
副市長	佐　藤　　寛	教育長	西　森　廣　幸
総務部長	髙　野　重　夫	市民生活部長	牟　田　浩　一
健康福祉部長	下敷領　　正	産業振興部長	廣　森　敏　幸

農政部長	新留幸一	建設部長	山下康彦
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	有留茂人
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路　潔	財政課長	上田　薫
市民協働課長	下吉一宏	税務課長	中村　孝
環境政策課長	井手久成	長寿介護課長	西　浩孝
観光課長	今柳田浩一	農政課長	松澤敏秀
土木課長	黒木六海		

１．職務のため出席した事務局職員

事務局長	森　和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△　開　　議　　午前１０時００分

○議長（新宮領進）　ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので，これより本日の会議を開きます。

△　会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進）　まず，日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，福永徳郎議員及び前原六則議員を指名いたします。

△　一般質問

○議長（新宮領進）　次は日程第2，一般質問を行います。質問の通告がありますので，順次発言を許可いたします。

まず，臼山正志議員。

○２番議員（臼山正志）　皆さん，おはようございます。議員番号2番，指宿大好き，元気とやる気が取り柄の臼山正志です。前回に引き続いて一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年の2月，初当選させていただき，ちょうど1年前の6月議会で初めて一般質問をさせていただきました。そのとき，冒頭で市民の皆さんより負託を受け，今，こうしてこの場に立てたことに感謝し，また，職責を十分に全うしなければならないと感じています。そして，皆さんと共通の目的，目標であります指宿の発展，活性化のために全力で，本気でまい進していく所存でありますと言ったことを思い出します。1年経った今も，その気持ちはいささかも変わらず，むしろ強くなったように思います。先の3月議会において，全会一致で可決され，4月1日より指宿市議会基本条例が施行されました。この条例は，市議会が担う役割を果たすための基本的事項を定めることにより，市民の負託に応えるとともに，議会の活性化を図り，開かれた議会を実現することを目的としています。その中で，市長以下執行部の皆さんが，恐らく待ち望んでいたであろう反問権が付与されました。第13条第2項に，市長等は議長又は委員長の許可を得て，議員からの質問等に対して，より論点，争点を明確にするため，反問することができると明記されています。これまでの一方通行の一般質問ではなく，反問権を付与することによって論点が明確になり，掘り下げた議論が期待できます。そして，議員自らも市政に対する更なる研さんが求められます。せっかく反問権が付与されたわけですから，執行部の皆さんには大いに活用していただき，私たち議員とともに市民に分かりやすい，質の高い議論になるよう努めてもらいたいと思います。

それでは，通告に従って1回目の質問に入りたいと思います。

まず，1点目でありますが，小学校プール開放について，この件は昨年の6月議会において

同様の質問をさせていただきました。一昨年の平成25年度までは，教育委員会が事業主体となり，各小学校のＰＴＡから選出された監視員に委嘱するという形で行われていたものが，昨年の26年度から事業主体が各小学校ＰＴＡとなったことで，プール開放の実施が困難になるのではないかといった内容だったわけですが，実際，昨年度の実施状況はどうだったのか。事業主体が教育委員会だった25年度までと比べてどうだったか。また，今年度の実施予定はどうなっているか，お尋ねいたします。併せて，論点を明確にするため，事業主体が各小学校ＰＴＡとなった経緯についても，再度お尋ねします。

次に2点目，指宿商業高校についてでありますが，これも先ほどの小学校プール開放についてと同様，昨年の6月議会において一般質問をさせていただきました。これまでも何度か質問させていただいております。先日行われました鹿児島県高校総体において，女子ソフトテニス部が団体優勝するなど，生徒たちは日々，部活動や資格取得に向けて一生懸命頑張っているようで，非常にうれしい限りです。しかし一方で，今年度入学した1年生が定員を大きく下回るなど，今後，更に少子化が予想される中，生徒の確保が今後できるのかといった大きな課題も出てきております。そういう中，現在の指宿商業高校の状況はどうなっているか，お尋ねいたします。

これで，1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　まず，指宿商業高等学校の現況等について，答弁をさせていただきます。指宿商業高等学校の生徒数は1年生が164人，2年生が195人，3年生が174人の合計533人が在籍をしております。最近5年間の出願状況等につきましては，平成23年度が1.15倍，24年度が1.14倍，平成25年度が0.92倍，26年度が1.21倍，27年度が0.81倍でございます。平成25年度と27年度においては，定員割れをしている状況であります。部活動等の成績，そして活躍状況につきましては，ただいま議員が申し上げたとおりでございまして，女子ソフトテニス部が5年振りに県高校総合体育大会で団体優勝し，8月に奈良県で開催されます全国大会への出場が決定をしております。また，ワープロ部につきましても個人の部で全国大会への出場，陸上部においては南九州大会へ出場する生徒もおり，今後の活躍が大いに期待されるところであります。

学校のプール開放についてでございますけれども，昨年度の状況，ＰＴＡが事業を実施するに至った経緯等につきましては，教育部長に答弁をいたさせます。

○教育部長（浜島勝義）　小学校のプール開放についてのお尋ねですが，まず，ＰＴＡが事業主体となった経緯についてお話しいたします。まず，25年度までプール監視員に市が直接謝金を支払う方法や，プール監視をＰＴＡに有償で委託するなどの方法でプール開放を行ってきたところでございます。このような中，平成23年度に発生しました大阪府泉南市の死亡事故を受けまして，警察庁及び文部科学省からプール監視業務を外部委託する場合の留意点が示されたところでございます。内容といたしましては，プール監視を有償で委託する場合，受

託者は警備業の認定を受けていること，プール監視を受託する警備業者にプールにおける安全確保に資する資格者の配置を要請している，ということでございました。ただし，保護者等がボランティアで学校のプール監視を行う場合などは，警備業法の適応外で違法ではないというものでございます。このようなことから，本市のプール開放の在り方を検討した結果，小学校のプール開放は子供の遊び場の確保が目的であること，県内のほとんどの自治体において，ＰＴＡが事業主体となり行っていること，プール監視を有償で委託する相手方がいないことなども総合的に考慮して，本市もＰＴＡ主体でとの判断をしたものでございます。この件につきましては，25年度中と26年度当初に校長会，教頭会，ＰＴＡ役員の皆様方に説明を行い，昨年度からＰＴＡ主体でのプール開放が実施されているものでございます。

続きまして，今年度の小学校プール開放につきまして，事前に実施希望を取りましたところ，本年度の実施校は指宿小学校，今和泉小学校，池田小学校，山川小学校，徳光小学校，利永小学校，開聞小学校の7校で，7校とも昨年に引き続き実施という状況でございます。ＰＴＡ主体となる前の小学校プール開放の実績でありますが，24年度実施しておりますのは12校中11校，25年度は全ての小学校において実施されております。25年度は1校当たり約15回実施し，利用人数は延べで3,487人，1校1回当たり平均利用人数は約19人となっておりました。以上です。

○２番議員（臼山正志）　それでは，2回目の質問に入りたいと思います。今，学校プール開放について，昨年度の実施状況，今年度の実施予定などについて答弁していただきました。ＰＴＡ主体になってから，やはり，かなり実施するところが減ってきているようでありますが，ここでプール開放のまず目的は何か。そもそも，このプール開放を必要と思っているのかどうか，この点についてお尋ねいたします。

○教育部長（浜島勝義）　プール開放の目的についてでありますが，指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例で，学校教育に支障のない範囲内において学校の体育施設を市民に供することにより，子供の遊び場の確保と社会体育の振興を図ると定めていることから，小学校のプール開放は子供の遊び場を確保しようとするものであります。教育委員会といたしましても，学校体育施設の有効利用を図り，夏季休業期間中における子供の遊び場を確保することで児童や保護者の利用が図られることは，親子が水と触れ合う場や水に対する安全知識を習得する機会として必要であろうと思っております。以上です。

○２番議員（臼山正志）　プール開放の主な目的は子供の遊び場を確保する。それから，必要かどうかということに対しては，やはり必要だというような答弁だったと思います。必要であると思っているのであれば，実施できていない学校も実施できるようにするべきだと，私は考えております。一つの提案として，前回質問させていただいたときにも話をしたと思いますが，やはりＰＴＡ主体になったことで事故があったときの責任問題，やはりＰＴＡが負わないといけない。やはりその点が大きいかと思います。そこで夏休み，学校にいらっしゃる

先生方もＰＴＡ会員として，積極的にこのプール開放に協力すべきではないかと考えています。昨年質問した際の答弁で，この件に関して，目的が遊び場の提供であれば，業務外に当たり協力できない。勤務時間内にＰＴＡ活動に関わるということは，非常に厳しい面がある。ＰＴＡは本来，社会教育団体としての性格を持つ以上，ＰＴＡ自体の仕事を教員が行うことは教員の職務と言えないといった先生方の協力できない理由を挙げていました。業務外というなら，関係条例の改正等をして，遊び場の提供だけの目的ではなく，教育の場として位置付けるなど，ふだんから子供たちと接し，子供たちのふだんの行い，それから，水泳に関しての泳力等を把握している先生方が，積極的に協力できるようにできないかどうか，この点についてお尋ねいたします。

○教育長（西森廣幸）　学校体育施設の開放は，学校教育に支障のない範囲内において，学校の体育施設を市民に供することにより，子供の遊び場の確保と社会教育の振興を図る目的から行っているところであります。教育委員会としましては，学校の体育施設を積極的に有効活用させることで，子供の遊び場の確保や社会体育の振興が図られるように努めているところです。教員がＰＴＡ事業としてのプール開放に当たり，勤務時間中に保護者と一緒になっての監視はできませんが，水質検査や消毒剤の投入，また，子供たちへの励ましの声掛けなどはかねてから行っているところであります。なお，教職員の勤務に関する定めについては，鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例等に規定してあることから，本市の条例では対応できないところでございます。以上でございます。

○２番議員（臼山正志）　県条例によるものであり，本市の条例では対応できないということですが，本当にできないのか，少し今，疑問に感じたところです。本気でやろうとしていないだけではないかなと，今私は感じております。先日，福島県喜多方市に所管事務調査に行ってきました。子供たちに本当の生きる力を身に付けてほしいと，喜多方市の17校全ての小学校において，苗作りから除草や収穫，調理，加工までの一連の作業を体験させる農業科の授業を実施していました。ほかの地域でも特色ある教育活動を実施しているところはたくさんあると思いますが，指宿市でも特色ある教育活動ができるのではないかと考えています。その一つがこのプール開放。ほかの県は，ほかの自治体はどうであれ，指宿市はプール開放について先生方が積極的に関わると，そのような特色ある活動もあっていいのかなと。また，そういう観点からも，プール開放が大事であると思うのであれば検討するべきではないかと思っております。今後，このような状況が続けば，プール開放の実施を継続することは非常に厳しいと思いますが，このことについてどうお考えでしょうか。

○教育部長（浜島勝義）　何回も繰り返しますが，小学校のプール開放は学校の体育施設を開放することによって，子供たちの遊び場を確保するものであります。教育委員会といたしましては，今後も学校体育施設は学校教育に支障のない範囲において，利用できる状況であれば積極的に利用していただけるよう努めていきたいと考えております。また，実施する団体等

に対しましては，水難事故防止講習を含んだ心肺蘇生法講習会を実施するなど，安全対策の面からサポートしてまいりたいと考えております。

○２番議員（臼山正志）　先生たちの日頃の学習，教育活動に支障のない範囲でということが何回か出てきますが，どのような支障があるのか聞きたいところではありますが，恐らく，答えもあまり返ってこないかなと思いますので，その点は今回は聞きませんが，指宿には皆さんも御存じのとおり，市民プール，あるいはその競技ができるような正式なプールも持っておりません。前回の質問に対しての市長の答弁で，ほかの自治体はほぼ整備されていると。そういう意味では指宿は遅れているのかなと。また，以前からプールに関しては，設置をしてほしいというような声があったかと思います。しかも，海水浴場もここ数年ありません。観光地，南国指宿にとって海水浴場がないということは非常におかしなことで，違和感のあることではないでしょうか。交通事故，水難事故防止委員会等がございますが，その中でも何ら，今後，海水浴場をもう一度復活させようとかいうようなことも，声も出ない状況ではないかなと思っております。そういう状況の中で，ＰＴＡ主体にしてプール開放を継続することが難しくなってきている。やはり大人として，あるいは行政として，最低限の環境整備だけはしないといけないかなと思っております。改めて確認いたしますが，今後，このプール開放を続けていくお考えが本当にあるのかどうかお尋ねいたします。

○教育部長（浜島勝義）　先ほども答弁いたしましたが，教育委員会といたしましては，学校体育施設の有効利用を図り，夏季休業期間中における子供の遊び場を確保することで，児童や保護者の利用が図られることは大変いいことだと思っておりますので，引き続きプール開放は実施していきたいと思っております。

○２番議員（臼山正志）　引き続き，できるだけ継続可能なバックアップをしていただきたいと思います。

昨日の新聞に，東京オリンピック，パラリンピックの合宿誘致，鹿児島県11市町村検討という記事が出ておりました。その中に指宿市も入っておりました。指宿市は，以前からスポーツ合宿等が盛んなところであると思っております。体育施設のすぐ近くに宿泊施設がある。これは全国的に見ても，非常に環境のいいところではないかと思っております。ただ，体育施設，どれを見てもかなり年数が経っており，老朽化をしております。2020年，東京オリンピック，パラリンピック，そして鹿児島国体が開催されますが，これを機に，全てとは言いませんが，やはり当然，今，執行部の皆さんで検討されているとは思いますが，ただ単に市民プールを造るという観点ではなくて，陸上競技場周辺に，今，足りてないのは，恐らくプールは挙げられると思います。プールを造ることで，陸上競技場周辺に体育施設，いろんな施設が集約される。そういう環境づくりをすれば，おのずとスポーツ合宿が増えてくるのではないかと思っております。そうすることで，ただ単に子供たちの遊び場の提供のためだけの市民プールの整備ではなくて，やはり指宿市にとっても経済効果のある，いろいろな

期待，効果が生まれてくるのではないかと思っておりますが，ここは市長に，是非答弁をお願いしたいと思いますが，この市民プール，私の中では市長は造りたいと以前から言っておられたと思っています。その中でも，鹿児島国体，この2020年のこういう年を，やはり，機にやらないと，もうこれから先，造れないではないかというお話しも，以前聞いたことがあります。その点について，市長のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○市長（豊留悦男）　今，ご質問をいただきました臼山議員と思いは全く同じでございます。市営プール，市民プールを含めて，総合的なスポーツ施設の整備というものは，極めて大切であろうと思っております。指宿，それはスポーツ合宿のメッカでもあります。温泉を利用した様々な，リハビリを含めてスポーツ合宿においでくださった方々は，指宿のよさというのを十分知っております。そういう意味で2020年を目途に様々な合宿を誘致しなければならないと思います。子供たちのプール開放も極めて大切であろうと思っております。具体的な場面で，私も学校におりましたので，一緒に考えてほしいと思うことが一つございます。プール開放事業，全ての学校でやりたいというのは教育委員会も市も同じであります。10校でしますと，恐らく監視員が20人必要であろうと思います。20人を募集するときに，現実的には大学生がほかの地域では，この監視員として手を挙げてくださいます。恐らく今頃でありますけれども，募集をした監視員に心肺蘇生を含め，様々な講習を受けていただきます。そして，その講習を受けた後にプール開放の責任者として，事故を起こさない対策を練りながら，市がその監視員にお願いをするわけでありますけれども，鹿児島市においてもなかなか人が集まりません。それは，毎日決まった時間に大学生が行けるという現実がないからであります。そういう意味でスポーツ，いわゆる学校の社会体育としての施設開放においては，ＰＴＡの専門部活動の一環としてやっていただいているわけであります。恐らく各学校では保健体育部の年間計画の中に，夏休みにおける，長期休業中におけるプール開放事業というのを位置付けてあろうかと思っております。そういう意味で，指宿はＰＴＡ，つまり各学校の取組に期待をしているところであります。決して市としてＰＴＡ任せになっているわけではありません。先ほど市として条例ではできないという話も，教育委員会としていたしましたけれども，それはそのとおりでありまして，教員の勤務時間等については条例ではできません。法で決まっているわけでございますので，それに反した条例はつくれないわけであります。ただ，できるとすれば，スポーツ少年団とか子供会等で先生方が一緒に参加しますけれども，そのときには特別休暇，特休という手続きで参加するという方法もございます。いろんな参加，教員を含めて子供たちの健全育成，そして遊び場の提供というものにつきましては，できる可能性は学校としては残っていると思いますけれども，長期休業中は先生方も研修があったり，様々な会がございますので，計画的な位置付けというのは教員はできないだろうと私は思います。そういう意味から，この開放，特に子供たちの体力向上や遊び場の確保という面で，総合スポーツ施設の整備というのは，今後避けて通れないと私は思ってお

ります。小学校の水泳記録会にいたしましても，様々な水泳の大会にしましても，本市においてはある学校のプールをお借りしております。恐らく県内では珍しいだろうと思います。そういう意味から，プールを含めた総合的な体育施設の整備というのは，考えていきたいと思っております。

○２番議員（臼山正志）　なかなか先生方の県での決まり，いろいろな時間等の問題があるようでございますが，できるだけ子供たちのためにプール開放，継続できるように考えていただき，一方で先ほどすばらしい市長の答弁にありましたように，総合的体育施設の整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは，指宿商業高校についての2回目の質問に入りたいと思います。1回目の質問の答弁で，指宿商業高校の現状について説明いただきましたが，この中で，やはり一番大きく気になるのが定員割れでございます。平成25年と今年度，27年度が定員割れをしているということでありました。指宿商業高校は過去を遡っても定員割れをあまりしていない，この南薩地域では唯一と言っていいぐらいの恵まれた学校だと思っております。昨年が倍率1.21，恐らくこれは指宿商業高校，野球部が九州大会に行ったということも背景にあるのではないかと思いますが，今年，27年度0.81倍。1年生の数が164名，200人定員に対して164名。あと4名ほど減ってしまうと，5クラスあったものが1クラス減になるかと思うぐらい，非常に落ち込んでおります。そういう状況にあって，前回の3月議会の中でもこの話はさせていただきましたが，全く動きがないように感じております。山川高校が統廃合の問題があって，そういう話が上がってから検討委員会を立ち上げたと，恐らく時間的にも遅かったのではないかと，皆さん思っていると思います。できるだけ早く手を打たないといけない状況。昨年3月議会のその質問の中でも答弁で，なぜこの定員割れをしたかの原因について答弁いただきましたが，一つは，やはり子供たちが減っている。あるいは鹿児島市内の高校に流れていっているというような，今起こったことでもない，前から起こっていたことのような内容の話をいただきました。一つは，高校の授業料無償化，私立に対しての助成制度があって，私立に行く金銭的なハードルが下がったことで，私立の学校に非常に流れているように感じています。実際，私の息子も今，私立の高校に行っているんですが，公立の高校と比べると大きく，私自身，違うと感じております。それが何なのかというのは，ここではなかなか言えないところではありますが，子供たちは少なくなっていっても，魅力ある学校づくりをやっているところには，子供たちはおのずと集まっていっているように感じております。その中で，指宿商業高校の今後を考えて，これからちょっと質問させていただきたいと思いますが，今の学校の整備状況，それから今後の計画について，どのようになっているか質問いたします。

○教育部長（浜島勝義）　指宿商業高校の施設整備につきましては，計画的に整備を行っているところでございます。平成26年度には，校舎の耐震補強工事及び校内のグラウンドと第2グ

ラウンドの整備を実施したところでございます。今年度は管理棟の和式トイレを一部，洋式化への改修工事のほか，体育館と武道館の非構造部材の耐震補強に係る設計業務を委託する予定でございます。次年度につきましては，文書処理実践室のパソコンの更新及び体育館と武道館の非構造部材の耐震補強工事等を実施する計画で，今後も年次的，計画的に施設設備の整備を進めていきたいと考えております。

○２番議員（臼山正志）　耐震補強とグラウンドの整備を実施したと。それから耐震補強でしたかね，を計画しているということでしたが，今回先ほど話をしましたとおり，ソフトテニス部が全国大会に行くことになっております。指宿商業高校は全国大会も過去数回出場している，すばらしい部活動でございます。現在，外部講師である大迫先生が一生懸命指導されてくれているおかげだと思いますが，その指宿商業高校のテニスコートですね，今，第2グラウンドに2コートしかありません。なかなか財政的に厳しい中，それを整備するということは難しいかと思いますが，せめてテニスコートのナイター設備，これは以前から部長等にお願いをしていましたが，このナイター設備の計画は上がってないんでしょうか。どうなっているか答弁お願いいたします。

○教育部長（浜島勝義）　その件につきましては，議員からの要望等もありまして，把握はしているところでございますが，やっぱり学校の整備は財政的な面もありまして，やっぱり整備の優位な順番とかいうのもございますので，今年，来年という計画には，まだかかってはおりません。

○２番議員（臼山正志）　一生懸命頑張っている部活動でございますので，できればご褒美の意味も込めて早めに部活動のできる環境づくりをですね，していただきたいと思います。これに関連して，先日か先々日だったかと思いますが，市長のところに報告があったと，生徒たちが来て優勝報告があったと思いますが，その中で，市長がスポーツ・文化振興基金ができたというお話をされたと聞いております。このスポーツ・文化振興基金を，今回女子ソフトテニス部に対して適応，当然されると思いますが，改めてその点についてお伺いいたします。市長にお願いいたします。

○市長（豊留悦男）　昨日，指宿商業高等学校の軟式テニス部の方々が表敬訪問していただきました。地元紙に載った新聞記事であります。これだけのスペースで，指商5年振りＶ，団結力武器，勢いに乗るという，この記事を見たときに，中学生で軟式テニスをしている人たち，よし，指商に行こうと思った人はたくさんいるのかもしれません。高校は定員募集のために，体験入学や学校訪問等を繰り返し行っておりますけれども，一番，子供たち，中学生が行きたい学校というのは，この高校に行ったら自分の実力が十分発揮できるという，その学校を当然選ぶだろうと思います。そういう意味で指宿商業高等学校は軟式テニス部というのは伝統のある学校であり，そして様々なスポーツや文化面でも活躍をしている学校であります。指宿商業高校だけではなくて，山川高校，指宿高校を含めて，子供たちが本当に指宿

にある高校に通って良かったと，そのおかげで頑張ったらスポーツや文化の支援，いわゆる基金からの応援が受けられるという，そのことを後輩に話してほしいという意味があります。今回このテニス部のメンバーの中には，東谷山中，福平中，喜入中，枕崎の別府中と，様々な学校から指宿商業高校に軟式テニスをやりたいという強い思いの子供たちが入学してくれました。恐らくこの子供たちの出身校である中学校では，応援をしてくださっているであろうし，先輩みたいに頑張ろうと思って指宿商業高校に願書を出す生徒も，恐らく増えるだろうと予想しております。頑張った子供には頑張ったなりに，やはりその頑張りを讃える取組として，文化・スポーツ基金というものを1,000万円，議会の皆さんのお力をいただき創設をいたしました。頑張ってくれと，奈良県で頑張ってくれという応援とともに，この子供たちが必ず指宿という名をその会場で知らしめてくれて，指宿の良さをアピールしてくれるであろうと思っているわけであります。恐らく全国大会では地元紙はもちろん，スポーツ紙や地元の新聞や様々なところで，その活躍の様子が紹介されるであろうと思っております。そういう意味では，観光指宿のＰＲにもなるだろうし，指宿の良さを子供たちが，このテニス部の子供たちがＰＲしてくれる貴重な機会でもありますので，この振興基金というものについては，そのように頑張ってくれる子供たちには，この基金からの支援をしたいと思っております。また，ワープロでも全国大会に行く子供がおります。陸上でも行く子供がおります，南九州大会に。つまり，陸上ですと，陸上競技場で指宿商業高校と，指宿市立指宿商業高校という選手紹介のアナウンスが流れるだろうと思います。つまり子供たちが率先して自分のこの指宿をＰＲし，出身校の名誉にかけて頑張る姿，それを応援するというのは市民として，行政として当然であろうと，そのように考えておりますので，この振興基金の使途につきましては，議会の皆さんの協力，そして市民の協力を得ながらやってまいりたいと考えております。

○２番議員（臼山正志）　非常に熱い思いを語っていただいて，本当にありがとうございます。本当に指宿商業高校の子供たちは，一生懸命頑張っております。親である指宿市がもっともっとサポートすれば，もっともっといい学校になると思っております。そこで指宿市立高校である意義について，ちょっとお伺いいたしたいと思います。指宿市立である指宿商業高校の現状をですね，どのように捉え，今後，指宿市にどのように生かせるのか，市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育長（西森廣幸）　指宿商業高校は県内唯一，単独の商業高校であり，地域に密着したビジネス教育などの先進的な取組は，全国でも高い評価を受けております。また，指宿駅で観光客にお茶を振る舞うＩＣＰ指宿茶いっぺプロジェクト活動は，おもてなしの心や指宿の良さを広く発信するものであり，生徒たちの指宿に対する郷土愛と職業観を高めるとともに，指宿の観光産業の活性化にも寄与しています。また，山川みなと祭り等の地域行事に参加して，書道などのパフォーマンスを披露することなどは，地域の方々に元気や感動を与えてい

ます。このように，これまで先輩方が築いてきた指宿商業高校の良き伝統や校風を引き継ぎ，将来の指宿を担い，社会に貢献できる数多くの人材を輩出することは，本市に大きな活力を与えるとともに，市全体の活性化につながるものであり，ここに市立高校の意義があると考えます。さらに，商業高等学校が存在することで，中学生の進学の選択肢を広げることにもつながり，市立高校としての意義があると考えているところです。教育委員会では，主要施策の中に魅力ある高校づくりを掲げ，教育環境の整備や予算措置の面で指宿商業高校を支援しているところでございます。今後も国際化・情報化社会の急速な進展の中で，指宿商業高校の担う役割はますます重要になってきますので，市としてもより一層の連携と支援に努めてまいりたいと思っております。

○２番議員（臼山正志）　指宿商業高校は指宿市にとって，大切であると，大事であるといった内容だったかと思います。そうであればなおさらですね，現場まで，あるいは指宿市民に対して，その思いをですね，発信していただきたいと思っております。なかなか施設整備とかお金の掛かることには，できないことも多々あろうかと思います。ただ，思いを伝えることは，すぐできるかと思います。やはり指宿商業高校，私も今，ＰＴＡのＯＢ会で活動させてもらっております。なかなか市のそういう思いがですね，現場まで届いてないように感じております。今回の指宿商業高校，ソフトテニスが優勝したときに，もっともっとＰＲしてもよかったんじゃないかなと。今後また，できる機会も多々あるかと思いますので，できるだけ思いを伝えていただきたい。そして，いまだに指宿商業高校が，一部の方だと思いますが，指宿市立ではないと，あそこは今和泉のもんだというようなですね，昔の話をされる方もいたり，あるいは指宿市立というのが市民に浸透してないんじゃないかなと。60数年経っていると思いますが，本当に不思議な状況が起こっているかと思います。先ほど市長の答弁の中で指高，山川高校も含めてというお話しもありました。当然それも必要かと思います。何度か，私が一般質問させていただいた中で，常々言っていることが，指宿商業高校は指宿市がしてあげないと県は施設整備も含めてしてくれません。やはりそこはある程度区別，区別と言いますか，優先的に指宿商業高校に対して厚い支援をしていただきたいと思っております。

今後の指宿商業高校についてでありますが，まず先ほど来，話をしております定員割れについて，今後どのような対策をしようとしているのかお尋ねいたします。

○教育長（西森廣幸）　指宿商業高校では，定員割れの解消に向けて，第1には夢を持った生徒たちが多く集まるように，ビジネス教育の充実を図りながら基礎学力の向上や上級資格取得の推進に努め，生徒一人ひとりにより高い専門性を身に付けさせるとともに，国公立大学の推薦入学が増えるように，さらに魅力ある学校づくりを進めております。第2には，文化・スポーツの各種部活動においても，指宿市スポーツ・文化振興基金を活用するなどして，全国でも通用する高い技術と粘り強い精神を持った生徒やチームを育成し，生徒が達成感を味

わい保護者や地域の期待に応えられるように，部活動の充実にも努めているところです。第3には，指宿商業高校の教育活動について，広く情報発信をすることが重要なことから，各中学校への学校説明会には，当該中学校の卒業生を同席させたり，中学校ＰＴＡからの視察を積極的に受け入れたり，指宿商業高校教諭による中学校での出前授業を実施したりしています。また，地域ＰＴＡにおいては，保護者と連携しながら学校の紹介を行っているところです。教育委員会としましては，校長研修会等でこれまで以上に指宿商業高校の取組状況を周知するとともに，中学校での進路指導の充実を図り，定員割れ解消に向けた学校の取組を支援してまいりたいと思っているところでございます。

○２番議員（臼山正志）　早急にですね，取り組んでいただきたいと思います。ただ，今のお話しだと，恐らくほかの学校でも同じようなことは，当然されているかと思います。やはり特色ある学校づくり，魅力ある学校づくりをするには，一歩も二歩も踏み込んだ形で，今は恐らく，指宿商業高校学校長にある程度学校運営の方はお任せをしているような状況かと思いますが，指宿市にとって指宿商業高校は大事だというようなお話しもありましたとおり，指宿市としてもっと踏み込んだ形で，教育機関ではありますが今後の指宿の将来を担う子供たち，その子供たちを指宿に住んでもらおうというような，少子化対策と言いますか，生産年齢，これから少なくなっていくと，いろんなところから話を聞きます。指宿商業高校が指宿市はありますので，社会に近い年代の子供たちがすぐ目の前にいます。あとは受皿，雇用だったり住む場所，いろんな環境づくりをしていかないといけないと思いますが，是非これまでのどこの，ほかの学校と同じような感覚で見るのではなく，これからの指宿の発展のためにという観点からですね，もっと踏み込んだ形で考えていただきたいと思います。今のいろんな対策を講じていこうというお話しでしたが，一つの提案ですが，島根県の県立隠岐島前高校というところを皆さん御存じかと思いますが，小さな学校で生徒数が30人を切って統廃合が叫ばれる中，このままではいけないと，やっぱり島にとってこの学校は大切だということで，島前高校魅力化プロジェクトが立ち上がって，難関大学進学を目指す特別進学コース，それから地域づくりを担うリーダーを育てる地域創造コースなど特色ある学科を新設し，現在では半数以上の生徒が島外から来ているというような事例もあります。やはり指宿商業高校の今後を考える上で，今の商業科一辺倒でいいのか。そういうところからも議論をしていかないといけないかなと私は感じております。指宿は観光立市，そういう基幹産業を生かすのであれば，観光科をつくったりとか，あるいは何でしょうかね，今，体育が，部活の生徒が本当に活発に活躍しておりますが，体育科を設置するとか，やはりそういったところも考えていかないと思いますが，最後にこの点について，市長，答弁お願いいたします。

○市長（豊留悦男）　臼山議員から子供たちに対する期待，指宿商業高等学校に対する期待，熱いものが伝わってまいりました。児童数，生徒数が減るから定員割れをするというのは，一方では真実でありますけど，他方ではそれではありません。子供が減っても，中学生の数が

減っても，魅力のある行きたい学校であれば，定員割れすることはないだろうと思います。そのために，先ほどテニス部の事例を紹介いたしましたけれども，もし指宿商業高等学校から甲子園出場があったとするならば，2時間，ＮＨＫのテレビで映るわけであります。全国からその様子は見ている。そして子供たちもその様子に感動し，よし，指宿商業高校に行って野球を頑張ろうと，テニスを頑張ろうと言うはずであります。つまり，この学校，指宿商業高校がどのような教育課程を組み，部活動でどういう実績を上げ，そして文化でもスポーツでも自分の個性が発揮できて，行きたい学校だと子供たちに強く訴えるならば，必ず学校は活性化するであろうし，定員割れというのも当然解消されるであろうと思います。そのために，今後5年10年，指宿商業高校をどうしていくのかいうことについては，ここにいらっしゃる議会の皆さん，市民の皆さん，子供たちの思いを聴きながら考えていくべきであろうと思います。ただ，高校の教育課程等の編集については，やはりこの高校の教育課程に基づいたものが求められます。学科の再編についても，全体的な高校の学科の在り方というものについても配慮しなければなりません。しかし，商業高校，市立の高校として，市で力強く様々な在り方を検討するというのは極めて大切であろうと思いますので，今議員からいただいた意見等を大切にしながら，指宿商業高校を含めた，山川高校を含めた，指高を含めた，この在り方については総合的に考えてまいりたいと思います。

○２番議員（臼山正志）　是非，今後検討していただきたいと思います。また，私たち議会の方でも，今後の指宿商業高校，あるいは指宿高校，山川高校も含めた形でよりよい方向に向かっていくための検討をしていかなければならないと思っております。

これで，一般質問を終わります。

○議長（新宮領進）　暫時，休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０９分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，前原六則議員。

○１３番議員（前原六則）　おはようございます。梅雨の時期とはいえ，県内各地では例年の3倍から5倍もの雨量を記録していますが，梅雨が明けるまで人や家屋，崖崩れ等による大きな被害が起きないことを願っている次第でございます。

では，質問に入ります。

まず，まち・ひと・しごと創生法について12月議会で質問したわけでございますが，ＴＰＰ対策を考えて，地方版創生総合戦略の作成での取組状況は農業分野と観光分野はどのように進んでいるかお尋ねいたします。

次に，ごみ対策とごみ袋についてお尋ねいたします。まず，1人当たり1日のごみ排出量が，指宿市は1,039ｇであります。南九州市は860ｇで179ｇ少ないのであるが，指宿市と南

九州市，頴娃町の両焼却場施設への搬入物で，指宿市と南九州市におけるごみ収集内容の特徴は見出せないか。そして，団塊の世代が前期高齢者階層に入っているわけですが，今後，人口動態を考えた上で，家庭系ごみ量と事業系ごみ量の予想推移は，27年度第1回定例会議員懇談会説明資料のとおりでいいのか。指宿市は観光産業を振興して，市の発展を図っていかなければならないわけであるが，それに伴う事業系ごみに対する対策はどのようになっているか。

以上をお聞きいたしまして，1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　地方創生地方版総合戦略策定事業等についてのご質問をいただきました。これについてはＴＰＰ対策について，農業分野，観光分野へ併せてご質問をいただきました。地方創生地方版総合戦略策定事業における，まず農政関連の輸出促進対策の取組の状況について，ご回答をさせていただきます。今年，市では同事業を活用して，農産物の販売，流通，輸出について検討を行うため，いぶすき農協や県などの関係機関協力の下，協議会を設置したいと考えております。この協議会においては，日本貿易振興機構ジェトロや鹿児島経済研究所ＫＥＲから専門家をお招きし，輸出に関する研修会を開催する計画であり，輸出に興味を持たれている農業者や商工業者等にも広く周知を図っているところであります。また本市における輸出の取組状況等につきましては，これまでいぶすき農協や市の農業生産法人等の事業者がそれぞれに国内外のトレードフェアに参加するなどの取組を行っていただいておりますけれども，この協議会におきましても，香港，台湾，シンガポールなどを候補地として，農産物輸出に係る研修を行い，本市農産物の市場性や候補となりうる品目，販売の可能性について等を調査する計画を立てております。なお今後，海外輸出に向け検討している農業者や商工業者の方につきましては，県の鹿児島の食輸出拡大事業や本市の特産品販売拡大支援事業補助金等の活用も含め，輸出への取組を推進したいと思っております。

観光面についてでございます。香港における観光キャンペーン及び物流構築事業についてでございます。この事業は，鹿児島空港から直行便が就航している香港において，観光キャンペーンや物流の構築を図ることにより，誘客の増加，物流交流による新たな販路拡大を図ることを目的としております。本市が発起人となり，南九州市，南さつま市，南大隅町の3市1町が連携して取り組む事業でございます。日程につきましては，このキャンペーン，この農産物の海外販路拡大事業と併せまして，今年の8月10日から14日までの4泊5日で，参加者は3市1町の首長，行政職員，観光協会，商工会議所，商工会など，関係団体からおよそ23名等を予定をしているところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。以下，いただきました質問等につきましては，関係部長等に答弁をいたさせます。

○産業振興部長（廣森敏幸）　地方創生事業に係る観光事業分野として，少し市長の方からお答えをいたしましたけれども，その具体的な内容についてご説明，回答したいと思います。

香港等のところに行きましたときには，日本政府の観光局香港事務所や日本貿易振興機構香港事務所，そして鹿児島県香港事務所などの関係先を訪問し，意見交換を行い，今後の本地域の訪日外国人客誘客増加に向けた取組の協力依頼や物流構築に向けた情報提供，現地物流の状況などをアドバイスしていただく予定でございます。このほか，観光面に関しましては，香港の旅行会社を訪問し，同社において本地域が持つ多彩な魅力と素材や新たな観光ルート，ここでしか体験できないメニューなどを提案し，今後，更なる誘客と知名度向上に努めてまいりたいと考えております。また，物流面に関しましては，香港における本地域の一次産品や二次加工品などの需要について把握するとともに，物流ルートの調査や現地の仕入れ担当者など，物流関係者を招いた意見交換などを開催いたします。併せて，安心・安全な食材を試食していただき，産品の品質の良さを感じていただく取組などを予定しているところでございます。さらに，香港で8月13日から開催される香港フードエキスポ2015の視察を予定しているところでございます。この香港フードエキスポは，世界各国から1,000以上の出店者が集まり，最新且つ高素材の食材が出そろうアジア最大級のフードフェスタであります。会場では出店業者と現地の仕入れ担当者などとの商談会や出店業者と企業等を結び付けるマッチングサービスなどが行われるほか，各種物産展等も同時開催されており，世界中から集まる素材や商品，産品を直に見て感じることで，今後，香港で受け入れられる食品，食材等の調査，研究についても行うことができます。なお，翌年度以降につなげるため，12月を目途に成果報告書を作成し，3市1町それぞれが観光，物流両面における課題解決に向けた検討を行うと同時に，更なる観光素材の発掘や新たな体験メニューの開発，物流構築に向けた地元企業の育成，物流の調査などに引き続き取り組み，併せて本地域の知名度向上に向けたＰＲ活動も積極的に行い，香港からの観光客の増加と物流に係る新たな販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

○市民生活部長（牟田浩一）　指宿市清掃センターと山川・開聞地域，そして，南九州市頴娃町地域のごみを処理いたします頴娃ごみ処理施設の搬入物の内容についてのご質問がございました。両施設とも年に4回ほど搬入される可燃ごみのごみ質分析を実施しております。その結果を見ますと，平成26年度の平均値で申し上げますが，指宿市清掃センターが紙・布類が45.6％，ビニール・プラスチック類が19.9％，木・竹類が4.4％，生ごみ類が27.6％，不燃物類が1.6％，その他0.9％となっております。一方，頴娃ごみ処理施設でございますが，紙・布類が52％，ビニール・プラスチック類が20.2％，木・竹類が9.8％，生ごみ類が15.5％，不燃物類が0.1％，その他が2.4％となっております。

それと，今後の人口が減るということで，人口動態とごみ量についてのご質問でございますが，少子高齢化が進む中，人口減少はますます加速し，それに伴いますごみ量も減少することが予想されます。指宿広域市町村圏組合が，平成24年8月に策定しました新ごみ処理施設整備基本計画によりますと，広域圏域の人口については，平成23年度の実績が5万7,426

人，これが平成30年度には5万6,088人，平成35年度には5万4,429人となって，平成23年度と比較して2,997人，5.2％の人口減少が予測されております。一方，可燃ごみの焼却量でございますが，平成23年度の実績は1万7,565ｔです。これが平成30年度には，1万4,688ｔ，平成35年度には1万3,779ｔと，平成23年度と比較して3,786ｔ，21.5％を減少させることを計画して焼却炉の規模が決定しております。

それとあと，事業系の生ごみに対する取組についてのご質問でございますけども，ごみ量の減量，資源化のためには市民だけではなくて，事業者の協力が当然必要だと思っております。現在は，事業所系の生ごみ処理機の購入に対する補助制度を25年度から実施しており，平成26年度からは購入価格の40％の補助，上限200万円の補助内容となっております。また，これまで指宿市清掃センターと頴娃ごみ処理施設におきまして，収集運搬許可業者が搬入しましたごみ袋を開きまして検査を実施しておりましたが，本年5月からはこの検査の回数を月2回に増やして，監視の強化を図っております。そのほか，一般廃棄物収集運搬許可業者26社と市内の1,832の事業所に対しまして，文書によりましてごみの減量化，資源化についての協力依頼を行っております。今後は，市内の大型店舗や事業所へ直接出向きまして，ごみの減量，資源化のための分別指導や30・10運動を推進するために宴会等の幹事さん用のリーフレットを作成しまして，ホテル，旅館，飲食店等へ配布を行って，生ごみの削減の協力を呼び掛けてまいりたいと考えております。また，住民説明会を今年の4月から5月にかけて行ったわけなんですけども，この住民説明会の中で，企業への出前講座の要望も出されておりましたので，ごみの分別の仕方などについて，出向いて，今後説明をしたいと思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　これより，この席より質問を続けてまいります。地方版創生総合戦略の策定での取組状況の答弁に対しましては，続けていろいろとお尋ねしたいところですが，次の機会にすることとし，観光分野に関連して1点だけお聞きいたします。市内のある観光事業所の支配人と話をしている中で，インバウンド対策の一つとして指宿市内の高校生のアルバイト生を雇い入れて，お互いに生かす手立てはないものかと，そういうことが話題になりました。選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が昨日でありますが，17日午前，参議院本会議で全会一致で可決，成立いたしました。これで，国政選挙では来年夏の参議院選挙から18歳，19歳も投票ができるようになる見通しになりましたが，仕事を通して社会体験をすれば，政治的判断力もそうでありますが，何よりも将来の職業意識への芽生えも大きくなるのではないかと思うところです。そこで，市内の高校生のアルバイトに関しての取扱いは，どのようになっているかお聞きいたします。

○教育長（西森廣幸）　指宿商業高校では，教育的配慮からアルバイト規程を設けており，希望する生徒，保護者が許可願いを出した場合は，職員会議で許可基準を満たしているか話し合い，学校長が長期休業中のアルバイトを許可しています。また，土曜，日曜日のアルバイト

についても，家庭的に特別な事情のある場合に限り，許可をしているようです。しかし，平日のアルバイトについては，学業を優先するものとして認めていないところです。最終的にアルバイトを許可するかどうかは，学校長の判断となっているところでございます。

○１３番議員（前原六則）　ありがとうございました。よく内容を確認してから，また，いろいろと事業者とのですね，話，したいと，つないでいきたいと思っております。

次に，ごみ対策とごみ袋についての続きですが，頴娃地区は生ごみの量が少ない，最初予想したとおりでございました。やはり指宿市においては，このパンフレットによる平成25年度のごみ調査では18.5％というような状況でありましたが，今聞きますと26年度の調査結果は27％と，かなりこの生ごみの量が，割合が上がっているように感じるところでございます。このことに関して，それは頴娃地区においては事業系が少ないからなのか，また指宿の事業系の生ごみ量はどのような，26年度の推移はどのようになっていたか，お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　南九州市と指宿市の生ごみの割合とか，事業系の割合というご質問だったと思うんですけども，生ごみの分析については先ほど，焼却場ベースで申し上げましたが，私どもが把握しているその家庭系と事業系の割合を把握しておりますけども，まず指宿市が1人当たりに直しますと家庭系が701ｇ，1日にですね。それと事業系が338ｇ，計1,039ｇのごみの排出量です。一方，南九州市の頴娃，南九州市でございますが，頴娃町を含む南九州市でございますが，家庭系が568ｇ，事業系が292ｇ，合計860ｇの排出量となっております。これを見ますと，指宿市の事業系の割合は32.5％，南九州市の事業系の割合は34％で，この環境省が示したデータから見ますと，指宿市より南九州市の方が，事業系のごみの割合が高いというふうなデータが出ております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　それでは，ちょっと別な質問に入りますけれども，少子高齢化の進展で，特に団塊の世代が本格的な後期高齢者層に入ってくる5年後は市民全体の食生活スタイルが変わり，1人当たりの食材量も減り，予想されるごみ量は減ると思うが，議員懇談会で示された説明資料，それは織り込んでいるのか。それと，これはコンサルタントが作った資料なのか，それとも，自前の物なのか，そこも併せてお聞きいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　新ごみ処理施設の整備計画を策定したのは，指宿広域市町村圏組合でございますが，当然コンサルタントの支援も受けながら計画を策定したわけでございますが，先ほど申し上げたとおりですね，人口減少と併せて，ごみの減量化を含めた，ものを含めた中で，ごみを減量化させていかないといけないという基本計画を作った，その数値でございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　今後ですね，やはり交流人口，要するに観光客が指宿市，多くなると思っております。そこで，事業系の分別は徹底されているかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　事業系のごみについてもですね，先ほど申し上げましたが，生ご

みの処理機の補助制度の拡充を平成25年度からいたしました。それと併せてごみ処理施設での展開検査ですね，それもやっております。今後，30・10運動もやっていきたいと思いますので，現在のところ，なかなか減らないのは現実でございますが，そのような施策を取ってまいりたいと考えております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　今後，その事業系についてはですね，やはり，しっかりとやってもらいたいと思っています。あとほどまた，この問題については触れていきたいと思っておりますが，4月中旬からごみ処理と今後の取組についてというテーマで，地域ごとの説明会が行われたわけでありますが，開催の目的が燃えるごみの減量化対策を市民に周知することにあったと理解するところです。そこで，23年11月から12月にかけて行われた説明会も出席者が少なかったわけなんですが，今回の出席者の状況を見て，説明会開催の目的，効果について，どのように分析していらっしゃるかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　今年度行った住民説明会についての分析ということでございましたが，ごみ処理と今後の取組の住民説明会の出席者としましては，市内74会場で2,606名の市民の皆様に参加していただきました。参加者は男性が38％，女性が62％で，年代別では10代から30代が4％，40代から60代が60％，70代以上が36％という状況で，説明会には幅広い世代の市民の皆様に参加していただいたと分析しております。なお，説明会については，一部の地区において再度開催してほしいという要望もございますので，今後も引き続き日程調整を行いながら実施をしてまいりたいと思っているところでございます。

○１３番議員（前原六則）　説明後にアンケートの内容が先日の議員懇談会で示されましたわけですが，これについて担当課はどのような分析を捉えているかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　アンケート調査の結果でございますが，本年度4月から5月にかけまして，先ほど23年度に実施した44会場よりも30会場増やして74会場で実施しております。説明会開催の周知についても，チラシの配布や地区の館長，集落長の協力によります地域放送設備を使用した広報などである程度広く周知がなされたと考えております。その結果，住民説明会には前回よりも1,147人多い2,600人の皆様が参加され，幅広い世代の市民の皆様にアンケートの方も調査を行ってご意見をいただいております。今回のアンケートは主にごみ袋価格の賛否について調査を行っておりますが，その結果を見ますと，負担増となる，または税金で賄うべきなどの反対の方が15％，賛否の意思を示さない方が6％となっております。一方，ごみ減量化やリサイクルを進めるために価格改定はやむを得ないという方を含めまして，価格改定に賛成の方が79％となっております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　私が質問の趣旨はですね，このアンケートの内容は議員に配布されてみんな持っているわけでございます。このアンケートの内容をそのまま受け取るのかのどうか，それともこれからどういうのが読み取れるか，そこを聞きたいわけでございます。担当課としてどのようにこれを見るかっていうことをお聞かせください。

○市民生活部長（牟田浩一）　アンケートを取った中で，意見も合わせて取っております。その意見の中にですね，価格改定はやむ得ないが既に分別をしている人にとって，気の毒だとか，袋の値段はまだ高くしてもいいとか，ごみ袋の値上げは反対，それから資源ごみの収集回数を増やしてほしい，衣類のリサイクルや生ごみの堆肥化を考えてほしい，これ以上の分別の細分化は，高齢者の負担になるので反対だといったような意見が寄せられております。先ほど申し上げたことと，このような意見を踏まえますと，今回の住民説明会には価格改定に理解ある市民だけが参加されたわけではなくて，今回のアンケート調査は大半の市民の思いが凝縮されたものだと考えますので，市民の意向をある程度集約したものであるというふうに思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　そのように，価格改定に賛成の方々だけではないというような答弁でございました。27年度のこの議員懇談会の説明などをですね，見ますと，積極的に分別に取り組んでいる方々にとってはですね，今回の価格改定は家計負担がもろに増えるわけで，環境政策課が平成27年1月の定例会の18ページに負担試算を書いてございますけども，モニターの方の計算方法に認識違いがあると思うところであります。それは資源ごみを収集場所に持ち込んで，その袋はほとんどの方が持ち帰ってるんですよ。資源ごみ袋の価格が減るというような形で，全体的にはモニターの方の金額は600何がしの負担増でございますが，実際は倍の負担増になるというような試算になるのが当たり前のことであって，そういう資源ごみ袋の価格引き下げでですね，そこの調整，やってるような形が見受けられるわけです。正直者に負担増を与えるような施策を行う価格改定の前に，予算の掛からない方法でごみの減量化取組を考えるべきではないかと思うんですが，その辺りを担当課としてはどのように考えておるかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　価格改定というものについてなんですけども，そもそもごみの減量化の目的というのは，ごみ処理施設の延命化です。自分たちの子や孫の世代のごみ処理経費の負担を軽減するためには，今から施設を大事にしまして，施設の延命化を図る必要があります。延命化のためには，ごみの減量化が絶対的な条件となります。しかし，これまでの説明会や出前講座の実施，広報誌やチラシによる情報発信などにより，ごみの分別や減量化を呼び掛けておりましたけども，依然として可燃ごみ袋の中に25％の資源ごみが混入しているというのは事実でございます。一方，平成25年3月に出された廃棄物減量化等推進審議会の答申では，価格改定はごみの排出量発生抑制に効果的で，経済的な誘導方法であるということが示されました。これは，可燃ごみ袋等の価格を高くして，一方で資源ごみ袋を安くすることによって価格の高い可燃ごみ袋等の節約の意識が高まって最低限のごみを入れるようになるというようなものでございます。こうしますと，混在していた25％の資源ごみが自然に価格の安い資源ごみ袋へと誘導されて，可燃及び不燃ごみの減量化が図られるということで，価格改訂というのはあくまでもごみ減量化に欠かせない，どうしても必要な施策であり

まして，価格改定だけをするというわけではなくて，答申にもありますように，幾つかの減量化対策と併せて価格改定も施策の一つとしてやるものでございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　ごみ減量化への取組はですね，説明で話された内容をですね，全市民に，やはり浸透をさせるべきじゃないかというふうに考えるわけでございます。その意義を理解していただかないと効果は上がらないんじゃないか。今後，87.4%，これは，恐らく人口で割ったんでしょうから，これが正確かどうか分かりません。各世帯から1人としたとすれば，まだこの欠席者は減るものと考えるわけですが，各世帯，全世帯にですね，やはり啓発を考える，何か名案，妙案はないものかどうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　今回の説明会もありましたが，平成23年度にも説明会をやっております。環境政策課としてはチラシを配布するとか，いろいろな啓発に努めてまいりましたが，依然として減らないのが現状だということで，施策をもっと広げようということで，その施策の一つが価格改定だと思っております。住民説明会についても，細分化したわけです，今回，会場をですね。いろんな広報もしましたが，その結果，こういう前回よりもですね，会場数が1.7倍に増加し，参加者数は1.8倍に増えております。議員がおっしゃるように，十分ではないかもしれませんが，不十分でもないというふうに私どもは思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　私は担当課並びに指宿市役所の管理職の皆様方の日夜の努力，非常に拍手を送るわけでございます。やはりこういう会場を増やしたという努力，また管理職がですね，ごみ収集場所に立ってらっしゃる姿，これは本当，大変な努力だと，それは認めます。ですけども，やはりまだまだ，この周知の方法はあるんじゃないかというようなことを考えております。実はですね，私が考えるところには，独居高齢者，または独居男性にとってですね，分別は非常に苦手だと思うところでございます。最近，私の集落の燃えるごみ収集日にごみステーションにおいて指導員とともに立ってみました。そのあと，名前の書いてない生ごみ袋の中を点検いたしましたらですね，スーパーなどで購入する惣菜の容器とか，それからカップ麺の容器などが多く入っているわけです。膨らんだそのごみ袋は，生ごみは少なくて，そういう資源ごみが入っているというような状況でございました。たまたま心当たりの人が置き場に，ごみ袋を見ていましたので，私はその人の名前入り袋をですね，探してみたところです。やはり，ありません，名前入りの，彼の名前入りの袋はございませんでした。憶測でございますが，内容を見て，独身の男性に違いないと思った次第です。このような方々がですね，ルールを守りやすくする手立てはないものかどうかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　地区での収集の件につきましてですが，私どもとしましては，公民館長さんや集落長，それとあと，地域住民の方による立ち会い指導を資源ごみ等でやっております。今後も，その地域コミュニティーでできるだけやるような，そういった施策に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　そのとおりだと思います。やはり地域の方々が，一人ひとりがですね，やっぱり心を持ってやらないと，ただ監視員がいたりとか，その場しのぎになってしまう可能性があると思います。これはもう，前回から，前の年度からやっていることでございますので，それが一向にこのごみの減量，減量化につながってないというところがお示しのとおりだと思います。指定ごみ袋の価格改定についてお聞きいたします。担当課は指宿市廃棄物減量化等推進審議会からの答申を重く受け止めて政策に取り入れたいという内容ですけれども，指宿市廃棄物減量化等推進審議会にはどのような内容を諮問したのかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　最初の諮問は，平成24年10月23日に，市長の方から審議会の会長宛てに諮問を行っておりますけども，ごみの減量化，それと資源化のための施策についてということで意見を求めております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　それについての担当課から渡された資料等はどんな資料が入っていたのか。最終的に価格引き上げを目標としたような資料でなかったのかどうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもの審議会に，最初，諮問した内容はごみの減量化，資源化の施策をどう打てばいいかということで，一つ目に分別品目の細分化，あと資源ごみの分別収集地区の報奨金の増額等，あるいは指定ごみ袋の価格改定，それとあと環境教育の充実の施策などでございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　私どもに与えられた資料の中で，ごみ袋を値上げすれば，倍にすればごみの量が減ると，効果があるというような資料も与えられているわけなんですけども，それらも資料として提出されたのかどうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　平成25年の答申を受けたときの考え方ですけども，最初は家庭系のごみを3倍，事業系のごみを4倍というようなことを考えておりました。これはなぜかと言いますと，減量化したあとに，リバウンドが起こらないような価格がその辺りだったということで，最初の諮問をしたときの，何と言いますか，案は，提案したものはそういった内容でございました。以上です。

○１３番議員（前原六則）　そのように考えますとですね，分別をしっかりしてる人がかなりの倍の負担増になるというようなことを考えればですね，やはり価格改定をやる意味っていうのを考えたときに，値上がり分のですね，リターンをですね，やはり分別をしっかりやっている人にはあるような形の施策を打てないのかどうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　そういうものの施策につきましては，資源ごみ収集地区報奨金というもので，分別を一生懸命やっていただいた地区にはそういった報奨金の制度でお返しをしております。

○１３番議員（前原六則）　地区の中でですね，やはりこう差があるわけですよ。ですから，その辺りのところを考えてですね，地域にやるのは地域の方々全体に，どちらかと言えば使わ

れる，この答申書にも一部書いてありますけども，集落の財源と，財源化になるようなですね，やはり返し方であるわけなんですよ。私が言うのは，やっぱり分別した人に対してですね，リターンがあるような施策を考えていただきたいという要望であるんですが，またその辺りはしっかりと，意味をですね，考えていただきたいというふうに考えております。

次に，欠席者に対しての啓発についてをお伺いいたします。指宿市廃棄物減量化等推進審議会の副会長は環衛協の役員でもございます。環衛協のメンバーは市内の自治会の公民館長であるが，地域住民に対して行った減量化取組説明会への参加者が12.6%の結果に終わったことに対して，環衛協はどのような反応があったかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　先日，環衛協の三役会に，私，参加しましたけれども，やはり，ごみの減量化は必要であると。そのためには価格改定をする必要があるということで，価格改定を実施できた場合，来年の2月から3月にかけて，地区館長だけではなくて地区住民の方々を巻き込んでごみステーションの立ち会い指導の強化をしたいことをお願いしましたら，快く，そういうことに賛成していただきましたので，環衛協の皆様方はごみの減量化，そして価格改定に賛同してくれているものと考えております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　ありがたいことです。本当に地域の方々はですね，やっぱり燃えないといいますか，皆さん方がご承知のように，ごみ収集には地区の方々がですね，当番で従事して，一つのコミュニティーが生まれているわけでございます。そういう中から，資源ごみの，やはり収集は成功してるんじゃないかと。まだ足らない点があるかも分かりませんけども，一応，順調に進んでいるんじゃないかというふうに考えているわけでございます。やはり月1回ですね，このごみステーションに住民が交代で立てばですね，ごみ減量化に，また分別に対しての意識が高まるものと考えております。本当，環衛協の皆さん方には，そういうことがですね，実現，また遂行されれば，本当に感謝申し上げたいところでございます。それがまた，ごみ袋値上げが仮に行われたとしてもですね，その予算でまた，ごみ処理場の運営費が負担，一般会計からの負担が小さくなるでしょうから，それはそれでよろしいんじゃないかというふうに考える次第でございます。

次にですね，地域内での資源ごみの中の品目限定の常設場新設に対して，風・雨対策ですね。施すことに対しての補助はできないものかどうか，お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　すみません，反問権を行使してよろしいですか。

○議長（新宮領進）　はい，ただいまの反問権については，これを許可いたしますので，発言をしてください。

○市民生活部長（牟田浩一）　すみません，もう1回具体的にどのような内容なのかということを，ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○１３番議員（前原六則）　6月2日に行われました議員懇談会において，資源ごみ分別収集地区報奨金及び地区の常設収集の収集所の充実というのがうたわれております。このごみ袋値上

げの原資としてですね。そのようなことがうたわれております。それで，常設となれば，中には雨風を防ぐような施設のない集落って言いますか，地域が発生すると思います。それに対して，そういうのをすることで地域のお勤めの方々に対してですね，常時，資源ごみがここの市役所とかのような常設場所みたいな扱いになってくるわけですので，そういう施設充実に対してのですね，補助金は打てないものかどうかっていうことでございます。

○市民生活部長（牟田浩一）　地区での資源ごみ，資源ごみ収集所の拡充ということで，私どもは議員と全く同じような考えを持っております。ただ，報奨金をあげるかって話じゃなくて，地区にですね，いつでも誰でも出せるような収集所を作りたいと。それはですね，紙以外のものを考えております。例えば，コンテナを置いて，アルミとか，瓶とかトレイとかですね，水に濡れていいようなものをですね，いつでも出せるようなふうにするということで，その場所を各地区に設置していただければ，その分，地区にきた資源ごみが，また報奨金となってお返しできますので，そういった方策を練ろうかというふうに考えているところです。以上です。

○１３番議員（前原六則）　それは，置き場の囲いって言いますか，屋根，囲い，それらの施設を設けるための補助金も出るということで理解してよろしいんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもは補助金というような考え方は持っておりません。現在，私どもが持っているコンテナとかネットをですね，各地区に常設収集所を設置していただければ，それを貸し出すというような考え方を持っております。そうしますと，そこで集まった，例えばアルミ缶が売却されると，それが地区の報奨金に反映されてくるということで，補助金とは全く別個のものでございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　常設場所は要するに，工夫してやりなさいという形で，考え方でよろしいわけですね。

○市民生活部長（牟田浩一）　議員のおっしゃるとおりでございます。

○１３番議員（前原六則）　生ごみ対策についてお聞きいたします。生ごみ機器の補助制度の生ごみ減量化対策，施策について，電力を使った生ごみ機とコンポスト器の二つの補助制度があるわけですが，生ごみのリサイクルとして完璧に還元できるコンポストに対して，現行4割補助を8割補助にして，積極的に普及を図ることは考えてないかどうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　生ごみ処理機器購入補助制度は電気式ごみ処理機やコンポストなど，購入した際に補助金を交付する制度でございますが，平成24年度までは家庭用に限って購入価格の3分の1を補助，上限額3万円の制度でございましたが，廃棄物等推進審議会の答申を受けまして，平成25年度から事業用にも制度を拡大して実施しております。平成26年度からは家庭用が購入価格の40％補助，上限額4万5千円で，事業所用が購入価格の40％の補助，上限額200万円で実施しているところでございますけれども，それぞれの住宅事情により購入する機器に違いはあるとは思います。引き続きこの制度の趣旨が生かされるように，

今後とも周知をしてまいりたいと思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　この購入補助の割合がですね，25年度とすれば26年度，27年度は10％，上限にしてもですね，下がっているわけなんですよ。これは予算確保の関係で，このような，26，27年度は25年度と比較して改定になったのかどうかをお伺いいたします。

○環境政策課長（井手久成）　旧指宿時代に補助率は2分の1という，2分の1から，合併後に3分の1という補助に下げたときがございました。そのときに期限付きでということで，たくさんの方に申込みがあったということから，3年間のスポットというような形で，25，26，27ということで，審議会から25年度は50％，　26年度は40％，そして27年度は元の3分の1へというのが，最初の答申だったというふうに理解しております。

○１３番議員（前原六則）　この27年度を価格改定をしてですね，ごみ減量につなげようかという，その姿勢がですね，何か27年度は26年度と引き続き，25年度とすれば下げるっていうのは，ちょっと，その27年度の考え方，ちょっと逆行してるんじゃないですか。そのごみ減量に対する姿勢がですね。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもは平成26年度に引き続き，27年度も制度を保持しようというような考え方でございます。あと，審議会の答申が出されておりますけども，その中で循環型社会を構築するための施策を，何か必要だということで，私どもとしましては生ごみをですね，リサイクルするモデル事業を実施できないか，現在，検討している最中でございます。そのモデル事業の内容でございますが，試験的に指宿庁舎の常設収集所に電気式生ごみ処理機を設置しまして，資源ごみと同じように年末年始を除く毎日8時から19時まで生ごみを受け入れまして，生ごみを堆肥化して，まちづくり公社等で花壇などに利用するという廃棄物の循環型モデル事業を考えております。こうしますと，いつでも誰でも気軽に生ごみが出せるということで，よろしいんではないかというふうに，今考えているところでございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　循環型社会を目指す，その姿勢というのは讃えるところでございますが，じゃですよ，指宿市において家庭菜園から農地までですね，この持っている方が数多くいるわけです。家庭があるわけです。コンポストのですね，普及率を上げる環境というのはあるわけでございますから，分別，これは分別意識の向上にもつながることでございます。先ほど言いました，再度聞きます。コンポストに関して，現行4割をですね，8割補助にできないかどうか。私はコンポストを二つ，もう既に買いました。そういう中で，このコンポストの，やはり堆肥化っていうのがですね，非常に重要じゃないか。農家にとっても，また家庭菜園をする方にとってもですね，非常にいい生ごみ処理方法だと，また，それが野菜も新鮮なものができるというようなことを実体験しております。是非，この辺りをですね，これから取り入れられる市民にはですね，そういう施策を取り入れられないか，再度，お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもは，審議会の答申を真摯に受け止めまして，引き続き40％補助を実施していきたいと考えております。従いまして，議員がおっしゃる，議員の気持ちも十分理解できるんですけども，その80％補助という考え方はございません。以上です。

○１３番議員（前原六則）　この審議会の答申は，やはり重く受け止めるべきだと思います。がしかし，やはり効果ある施策というのは，担当課なり，また執行部の方がですね，しっかりとその辺りは議論しながらやる施策を打っていくのが，市の仕事じゃないんでしょうか。外の外部団体に丸投げしてですね，それをそのまま施策に反映させて，それで仕事が終わりというような問題じゃないんじゃないかと思うんですが，その辺りを本当に，担当部長としてどう考えるかお伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　確かに生ごみ処理機器の購入補助の制度も大事だとは思います。ただ，一方ですね，生ごみのリサイクルモデル事業というのも始めようということで，最終的な目標はごみの減量化，生ごみの減量化ですので，同じ目的だと思います。従いまして，両方ともですね，この制度並びにそのモデル事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　堆肥化事業を行っているですね，他市で生ごみ収集にですね，肝付町の方はステーションに50ℓぐらいのプラスチック容器を置いてあります。そしてまた，南大隅町のように，生分解プラスチック袋を使った方法がありますが，これらを把握していたら，そのメリット，デメリットを教えてください。

○市民生活部長（牟田浩一）　確かに，そちらの制度も承知はしておりますけれども，私どもがやろうとしている生ごみリサイクルモデル事業は，そこの自治体とは違って，いつでもどこでも出せるというような，気軽に出せる。と言いますのは常設収集所で生ごみを集めますので，ほかの自治体がやっている，例えば週に2回とか，週に3回とか週に1回とか，そういった期限とか場所とかを制限するものではなくて，先ほど申し上げましたとおり，年末年始を除く朝8時から19時まで，資源ごみと一緒に気軽に出せるよというような，そういった制度と言いますか，モデル事業にしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○１３番議員（前原六則）　常設収集所における設置については，それは分かります。でもですよ，常設収集所を設けた意味っていうのは何だったんでしょうか。お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　確か，合併前に常設収集所ができたと思いますけれども，やはり市民にすぐ出せるような，気軽に出せるような場所が必要だということで設置されたというふうに私は思っております。以上です。

○１３番議員（前原六則）　じゃあお聞きいたします。池田の人，開聞の人，開聞は開聞にあるわけですので，別として，指宿地区で考えます。池田の人，小牧の人，新西方の人，遠隔地にある方々が生ごみを，大体，持ってくると思いますか。常設収集所っていうのは，私は，

普段，勤務していて，その資源ごみが，資源ごみ収集日に出せない人，又は家にいっぱい溜まった人がいつでも持って来れる，持って来ていただきたいために開設した常設収集所じゃなかったかと思います。遠隔地の人を対象にした収集所じゃなかったかと思います。そのために，各地区においての収集日というのを，資源ごみ収集というのを決めて，みんなで取り組んでいるわけであります。そういうのがですね，崩れていくんじゃないんですか，その考え方をしていったら。

○副市長（渡瀬貴久）　ただいま，市民生活部長がモデル事業として申しましているのは，常設収集所の中で生ごみ処理について，出せるようなモデルを，まず作っていこうと。そして，それをそれぞれの地域に広げていこうという考え方でございますけれども，やはりベースとなるのは，それぞれの家庭が生ごみ処理機を使い，それはコンポストを使い電気式を使い，やっていくことが中心に，

○議長（新宮領進）　簡潔に願います。

○副市長（渡瀬貴久）　なってくるんだろうと思います。それに合わせたものを設置しようという考え方でございますので，ご理解賜りますようお願いします。

○議長（新宮領進）　時間がないですから。

○１３番議員（前原六則）　ありがとうございました。失礼いたします。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　０時１３分

再開　午後　１時０８分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，外薗幸吉議員。

○１番議員（外薗幸吉）　本日の3番バッターであります，議席番号1番，外薗幸吉です。私は指宿市における公有土地等についてということでお伺いしますが，公有土地という表現になっておりますけど，公有地の拡大の推進に関する法律並びに市の諸施策推進のために指宿市土地開発公社が保有している土地に関して，指宿市はどのように対応するのかということであります。

そして，2番目に同上に関する借入金についてはどう考えるかということでございます。私は開発公社と市の関係について，皆さんとも共通認識を保有したいし，また私の，私自身の認識が間違っていれば訂正していただいて，より良い答弁をいただきたいと思いますので，まず開発公社の組織等について認識を述べさせていただきます。指宿市土地開発公社は定款等によれば，公共用地，公用地等の取得，管理及び処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。役員として，理事11人以内，監事2人以内を置き，理事，監事は指宿市長が任命するということになっております。これは定款の第8条です。現の理事長は渡瀬貴久副市長でございます。私は議員になる前に，指宿

市の開発公社の理事長は指宿市の市長だと思っておりました。ところが，縁あってと申しますか，昨年，開発公社の理事にならしていただきまして，いろいろなことが分かってまいりました。市長は理事でもありませんので，公社の理事会で私はいろいろ質問しましたし，いろいろ意見も申し上げましたが，そこには市長はいらっしゃらないわけです。市長の意見，答弁を聞く機会はないわけです。それから，公社は毎事業年度に財務諸表を指宿市長に提出となってます。これは定款の21条です。そして，予算の弾力運用ということで，理事長は指宿市長の承認を得て，当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。当然に，理事会の承諾があとでありますが，まず市長が指宿市の開発公社に関与するというのは，先申しました理事，監事の任命権，それから事業内の財務諸表を提出する。それから予算の弾力運用，指宿市長の承認を得てと，この3点しかないわけですね。この3点がどれほど重要なのか，いろいろな判断があるかとは思いますが。そして，開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく指宿市の100％出資により設立された特別法人であります。昭和45年12月1日に，名称は違いますが財団法人指宿市開発公社が設立されております。約44年頃ぐらい前です。昭和49年の8月23日に指宿市土地開発公社設立ということになっております。土地開発公社は資料によりますと28万9,136㎡，約29町歩ということですかね，こっちの方が分かりやすいかもしれませんが，そしてこの簿価は20億49万1,000円となっております。そして平成27年の3月末現在では，借入金が11億5,000万円でございます。これは，平成20年の11億8,000万程度からそれほど変わっておりません。大体11億5,000万円です。そして公社の事業計画によりますと，平成27年ですが，公有地取得事業で2億361万3,000円，土地造成事業で996万3,000円，これが合わせて2億1,357万6,000円となります。そして公社の資金計画では，長期借入金が4億2,687万円なっております。そして，支出の方でいきますと，借入金の利息が660万4,000円です。これは，私はちょっと少ないような気もするんですが，資料によるとこうなってます。そして27年度の借入金負担金，償還金が2億5,000万円。この償還金の2億5,000万円というのは，先ほど申し上げました長期借入金4億2,689万の約6割です。あとに述べるのでもお分かりになると思いますが，借入金の6割ぐらいを返済に充てているという数字があるわけです。それから，皆さんよくご承知の指宿市の当初予算，平成27年ですね。これでいきますと，指宿市は債務負担行為として指宿市土地開発公社が平成27年度の金融機関から借りる事業資金に関わる損失補償として，借入限度額4億2,689万，先ほどの申し上げました数字です。利率3％以内，年3％以内ということです。これは，後ほどご答弁いただけると思うんですが，平成27年の分の年の利率が何％ぐらいなのかですね。まさか3％ということはないわけですけれども。さっき600うん万の話をしましたが，どれぐらいなるのかなと思うところです。それから，同じく平成27年度の指宿市の当初予算でいきますと，債務負担行為の過年度分として，平成24年度分を2億5,000万円，平成25年度分を5億5,000万円，平成26年度を3億5,000万円，これを三つ足し

ますと11億5,000万円の債務負担行為を行っているわけです。このようなことですので，こういう現実を踏まえてですね，市長のご答弁をいただきたいと思うわけです。それから，先程述べましたが，開発公社の理事として開発公社の理事長である副市長，総務部長は常務理事という立場で，開発公社ではいろいろ苦言を呈しましたし，答弁いただいておりますので，今日，答弁するなとは言いません。立場としてですね，あくまで指宿市の副市長，指宿市の総務部長と，そういう立場で補足答弁があればいただければと思っております。

1問目，以上です。

○市長（豊留悦男）　指宿市土地開発公社は公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に，公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づいて，昭和45年に市によって設立されております。特に，昭和40年代，50年代，60年代，そして平成10年頃までは土地価格の上昇が著しく，公共事業を推進するためには土地の先行取得が重要な要素を担っておりました。業務といたしましては，指宿市，県などからの委託に基づいて，先行して土地を取得し，住宅用地，工業用地として造成，売却を行ってまいりました。土地開発公社がこれまで実施してまいりました主な事業は，もう，ご案内のように，宅地の造成，分譲をはじめ，迫五郎ヶ岡線，北町通り線，丈六摺ヶ浜線などの都市計画道路用地の買収，大園原団地，弥次ヶ湯団地，新田ふれあい団地などの用地買収，新田川河川改修用地，砂むし会館砂楽，時遊館ＣＯＣＣＯはしむれなどの用地買収，セントラルパーク指宿などの公園用地の買収，その他，工業誘致用地の買収など，多くの公共用地を先行取得してまいりました。特に湿地帯で長年耕作されず，土地の境界が分からなくなっておりました新田地区の開発については，土地開発公社の果たした役割は極めて大きいものがございました。しかしながら，景気の低迷による財政状況の悪化を背景として，その経営環境は厳しさを増しているのも事実であります。また，近年の地価の下落による資産価値の減少と，保有期間の長期化に伴う金利負担の増加による簿価の上昇により，その環境は厳しい状況となっております。現在，土地開発公社が保有している土地は宮ヶ浜公園用地，新田川流域公園用地など，議員ご指摘のように，面積が28万9,136㎡，簿価総額にして約20億円となっておりますが，長期借入金が11億5,000万円であることから，全ての土地を11億5,000万円以上で売却することが必要になっております。このような状況の中，土地開発公社が保有している土地のうち，市や土地開発公社で事業化する見込みがなく，売却可能な土地についてはできるだけ早期に売却するとともに，貸付が可能な土地は貸し付けること等により，財政負担の軽減を図る必要があると思っております。また，市の依頼によって先行取得した土地等については，交付税措置のある有利な起債や補助金が活用できるような事業の実施を図り，市として順次計画的に買取をしていく必要があろうかと思っております。

以下，いただきました質問，今後の質問等については，関係者，総務部長等に答弁をいた

させます。

○副市長（渡瀬貴久）　開発公社の理事長という立場でもございますので，答弁をさせていただきます。土地開発公社の長期借入金11億5,000万円につきましては，これは削減していく必要があるというふうに考えているところでございます。借入金の利率は年利0.32％から0.39％，低いとは言えども，現在の低金利状況がいつまで続くか分かりません。金利が上昇すると更に負担が増していくわけです。そのようなことも，十分，今後，考えないといけないというふうに理解しております。この長期借入金の利率が0.395％でございましたので，平成26年度において，454万2,676円の借入金利息が発生しております。このようなことから，土地開発公社として売却できる土地は民間等に売却，又は，貸付を行い，市としても事業化できる土地については，これを引き受けていただきたいというふうに考えているところでございますし，またそのような方向で市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　ご答弁いただいた中で，まず，ある意味びっくりしたのはですね，長期の借入金の金利が0.395，すごいですね。低金利ですね。私の記憶で30年前はですね，金融機関から借りて，7％という時代があった。ちょっと脱線しますけど，郵便局に100万預けてたら，10年経ったら2倍になったという時代が現にあったんですね。それから言うと，こういう超低金利だからですね，成り立ってるんだと思います。これはこれで事実ですから，認めるわけですが。それでですね，先の市長のご答弁の中にありましたように，公有地の取得事業としてですね，宮ヶ浜公園用地というのをおっしゃいましたが，これは平成6年の8月に指宿市と代行取得に関する契約を結んだわけですね。面積で7,223㎡。この土地をですね，計画としてはいろんなことが，県との絡みとかいろいろとあったとは思うんですが，特に，昨年度ですね，平成26年度の護岸保護工事を実施したり，入ってくる金はないのに，出る金はあったわけですね。前年度は。開発公社の資料に書いてあるんです。計画的な利用ができない状況である。取得後，既に20年が経過しており，早期の対策が必要と書いてあります。このとおりだと思います。この土地についてお伺いいたします。どう対応するかですね。

○総務部長（高野重夫）　宮ヶ浜公園用地についてお尋ねをいただきました。この土地については，当時，民間が保有しておりまして，海岸と民地との官民境界がはっきりしておらず，係争の状況でもありました。あと，湊川のちょうど河口にありまして，宮ヶ浜港が海岸整備事業を，当時，県の事業として進めておりまして，三日月突堤の方は整備されましたけれども，湊川の方まで整備をする予定でありましたけれども，県の財政状況等によりまして事業が縮小されて，現在のような状況になっております。これにつきましては，海岸の護岸が整備されておりませんので，あと，湊川の方の堤防も，まだ整備をされておりませんので，県の方にそこの部分については要望をして，整備をしていただき，そのあと，公園という形

で，宮ヶ浜駅前と一体となったような公園整備ができればというふうに考えておりますし，これについても財政状況を考えながら，市として引き取って公園整備をしていかなければならないというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　最後の方にありましたけれども，市として引き取るということですね。これは当然のことだと思います。

次に，弥次ヶ湯の住宅用地について。これは平成8年9月に指宿市と代行取得による契約の締結となっております。面積は4,666㎡。これが，さっきも市長の話にもありましたけど，地価高騰が地価低迷になったというようなことですが，売り出しが坪11万から12万円の見込みでしているわけですが，難しい点がある。水田跡に遺跡があるということですが，これらを含めて，弥次ヶ湯住宅用地についてはどのように対応されますか。

○総務部長（高野重夫）　弥次ヶ湯住宅用地の建て替え事業という形で用地取得を行っております。弥次ヶ湯住宅団地については，既に完成しておりますし，土地の中には弥次ヶ湯遺跡という形で古墳跡も発見されております。あと，現在開発公社が保有しております土地については，遺跡調査をしたところ，弥生時代の水田跡が見つかったということで，それを保全するためには，今現在のところ湯之里地区との境界ですけれども，川を挟んで2ｍぐらい低くなっております。ということで，団地造成をして売却するとすれば，土を盛って造成をする必要があるということで，平屋建て，2階建て等の住宅であれば，特に遺跡については支障がないというふうに考えておりますけれども，長年，保有していた部分で宅地ということで，取得価格も大分高いときでありました。あと，区画整理もちょうどそのときは計画されておりまして，区画整理と併せて宅地造成ができればということであったんですけど，今のところ十町区画整理が，ちょうど，面積的に半分の部分で開発公社が保有している土地については，少し計画が先延ばしとなっている状況でございます。弥次ヶ湯のここの団地の予定地につきましては，なるべく早めに処分をしたいということで，今年度，測量設計を入れて，できれば早いうちに宅造をして，売却を進めたいというふうに考えております。その場合に，取得価格も大分高くなっておりますけれども，開発公社として内部留保もありますので，適正な時価で売却できればというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　平成8年ですからね，20年ですか。確かに，1億231万ですかね，となっております。これは売却をするという方向ですね。

次に，庁舎潟山線の道路用地というのが，平成14年1月に指宿市と代行取得をしておりますが，これにしても取得して10年以上経過しておりますが，どのように対応されますか。

○総務部長（高野重夫）　庁舎潟山線用地につきましては，ちょうど国道から市役所に入ってくる部分の土地でありまして，当時，市役所に入る道路部分が狭かったもんですから，そこの拡張のために土地を購入し市道として整備をした残りの残地が残っているところでございます。ここについては，以前から国道の拡幅整備が計画をされておりまして，今回，事業化が

進み測量設計に入っておりますので，それの道路用地として処分されていくというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　この土地が1,492万ということですが，越智さんところですよね，越智さんところのあそこは去年の決算のときだったか，借地料をいただいている分ですね。

それでは，次に新田地区の用地，これは昭和57年2月，指宿市と代行取得に関する契約を締結してます。指宿市になのはな館，よく出ますけれども，なのはな館の用地として売却する分を除いても，まだ8,787㎡はあるということですが，これはどのように利用しますか。場所としてはハローワークの西側と言いますかね，の土地です。

○総務部長（高野重夫）　新田地区の土地についてでございますけれども，開発公社は最も多く保有している部分は新田地区の土地でございます。この新田地区のところは，昭和40年頃までは田んぼが耕作されておりました。昭和40年代に始まった水田転作によりまして，元々湿地帯で道路もなかったことから，耕作放棄され，30年以上が経過し湿地化が進み，土地の境界もほとんど分からないような状態でありました。新田地区全体で100haの面積がありまして，この新田地区の開発は旧指宿市の長年の懸案でありまして，区画整理も昭和50年代には計画されたこともございました。道路等を通す場合であっても，湿地帯で境界の分からないことから，分筆登記をするということであっても法務局の方からはせめて字ごと，ある程度まとまった土地を買収したその中でなければ分筆は難しいのではないかというようなこともありまして，一定の区域内において，買取の申し出があれば全て買収をしていたことで，保有の土地が広がったということであります。事業用地として分筆した土地の境界の隣の隣ぐらいまでは，市で，あるいは開発公社で保有しないと分筆ができないというような状況もありまして，買収を進めます。そのようなことで，なのはな館でありますとか，新田川の整備でありますとか，北町通り，それから，迫五郎ヶ岡線，それから，ハローワーク，それから，新田ふれあい団地というような形で整備が進み，新田地区の開発が進んだというふうに思っております。そのような経緯があることから，新田地区については，開発公社としても土地をたくさん保有しております。あと，また，市の運動施設等についても，なのはな館から陸上競技場辺りにまとまっておりますけど，野球場をはじめいろいろな施設，それから，市民会館等も大分年数が経って，古くなってきております。それらを総合的に，将来的に計画をした場合には，そういう公共用地として活用できないかというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　この新田地区の用地についてはですね，資料等においては，指宿市へ多目的広場，駐車場用地や公園用地等の公共施設用地として利用できないか，指宿市と検討しているということですが，そういうことであれば，指宿市が買い取るんだということですね。

○総務部長（高野重夫）　ちょうど，なのはな館の反対側には池のようになったところがありますし，あそこについては，あの十町地区一帯の調整池機能も果たしているのではないかとい

うふうに考えております。あと，それらのことで，新田地区については指宿市の公共用地として活用していく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　次に，新田川流域公園用地って，また，公園が出てくるんですが，これがありますが，場所としては指宿の自動車学校とふれあいプラザなのはな館，指宿浄水苑，あの間ぐらいと理解いただければいいと思うんですが，これについては，7万1,264㎡，金額が4億4,623万余りということですね。これについても，平成8年4月に指宿市と代行取得に関する契約をしてるんですが，今後，どのようにされますか。

○総務部長（髙野重夫）　新田川流域公園につきましても，やはり，新田地区の特に低湿地帯で境界が分からないことから，あの新田川の改修を県の耕地事業として取り組んでいただきました。その際に，用地買収を進めまして，新田川の改修については終了しております。あと現在のところ，あそこに水が集まっておりまして，あの地域一帯の調整機能も果たしているようなところで，野鳥もたくさん集まっております。ＮＰＯ法人の縄文の森をつくろう会ではそういうところで野鳥観察会などを開いたりしていただいております。そのようなことから，あの親水池と言いますか，あの水を有効活用したような，親水性のある公園整備ができないかというふうに考えておりまして，これについても市の方で公園化を進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　これについても，指宿市の買取が必要ということですね。

それから，次に公有地先行取得用地というのもあります。平成9年12月，指宿市と代行取得契約。この場所がですね，ふれあいプラザなのはな館の南側と言いますか，さっき言いました土地とは道路を挟んだところなんですね。6,722㎡，1億896万というのがありますが，これはどうなさいますか。市有地に，市の買取か，そして先々は一般売却かどうか，どのように予定しますか。

○総務部長（髙野重夫）　平成25年8月に鹿児島県から公社健全化団体に指定されて，長期化が進んでいると。なるべく早く財産を処分して経営の健全化を図りなさいというようなことで，このような公社経営健全化団体に指定されておりまして，平成29年度末までに公社保有地の簿価総額を8億円ほど縮減することを目標とした公社経営健全化計画を策定し，これに基づいて保有地の処分を進めているところでございます。これまでのところ，市が買い取る必要がある土地の中には，なかなか事業化できない土地も，先ほど申しましたようにありますので，今後，進めていく中で民間等への売却も含めて検討しなければならないというふうに考えております。公有地事業については，面積が16万8,000，16.8haほど，簿価金額にして14億7,000万円ほどありますけれども，土地の面積が広いですので，金額も大きくなっておりますが，1㎡当たりの単価で，平均単価でいきますと大体8,756円ほどというようなことで，新田地区の方で迫五郎ヶ岡線，北町通り線が通ったことによって，ある程度，土地の価格，実勢価格自体もある程度期待できるのではないかというふうに考えておりますし，なる

べく早めに市が引き取るなり民間に売却する分については売却するなどして，長期借入金と保有地につきましては，年々減少していかなければならないと考えておりますので，毎年度の状況を見ながら市が買い取る分については，予算化について検討していきたいというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　次に，十町区画整理事業用地，これは場所的には市役所の向かい側，消防署とか，片方では今林さんの病院のあの近く，それから，ひばり保育園でしたかね，あっち，大体皆さん見当付くと思うんですが，この土地についても1万217㎡，これは3,090坪からあるんですが，金額的には1億6,659万。この代替用地として処分する予定で先行取得されたんですが，これについてはどうですか。

○総務部長（高野重夫）　十町区画整理事業用地につきましては，ちょうど消防署の裏の辺りに土地を保有しておりまして，区画整理が大分進んできておりまして，仮換地，それから，そういう部分で換地指定が進んで，工事が済んだものから順次売却を進めておりますし，今後もそのように進めていきたいと思います。また，公共事業等で代替地が必要な場合は，そこの土地を充てるように計画をしております。

○１番議員（外薗幸吉）　その他の先行取得用地としてですね，5万9,213㎡，金額にすると4億978万の土地があるわけですが，これはケースケースによってですね，売却したり市で買い取る点もあろうと思いますが，この個別がちょっと私分かりませんので，この程度にします。それから，土地の造成事業としてですね，新田団地，これは4万9,516.89㎡，2億7,205万余ですが，これは，場所的にはいぶすき菜の花団地とハローワークの間っていうか，奥の方っていうか，あの辺ですが，これについてはどうですか。

○総務部長（高野重夫）　ちょうど，新田ふれあい団地の裏側の方に，道路に囲まれた用地が3haほどありまして，その横に，今，公社の方で宅造をして売っている土地，分譲している団地等があります。そこの部分についての土地でございますので，ここについては，取得原価等からしても，大分時価としては含みがあるような形ではないかというふうに考えております。これについても，宅地造成して分譲したり，あるいは，市の方で，市の事業，公共事業の計画等を併せて処分をしてまいりたいというふうに考えております。

○１番議員（外薗幸吉）　次に，いぶすき菜の花団地についてですが，場所は皆さんご承知のとこですが，売れた土地もありますけれども，イ，ロと分けて4,240㎡，ロが3,570㎡と，合計すると1億ですかね。1億超えますね。これがありますが，この，まだ未整備地域もあるということですが，ここについてはどのような見通しを持ってますか。

○副市長（渡瀬貴久）　団地の部分につきましては，大分，処分ができて，おおむね約10区画ほど処分ができました。その大きな原因と，理由と申しますと，やはり，ここの管理を行っている協議会の，指宿市内の建設業者ですけれども，建設業者の方々が自分たちのモデルハウス的なものを造って，そして，売り込んでいきたい。また併せて，地区協定を結んで，この

団地の在り方というものを，地区協定に基づいて整備していきたいということでございました。しかしながら，その周辺の土地が時価として安くなっておりましたので，簿価価格の方が高いということもあり，なかなかこれまで売れなかったわけです。しかし，数軒建つようになってから，勢いが増したのか，次々に売却できるような状態になっております。今後の見通しといたしましては，現在，簿価ではなくて，できるだけ時価で売却できないのか。それから，そこの管理業者と結んでおります協定をもう取り払ってですね，どこの業者でも建設できるような形にできないだろうか。しかし，市内の業者を使う場合においては，簿価でなくできるだけ時価で売却できるようにし，その上で，市内の業者が建設していくというようなことができないかということで，現在，管理業者の方と検討を行っているようなのはございます。できるだけ早く，全区画を売却し，指宿市の方に固定資産税という形で還元できればいいというふうに理解しているところでございます。

○１番議員（外薗幸吉）　次に，新西方団地，場所は社会福祉法人のハイビスカス福祉会でしたかね，あそこの近くですが，これが，平成元年の6月に指宿市から業務委託を受けて買収を始めたということになっております。そのころの市長さんも私は覚えておりますけれども，あの頃，農道離着陸へリポートというのはですね，流行ったっていうか，そういう時代があります。ところが，現実には予定，計画とかなり違うんですが，これについてはどうですか。

○副市長（渡瀬貴久）　開発公社の土地になりますから，私の方で答弁させていただきます。新西方工業団地につきましては，当時，企業誘致を行うということで，その誘致場所を造成するという目的で造成していった経緯がございます。しかしながら，昨今の企業誘致の難しさという側面もございまして，なかなか実現できなかった面がございます。広域農道を挟んで東側と西側ございます。東側につきましても，当初は工業団地ということで整備をしておりましたけど，なかなかこれも見込めないということで，公募により民間事業者の方に売却をいたしました。西側の部分につきましては，ここは，やはり，工業団地をいつでも企業を誘致ということに対応できるようにということで，そのまま残しているような状況でございます。

○１番議員（外薗幸吉）　あと，新西方団地の東側の用地というのもありますけど，これはちょっと面積も少ないんで省略いたしますが，今までですね，副市長と総務部長にご答弁をいただいたんですが，やっぱり，この開発公社の理事長，常務理事という立場と切り離してということはなかなか難しいわけですが，市長にお伺いします。今，何回も出ましたようにですね，本来，指宿市が買い受けるべき土地だという話が何回も出て，その金額の足し算もできなかったわけですが，先ほど申しましたようにですね，平成27年度の債務，市が債務保証した借入についても，その6割以上，返済に回っているわけですね。結局，借り換えなんですね，これ大部分が。こういう現状等を見て，指宿市が何年かかれば，先ほどの答弁みたいに

買い取れると思いますか。どうですか。個人的感情で申し上げますと，先ほどから年度を申し上げましたように，市長，あなたが責任がうんぬんという気は毛頭ないんです。その当時の良かれと思ってなさったことですが，やっぱり継続性から言ってもこれはやらないといかんわけですね。どうでしょう。

○市長（豊留悦男）　議員ご指摘のとおりであります。市の土地開発公社の保有する土地については，市として新しい事業の展開ができないのかと。そして，これからどのような活用が図られるのかという観点で，市が買い戻すことのできる土地については，積極的にこの土地開発公社の保有地を利用することが必要であろうと思っております。土地開発公社の財政の健全化のためには，やはり，市が先行取得として土地開発公社にお願いした土地もありますので，そのときの市にあったような事業の展開を図りたいと思っているところであります。

○１番議員（外薗幸吉）　さすがに，市長も何年で幾ら買い取りますとは，これは言えませんわな。そこでですね，先ほどの総務部長の答弁でしたね，公社経営健全化団体でしたか，これは，先ほどの答弁からいくと，市が引き取る，つまり，簿価を半分ぐらいに下げるという話がちょっと出たんですが，都道府県の中にはですね，もう開発公社の出番は終わったというようなとこから，解散している団体もあるわけですね。そういうのを考えて，今後の開発公社について，市長，どう思われます。ここで，いや解散だよとか言えないけれども，何とかしていかないといかんのですが，市長が答えにくければ副市長でも結構でしょう。

○副市長（渡瀬貴久）　土地開発公社の解散についてのご質問でございます。確かに，指宿市土地開発公社，年々厳しい状況になっていっていることについては間違いございません。土地開発公社を解散するためには，市の方で開発公社の持っているその借金，財産を引き受けなければならないわけでございます。そういったことから，土地開発公社の経営健全化計画というのを策定いたしました。これは，この健全化計画の指定を，指定団体として指定を受けますと100％の地方債を借り入れることができるわけでございます。しかし，借入をしたとしても，これには交付税措置が全くございません。そういうことから，市としては当面は，やはり，事業用地として市の方で取得していく，取得する際においては合併特例債や過疎債を活用して取得するとすると，借入金の70％から交付税措置される。そういう側面もございますので，こういった有利な起債を活用しながら，事業をしていただいて，開発公社の持っている全体としての土地を少なめにしていき，その上で，最終的には市の100％の，交付税なしの100％の起債等で引き受けていただくということが，一番，合理的，効率的な方法ではなかろうかということで，現在，土地開発公社が機能しているわけでございます。並びに，土地開発公社としましても，今後，やはり，市の方で先行取得をしなければならない事態というものもあろうかと思います。それについても，できるだけそれに応えるように努力していきたいというふうに思っております。

○１番議員（外薗幸吉）　利率についてはですね，さっき言ったように，時代なんですね。びっ

くりするぐらい安い。これがあるから，まだ，なってるんですよ。さっき私が言いました，30年前の7%じゃなくても，3%ぐらいだったら，もう，大変なことです。非常に大変であると思うんですが，過去のことを申しますとですね，合併前にある程度けりをつけておくべきだったと思うんです。私たちは，私は山川町のことばかり言いますけれども，山川町の開発公社は，プラスにして解散しました。山川町の開発公社がやったのは，外港ですね，鰹節の団地がありますね，あそこは，保育園，道路用地でできた代替の住宅用地もあります。それから，尾下放牧場，鰻池と池田湖の間にあります放牧場を扱ったわけで，この指宿市の規模とすればですね，ちゃちなもんですけれども，合併の前にですね，プラスで終わらせております。ですから，さっき，個人的感情と市長に申し上げましたけれども，先人のですね，すばらしいと言うか，遺産を受け継いで大変ですよ，これは。でも，これがですね，言っている私が生きているうちに進めばいいなと思うぐらい大変だと思いますし，また，開発公社，理事会があるわけですので，議会としては介入しにくいかもしれませんけど，議会としてもですね，さっき申し上げました予算等があったり，債務保証があったりするわけですので，指宿市議会は関係ないっていうわけじゃないですので，余談ですが市議会議員の皆さんもですね，是非，この開発公社について関心を持っていただいて，できるだけ速やかに，どっかの時点で丸と言えるように，私は期待して終わります。

○議長（新宮領進）　暫時，休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時０８分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，井元伸明議員。

○４番議員（井元伸明）　こんにちは。4番，井元伸明でございます。今，梅雨のまっただ中ではございますが，外を見ますと，ちょうど梅雨の中晴れでちょっと晴れ間が見えてきたようでありますけれども，この激しい雨のために，指宿枕崎線も度々運転の見合わせがあるようでございます。この状況により，通勤，通学の皆さんも大変ご苦労されているようでございます。また今年の梅雨は大変雨量が多く降っており，日照時間が少なく，農業生産額にも大きな被害が出てきつつある状況ではございます。また市内の土砂崩れも多数発生してはおりますが，今後，大きな災害のないように願っております。

それでは，通告してあります3点について，順次，質問をさせていただきます。

まず，少子化人口減少対策についてでありますが，鹿児島県の少子化状況は平成25年の出生数が1万4,637人ですが，これは昭和49年に比べて約半分の出生数となっている状況でございます。この中で，指宿市での人口減少状況を見ますと，合併時の平成18年1月の人口が4万6,783人で，従って，平成27年1月には4万2,630人と，この9年間に既にマイナス4,151人の人口が減少している状況でございます。このような人口減少，出生率減少などの原因は未婚

化，晩婚化等もあると同時に，子育てを巡る地域や家庭の環境の変化や仕事などと子育ての両立に対して子育て支援等と定住促進支援策などに幅広く支援対策が実施されてきておりますが，このような状況の中での少子化，人口減少対策は急務でございます。この現状を指宿市としてどのように認識されているのか，まずお尋ねをいたします。

次に，第2点目でございますが，ふるさと納税制度についてでございます。この制度は平成20年に始まって，もう既に8年目を迎えております。これまでの実績として，鹿児島県のベースで見て比べてみますと，平成21年度が190万円，22年度が200万円，23年度が177万円，24年度が187万円，25年度で193万円となっており，比較して，指宿市として見てみますと，平成20年度が49件の365万円，一昨年の25年が792万7,000円で58件と，さほど伸びてはいない状況でございます。この状況は，これまでは県が中心になってふるさと納税制度について広報説明をしてきていたのが大きな理由のようでもございます。例えば，関東指宿会などにおいても，鹿児島県の担当者が説明をされていた状況が長くございました。この制度は県を通じて寄附でありますと，4割が県の方に，指定があった場合に，残りの6割が当該の市町村への配分となっているようでございます。このような状況を受けて，県下の各市町村，全国でも独自での広報をインターネット，ふるさとチョイスなどを活用して多額の寄附をしていただいて，各自治体が返礼品に趣向を凝らして力を入れて取り組んできている状況でもございます。各自治体としても，地域の特産物などを全国にＰＲでき，地域活性化につなげる大きなメリットがあり，様々な取組が展開されていることは御存じのこととは思います。そこで，このふるさと納税の制度，目的をどのように認識をされているのか，また今までの指宿市の実績としてはどのようなふうに推移しているのか，併せて新年度の見込みについてはどのようにお考えになられているのかお尋ねをいたします。

次，第3点目をお尋ねをいたします。これは特別支援教育についてでありますが，毎年，市内の特別支援学級児童・生徒，特別支援学級担任の関係者と市内の福祉施設及び市の教育委員会関係職員など総勢100名以上で相互の親睦を図るとのことで開催をされているようでございます。このことについては，誠に的を得た交流であり，感謝を申し上げたいと思っております。ところで，この交流事業の本来の目的と交流の内容については，どのような内容で実施されているのかをお尋ねいたしまして，1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男）　ふるさと納税について，指宿市の状況等について回答を申し上げます。ふるさと納税は現在居住している自治体へ納税している個人住民税の一部をふるさとや応援したい自治体に寄附という形で納税することができる制度であります。寄附金のうち，2,000円を超える部分につきましては，一定の上限額まで，原則として所得税，個人住民税から全額が控除されます。ふるさと納税の実績といたしましては，24年度が58名，687万3,030円，平成25年度が58名，792万7,042円，平成26年度が74名，678万5,835円となっているところであります。ふるさと納税のお礼としては，お礼状，思い出の写真，本市の出身地等の現況写

真でありますが，それに鹿児島応援者賞，そして本市の広報誌等を送ってお礼にさせていただいております。ふるさと納税が始まった頃は，鹿児島県がリーダーシップを執り，過度な特典は控えるために，特典を行う場合は市町村の良識の範囲内ということで話があったわけですけれども，現在では特産品を送る市町村が急激に増えてきているようであります。そのため本市といたしましても本年10月を目途に，ふるさと納税制度のノウハウを持った企業とタイアップして特産品などの返礼品を送るように準備をしているところであります。

以上，ほかにいただきました質問等については，関係部長等が答弁いたします。

○教育長（西森廣幸）　特別支援教育における交流事業の目的と内容についてお答えいたします。特別支援学級1日交流授業につきましては，市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒と指宿市手をつなぐ育成会関係者が相互の交流を通して，生活体験を広げるとともに，相互の親睦を図る目的で，平成16年度から実施しております。事業の内容としましては，地引き網体験や歌，ダンス，腹話術などを取り入れたレクリエーションの実施，また，昼食時間においては開聞ふれあい公園広場において，学校や育成会での活動紹介をしたりして，交流を深めているところでございます。

○総務部参与（有留茂人）　少子化，人口減少対策について，指宿市の現状と推移についてですが，平成17年国勢調査で4万6,822人，平成22年国勢調査で4万4,396人となっております。また，国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月に公表いたしました，日本の地域別将来推移人口によりますと，本市の総人口は平成27年が4万1,895人，平成32年が3万9,403人，平成37年が3万6,853人，平成42年が3万4,383人，平成52年が2万9,635人と予測されております。直近の平成22年国調人口と平成52年を比較しますと，1万4,761人減少する見込みとなっております。なお，平成27年6月1日現在の人口は4万2,223人となっており，10月時点か6月時点かの違いはありますが，現状は予測より328人多い人口となっております。

○４番議員（井元伸明）　それでは今，答弁をいただきました，まず少子化，人口減少対策についてお尋ねをいたしますが，今，述べられましたようにですね，年々，これは指宿だけの問題じゃありませんけれども，非常に毎年人口減少が限りなく続いている状況でもありますけれども，この研究所の予測よりかはですね，300人ほど上回っているということですが，その主な原因は何だとお考えなのか，一つお尋ねをいたします。

○総務部参与（有留茂人）　国立社会保障人口問題研究所が発表した人数と現状との差が328人，少しではありますが，予測よりは増加をしているというふうな状況でございます。これまで，指宿市としましても定住促進，それから新規の事業の創出というふうな施策を講じてきたわけであります。そのような事業の施策が少しではありますが，人口の減少を少し，その鈍らせると言いますか，そういう効果があったものと思っております。

○４番議員（井元伸明）　いろいろな対策，子育て支援事業というのがあったり，いろいろ対策として指宿としても事業に取り組んでいるのは，よく存じ上げておりますけど，この子育て

支援事業等実施されておりますがですね，先日，総務水道委員会で茨城県の常陸太田市へ少子化人口減少対策の現状と課題についてということで，正しく質問のとおりの調査に行ってまいりました。ここでちょっと常陸太田市の紹介をさせていただきますとですね，平成16年で6万806人いました人口が，平成27年が5万2,436人と，ここ10年間で約8,370人の減少を見ている状況でもありました。これは，全国どこでも似たような数字かも分かりませんけれども，特に違うところはですね，この常陸太田市についてはですね，定住促進助成事業から民間賃貸住宅建築事業を含めてですね，高校生までの医療費助成事業など，総勢20件にわたりですね，様々な支援策を講じております。その総額で約20億円で対策を進めてはおりましたけれどもですね，結果としては人口減少にそんな，まだ歯止めがかかっている状況ではないということではありましたけれどもですね，常陸太田市としては，短期的には転入者が転出者を上回ることを目的としてですね，長期的には出生数を増やす施策が大事であるということからですね，平成21年度から一生懸命取り組んでおられるようでございました。その中身にはですね，やはり，やっぱり，若い世代，特に20代，30代の若者が地元に留まりたくなるような施策，市で新しく暮らしたくなるような魅力あるまちづくりですね。そこに重点を置いて，一生懸命頑張っておられました。そういう状況を見たときですね，今，研究所の予測よりかは300人ほど増えているという状況で，いろんな状況があるのは分かりますけど，いろんな支援策があるからこれでいいんじゃという，お答えいただきましたけど，このままで指宿は対策としていいと考えておられるのかですね。今後ですね，この人口減少に対処するためにはですね，どのような施策を考えておられるのか，大きなものがあったら一つ，お答えをいただきたいと思います。

○総務部参与（有留茂人）　本市におきましては，これまでいぶすき菜の花団地の分譲や定住促進制度のほか，山川港特産市場活お海道の建設や海外まき網船の誘致，安心して産み，育てやすい地域にするための産科医確保など，数多くの施策を講じてまいりました。さらに，重点的に人口減少対策を講じるため，平成27年度から平成31年度を計画期間とした地方版総合戦略を策定することとしております。この総合戦略には国が示した，1，地方における安定した雇用を創出する。2，地方へ新しい人の流れをつくる。3，若い世代の結婚，出産，子育ての希望を叶える。4，時代に合った地域をつくり，安全な暮らしを守るとともに，地域と地域を連携する，といった，この四つの基本目標を掲げることにしております。策定に当たり，民間メンバーを加えたプロジェクトチームを立ち上げ，官民一体となって戦略づくりに取り組んでおり，これまで3回のプロジェクト会議を開催をしております。この戦略は10月の策定を目指しておりますが，人口減少に歯止めをかけるためには，産業振興や雇用創出，若者にとって住みよいまちづくりなど，多方面にわたり積極果敢に取り組むものにしていかなければならないと考えております。

○４番議員（井元伸明）　総合戦略を立ち上げて，いろんな，これまでに3回ほどプロジェクト

会議を行って，地方へ流れが変わるような動きを起こすんだと，それで時代に合ったいろんな対策を講じていくということでありましたけど，今，この人口減少対策としてはですね，指宿としては，各担当課がそれぞれ違いますよね。そういう中でですね，この常陸太田市の例を，また，申し上げますけど，人口減少対策は重要な課題であると捉えてですね，少子化・人口減少対策課を設置いたしまして，専門職員をちゃんと配置をいたしましてですね，専門的に職員が朝から晩まで従事している状況であります。これぐらいの状況がないとですね，この人口減少に対する対策というのは，その都度，各課が担当が違ってですね，今，3回ほどプロジェクトチームが会議をいたしましたと聞きましたけれども，その都度行って，帰れば，また，ほかの仕事をされると思うんですが，片手間でやっている状況ではですね，この人口減少対策というのはなかなかですね，落ち着かないのじゃないかと思うんですよ。そのためにも，常陸太田市が取り組んでいますようにですね，今，国が地方創生という形で立ち上げてやっておりますけれども，こういう形に乗せられるような事業をですね，今まで，各課でやられたのをですね，早急に，思うんですが担当課を設置してですね，対応，対処していくべきじゃないかと思うんですが，これについてはいかがでしょうか。

○総務部長（高野重夫）　定住促進策をはじめとした少子化，人口減少対策につきましては，まち・ひと・しごと創生法に基づく国の長期ビジョンや総合戦略等においても重要課題として位置付けられており，本市においても若者が地元に留まりたくなるような魅力ある住みよいまちづくりを推進していく上で喫緊の課題であると考えております。少子化，人口減少対策については，定住促進や若者の雇用の場の創出，出産，子育ての支援など幅広い分野にわたっており，定住促進助成金交付事業や子供医療費助成等の子育て支援策など，それぞれ担当部署において様々な施策を展開しております。これらの施策をより効果的に進めるためには，全庁的に一体となった取組が必要であると考えておりますので，今後，更に関係課等の連携を密にして取り組むなど，実施体制の充実を図っていきたいと考えております。専門的な担当部署等の設置につきましては，今後，少子化，人口減少に対する様々な施策を実施する上で，事業効果や実施体制の在り方など総合的に勘案し，現在，策定中の総合戦略を着実に実施していく中で，必要に応じて組織機構の見直しを考えてまいりたいと思っております。

○４番議員（井元伸明）　今，部長が言われたように，全庁的に連携するのは当たり前のことだと思います。そして，状況を踏まえてそのとき考えていくということでありますけど，必要に迫られたときはですね，特に，時遅しというのが今の社会情勢じゃないかと思うんですよ。もうちょっと素早くですね，いろんなものに対応していくような形，とっていただかないとですね，今後，検討するとか，そのときに考えますということは，みんな，どこの自治体でもやっていると思うんです。あとで申し上げますけど，このふるさと納税についてもですね，一生懸命やっているところとやってないところの差は，もう，歴然としてるんです

よ。そういう状況の中で，この少子化対策についてはですね，指宿だけの問題ではありませんので，真っ先にどういうことを取り組んでいくのか，どういうのをやるべきかというのはですね，それは全課において，全庁において，一生懸命取り組んでいただいているのは，よく理解はしております。感謝もしておりますけれども，これはやっぱり一堂にそういう方々集めてですね，それこそ，今，答弁があった，時代に合ったですね，対応を素早くとっていかないと，なかなか，これは難しい問題だと思いますが，もう1回，改めて答弁をお願いします。

○総務部長（髙野重夫）　現在，正に総合戦略について，プロジェクトチームを立ち上げて少子化対策について取り組んでおります。この総合戦略がまとまり，総合戦略を着実に実施する上で，事業効果，実施体制の在り方，どういうふうにした方がより効果的なのかということを踏まえた上で，組織機構についても検討してまいりたいというふうに思います。

○４番議員（井元伸明）　前向きにですね，早急な対応が必要だろうと思いますんで，是非，頑張っていただきたいと思います。我々議会としてもですね，精一杯の努力をさせていただきながらですね，ともに頑張っていきたいと思いますんで，お願いいたします。さっき言った雇用も必要であるということが，少子化対策，人口減対策に必要であるということからですね，一つ，提案というか，提言申し上げますが，人口減対策としてはですね，転入者の促進を図る目的の一例として，先ほど出ました開発公社が所有している土地があるわけで，これは提案ですので，お聞きいただいてできるのかできないのかですね。新西方の工業団地の件がありましたけど，東側は今，民間企業に転売されております。今，ソーラーをすることでありましたけど，今，途中で工事もストップ，どういう状況かは分かりませんけれども，ストップされているようでございます。あそこも交差点が危ないということで，いろいろご努力いただいてですね，本当に早いうちに信号機も付いて，本当に，子供たちにも安心して通学をさしてもらっている状況でもありますけれども，この交差点を通じてですね，今，広域農道が平川までの交差点まで続いておりますが，この交差点までですね，幸屋から約30分で，信号もありませんので，そんなむちゃくちゃ走らんでも，普通に走って約30分で着きます。そうすると，今，通勤の方，鹿児島からも来られる方，トラックも通る，バスも通るということで，いろんな，通行量も非常に激しくなっております。今すぐできないんであればですね，この新西方の団地の面積がですね，6万3,200㎡，6町3反歩ぐらいあるんです。右側に，今，ソーラーを作った場所が約1町歩です。あの6倍ほどの土地が，まだ，工業団地として眠っております。ここはですね，平成7年7月には，林地開発の許可を得てですね，やっておりますけど，進出企業がないから無駄な造成はしないということでそのままになっているようですけれども，こういうの，安い値段でですね，宅地として，もし分譲したり提供できるんであればですね，若い方々が指宿で働く場所がなければ，取りあえずは鹿児島に工業団地がいっぱいあります。平川の辺に行けばですね。あの辺まで行ける方であればですね，指

宿に住宅建てていただいて，そして，指宿で子育てをしていただいて，取りあえずは鹿児島に通勤をしていただくと，そういうことを考えるんですけどですね。この場所，団地は工業団地ということですが，これを住宅団地として，開発というか，そういうことはできないのかお尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫）　土地開発公社が所有する新西方工業団地を，住宅地として活用できないかというご質問でございます。開発公社が新西方に保有している土地につきましては，土地造成事業という形で開発公社のプロパー事業として実施しておりますので，宅地造成事業の中で，宅地に造成するということも可能ではございます。しかしながら，新西方工業団地は企業誘致のための工業団地として準備をしているものでございます。企業立地のための候補地として県の指定する工業用地の適地として指定を受けて，認定をされております。進出する企業の必要に応じて，必要な面積がはっきりしてから，その都度，造成を行うということが，造成をしてしまってから面積が足りないとかどうだということがないように，進出が決まった都度，造成を行うということで，現在のところ，未造成のままこうなっております。土地開発公社としては，現在，少子化，人口対策として温泉付きのいぶすき菜の花団地を宅地，分譲中でありますし，また，このほかにも住宅地に適した土地もたくさんあることから，まずはこれらの土地を積極的に売却して定住促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

○４番議員（井元伸明）　可能ではあるということではありますのでですね，この，工業用地として認知されているということではありましょうけど，素早い対応というのが，全てにおいて，これは，いつまで待っても来るか分からない土地をですね，これから20年，30年待つよりかは，生かせる方法があれば生かした方がいいと思いますので，これも検討しながら考えていただきたいと思いますが，それと，もう1点はですね，人口減少対策として企業誘致は重要な案件でありますけど，これで，お尋ねをさせていただきたいと思うんですが，これは，地域活性化策の一つとしてですね，前も一般質問でちょっとお尋ねをした，かいもん荘の跡地の利用の件でありますけれど，ここについては1回目は，一応，応募がなかったということで，2回目は応募はあったけれども，書類が期日までに揃わなくて，これも不成立ということであったようです。3回目についても応募がないということで，それから，企業が参入しやすいようなということで，条例改正を行ってですね，今回4回目の，今公募を行って，もう締め切って結果も出たようには聞いておりますけどもですね，この，現在の公募に至って，3社ほど応募があったようにはお聞きしておりますが，この状況，結果等については，もしお話しできればお示しをいただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸）　国民宿舎かいもん荘跡地利用につきましては，今，議員が述べましたように，今回で4回目の公募ということで，今回は3事業者から応募があったところでございます。そして，これに基づきまして，国民宿舎かいもん荘跡地利用事業者選定委員会を

開催いたしまして，その選定委員会の中で，3事業者の提案についてのプレゼンテーションも受けております。そして今回の募集要項におきましては，審査項目における点数，得点の総和が，これ100点満点ですけれども，そのうち70点を超えたものを交渉権者としますというふうに募集要項でうたっていたところでございます。このことから，選定委員会で審査した結果ですね，仮にＡ社と申しますか，Ａ社が100満点中44.7，そして，Ｂ社が46.6，Ｃ社が67.3ということで，基準点を超えた事業所はなかったために，3事業者とも交渉権獲得には至っていないという結果になっております。今後はですね，今回の内容，以前，3回目の公募に比較しまして，事業者が応募しやすいような条件を緩和したわけですけれども，やはり，今後もなるべく事業者が提案，応募しやすいような内容にですね，公募要項を見直すなどの検討を行って，更に再公募をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○４番議員（井元伸明）　せっかくの応募された企業に対してですね，1社が僅か何点か足りなかったということで，あと，Ａ社，Ｂ社というのは44点と46点，Ｃ社が67点ですから，約2.何点上がれば合格ラインに達するところでしたんでしょうけども，こういうのを地域は待っているし，指宿市も待っている，そういう状況ではですね，手続き上，70点以上というのが，基準があったにせよですね，こういうのを対象企業としてできなかったんですか。それとですね，今，Ａ社，Ｂ社，Ｃ社って申し上げましたけど，今，このＡ社，Ｂ社，Ｃ社の名前を公表できたら一つ，公表いただきたいんですが，お願いします。

○産業振興部長（廣森敏幸）　まず，3社の名前の公表ですけれども，やはり，この事業者を公表することにおきまして，これが採択されたということであればですね，してもいいですけれども，ある一定，基準を満たさなかったという，指宿市として，表現はちょっと悪いですけれども，落第，駄目だったというような結果になっておりますので，そのことにおいて名前を，事業者名を公表することは，やはり，企業の評価というものを落とすというような結果にもまぬかれないということがありますので，名前については伏せさせていただきたいというふうに思っております。そして，そのうちの1社が，僅かですけれども70点をクリアできなかったということですけれども，これは，やはり，公募の審査員を9名入れております。その審査員の皆様方にも，独自性を，それぞれの立場でその審査に当たっているわけですので，それぞれの考えの下で，委員の独自性を持って点数を付けてくださいということをお願いいたしまして，集計結果についても，皆さん方の総和の点数を9人で除して出した点数ということで，委員の皆様方にもこの点数を述べましたけれども，あえて，その委員の中から，あとほんの少しだから何とかならないかというようなご意見はいただけませんでした。そういうことで，私どもとしては委員会の中で一定の評価を下したというふうに考えておるところでございます。

○４番議員（井元伸明）　この人口減少についてはですね，時間の関係もありますので，また，

後ほどありましたらひとつ，お尋ねさせていただきたいと思いますが，ふるさと納税について，次，2番目に2回目を，質問させていただきたいと思いますが，このふるさと納税についてはですね，お礼に，返礼品として贈られるものによって寄附額と件数がですね，各自治体間で大分差が出てきているようでございます。我が指宿市としてもですね，先ほどありましたように，本年度，返礼品を贈るということで，予算計上いたしております。本市の基幹産業である農産物，それに，観光に付随するものですね，取扱いは先ほど何か企業にお願いをしたいという話をちょっとお聞きしましたけど，そういうので，どれぐらいの品物，どういう品物，例えばの例で結構です。割合はですね，頂いた1万円であれば，そのうちのどれぐらいをお返しする予定なのか，まずお尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税をいただいた方に対する返礼される場合の還元率，何割ぐらいかというご質問であったろうかと思います。ふるさと納税に対する返礼品の還元率につきましては，特に高額な寄附金を除いて，送料込みで概ね40％から50％を考えております。

○４番議員（井元伸明）　今，この返礼品の品物の詳細についてありませんでしたので，指宿でですね，私，玄海町の方にちょっと行きましたけど，相当な品物を考えているとこもあれば，また，綾町みたいにですね，無農薬野菜からいろんなものを含めてやっているとこもあれば，もう，焼酎と肉だけしかやってない部分もありますけれども，もし，これやるとすればですね，担当課にお尋ねをしたいんですけども，このふるさと納税の返礼品について，農業分野でいけば農政課にちょっとお尋ねいたしますけど，農業の農水産物ですね，こういう中で，返礼品としてもし贈られるというのであれば，農政課が勧める品物というかですね，そういう，まず，相談があったのかどうかですね。そういうのがあれば，一つ，お示しをいただきたいと思うんです，いかがですか。

○農政部長（新留幸一）　相談ということは，今のところありませんけれども，ふるさと納税返礼品といたしましては，地元特産品につきまして，本市におきまして農産物，水産物，あるいは加工品などすばらしいものがたくさんあります。その中で道の駅，あるいはＪＡいぶすき，さらに漁協ですね，加工組合などとも十分連携いたしまして，できるだけ多くのメニューを選定いたしまして，返礼したいと考えているところでございます。その中でですね，農産物といたしましては，主にオクラ，ソラマメ，徳光スイカ，カツオ，それから，カボチャ，スナップエンドウ等を農産物として，一応，主なものを挙げているとこでございます。

○４番議員（井元伸明）　同じくですね，観光課の方にちょっとお尋ねしたいんですが，指宿は基幹産業が農業と観光ということで，一生懸命頑張っておられますけれども，観光の分野でいきますとですね，今，全国的にはいろいろありますけども，時間がありますけど申し上げませんけど，指宿市の観光課で考えられる，このお礼に使われるような観光の商品とすれば，どういうものが，一応，考えられるかお尋ねいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸）　返礼品として考えられるのは，やはり，観光面で活用が高いということで，本市の観光協会とかホテルなんかと連携をしたホテル宿泊券ですね。それとあと，今後の宿泊以外にも，やはり，今後の観光施設のＰＲということで，観光施設ということで砂むし温泉とか露天風呂等の利用チケットということも考えられるのではないかというふうに考えております。

○４番議員（井元伸明）　今ですね，各担当課がこうしていろんなことをですね，相談があればということでありますけど，先ほどは何か，企業ということですから，多分，ＪＡさんのことを言っておられるのかなと，私は想像しておりますけど，玄海町にすればですね，ちょっと紹介申し上げますとですね，平成21年が36件で約30万円，22年度が164件の108万円，23年度が351件で262万円と，まだ上がりません。25年度がですね，9,900件に増えております。このときが2億4,859万円に上がっております。なお，26年，昨年度がですね，4万9,778件，10億6,663万円に急激に上がっております。この理由はと申しますとですね，行ってびっくりしましたけど，本当に返礼品の内容が豊富というかですね，1万円コース，5,000円コース，100万円コースまで作っておりましたけれども，その中身がまた，これいちいち贈っているわけじゃなくしてですね，これはもう，ふるさとチョイスとかインターネット，いろんなものを通じてですね，媒体を通じて宣伝をしている，そういう状況の中ですね，指宿は今，どっか企業にということを，ちょっと聞こえたんですが，企業ということはどこを指しているのか，一般の商店か，どこのことなんでしょうか，ひとつお願いします。

○総務部長（髙野重夫）　答弁の中で企業とありましたのは，ふるさと納税についてノウハウを持つ企業ということで，これについてはインターネット等を活用して，広く呼び掛けるところで，代表的な会社が4社ほどありまして，そこの中で現金を送るんではなく，クレジット決済であるとか，そういう部分の，そういう，インターネット上のノウハウを持つ仕組みで，広く全国に募集をかけたいということでそういうことを申したところでございます。ふるさと納税の返礼品として，地元特産品については，本市には農産物，水産物，加工品などすばらしいものがたくさんありますので，道の駅でありますとか，ＪＡ，それから，漁協，水産加工組合などとも十分連携して，できるだけ多くの，そして，魅力のあるメニューを選定していきたいということで，現在，選定作業を進めているところでございます。返礼品の主なものとしましては，先ほど，農政部長からもありましたように，オクラ，ソラマメ，徳光スイカ，カツオ，鰹節，すり身など，季節ごとの旬な農水産物，それから，本市の代表的な加工品などを準備していきたいというふうに考えております。ふるさと納税額が上位にランクされている自治体では，肉とか焼酎，地魚など人気ある商品をそろえて，地場産品などの特典の種類が多いことが特徴でございます。本市としましても，ほかの自治体の状況も参考にして，それに負けないような魅力ある商品づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○４番議員（井元伸明）　これから，いろんなことで，あらゆる対策でやっていかれるということですが，私が先ほど紹介しましたですね，これまたあえて玄海町の紹介をさせていただきますとですね，このような実績を上げるためにはですね，玄海町では専門職員2名と臨時職員を2名プラスして，4名でですね，一生懸命対応されているようでございました。また，それとですね，返礼品のやり方そのものがですね，例えば，ＪＡにお任せすればあとが続かないと。だったら我々が直接しようということで，職員の方がわざわざですね，生産者，水産業者と直接取引というかですね，いい取引の下ですね，それを行って，この理由は，なぜ，そういうことされるかと言うとですね，この納税制度はいつまで続くか分からないと。その納税制度がなくなっても，この寄附金と称するものがですね，なくなっても，地場産品のものがですね，指宿のオクラ，ソラマメ，スイカとかですね，カボチャ等が，また，南国指宿のはおいしい，そういうことで，また，欲しいということでですね，これが今後とも続くような，そういう取引を，是非，目指したいということでですね，職員の方が生産者の方と一人ひとりの家を周りながらですね，そういう交渉しながら，農家から買い付けてですね，それを返礼品として贈るということで，相当なご苦労はされるそうです。けれども，これはですね，農産物にしても全てのものにしてもですね，返礼品を買い上げるということは，その生産物を買い上げるということ，玄海町に言えば11億のうち，大体4億円ぐらいを買い付けるとなれば，地域の活性化がものすごいんだそうです，本当にですね。商店街が，最近は大分明るくなってきたということで，本当に喜んでおりました。それをですね，寄附金を称するものをですね，大いにＰＲさせていただくということでですね，玄海町ではどういうことやってるかと言うとですね，大型トラックのですね，輸送用のトラックなんかのラッピングに玄海町の産品をですね，宣伝したりとかですね，もうありとあらゆることにつけて，いろんな，棚田のサミットを，また，やったりとかですね，何かこういう自然環境についても，指宿ももろもろについて，子供たちの育成とか支援のためにも一生懸命利用していただいておるようですけども，もう，この金額の差が全然違うしですね，こういうためにですね，するためには，今，指宿が言ったように，農政課も観光課もですね，そういう形で，こういうのはあるけれども，相談も受けてないっていうような状況ですけれども，さっきの話じゃないけど，これはやっぱり専門職員か，若しくはですね，玄海町のように担当課を設置して，これはもう，21年に設置をされておりました。そういうことですので，市長，大事な人事の関係もありますので，市長に，もし，そういう，今後，検討するお考えがあるのかないかですね，一つ，大事な問題ですの，お尋ねをさせてください。

○市長（豊留悦男）　ふるさと納税制度について貴重なご意見をいただきました。ふるさとを応援するために，その応援する自治体に税金を納めましょうという，純粋なふるさとを応援する納税制度でありました。現在は，いささかその趣旨が変わってまいりました。その地域の特色のある特産品等が欲しいための納税という，そういう側面も見られるようになりまし

た。例として，例えば，私がＡという市に3万円のふるさと納税をしたとすると，その納税先は潤うかもしれません。しかし，指宿市はマイナスの効果があるわけであります。そういう意味で，このふるさと納税制度については，逸脱しないような制度として，各自治体進めていただきたいというのが，総務省からのふるさと納税の趣旨でもありました。今後，このふるさと納税につきましては，多くの課題がある，そして，その裏には多くの効果もあるわけですので，マイナス面，プラス面を考えながら，本市としてどのような納税制度，そして，促進すべきかという，そういうことも考えていかなければならないと思っております。ただ，今，地方自治体が奮ってこのふるさと納税の，この取組を始めております。本市においても，指をくわえて傍観するわけにまいりません。そういう意味で，ふるさと納税の業務等につきましては，先ほど申し上げましたように，寄附の受付から返礼品配送までを，ふるさと納税制度のノウハウを持っている企業がございます。それを代行している企業があります。そういうところに一括代行していただく予定にしております。そうすることで，指宿市のふるさと納税制度が広く全国的にＰＲされるはずであります。ネット等を通して。しかし，領収書，お礼状の送付，電話による問い合わせなどは職員の業務になります。寄附件数や返礼品等の業務が多くなってきた場合には，その状況に応じて組織を含めて対応していかなければならないと思っているところであります。

○４番議員（井元伸明）　今，市長の答弁聞いておりますと，いいこともあるけど，不利益を被るところも大きいと。そのときに応じてということです。これはもう，今年が8年目ですので，もうこれが，半永久的にこの制度があるという状況じゃないと思います。ですから，やっぱり，全国の自治体ではですね，私なんかもいろんな資料いただいておりますけれども，専門的にこういうの調べたりして，今，新聞とか雑誌でもテレビでも返礼品のランク付けを付けた，いろんなものもございますけど，これを見てもですね，もう，走っているところはものすごく大きいんですよね。それだけ，指宿市は観光地にしても，東京に行ってもですね，まだ，鰹節の産地はどこかと聞いたとき，山川じゃなくて枕崎とかですね，そういう答える方が結構いるみたいなんですけれども，市長，議長なんかよく，関東会とか関東指宿会とかいろんなとこ行かれて，こういうふるさと納税にしても宣伝をされていらっしゃると思うんですが，そのときですね，感覚としてどうなんですか，市長。地元の方だけなもんですから，地元の方が指宿にそれじゃ幾らかしようという方がどれぐらいの感じというかですね，何％ぐらいの方がそういう方がいらっしゃるのかですね。私は一昨年の11月にちょっと東京に行く機会がありまして，行きましたら，ある人が指宿にふるさと納税をしたいということで問い合わせしたら，2か月，3か月経っても，まだ，いまだに返答もない，連絡もないと。指宿は何してるんだよ，お前のところはということで，ひどく怒られて帰って来て，財政課の方に話しをつけましたら，すぐ，話はしていただきましたけど，まだまだそういう状況が現実じゃないかと思います。これがやっぱり，打破するためにはですね，せめて専門家

をつくってほしいとは言いませんけど，専門の職員を配置するぐらいにしてですね，今後，独自の本当，何かをつくって，取り組んで，この課題は何すればいいのかっていうことを具体的に考えるですね，若い職員の方とか，そういうの，やっぱり，どっかでか1人でもいいし2人でも，1人じゃやりにくいでしょうから2人ぐらい，1回試験的にでもそういうのやられる，職員の配置というのはお考えになりませんかね。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税につきましては，今，全国的に自治体間で競争が激しくなっております。指宿市も手をこまねいていれば，先ほど，市長が言いましたように，ほかの自治体に市の納税者の中から寄附をされる方が出てくると，増えてくると，そういうことであれば，市の入ってくる分と出て行く分，マイナスの面が大きくなることから，やはり，指宿としても返礼品を行うことによって，魅力ある商品で地場産業の育成につないでいこうということを考えております。そのようなことで，ふるさと納税の業務につきましては，一応，受付，それから，税金のふるさと納税寄附の受付，発送，それから，ＰＲ等について，今，日本で一番有名なのが長崎県の平戸でございます。そこも，そういう形で一括代行の同じようなところにお願いしてＰＲをしたりしております。全国的に上位のところは，ほとんどそのような代行業者を使ったりしてＰＲに努めておりますので，市としてもそういうことを有効に活用してまいりたいというふうに思っております。また，そういう部分で寄附が増えて，人手が足りないというようなことがないように，適切に，その職員についても張り付けて対応してまいりたいというふうに考えております。

○４番議員（井元伸明）　今，平戸市の例を申し上げましたけれどもですね，聞きましたけれども，これはですね，寄附金が増えたから職員を配置するんじゃなくて，今，しないと増えないと思うんですよ。今，紹介していた平戸なんかもですね，21年から24年までは，大体100万円ぐらいしかなかったのが，25年度が3,900万円，去年の26年がですね，15億円も集めてるんですよ。こういう形で，先進地はやっぱり，何かしらの対策してます。それと申し上げますけど，この平戸においてですね，来月の3，4，ふるさと納税の九州サミットが行われるそうですが，この開催される予定なんですが，これに指宿からどなたか派遣される予定があるのかどうか，お尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫）　はい，それには，是非，派遣したいということで，市の方からは2名出す予定にしております。

○４番議員（井元伸明）　是非，そして，先進地の方と触れ合っていただいてですね，空気を吸っていただければ，大分，認識が変わってくるのかなと思いますので，是非，お願いをいたしましてですね。もう1点いきます。これについて，最後に，政府はですね，2015年度からですね，制度の拡充を図り，手続きの簡素化を表明しております。これを利用して財政の強化を図るとともに，応援してくれる方々が増え，これはまた，先に戻りますけど，Ｕターン，Ｉターンにもつながる可能性が非常に大きいと思われます。お礼に特産品や宿泊券等

を，先ほど申し上げた，贈呈することによりですね，地域の活性化，地場産業の発展も大いに期待をできると思います。このふるさと納税制度，増額させるためのですね，条件整備について，今，言われましたようにですね，本当にどうされるつもりなのか，研修に行って，今後，どのような形で考えていかれるのか，最後に答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男）　ふるさと納税につきましては，頑張らせていただきます。このふるさと納税の波及効果というものは大きいものがあると思うからであります。議員がるるご質問いただきましたけれども，行政としても皆さんの協力をいただきながら，市民の理解をいただきながら頑張ってまいります。

○４番議員（井元伸明）　まだまだあるんですが，時間の関係でですね。特別支援教育についてお尋ねいたしますが，この特別支援学級のですね，1日交流事業としてはですね，平成16年頃から実施をされているようでありますけれども，今年についてもですね，5月にこの事業が実施されているようでありますが，このとき，特に地引き網をされたようでございますね。そういうときに，たまたま地引き網の中にたくさんのタイが捕れたんだそうです。それを，子供たちは見ながらですね，この魚はどこに行くんだろう，どうするんだろうというのを疑問に思っていたそうでありますんで，まずですね，この捕れた魚の行方っていうのは，どのようになったのかですね。食育という感じでいけば，何らかの形でですね，場所と時間があれば何かできたのかなという感じがあるんですが，そういう感じで，食育という観点からですね，どのように考えておられてこういう事業を実施されているのか，お尋ねをいたします。

○教育長（西森廣幸）　この事業を通しての食育でございますが，平成25年度と26年度は，雨天のため地引き網体験が実施できませんでしたが，今年度は天候に恵まれまして実施することができたところです。子供たちは生きた魚を直接触り，感動による歓声を上げていました。また，網元から魚の種類や食べ方の説明を聞いたり，地引き網体験には様々な関係者の協力があったことなどを聞いたりして，周りの人々への感謝することも学びました。平成24年度以前におきましては，味噌汁に調理し，魚のおいしさを味わっておりましたが，今年度は交流プログラムの関係から魚を調理する時間がもてなかったところでございます。本来なら，子供たちが将来，自立し，社会参加をするための基盤として望ましい食生活や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることができるよう，教員等で組織する特別支援学級強化部や指宿市手をつなぐ育成会と協議をし，関係者の協力を得ながら捕れた魚を調理して食することができないか，今後，計画の検討をしてみたいと考えているところでございます。

○４番議員（井元伸明）　是非ですね，食育という点でもですね，今後，できる範囲内で結構ですんでですね，いろいろやっていただければ，子供たちは，また違う観点から勉強できると思いますけれども。ふるさと納税について，もう1点だけ，最後にですね。今，指宿市では，インターネット，ふるさとチョイスなどは活用しているのかどうかですね。それと，も

う1点は今年度の目標をどれぐらいに置いているのか，ちょっと私，聞き漏れたのか分かりませんが，最後にお聞きしまして終わります。

○総務部長（髙野重夫）　10月にスタートできるように，今，いろいろ手続きを進めているところでございますけれども，それについては，ふるさとチョイス等を活用していくようにしております。なお，目標額については，今のところは明確に定めてはおりませんけど，なるべく多く集めるように努力してまいりたいと思っております。

○４番議員（井元伸明）　それじゃですね，このふるさとチョイスなんか，本当に効果があるようですので，早急にですね，やっぱり立ち上げて，これは金額もそんなたくさん要らないそうです。40万から45万あればできるそうですので，是非，早急に取り組んで大きな成果を期待をして，終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（新宮領進）　暫時，休憩いたします。

休憩　午後　３時０９分

再開　午後　３時１８分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　私は日本共産党の議員の1人として，平和と民主主義を守り市民の命暮らしを守る立場から，通告に基づき一般質問を行います。安倍政権は昨年7月，国民多数の反対の声を踏みつけにして，集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。これは，憲法9条を破壊し，戦後日本の国の在り方を根底から覆して，海外で戦争する国に造り替えようとするものです。戦後70年，これまで，ただの1人も外国人の命を奪わず，日本人の命も失わず，平和の道を歩んでこられたのは，憲法9条があったからです。今，政府は安保法制，安保法案の名で上程をして，成立のためにやっきであります。しかし，法案の名前とは真逆の，戦争法案というのが，その実態であります。また，国会に上程もしてなくて，議論も始まっていないうちから，アメリカに対しては成立をさせると約束をしてくる。国会も国民もないがしろにして，アメリカには気に入られようとする。もはや，どこの国の総理大臣かと疑うほどであります。これまで，テロ特措法でアフガニスタンやイラクへの自衛隊を派遣しても，武力行使はしない，戦闘地域には行かないという制約がありましたが，この制約をなくして地球の裏側までどこへでも行けるようにしようとしています。後方支援だから，戦闘地域ではないとも言います。後方支援とは，軍事用語では兵たんであります。食糧供給や弾薬供給なくして戦争行為は成り立たないし，その部署は一番先に攻撃を受ける戦闘地域そのものであります。地方自治法において，地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてとなっております。福祉の増進の基本は平和であることです。また，憲法の理念からしても，戦争への道でなく，平和を希求することは，国民一人ひとりに課せられた課題であると同時に，地方公共団体の長に対しても強く求められる課題であります。そこ

で，市長に伺います。

まず，憲法9条と平和について，どのように考えているか。9条の意義を含めて答弁をお願いいたします。

次に，戦争法案，政府は安全保障法案と言っていますが，国会の憲法審査会で参考人として招致された全ての憲法学者が違憲だという認識を示しました。国民の多くも戦争法案反対の声が圧倒的になってきています。市長はこの法案を憲法に照らしてどのように捉えているか伺います。

次に，ごみの減量化とリサイクル等の推進についてであります。ごみ処理の現状と今後の取組などについて，4月から5月にかけて住民説明会が開かれています。参加者は2万682世帯に対して2,606人で，1世帯1人だったとして参加率は12.6％の世帯となっています。では，どういった人たちが参加をし，どのような人たちが参加をしなかったのか。想像するに，地区ごとに開かれたとすれば，地区への未加入者は参加してないのではないか。高齢者世帯など，外出がしにくい人たちは参加率が少ないのではないか。そもそも，ごみ問題に一定の関心と理解がある人が参加しても，残念にして，関心や理解に乏しい人は参加に至ってないケースが多いのではないか。このようなことが推測されます。つまり，端的に言うと，地区への未加入者やごみ問題に無頓着な人，言い換えれば，一番説明をしなければいけないところに手が届いていないのではないかと思います。平成23年のときより，説明会場を増やしたことは事実ですが，全ての市民，あるいは大半の市民に説明をして，その意向を集約したということにはほど遠いと思います。そこで伺います。全世帯，あるいは，全市民に対する周知，説明は十分と考えるかどうか。また，会場にてアンケートを採って回収率が90％台となっていますが，これは全世帯，あるいは全市民に対する割合ではなく，出席者にアンケートを配布しての，それに対する割合だろうと思います。そのことを踏まえて，住民の意向をどれだけ集約できていると思うかどうか，伺います。

次に，県内先進地との違い，あるいはその教訓についてであります。住民説明会で示された資料によりますと，ごみの排出量では指宿市は県内19市の中で3番目に多く，リサイクル率は低い方から5番目となっております。県内の先進地と指宿市を比べたときに，どうしてこのような差が生じるのか，どのように分析しているのか，伺います。

次に，ごみを減らすための施策に関してですが，指宿市のホームページを開いていきますと，ごみを減らす三つのＲとして，1，Ｒｅｄｕｃｅ，発生抑制，2，Ｒｅｕｓｅ，再使用，3，Ｒｅｃｙｃｌｅ，再資源化を実行することが第1だとしています。全国的に見れば，Ｒｅｆｕｓｅ，ごみになるものを断る，を加えて4Ｒを掲げたり，さらに，Ｒｅｐａｉｒ，修理して使うを加えて5Ｒを掲げたりしています。3Ｒなのか4Ｒなのか5Ｒなのかは，取り組むべきこととして何を掲げるかということでもあります。市のホームページを見る限り，取り組むべきは3Ｒとなっています。そこで伺いますが，指宿市でも5Ｒを掲げて，市として方針と

対策を持つべきだと思いますが，いかがでしょうか，伺います。

次に，市が管理している橋りょうの安全管理についてです。端的に伺います。市が管理すべき橋りょう数はどれだけあって，危険箇所の把握と改修計画はどのようになっているか，示していただきたいと思います。

以上で1回目といたします。

○市長（豊留悦男）　憲法9条と平和についてのお尋ねでございます。憲法第9条は憲法の3大原則の一つであります平和主義を規定しており，戦争の放棄，戦力の不保持，交戦権の否認など平和憲法の中心を成すものであります。日本は世界で唯一の被爆国であり，悲惨な体験と深い反省に基づき，恒久に平和主義を唱えており，憲法第9条はその根幹を成す非常に重要なものと思っております。いかなる場合であっても，国民の平和を最優先に存続させていかなければなりませんので，憲法第9条は尊重していかなければならないと思います。

次に，国の平和と安全を維持し，その存立を全うするために執るべき具体的行動，また，安全保障環境の変化にも留意して，安全保障の法的基盤について整備が必要であるとの観点から，安全保障関連法案は，現在，国会において審議されているところであります。国の防衛については，国の専権に関わることであり，今後，様々な議論が尽くされるものと思っておりますので，その経緯を注視していきたいと思います。

以下，いただきました質問等については，関係部長等が答弁をいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　住民説明会について，全世帯に対する説明は十分だったかというようなご質問でございましたが，今回の住民説明会は1人でも多くの市民の皆さんに参加していただき，ごみの減量，資源化について十分理解していただくため，平成23年度に実施した44会場よりも30会場増やした74会場で実施しております。また，説明会開催の周知につきましても，市政事務嘱託員を通じたチラシの配布や地区の館長，集落長の協力による地区放送施設を使用した広報などで，ある程度広く周知がなされたと考えております。その結果，住民説明会の参加者は前回よりも1,147人多い2,606人で，幅広い世代の市民の皆さんに参加していただいたと思っております。都合により，説明会へ参加できなかった市民の皆さんにつきましても，住民説明会前にあらかじめみんなの環境広場及びごみの搬出状況と分別チラシを配布しておりますので，ごみの減量化の必要性はある程度の周知がなされたと思っております。なお，今後も継続的に住民説明会や広報等により，ごみの減量，資源化の必要性について訴えてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目に，住民の意向をどれだけ集約できたかというようなご質問でしたが，住民説明会には前回よりも1,147人多いという，2,606人の方が参加されていることを申し上げました。説明会では説明後に，参加された市民の意向を調査するため，アンケートを実施いたしております。アンケートは主に価格改定の賛否について調査しておりますが，調査結果を見ますとごみ減量化やリサイクルを進めるために価格改定はやむを得ないという方も含めて，価格

改定に賛成の方が79%，負担増となる，又は，税金で賄うべきなどの反対の方が15%，このほかに賛否の意思を示さなかった方が6%となって，決して価格改定に理解のある市民だけが参加されたわけではないと考えております。説明会に参加されなかった市民の意向は分析はできませんが，恐らくアンケート調査の結果と同様の傾向が見られるのではと想定しております。価格改定に反対の方や，賛否の意思を示さない方もいれば，あるいは逆に，住民説明会に出向くまでもなく，減量化は必要なので価格改定には賛成の方，また，ごみ減量やリサイクルを進めるために，価格改訂はやむを得ないと判断する方もそれぞれいると考えられます。このようなことから，今回の住民説明会の意向調査の結果は，大半の市民の思いが凝縮されたものと捉えてよいと考えますので，市民の意向をある程度集約したものと思っております。

次に，リサイクル率の高い自治体との違いをどのように分析されているかというご質問でございましたが，県内先進地との違いについての部分については，平成25年の実績で申し上げますと，県内19市で1人1日当たりのごみ搬出量が平均より少なく，リサイクル率が平均より高いのは志布志市，垂水市，曽於市などの自治体でございます。志布志市は焼却施設がございません。布類や生ごみなど27品目に細分化して収集を行い，生ごみを堆肥化しておりますので，高いリサイクル率になっております。同じように，垂水市は衣類や生ごみなど，27品目を細分化して収集を行い，生ごみを堆肥化しており，これも高いリサイクル率となっております。曽於市ですが，生ごみの堆肥化は行っておりません。事業系のごみが少ないことから，ごみの排出量が少なくなっているものと分析ができます。これらの自治体は生ごみの堆肥化や資源ごみの細分化の取組によって，ごみの減量やリサイクル率の向上につながっているのではないかというふうに思われます。

次に，ごみの減量化とリサイクル率の推進の中で，5Rの取組のご質問がされて，5Rに対して行政としての方針と対策を持つべきではないかというご質問でございましたが，市でも廃棄物をなるべく出さない社会を目指して，現在，取組を行っております。一つ目のR，ごみになるものを断るｒｅｆｕｓｅですが，指宿市エコライフ推進会議の方を中心にして，毎年10月，レジ袋を断りマイバックを使用するマイバック持参の呼び掛けを市内の大型店舗等で行っております。二つ目のRですが，作り過ぎない，食べ残さない，ごみの発生を抑制するＲｅｄｕｃｅですが，宴会時の食べ残しをなくして，生ごみの削減を図る30・10運動を昨年12月から市役所も取り組み，本年5月に市内のホテル，旅館，飲食店等へ運動の推進を依頼する文書を配布したところでございます。三つ目のRですが，繰り返し使うＲｅｕｓｅと，四つ目のR，修理して使うＲｅｐａｉｒですが，毎年開催されますいぶすきふれあいフェスタの中で，関係機関と協力して古着や日用雑貨を格安で販売するまだまだ使えるぞ市を実施しております。また，この会場で壊れたおもちゃを修理して使えるようにするおもちゃ病院も催されております。五つ目のRは資源として再利用するＲｅｃｙｃｌｅで，既にこれ

まで取り組んでおります。なお，ｒｅｕｓｅについては，もう少し拡大して，古着等を回収して再利用するモデル事業ができないか，現在，専門業者へ相談し協議，検討中でございます。修理して使用するｒｅｐａｉｒについては，今後，どのような取組をしていくべきか，研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○建設部長（山下康彦）　市が管理する橋りょうの安全管理についてということで，市が管理する橋りょう数はどのようになっているか，また，危険箇所の把握や改修計画はどうなっているかということでございますが，まず，市が管理する橋りょう数については，現在，本市が管理している橋りょう数は140橋となっているところでございます。続きまして，危険箇所の把握と改修についてですが，今後，架け替えや修繕費用の増加が見込まれる中，限られた予算の中で効率的且つ合理的な維持管理の必要性から，従来の損傷が進行してから大規模な修繕を行う事後保全型管理から，既存の橋りょうの健全度低下を防止することにより，長寿命化を図る予防保全型管理へ転換することで，橋りょうの安全性を確保し，コストの縮減を図れることから，本市においては平成21年度から22年度にかけて，橋りょう点検を実施し，平成23年度に橋りょう長寿命化修繕計画を策定し，橋りょうの重要度，損傷度を考慮した優先順位に基づき，計画的な修繕を，現在，実施しているところでございます。以上でございます。

○１５番議員（前之園正和）　憲法9条については，戦争の放棄，武力の不保持ということも含めて，その重要性を答弁され尊重すべきということがありました。当然のことであります。その憲法9条があったからこそ，戦後70年，ただの1人も外国人の命をも奪わず，日本人の命も失わなかったということが言えると思うんですが，これ，憲法9条の意義をお認めになっているわけですので，当然ながら，9条を変えたり解釈によって変質させるということについては反対だと，そういう答弁が返ってくると思うんですが，そういうことでよろしいですか。

○市長（豊留悦男）　もう，ご案内のように，国は外交，防衛など，国際社会における国家としての存立に関わる役割を担っております。また，同時に国民の平和と安全を守ることは最も重要な責務であると思っております。平和憲法，それは，世界に誇れる我が国の憲法でもあります。時事，刻々変化する国際情勢において，集団的自衛権の行使，それが憲法との絡みでどうあるのか，それは学者間も，そして，政府の中においても様々な議論があるところでございます。そういう意味からは，国会で慎重な議論を尽くしながら，国民が理解できるような，十分，国会等で審議をしてほしいと思っているところであります。そういう中にあって，平和憲法，いわゆる憲法9条と今回の安全保障関連法案に関する様々な意見があろうかと思いますけれども，私がこれは憲法に関する，また，憲法9条との絡みで許されるものである，ないということは判断ができません。しかし，憲法9条と平和についての私の認識というのは，やはり，憲法9条と平和，これは大切にしていきたいと，このことは自信を持っ

て言えるところでございます。

○１５番議員（前之園正和）　確かに，国の防衛については国の国会での専権事項ということになっていますから，国で，今，議論はされている，国会で議論がされているわけであります。しかしながら，地方自治体の長も含めて，憲法並びに関係法令，地方自治法含む関係法令に基づいて政治を行うという意味では，議論は国会でやっているかもしれないけれども，今，そこにテーブルに乗っているものか，憲法に違反するのかどうかということについては，関わりありませんということではないと。そういう意味において，憲法違反と思うのかどうかと，そういうことなどを聞いているわけであります。今，市長はいろんな考えもあるというふうにおっしゃいましたが，憲法審査会で参考人として意見を述べた与党推薦の人も含めて，3人全員が安全保障法制は憲法違反だという意見を述べました。当然，御存じだろうと思います。また，報道ステーションの独自の調査では，149人の憲法学者にアンケートを採って，憲法に違反しないとしたのは僅かに3人だったという報道もなされております。また，自治体の長でも違憲だという見解を明らかにする人も出てきております。いろいろ考えあると，一般的に言われても，今言った参考人が，憲法学者が3人全員が違憲だと言った。それから，憲法学者の149人のアンケートでも合憲だとしたのは3人だったということからしても，憲法の専門家がこぞって違憲だと言っているわけであります。このことについては，市長はどのように考えますか。国の専権事項ではなくて，自治体の長として，憲法を守るべき，地方自治法を守るべき，関係法を守るべき長としてどう考えるか伺います。

○市長（豊留悦男）　ご指摘のように，集団的自衛権の行使容認につきましては，ある学者は憲法はそのままにして集団的自衛権を認めるのは憲法違反だと断言した学者もおります。今回，3人の参考人の考え方は憲法違反，集団的自衛権が許されるのかどうかということにつきましては，否定的な見解を述べました。学者としての否定的な見解を述べたところであります。それに対して，政府はどう考えているのか。政府は，昨年の7月，一定の条件を満たせば今の憲法の下でも集団的自衛権を使えるという閣議決定をしたこともあります。その条件というのは，議員御存じのように，武力行使の新3要件と定義しているようであります。やはり，学者，そして，政府の考え方，そして，これに基づく最高裁の判断等を含めて，やはり，この集団的自衛権というものの考え方がそれぞれにその立場立場，立つ位置によって違うというのも事実でございます。そういう意味から，私は，1自治体の首長として，これが憲法違反である，憲法9条については私は尊重すべきだということは明言できるけれども，具体的な場面に即して考えないと集団的自衛権の行使は憲法違反，すなわち許されないということを断言するだけの判断材料を持ち得ていないということであります。

○１５番議員（前之園正和）　憲法学者3人全員が違憲だと言った。そしてまた，149人のアンケートでも違憲じゃないと言ったのは3人だった。ここが重要であって，また，このことは，例えば参考人の憲法学者小林節氏について言うならば，元々彼は改憲論者なんですよね。改

憲論者なんですよ。しかしながら，今の憲法を守るという見知から言ったときに，政府がやろうとしているのは憲法違反だと。ここが大事なことなんですよ。今の集団的自衛権に違憲だと言う人の中にも，個別的自衛権については問題ないんだという人もいるし，個別的自衛権そのものも憲法上問題だと言う人もいる。どちらの人にとっても，集団的自衛権は憲法違反だというのが，今の到達点なんですよ。そのことを抜きにして考えることはできない。また，武力行使の新3要件についても，いろいろ言ってますけれども，要は時の政府がそう思えばどうにでもできるというものであってですね，何の歯止めにもならないわけです。ですから，そういう状況の下で，憲法9条大事だと言いながら，なぜ，憲法違反だと言うことが言えないのかどうか。合憲だとは言わないにしても，憲法違反と言えないと，言ってないということは事実であります。

それではですね，次に伺いますが，指宿市は自衛隊からの要請に基づいて，義務はないのに高校卒業する年齢の名簿を提供したり，市役所敷地内に自衛官募集の広報看板も掲げたりしています。指宿市として，直接，間接に自衛官を募集し，あるいは募集に協力をしています。若い指宿市民を自衛隊に送り出しているわけです。自衛隊のリスクは高まる，はっきり言えば，殺し殺されることになる。現自衛官の方も，自国の自衛をするつもりで入ったけれども，外国にまで行くつもりで入ったわけじゃないという声も聞かれております。若い市民の命をそのような場に，自衛隊員として差し出す，そういうことになるわけです。自衛隊員のリスクは高まる，そういう下で，このことについてはどのように考えますか。若い指宿市民を自衛隊に，自衛官に送り出しているということについてですね。

○市長（豊留悦男）　国を守る重要な役目を担っているのが自衛隊であろうと思います。しかし，それのみではなくて，自然災害や大規模な事故があったときに，自衛隊が活躍し国民の命を救っているのも事実であります。国を守るという，それは，国民に課せられた課題でもあります。国の存立が危惧されるようなときに，やはり，黙って見ているわけにはいかないであろう。自衛隊の果たす役割というのも，高く評価しなければ，隊員にとってかわいそうでなりません。もちろん，自ら進んで戦地に赴き，そして，国防に努めるという，そういうことはこれまでにはありませんでした。後方支援という形であったのかもしれません。ペルシャ湾における。そして，個別的自衛権の行使については，あくまでも自衛の措置として行動をとったと私は思っております。憲法が国の存立を全うするための自衛の措置を禁じているのかどうか，国の存在そのものが否定される，脅かされる，そのときの自衛の措置として集団的自衛権，その他の自衛隊の行動があるかと思いますけれども，それが憲法が禁じているのかどうか，その判断というのは最高裁でも分かれる判断であります。憲法学者も分かれます。もちろん，国においても各政党間でその評価は分かれるところであります。そこを，私が，私の私的な意見としてこのような場面で，この集団的自衛権，これの憲法違反，そして，自衛隊の募集，それについて，私の見解を述べることはできないと，そう思っておりま

す。

○１５番議員（前之園正和）　自衛隊員は災害の救助とかいろいろあるということを言われますが，今，問題になっているのは，自衛隊が違憲なのか合憲なのかという議論ではないんですよ。自衛隊が海外まで行って武力行使も行うと。アメリカと一緒になって行うと，そのことがどうかという，集団的自衛権がどうかという議論になっているわけであって，自衛隊そのものが合憲か違憲かということ，今，議論しているわけではないんですね。それから，国会でのやり取りで言えば，新3要件の中で我が国の存立が脅かされ国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合ということなども，これまでそういう事例があったかというと示されない状況なわけですよね。それから，もう一つ伺いますが，これまで，最高裁の判断も分かれるとか学者もいろいろあると言いましたが，学者で言えば先ほど言ったように3対0なんです。146対3なんです。正に，もう結論は出てるんじゃないですかね。学説的にも。それでも，まだ，いろいろ説はあるということになるんですか。報道ステーションの独自調査によれば，149人のうち合憲だとしたのは3人だっていうわけですから。政府も合憲だとする人もたくさんいるという発表をして，名前を言えっていったら，いや，もう数の問題じゃないとかいうことになっているわけですよ。ですから，自衛隊が合憲，違憲じゃなくて，集団的自衛権がどうかということです。それでは伺います。これまで政権の，自民党であったり民主党だったりしますけれども，政権の中枢にいた重鎮といわれる人々も，この集団的自衛権の行使については困ったもんだと，違憲だということを記者会見をしたり態度表明をしたりしております。そのことは御存じですか。

○市長（豊留悦男）　先ほど申し上げましたように，やはり政府がその理由を安全保障関係の根本的な変容という言葉で表しております。安全保障の国際的な緊張関係の中で，様々な驚異が差し迫っているという意味で，このような言葉を使ったのであろうと思っております。私がこの集団的自衛権についても，立つ位置に，見方と言っていいのかもしれません。その解釈はいろいろとあるだろうと。政府は政府なりの，やはり，安全保障環境が変わったので，これは必要最小限の集団的自衛権は認めるべきだと。それを憲法解釈によって，この自衛権を認ようとする。それはもう，議員もご案内のようであります。学者は学者なりに，憲法9条に関わる集団的自衛権についての法的な根拠で反対を述べている方もいるし，何人かは，やはりこの解釈の中で集団的自衛権は認められると言っている，その方もいるのも事実であります。そういう意味から，私は立つ位置，つまり，政府においては安全保障環境が変わってきたと，国際状況が緊張し，この集団的自衛権というものについては，やはり，憲法解釈の中で認めるべきであろうという判断をしているだろうと，そういうふうに私は解釈している。そういうことから，私は私としての結論，考え方というのは，今，ここでこの議会の場では申し上げられないと，私的な見解を述べるわけにはいかないという意味で言ったわけでございます。

○１５番議員（前之園正和）　先ほど，自民党含めてですね，重鎮の方が反対をしていること知ってるかということについては答弁はありません。これは知ってるんですか，知らないんですか。

○市長（豊留悦男）　報道等で繰り返し紹介され，ニュースとなっておりますので，十分，その方々の意見というのは理解をしております。

○１５番議員（前之園正和）　それでは，これまで自民党自身が集団的自衛権はいいんだということを強調する中で，集団的自衛権とは違うから，個別的自衛権はいいんだと。つまり，集団的自衛権は許されないと，憲法9条の上から。その憲法9条からして集団的自衛権は駄目なんだというふうに，これまでは自民党自身が言ってきたんです。このことはご承知ですか。

○市長（豊留悦男）　従来の憲法解釈では十分対応できない面もあるという，そういうことは十分，これまでの政府の考え方，流れの中であるということは認識をしております。

○１５番議員（前之園正和）　自民党自身が集団的自衛権は駄目だと言っていたということを承知しているということですか。

○市長（豊留悦男）　その時々の，つまり今，安倍政権ですけれども，それぞれの政権の中で温度の違いはあれ，いろいろこの自衛権についての見方というのは変わっていると，そう思っております。

○１５番議員（前之園正和）　今，安倍政権ですが，政権の違う時代には否定をしていたということはお認めになりました。それから，立つ位置がどうとか国際情勢がどうだから，憲法がどうのこうのというような答弁がありました。この立つ位置とか国際情勢のうんぬんによって，憲法解釈というのは変えられるんですか。

○市長（豊留悦男）　憲法の許す範囲，解釈の仕方というのは，やはり，私が先ほど申し上げましたように，近隣で有事が発生した際の本国，日本の存立というのが脅かされる，そういうときも，一つの解釈，憲法の解釈の範囲で集団的自衛権というものが行使できるかどうか。時の内閣，総理大臣が認めることでありますけれども，一つとしてはそういうこともあるだろうと思っております。集団武装，その他，不法行為，そういうものによって，我が国が著しい存亡の危機にあるときには，また，それなりの時の判断は必要だろうと思います。そういう意味で，その時々の立つ位置によって解釈というのは，憲法を逸脱しないような範囲で必要最小限に判断をし，許すか，集団的自衛権の行使ができるかできないかの判断は，その時々の状況，私が言ったのは立つ位置と言った意味でございますけれども，判断するであろうと。そういう意味で，私はその時々という，立つ位置という，この言葉は申し上げたわけであります。

○１５番議員（前之園正和）　立つ位置によってどうとか，今の答弁の中では時の内閣総理大臣によってというようなことも言われました。つまり，時の総理大臣がどう決めるかによって決まってくるということを市長の認識としても示されたわけですね。ということは，憲法上

どうかではなくて，今で言えば安倍首相がどう考えるかによって，中身が変わってくると。法律というのはそういうもんじゃないんじゃないでしょうか。そしてまた，これまでアメリカが起こしたベトナム戦争以降，その他，ずっとですけれども，歴史上，アメリカの過ちだったというような戦争に対して，ただの一度として日本政府はこれに抗議をしたり，実情を聞いたりということはなかったわけです。アメリカの言ってきたことにはオール賛成だったわけです。そのような人が，アメリカから集団的自衛権に基づいて応援に来てくれと言われれば，断れないんじゃないですか。そういう下で，自衛隊員，若い自衛隊員，これは先ほど言ったように指宿市は名簿を提出しているわけですから，率先して指宿市の若い人を自衛官に送り出している。自衛隊のリスクは高まる。そういうことに，一つの責任というのも出てくるのではないかというふうに思うんです。それは，国が判断すべきということではすまない。指宿の若い人々を自衛官に送り出すと，そういうことをしておって，自衛官のリスクは高まる。そういう中で，そういうことをすればですね，責任を問われるわけじゃないんですか。自衛官の，集団的自衛権の下で自衛官のリスクが高まるということについてはどのように考えますか。

○市長（豊留悦男）　今，議員が申し上げましたように，集団的自衛権の行使により，自衛官のリスクが高まる。そう高まらないように，外交努力，平和のための努力をしながら，やはり日本の存続，存立という言葉で表しておりますけれども，それを平和的に目指す努力，外交努力，そして，国との関係において，やはり，このような集団的自衛権の行使がないような，そういう努力をすべきであろうと思っているところであります。必要最小限という言葉もこの中にありますけれども，その中の集団的自衛権の行使，その中の必要最小限という，その必要最小限の行使という，それについても具体的な場面が想定できない中で，これについて，やはり私として，この集団的自衛権については認めるべきでないとか，そういうことは言えないと先ほどから繰り返しているところでございます。

○１５番議員（前之園正和）　自衛官のリスクが高まらないようにするということは，高まるから高まらないようにするというわけですよね。集団的自衛権の行使によって，リスクが高まるということを認めた上で，高まらないようにするって言うんですよ。それだったら，集団的自衛権行使に至らないようにすればいいんじゃないですか。そういうことも含めてですね，ある意味では高まらないようにするとは言うけれども，リスクは高まるということを，意味としては認めているわけです。そういうところに，指宿市民を含めた若い人を自衛官に送るということについては，この法律自体が国で議論されているからということだけではすまない。自治体の長としても責任があるということを述べて，時間の関係がありますので，次いきます。

ごみの関係ですが，前回よりも説明会の回数を増やしたという努力は認めるところであります。しかしながら，それにしても世帯に対する，あるいは，市民に対する割合というのは

非常に少ないわけであります。この，来なかったところにも事前のチラシ等を配ったというような努力について否定するものではありませんけれども，まだまだ，これは市民への働き掛けというのは必要だというふうに思うんですが，その点は，まずどうでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　今回の説明会では，会場数が平成23年度の実績に比較して1.7倍に増加させました。これによりまして，参加者数が23年度に比較して1.8倍に増加しております。議員がおっしゃるとおり十分ではないかもしれませんが，私どもは不十分でもないと思っております。今回の説明会は可能な限り，チラシの配布や広報を行い，会場も集落単位に細分化して説明会を実施いたしました。この結果，出席率が50％近い地区が17地区もありました。会場を更に細分化しても，今回をはるかに超えるような参加率を望むことはかなり困難なことと想定されます。参加できなかった人は，説明会前にあらかじめ配布したみんなの環境広場などのチラシである程度の説明がされたものと，私どもは考えております。以上です。

○１５番議員（前之園正和）　前回より増やしたということについては認めるわけですが，それについても，十分でもなかったが不十分でもなかったというような答弁ですね。参加率が12.6％っていうわけですから，これを十分じゃないというふうに言った方がいいのか，不十分ではないという言葉が当たるのかは市民が判断するのではないかと。今日，傍聴者もいらっしゃいますので，12.6％をもってですね，不十分じゃないということはどうなのかは，判断は委ねたいというふうに思います。

それから，資源ごみ用のごみ袋代を3分の1にするということでありますが，燃えるごみと燃えないごみは2倍にする方向であることも説明会では話され，それがメインだったということのようであります。ほかにも施策はいろいろやっている中での一つだという説明ではありますが，ごみ袋代を上げればごみは減るだろうという，基本的な考えの上に立っているのではないかと思うんですが，そういうことでよろしいんですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　価格改定につきましては，議員がおっしゃるとおり，値上げすればごみが減るということについては，結論は同じだと思います。しかし，目的が違うと思っております。値上げが目的ではなくて，減量化が目的です。可燃袋は1枚当たり18.4円が36.8円の値上げになりますが，資源ごみ袋は3分の1の6円の値下げとなります。値上げだけではございません。また，高齢者や幼児のいる家庭に配慮して，現在の小袋の価格と同じ紙おむつ用を，新たに追加しております。それと，国の廃棄物減量化施策推進を図る基本方針というのが，平成17年5月に改正されました。市町村はごみ排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために，ごみ処理の有料化を進めるべきことが明確となりました。これはごみを多く出す人が，ごみ処理費も多く負担すべきというものでございます。ちなみに，平成25年度の指宿市のごみ処理経費というのは，年間4億7,220万円かかっております。これに対するごみ袋の売り払い代が5,060万円で，この財源に対する充当率というのは

10.7%程度です。一方，先ほどの答弁でもしましたけども，廃棄物減量化推進審議会から価格改定はごみの排出，発生抑制に効果的な経済的手法であるという答申もいただいております。そもそも，先ほども言いましたが，ごみ減量化の目的はごみ処理施設の延命化です。自分たちの子や孫の世代のごみ処理費の負担を軽減するために，今から施設を大事に使って，施設の延命化を図る必要があります。延命化のためには，ごみの減量化が絶対的な条件だと私は考えております。あと，ごみの減量化には生ごみの減量と可燃ごみ袋や不燃ごみ内に混在している25%の資源ごみを取り除くことが有効的だと思います。しかし，これまで説明会や出前講座の実施，広報誌やチラシ等による情報発信などによりごみの分別や減量化を呼び掛けてまいりましたが，依然として可燃ごみ袋内に25%の資源ごみが混在したままというのが現実でございます。このようなことから。

○１５番議員（前之園正和）　質問以外のことに答弁されてるんですが。

○議長（新宮領進）　答弁中ですので，控えてください。答弁どうぞ。

○市民生活部長（牟田浩一）　このようなことから，ごみ処理費の負担の公平性を保ちつつ，ごみの減量化を図るためには，可燃ごみ袋等の価格を値上げして，一方で資源ごみ袋を値下げするという経済的な誘導方法が適しているということでございます。以上です。

○１５番議員（前之園正和）　資源ごみ袋を下げるということはあるけれども，全体としてごみ袋を上げれば，ごみ量が減るだろうという考えに基づいているのではないかということについては，私は肯定をしたということに受け取っておきます。それからですね，ということであれば，あくまで減らすのが目的だという上に立ってのことですけど，ごみ袋代を値上げすることによって，一時的にごみが減ることはあっても，根本的な解決にはならないのではないかというふうに思うんです。値上げをすればごみが減るという客観的な根拠があるのかどうかについて関連して伺いますが，県内各市の1日1人当たりのごみの排出量やリサイクル率を比べた表が手元にあるわけですけれども，説明会でも配られたわけですが，ごみ袋代の高いところほど排出量が少なく，リサイクル率が高いとか，そういう現状にあるんでしょうか。それとも，一概には言えないということなんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　それの関係性は一概に言えないというふうに承知しております。

○１５番議員（前之園正和）　ですから，ごみ袋代を上げることによって，資源ごみ袋は安くするんだと。燃えるごみと燃えないごみは高くするんだと。そのことによってリサイクルは進むのではないか。ごみが減るのではないかと言いながら，県内各市の比較表で比べたものでいえば，ごみ袋の例えば高いところがごみが少なく，ごみ袋の高いところがリサイクル率が高いということであればですよ，論理としては合致するんですが，その県内各市の状況を見たときに，ごみの排出量の多い少ないとごみ袋の関係は一概に言えないというわけですから，根拠がないんじゃないんですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　他市との関係，私の方で申し上げることはできませんけれども，

現に，何年も可燃ごみ袋の中にある資源ごみの25％が減らないというのは，現実でございます。これをどう解消するかということで，審議会にかけて答申を受けたわけでございます。答申の中で七つの施策を基本にしてごみ減量化を進めていくということの答申を受けて，これの方針に基づいて，七つの施策を打つということで，価格改定というのは減量化施策の一つにしかすぎないというふうに考えております。

○１５番議員（前之園正和）　だから，前回にしても今回にしても，説明会をしてアンケートを採った場合に，例えば，ごみ袋の値上げに，今回で言えば値上げに賛成という人が30％，ごみ減量やリサイクルを進めるためにはやむを得ないという人が49％で，合わせて79％の理解を得たと。このような答弁だったかと思うんですが，問題はこのやむを得ないという49％をどう捉えるかですよね。やむを得ないという根底には本当は反対なんだけど，仕方ないかというのがやむを得ないなんですよね。それはなぜそうだったか，説明会のときにごみ袋を上げることは，もう，ごみを減らすために必要なんだという説明をですね，十分にというか，そういう観点でされるわけですから。そういう観点でしたわけですから，ごみを減らすためにはごみ袋を上げるのは必要なんだという説明，そういう立場でやったわけですので，このやむを得ないということになったのではないかというふうに捉えれば，本来的にはですね，この大半が，本来反対なんだけども，上げてほしくないんだけども，そこまで言うんなら仕方ないかということで，こういう数値になっているというのが49％，合わせて79％だと思うんですね。だから，そこを判断をしていくとですね，必ずしも圧倒的多数が理解を示したということではないのではないかと，私は思うんです。そのことについてとやかく言いませんけれども，一言で言えばどういうふうに，分析はですね。そういうことも含めて分析するのは，深い分析が必要なんじゃないかと思うんです。深い分析が必要かどうかということについてはどうですか。

○市長（豊留悦男）　私どもはこのごみ袋の価格改定に当たっては，市民に丁寧に説明し理解を深めるために，それぞれの場所で説明会をし，いろいろと質問に答え，アンケート調査等を実施してまいりました。ごみ袋の価格改定，資源ごみ袋を安くすると，人の感情として，住民の一人として考えるときに，この資源ごみ袋，安くなる。そして，焼却ごみのその袋は高くなると，出すときに，意識としては明らかに変わるだろうと私は思います。ごみの出し方についても，注意をするだろうと思います。そういう意味で，ごみ減量，資源化につながると思っております。ごみ減量の先に見えるのは，やはり，施設の延命化であります。順番として，この価格改定により減量を図れる。そして，施設等の延命化が図れる。そして，何よりも市民のごみに対する意識が変わってくるであろうと，そう思っております。やはり，このごみの価格改定においては，私が，先ほど申し上げましたように，議員の皆様方をはじめ市民に理解していただき，ごみ減量に努めましょう，指宿をそういう地域にしましょうという，そういう狙いもあるわけでございますので，是非，ご理解をいただきたいと思います。

○１５番議員（前之園正和）　次にいきますが，ホームページでは3Rだったけれども，5Rを目指したらどうだということについては，5R，それぞれ取り組んでいるというようなことだったのではないかと思うんですが，であればですね，ホームページの方も整理をすべきではないかと，5Rということで，ということが一つ思います。それから，5Rとなると，特にですね，市民の努力というのももちろんですが，行政の仕組みづくりというのも大事になってくると思うんですね。特に再使用，それから，修理，ＲｅｕｓｅとＲｅｐａｉｒですけれども，再使用というのは自分では使わないかもしらんけども人は使うかもしれないという点では，市が一旦お預かりして必要な人にやるという点では，ストックするところが必要になるのではないか。修理というのもそうですね。自転車でも，例えばそこそこのが修理をして，ほしい人がやるということになれば，修理する仕組み，それから，そういう場所というのも必要になります。そういう点では，この再使用，それから，修理ということについては，そういう行政のですね，仕組みづくり，場所，リサイクルセンターということになるのかどうか分かりませんけれども，広い意味のですね，リサイクルっていえば一つですから。そういう仕組みづくりもですね，必要になるのではないかと思うんですが，その点はどうでしょうか。

○市長（豊留悦男）　貴重なご意見をいただいて，感謝を申し上げます。やはり，Ｒｅｕｓｅ，Ｒｅｐａｉｒ。ごみ袋価格の改定によるごみ減量と同時に，このような施策，ただいま議員がご提案くださいました，このような施策はどんどん打って，両方で，両方の施策を実施することによって，減量化が図られるものと思っております。5Rにつきましても，本市のホームページを含めて，様々な方法で市民に広報し，徹底をしてまいりたいと思います。

○１５番議員（前之園正和）　廃掃法によれば，一般廃棄物の処理責任は行政っていうことになっております。そして，市民はそれへの協力義務ということになっております。そういうことからしてもですね，市として，やっぱり，体制づくりをする，方針を立てる，それに市は協力をもらうというのが本来の筋合いだというふうに思うんですね。私はごみ袋の値上げというのはですね，減らないから上げるんだよと，言葉はちょっと悪いけど，制裁的じゃないかというふうに思うんです。そういう意味では，そういったものではなくて，廃掃の責任，精神に基づいて，行政責任があるんだということをですね，真正面に据えてやるべきだということを申し上げておきたいと思います。

それから，橋りょうの方ですが，これまでは後追いだったけれども，予防的にですね，やっていくということでした。そういうことですが，数は示されたんですが，それでは，その現に危険な場所というのは，実際上はないんですか。

○建設部長（山下康彦）　平成21年度から22年度にかけて，橋りょう点検を実施しておりますが，その中で，指宿港海岸沿いの市道十二町海岸通り線にある逆瀬川橋と，あと山王川橋の2橋について架け替えが必要という，その当時，評価がされております。逆瀬川橋につきま

しては，大型バス等の通行等もあり，橋脚の損傷が非常に激しかったことから，平成24年度に架け替えを実施しております。山王川橋につきましては，車の通行もなく，歩行者のみの通行であることから，現在，進められている指宿港海岸保全施設整備事業に併せて計画していきたいと考えているところでございます。

○１５番議員（前之園正和）　道路であれば，凸凹があるとか，土砂が流れているとか側溝のふたがどうとかいうふうにして，直接目に触れますし，もし，危険箇所があれば通報があったり，行政の見回りによって発見をし，素早い対応ができるというふうに思うんですけれども，橋りょうの場合にはその点，橋脚の傷み，強度の低下など，定期的な見回り等やったとしても，なかなか分かりにくいところがあるのではないか。ましては，市民からの通報という点ではですね，まさか，見かけ上立派な道路であれば，道路っていうか，路面がですね，橋が傷んでいるということは考えにくいということなどもあって，なかなかこの分かりにくいということもあるのではないかというふうに思うんですね。そういう点では，行政として，この橋脚については，今，答弁されたようなことも含めてですけれども，どのような点検体制，把握体制，改修計画になっているのかという点はですね，一定期間ごとに，市民にやっぱりお知らせをするということがあってもいいのではないかという点では，例えば広報誌等にですね，その経緯等を載せるというようなことがあってもいいのではないかと思うんですが，その点はどうでしょうか。

○建設部長（山下康彦）　点検につきましては，先ほど述べましたように，平成21年度から22年度にかけて，全ての橋りょうについて点検を実施しておりますが，今後，橋りょうの状態把握，安全性を確認するため，5年に1回，5年ごとにですね，各橋りょうの点検を行うことにしております。点検方法といたしましては，近接目視により行うことを基本としております。必要に応じて触診，触って診てみる点検，あと，点検ハンマーによる打音等の非破壊検査等を併用して行うこととしております。また，市民への広報につきましては，今現在，作成されている橋梁長寿命化修繕計画につきましても，ホームページ等で広報しているところでございます。今後につきましても，5年ごとに1回，5年ごとに点検を行うわけですが，今の計画につきましても，その点検を踏まえまして，場合によっては変更計画を作成し，橋りょうの状態を見ながら補修に努めていくということになろうかと思います。

○議長（新宮領進）　暫時，休憩いたします。

休憩　午後　４時１９分

再開　午後　４時２７分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，木原繁昭議員。

○１６番議員（木原繁昭）　16番，木原繁昭です。梅雨の季節，連日強い雨が降り，土手が崩壊したりしているところもあるやに聞いております。更なる災害が出るのではと懸念されま

す。空梅雨も困りますが，早く雨が収まり天気が良くなってほしいものでございます。

それでは，通告に従いまして質問させていただきます。

指宿市にも平成24年4月に全天候型の陸上競技場ができ，その後，立派なトイレも完成いたしました。そのかいあって，陸上関係等の合宿等も増えてきていると伺っております。指宿の経済にも良い影響があるものと思っております。そして，今年，県民体育大会で陸上競技が指宿市で行われることになりました。私も縁ありまして，指宿市陸上競技協会会員として活動させていただいていまして，何年前か記憶していませんが，かなり昔のことですが，来年は指宿で県体があるということで，陸上競技協会のメンバーで伊佐市に1泊で視察に行ったことがございました。県民体育大会という名前ですので，体育に関するいろいろな競技が行われていたかと思いますが，昔は総合点とかあって，競っていたような記憶もありますが，合併等でその形も変わってきているのではと思います。その辺の変遷も含めて，県民体育大会とはどんなものか，伺います。

次に，指宿市としてはどのような形で，この県民体育大会に参加しているのでしょうか。また，今年，指宿市で陸上競技が行われるということですが，県民体育大会における会場等はどのように決められているのでしょうか。そして，今回，指宿市で行われる競技は陸上競技だけですか。また，競技の内訳はどのようなものがあるのでしょうか。

2番目に農政について伺います。まだ6月半ばを過ぎた辺りですが，先ほども申したように，今年の梅雨はいかにも雨が多いように感じます。連日の雨で指宿の夏の基幹作物でありますオクラもかなり収穫量が落ちて，オクラ詰めの方々も仕事が少ないようなことも聞いております。冒頭に申し上げましたが，早く天気が良くなって収量が持ち直してほしいものです。観光もそうですが，指宿は農家の戸数も多いですし，農業に付随する仕事もかなりあり，その出来不出来が指宿の景気にも反映するのではと感じております。畜産を含めて，その辺の見解を伺います。また，畜産業に関して，各種の農家戸数，頭羽数等はどのぐらいでしょうか。

農政についての3番目ですが，数か月前に農協職員，農業委員，農政関係市職員，また，主に農業関係議員等で農業についての要望や情報を勉強する機会を得ました。その中の一つに，畜産農家より，牛の床に敷く敷料の話がありました。昔は麦わらや稲わら，落ち葉等を敷きわら，敷料として使っていたようですが，今はどのようなものをどこから入手しているのでしょうか。

大きな3番目の，河川，水辺の再生についてお伺いいたします。私はこの議場の中では年長から数えて数番目になりますが，近い年齢の方もいるようで，昔のことを共有できる方も少なからずいるようです。2020年，また，オリンピックが東京で開かれるということですが，前の東京オリンピックのときは1964年，それに合わせてやっと家にテレビが入りました。私，17歳でありました。そういう時代ですので，小学生の頃は今のようにゲーム機もな

く，もっぱら外遊びでした。トンボやセミ，カブトムシ，クワガタ，ホタルの季節には家の中にもよく飛び込んできたものでした。今はめったに見ることのない，タマムシもよく見かけました。川に行けば，カニやエビ，ウナギなどいろいろな生き物がいました。私たちにとっては，先輩，後輩入り交じって，いろいろな社会性も学べる格好の遊び場でした。ここにおられる職員の皆様の子供の頃はどうだったのでしょうか。現在の子供たちの遊び場，ゲーム機やテレビや携帯等でのインターネットでのいろいろなど，昔の我々の時代とは様変わりであります。我々との遊びの違いはさて置いて，昔の生物の多様性は，今は間違いなくダウンして，自然環境は悪化していると思われます。そのような中，現在はいろいろな環境等が変化し，今，ニホンウナギが絶滅危惧種に指定されたということです。車社会となり，道路も良くなり，側溝等の路肩も整備されて，崩壊も少なくなって生活しやすくはなりました。しかし，一方では生物のすみにくい環境になっているのではと思います。できれば，私としましてはこのニホンウナギを幾らかでもすみやすい環境にし，決して絶滅に追い込むことのないようにしたいと願っており，この質問をさせていただきます。

まず，指宿市には河川がどのくらいあるのか。そして，これらの河川には，現在，どのような生物が生息しているのか。また，ウナギのすんでいる河川はどのぐらいあるのかお伺いしまして，壇上の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男）　私の方からは，農政について回答をさせていただきます。農業の重要度と畜産業の位置付け等についてご質問をいただきました。指宿市総合振興計画では資源と産業が融合し，湯遊と，湯というのはお湯の湯，遊ぶという字でありますが，湯遊と暮らせるまちを基本目標とし，資源を生かし活力に満ちた農林水産業のまちを目指すことを位置付けております。平成24年度の指宿市総生産額では1,300億5,842万7,000円で，うち農業総生産額は262億5,202万9,000円となっており，その額，割合からしても，農業は本市の基幹産業であります。また，その中でも畜産業においては農業生産額のうち，108億7,219万1,000円で4割を占めており，本市にとりまして大変重要な産業であると思っております。

そのほか，いただきました質問等については，関係担当部長等に答弁をいたさせます。

○教育部長（浜島勝義）　県民体育大会についてのお尋ねですが，まず，県民体育大会についてお答えいたします。県民体育大会は鹿児島県，鹿児島県教育委員会，公益財団法人鹿児島県体育協会が主催し，原則，9月の第3土曜日，日曜日に鹿児島市を主会場として毎年開催されており，今年で69回を数える大会でございます。開催の目的としましては，広く県民にスポーツを普及させ，健康増進と体力の向上を図り，併せて地域スポーツの振興に寄与するとともに，本県競技力の向上に努め，県民生活を明るく豊かにしようとするものとされております。競技といたしましては，テニス，バレーボール，ソフトボールなどの球技や柔道，剣道などの武道など，合わせて25の正式競技と，レスリング，体操，自転車など17の公開競技からなっております。選手の参加資格につきましては，競技ごとに定められております。25正

式競技の参加資格のほとんどが，一般男女となっておりますが，相撲，ボクシングなど7競技には高校生の参加が認められているものもございます。対戦方法につきましては，平成21年度の第63回大会まで12地区の対抗戦で実施されており，正式競技の合計点数で競う総合成績制度でありました。また，開催地につきましても，平成10年度に指宿地区1市4町で指宿まごころ県体を実施したように，平成21年度の伊佐大会までは県下12地区を持ち回りで開催していたところでございます。しかし，平成22年度からは県教育委員会における出先機関の見直しに準じて，12地区の体育協会連絡協議会の枠組みのうち，旧出水地区と旧川薩地区が再編統合して北薩地区に，旧姶良地区と旧伊佐地区が再編統合して姶良伊佐地区に，さらに旧指宿地区と旧川辺地区が再編統合して南薩地区となったため，合計9地区の対抗戦となり，総合成績制度も廃止となった経緯がございます。また，このことに併せて各地区の財政的，人的負担軽減を勘案し，地方持ち回りが見直され，鹿児島市を中心として開催されるようになったところでございます。

次に，指宿市はどのような形で参加しているのかというお尋ねでございます。県民体育大会に出場するためには，それぞれの地区代表になる必要がございます。ただし，団体種目につきましては，平成22年度に再編統合しました北薩地区，姶良伊佐地区，それと，南薩地区からは2チームの出場が認められております。このことから，南薩地区においては，南薩地区統一予選大会を実施する競技と，旧指宿地区，いわゆる現在の指宿市と旧川辺地区に分かれて予選大会を実施する競技がございます。昨年度の実績としましては，6月から7月に実施されました南薩地区大会に指宿市から卓球，軟式野球，弓道など正式17競技に550人，公開競技の空手道に9人，合計559人の選手が出場しております。また，9月に実施されました県民体育大会には陸上競技，ボウリング，サッカーなど18の正式競技に225人，公開競技の空手道に9人，合計234人の選手が出場しております。

続きまして，毎年の会場等はどのように決めるのかというお尋ねでございます。12地区の持ち回りが終了しました平成22年度の第64回大会からは，主会場を鹿児島市とし開催するようになりました。ただし，競技団体及び市町村の希望がある場合は他市町村での開催も認めることになっております。なお，競技会場地を鹿児島市以外で開催する場合は，開催の2年前までに県体育協会に申し出ることになっています。昨年度で申し上げますと，25正式競技のうち14競技を鹿児島市で実施し，日置市で剣道，さつま町でバレーボールというように，鹿児島市を除く9市町で計11競技を実施しております。本年度も指宿市の陸上競技をはじめ，出水市でソフトボール，鹿屋市でバレーボールを実施するなど，鹿児島市を除く10市町で14の正式競技を実施する予定でございます。今年，指宿市で行われる競技につきましては，陸上競技のみでございます。なお，陸上競技は来年度まで指宿市で実施する予定でございます。その陸上競技の種目としましては，トラック種目としまして年代別の短距離走，中距離走，ハードル，400ｍリレーが行われるほか，フィールドでは走り幅跳びと砲丸投げが

行われるようになっております。以上でございます。

○農政部長（新留幸一）　市内の家畜飼養戸数と頭羽数についてのお尋ねでございます。平成27年1月1日現在におきまして，酪農が1戸の57頭，肉用牛が106戸の2万4,730頭，養豚が23戸の2万6,800頭，養鶏が13戸の59万5,886羽が飼養されております。

続きまして，市内の畜産農家，どのような資材を敷料として使用しているかについてのお尋ねでございます。家畜の敷料の資材といたしましては，主におがくずを使用しております。そのほかにも，もみ殻等も使用されておりますが，ほとんどがおがくずでございます。使用されている農家につきましては，肉用牛農家でありまして，そのほかに豚舎，鶏舎でも一部使用されております。敷料につきましては，各農家でいろいろ違いますけれども，県内の製材業者から購入しているところでございます。以上です。

○建設部長（山下康彦）　河川の数や状況についてのご質問ですが，本市の河川の数につきましては，県管理の2級河川が5河川，市が管理する準用河川と普通河川が51河川となっており，全体で56河川となっております。河川の状況についてですが，県管理の2級河川については，護岸及び自然河床となっております。また，市の管理する河川につきましては，9河川が自然護岸で，その他の河川の約50％程度につきましては，砂防施設と併用されていることから，3面張りになっているものが多く見受けられるところでございます。以上でございます。

○市民生活部長（牟田浩一）　本市の河川にはどのような生物が生息しているのかというご質問ですが，本市の河川には水中に生息する生物以外にも様々な生物が河川の周辺に生息していることが確認されております。動植物に関する文献によりますと，指宿市内の河川にはニホンスッポン，ニホンヒキガエルなどのは虫類，両生類4目14科19種類，ニホンウナギ，カダヤシなどの魚類3目5科10種類，カノコガイ，カワニナなどの底生動物2目3科10種類，トンボ，ミズスマシ，ホタルなどの昆虫類12目78科153種類が生息しているようであります。ただし，これらの生物が全ての河川に同様に生息しているかということではなく，指宿市全体として，生物多様性が確認されているというものでございます。また，本市では湊川や二反田川，新川といった市内の主な10河川に対して，毎年，7月と12月に水質調査を行っています。結果としまして，ほとんどの河川は生物が生息できる環境にあると考えております。

次に，市内にウナギのすむ川はどのぐらいあるかというご質問ですけれども，市内の河川におけるウナギの生息状況の調査等は実施しておりません。湊川や二反田川などではウナギが生息しているということは聞いております。以前は市内の多くの河川でウナギが捕れており，現在も，まだ，生息しているのではないかというふうに推察しております。以上です。

○１６番議員（木原繁昭）　まず，県民体育大会について，2回目の質問いたします。陸上競技だけが行われるということですが，来年もということで，2年続けて県体が指宿で行われるということですが，県体ですので，全て，費用等も県の方で持っていただけるのか，その辺

はどうなんでしょうか。

○教育部長（浜島勝義）　県民体育大会の運営費としまして，県体育協会から競技役員運営交付金が各競技団体に交付されますので，これにより，大会は運営されます。なお，指宿から出場する選手の旅費や強化費などは，南薩地区体育協会連絡協議会から支給されることになります。大会の準備や運営につきましては，各競技団体が行うことになりますが，陸上競技が開催される指宿市としましては，施設の整備や大会に必要な備品等の整備という面で準備を進めております。大会に備えて，今年度，新たに走り高跳びの用具や長距離走用の周回表示器などの備品を購入いたしました。走り幅跳び用の砂場の安全面を考慮して，砂の入替えなどを行っております。今後も，県及び市の陸上競技協会の要望を聞きながら，不足備品等については県から借用するなど，また，施設の整備につきましても指定管理者であるＮＰＯ法人指宿スポーツクラブと連携を図りながら，必要に応じて進めてまいりたいと考えております。

○１６番議員（木原繁昭）　私も指宿市の陸協会員でございますが，県の陸協と，また，市の方，スポーツクラブの方とか，連携して，しっかりして準備をやっていきたいと思います。その中で，大会があるときにですね，場合によっては，砲丸投げなんかございましたけれども，砲丸投げなんかの練習するところと言いますか，危険のないよう考えなきゃいけません。ほかののは，走るのはちょっと，横の方に走るところがあったりするんですが，砲丸投げの場合は，どこでやったらいいのかという気もするんですが，その辺のことは，陸協の方で今からするのか，また，その辺を要望した場合にどこかやりそうな，横の方に，今で言えばサンシティのあっちの方で，網なんかでも張って練習するとか，観客に危険，結構，砲丸って危ないものですからね，当たったら大変ですので。その辺のことはどのように，今，考えているんでしょうか。

○教育部長（浜島勝義）　砲丸投げの練習場がないということでですね，県及び市の陸上競技協会の要望をお聴きしながら，今後，施設の指定管理者でありますＮＰＯ法人指宿スポーツクラブの協力を得て，対応していかなければならないとは考えております。

○１６番議員（木原繁昭）　この砲丸投げのところは，前の昨年度の会場等はそういう練習場とか準備をして，どっかに準備してたとか何かその辺のことは分かりますでしょうか。

○教育部長（浜島勝義）　練習場は，やはり必要なものでありますので，それは準備されていたものと思います。今，市の方でもこの練習場につきましては，やっぱり場所等の確認などを，今，行っているところでございます。

○１６番議員（木原繁昭）　陸協の方も含めて，しっかり対応して，一緒に対応していただきたいと思います。そして，県体で指宿の陸上部門が成功することを願っております。

　続きまして，農政についてです。牛，豚が5万1,000頭とか言ってましたかね。牛，豚じゃないですね，肉用牛が2万，豚が，そうですね，牛，豚で5万1,000頭ですね。鶏が60万。

牛，豚が指宿の人口よりも1万ぐらい多くて，鶏に至っては，10数倍いる。畜産もかなりの大きなウエイト占めているようでございます。売り上げが108億7,000万円ということでございまして，畜産関係も農業生産額の40％ほどということでした。今ですね，肉用牛農家からおがくずですかね，ノコくずの入手が段々困難になってくる傾向もあることを聞いたんですけど，また，その値段はどの程度上がっているのか，その辺のことは分かりますでしょうか。

○議長（新宮領進）　ここでお知らせをしておきます。本日の会議時間は議事の都合により，あらかじめ延長いたします。

○農政部長（新留幸一）　おがくずの値段についてでございますが，各農家によっておがくずの購入量や，それから，業者によってばらつきもありますけれども，現在，1㎥当たり2,850円から3,100円程度で購入しております。以上です。

○１６番議員（木原繁昭）　ちょっと，インターネットで調べたので，茨城なので，どのぐらいのおがくずを使うのかなということで，1頭当たり，これは茨城の例ですけど，1年間に8㎥で出てたんですけれども，例えば，値上がりした分，指宿は1頭当たりどのぐらい使うのか，その辺やら，値上がりした分として，指宿の農家が，指宿の大きな農家やら小さい農家やらあって，その平均でいうとなかなか難しい面もありますが，適当なところでどのぐらいこの経費が，そのおがくずに対して経費が増えるのか，その辺をちょっと教えていただけたらと思います。

○農政部長（新留幸一）　おがくずの使用量なんですけども，生産牛，肥育牛それぞれあります。まず，生産牛で飼育50頭を比較例といたしまして，1頭当たり大体4.4㎥使用いたします。それを，年間使用料で換算いたしますと，先ほど2,850円で例えますと，年間使用料が62万7千円，それから，3,100円で比較いたしますと，年間68万2千円となっております。それから，肥育牛なんですけども，肥育牛につきましては，1頭当たり6.7㎥使います。それで，肥育牛で300頭，飼育されていると仮定でいたしますと，年間使用料が大体2,010㎥使います。その中で，2,850円の場合が572万8,500円，それから，3,100円の場合，623万1千円となっております。それと，上がった分の比較をいたしますと，大体1㎥当たり400円程度上がっているということで計算しております。その中で，金額的に比較いたしますと，50頭の生産牛で約8万8千円，それから，肥育牛の300頭で80万4千円値上がりしているところでございます。

○１６番議員（木原繁昭）　農家の負担が増大するということが，それだけ利益が減るということでございますけど，それに沿って，牛の値段が上がってくれればいいんですけど，おがくずが上がったからって簡単には牛の値段には反映しにくいかと思いますけども。森林組合の方でもですね，やっぱりそういう質問も出まして，今，木質バイオマス発電っていうのが，まだ始まったばかりで，これからまた，本格的に始まるんじゃないかという気もしていると

こなんです。それに伴って，今は，1㎥当たり400円程度の値上がりだったということですけど，まだ，それ以上に値上がりしてくるんじゃないかと思います。私も森林組合の理事をしてるもんですから，その中でも話として，やっぱり畜産農家にも森林組合の組合員もいるので，できるだけ供給するような努力を，そちらの方に供給するような努力をするのも，地域の森林組合としての，やっぱり責任もあるんじゃないかということも，今そういう話も出たところでございます。しかしながら，全体的に，今，原子力の件もありますし，CO_2の増加ということですね，化石燃料を掘り出すと，今，温暖化，今，それこそ雨が降ってる，これもそう，大雨が降っているのもそういうことか分かりませんけれども，そういうのも含めて，これから，木質バイオマス発電というのも一つの方法じゃないかと思います。それこそ，今ある木を使って発電をするわけですので，循環型社会ですね。昔，たき物取ってですね，それで燃やして出た炭酸ガスは，また，木が大きくなってぐるぐると回るので，二酸化炭素は増えないわけですけれども，現在は，一番の問題は，結局，今，炭素として眠っているのを燃やして二酸化炭素が増えて温暖化になっているわけです。そういう意味で，この木質バイオマス発電もこれからは進めていかなければならない。循環型社会という，社会としての電気を作る形としてはかなり有力なんじゃないかと思います。先ほど，また，ごみのことがありましたね。私は一番いいのはごみ発電じゃないかと思うんです。今，結構，紙なんかも再生すると言いましてもですね，紙の再生って言っても，結構，インクを落としたり，当然，運んだりですね，そうするとやっぱりエネルギーを使うわけです。皆さんも御存じのとおり，ニューパルプよりも古紙が高いっていうのも聞いたことがあるんじゃないかと思います。そういう面では，紙を2次的に，最初，紙として使って，次は発電の燃料として使えば，それこそリサイクルと言いますか，電気に変える。どっちみち，電気は必要だと，石油を使うよりも，循環する紙，紙は元々木です。今ある木ですので，それがまた，炭酸ガスを吸って，炭酸ガスを少なくしてくれますので，そういう面では，鹿児島はこのごみ発電で，何か2億ぐらい売上げがあるとか聞いておりますが，指宿の場合はごみ発電をやるにも，ちょっと，逆にごみが足りないというのも聞いたことがございます。サイズ的にですね。この木質バイオマス発電というのを，これからも進めていくのに，やっぱり，この敷きわらにも関係するんですけど，木材の量も増やさなきゃならないのかなと思います。堆肥として，今，木には肥料というのはあんまりやらないんですけど，あんまりやって急に大きくなると，いい板が取れない，いい柱が取れないということもございますので。ただし，おがくずにするとかバイオマス燃料にするというのは，少々粗くてもいいから，そういうことも，これからは畜産の堆肥に回し，また，木材の生産を増やして，バイオマスにも，また，畜産の敷料にも不足のないような形も段々考えられるんじゃないかと思います。その辺も，また，検討していく，社会としても検討していく課題ではないかと思います。家畜にとって敷料はこれからも欠かすことのない，資材だと思うんですが，値上がりしてなかなか手に入らなく

なった場合ですね，そういうバイオマスに回されたりして，入らなくなったりすると，やっぱり，値段が上がるとなると，場合によっては，畜産農家，なかなかそこまでは出だせないなというようなことも考えられるんじゃないかと思いますけれども，例えば，県なり国なり，そういう畜産の振興，指宿にとっては大切な畜産ですので，そういうのを含めて，補助金の働き掛けとかそのようなことは，今後，考えられますでしょうか。

○農政部長（新留幸一）　敷料は畜産農家におきまして，畜舎の飼養衛生環境の改善やふん尿を堆肥化する上で必要な資材であると認識しているとこでございます。そのため，各関係機関と連携しながら，今後，その資金確保対策について協議し，併せて県へ要望してまいりたいと考えております。

○１６番議員（木原繁昭）　是非，これからも指宿の重要な畜産業でありますので，その声を聴いて，畜産農家の利益が上がるよう，しっかり対策を講じてほしいと思います。

続きまして，河川，水辺の再生についてでございます。いろいろな生物が指宿の河川にはすんでいるということですが，私のところのですね，近くを山王川っていうのが流れてるんですけれども，今，ちょっと手前の方の山王神社の辺りには，近くの人が整備をしていただいてですね，せせらぎ公園，我々で，みんなで付けた名前ですけれども，せせらぎ公園といって，ブランコやら，結構子供たちが遊びに来ているところがあるんですけれども，時代が変わってなかなか子供たちがそういう遊びに触れられない面もあるんですけれども，私たちの頃は，それこそ，先ほども言いましたように，よくですね，川で，母親たちも洗濯も川でやりよったですからね，我々が小さいときはですね。そこに一緒に行きまして，夏の話ですけれども，一緒にその辺で遊んでいましたけれども，川に行けばエビ，ウナギもたくさんいました。よく，糸ウナギって言ってたんですけど，小さいのから大きいの。今，先ほど3面側溝，3面に舗装されているということでしたけれども，今，川を見るとですね，ウナギはもう，全然見かけないんです。うちのところの辺りのウナギがですね。大きな滝もありますし，それから，カニも，前，白いカニとか，カニもその種類によっては海で産卵するのかなという気がしているところですが，全然見かけないもんですから。その辺も含めて，できれば，川が今，ダムとか治水という関係でどうしてもそうなってはいるんですけども，何らかの方法で幾らかウナギやカニなんかが上れるような，また，すめるような川を考えることはできないのか。埼玉県ですか。埼玉県ではですね，そういう川を，生物多様な川を取り戻そうということが県を挙げて行われているようなんですけども，指宿でもモデル的に少しずつそういうことを考えられないか，答えていただけたらと思います。

○建設部長（山下康彦）　砂防ダムとかですね，堰堤につきましては，高さの高いものが多く存在しているところでございます。今まで，水害の防止や土石流対策のために，護岸改修や砂防施設などの施設につきましては，市民の生命や財産を守るため，河川改修をこれまで進めてまいりましたが，反面，議員ご指摘のとおり，環境に少なからずとも影響を及ぼすことも

あったかと思われます。環境保全型の河川改修につきましては，水辺の環境を保全する意味からも非常に重要なことと思います。しかしながら，河川水辺の再生を考慮した河川となりますと，河床に自然石を配置するなど，水性動植物のすみやすい環境をつくらなければなりません。河床に自然石がある場合などは，それらにより水の流れが阻害されるため，河川の断面を大きくする必要が出てくるところでございます。本市の場合，住宅地内を通る河川が多く，断面を大きくするとなると建物などが支障となり難しい状況もあるのではないかと考えております。しかしながら，議員ご指摘のとおり，水辺の環境保全というのも多自然川づくりという観点からも非常に重要なことと考えておりますので，川幅等に余裕がある場合など，また，用地に余裕があるところなどにつきましては，そういった環境保全型水路というか，水辺の川づくりというふうな調査，研究等にも努めていかなければならないと思っているところでございます。

○１６番議員（木原繁昭）　全くうれしい答弁でございます。今，ちょうど南日本新聞がウナギについていろいろと特集をやってございますけれども，これは遡上を助け，鍵は水流とかなっておりますけれども，人に聞いてはウナギは結構，土手を上るようなことは聞いたんです。昔みたいに，この，普通の土の土手だったら割と上れるのかなという気もせんでもないんですけど，さっき言うように余裕がある川ならというから，余裕がある川からでいいですので，是非，そういう研究をやっていただいて，それこそ観光的にもかなり売りになるんじゃないかと思います。ウナギのすめる川の指宿っていう形でですね。今日の新聞に，石倉かごっていうのが出てましたけれども，3面セメントで囲まれてというところにこのかごを今日の写真みたいに入れて，ここにウナギが生息しだしたということですけど，全体としてはこれからなんでしょうけれども，いろいろな試みをして，是非，そういう研究もしていただいて，自然豊かな川を造っていただきたいと思います。ちなみにですね，昔，指宿は結構，養鰻が盛んだったようでございます。シラスウナギが，今，少なくなって，指宿自体でそんなに捕っていたのか，その辺はちょっとよく分かりませんけれども，今，日本人が世界で一番ウナギを食べるんだそうですけれども，世界の7，8割は日本が食べるとか何か出てたような気がいたしますけれども，日本はそのウナギを守ることに力を入れる必要がある，責任があるというようなこと書いてございましたけれども。今，四国の高知ですかね，四万十川，天然ウナギとか聞きますけど，実際はウナギの99.何％ですか，99.6％ですね，食されているウナギの99.6％は養殖なんだそうでございます。しかもですね，ここで，これは25年の統計ですかね，平成25年ですね，全国で1万4,200ｔ，その中でも，鹿児島が5,747ｔ，全国一で実に，全国生産量の40％であります。指宿も，今，そんなに養殖しているところは少ないんですけど，指宿，結構加工するので大きな会社もございますが，大部分は大隅の方ですか，鹿児島県の場合は大隅が一番多いようですので，そこに買い付けるようなことをちょっと聞いておりますけど。鹿児島が40％で一番で，次が愛知ですか，そして，宮崎。もうこの

辺でかなりの量，養殖ウナギを生産しているとのことでございます。昔は指宿でもたくさんウナギの養殖をしているのを見掛けたような気がいたしますけれども，よく空気を入れるためにもプロペラみたいなのが回っているところを見掛けましたけれども，今，昔のことも分かればなおいいんですけど，今，指宿で養鰻をやっているという事業者と言いますか，個人も含めて，どのくらいあるんでしょうか。分かりますでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸）　今現在，指宿市内におきましてウナギの養殖を行う業者は5業者ございます。内訳としましては，指宿地域に3業者，山川地域に2業者となっているところでございます。

○１６番議員（木原繁昭）　是非，指宿としても鹿児島県全体，全国の40％の養殖ウナギを生産しているということですので，ある意味，鹿児島県の，我々指宿もですけれども，このシラスウナギを増やすためにもですね，できれば川にウナギがすめるように。ウナギはマリアナ海峡でしたですかね，何かそんな遠いとこまで，卵を産みに行って，それから稚魚が黒潮に乗ってっていうのをちょっと聞いたことあるんですけど，かなりの間は川で過ごすと言いますか，溝とか川で過ごすということですので，そういうすむところがなければいけないわけなんですが，今，いろいろなことを，これから指宿も，是非，考えてやっていただきたいと思います。ウナギのすめる条件というのをちょっと聞いてみたんですけれども，穴がある，餌があるとかあったんですけれども，今，建設部長が言われたように段差もあるっていうんですから。昔，あれは，私らゴックリンって言ってたんですけど，聞いたことあるでしょうかね。ヨシノボリ，カワハゼの一種なんでしょうか，多分，ああいうのなんかも結構急なところを上れたのか知りませんけれども，そういうのも全然いなくなりましたし，多分，そういう穴とかなくなったからだと思いますけれども，その件に関しては，もう，是非，市の方としても，埼玉県もやっているわけですので，場合によっては県にも働き掛けて，日本一，養殖ウナギを生産する鹿児島県でありますので，県を挙げて鹿児島県の川にウナギがすめるようにという働きを，指宿の方からも，是非，県にも働き掛け，我が指宿市もやっていただきたいと考えるところでございます。今，私なんかも，うちのところに川にウナギがいないって言ったんですけど，例えば底が塗り切ってないようなところは，まだ，湊川とか結構いるような気がするんですけれども，その辺の情報とかは。それとも，昔，おったところがいなくなったとか，丹波川なんかも昔はすごくウナギがいたと聞いておりますし，よく川をせき止め，小さな川ですので，せき止めたりしたらウナギがたくさんいましたですけれども，そういう形で，是非，ウナギが増えるような対策を真剣に，滝が特に大変なような気がするんですけれども，考えていただきたいと思います。この前，開聞の川尻の方の川に覗きにいきました。ちょうど雨が降ってましたけれど，ちょっと黒っぽい気がしたんです。畜産関係の方の排尿とかは混ざってはこないのか，環境の，その辺のところの川の状態はどうなんでしょうか。そういうのが場合によっては，畜産廃棄物，排尿が流されているような川がある

のでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　先ほど，回答申し上げたとおり，一応，市内の10河川に対して，7月と12月に水質調査を行っていますが，水質自体は問題のないというふうに聞いております。（108ページに訂正あり）そちらの川については，ちょっと確認はしておりませんけれども，私どもは10河川については把握しております。以上です。

○１６番議員（木原繁昭）　ということは，ほとんどもう，そういう状態じゃない。指宿の川はきれいな状態にある。前，よく議員がちょっと川に流してるんじゃないかという質問をされた方もいらっしゃいましたけれども，その辺はもう，今は，しっかりと大丈夫なんでしょうか。多分，一時期ごっと流すと，ウナギなんか，もし，上ってきてたとしてもなかなかすめない環境，死んでしまうような環境になるんじゃないかと思います。それではもう，今は改善されて，全然，心配はないんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　先ほど，10河川と申し上げましたが，その中に新川が水質分析をするというか，水質調査をする河川の中に入っておりまして，この新川についても，私どもが調査した結果では，水質に異常が見られたということは，今のところございません。以上です。

○１６番議員（木原繁昭）　この新川に結構生物，ウナギとか，そういうことは聞いたことございませんでしょうか。すんでるんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸）　指宿市内にはシラスウナギの採捕組合というのが三つ，指宿・山川・開聞，それぞれ組合がございます。その三つの組合の中で，指宿市内の九つの河川で，今現在も，シラスウナギを採捕しておりますので，シラスウナギが捕れるということは，やはり，その採放組合が捕らなかった部分のシラスウナギというものは，その河川に，また，遡上をしていって，成魚になるというふうに想定されております。

○１６番議員（木原繁昭）　新川河川もおったって言ったっけ。その辺は。

○産業振興部長（廣森敏幸）　開聞では，新川とかですね，真水田川，脇のですね，そういうところでシラスウナギを採捕しているようでございます。

○１６番議員（木原繁昭）　結構，シラスウナギがいるということですので，成川の辺りも昔はシラスウナギを夜捕っているのをちょっと見たことがございますけれども，是非，これからもそのウナギのすめる川を目指して，市の方としても，是非，場合によっては県の方とも働き掛ける意味も含めて，ウナギのすめるまちつくろうプロジェクトでも考えて，是非，環境浄化に取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

△　延　会

○議長（新宮領進）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ，延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご意義なしと認めます。

よって，本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお，残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は，これにて延会いたします。

延会　午後　５時２６分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　長　　新宮領　　進

議　員　　福　永　徳　郎

議　員　　前　原　六　則

第　２　回　定　例　会

平成 27 年 6 月 19 日

（第３日）

第２回指宿市議会定例会会議録

平成27年６月19日　午前10時　開議

〜〜〜

１．議事日程

○日程第１　　会議録署名議員の指名

○日程第２　　一般質問

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員

１番議員	外　薗　幸　吉	２番議員	臼　山　正　志
３番議員	恒　吉　太　吾	４番議員	井　元　伸　明
５番議員	吉　村　重　則	６番議員	西　森　三　義
７番議員	浜　田　藤　幸	８番議員	東　　伸　行
９番議員	高　田　チヨ子	10番議員	森　　時　徳
11番議員	髙　橋　三　樹	12番議員	福　永　德　郎
13番議員	前　原　六　則	14番議員	松　下　喜久雄
15番議員	前之園　正　和	16番議員	木　原　繁　昭
17番議員	中　村　洋　幸	18番議員	新川床　金　春
19番議員	下川床　　泉	21番議員	新宮領　　進

１．欠席議員

な　　し

１．地方自治法第121条の規定による出席者

市　　長	豊　留　悦　男	副　市　長	渡　瀨　貴　久
副　市　長	佐　藤　　寛	教　育　長	西　森　廣　幸
総務部長	髙　野　重　夫	市民生活部長	牟　田　浩　一
健康福祉部長	下敷領　　正	産業振興部長	廣　森　敏　幸

農政部長	新留幸一	建設部長	山下康彦
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	有留茂人
総務課長	岩下勝美	市長公室長	川路　潔
総務課参事	鳥越克史	財政課長	上田　薫
市民協働課長	下吉一宏	税務課長	中村　孝
環境政策課長	井手久成	長寿介護課長	西　浩孝
健康増進課長	前薗千秋	耕地林務課長	宮﨑英世
土木課長	黒木六海		

1．職務のため出席した事務局職員

事務局長	森　和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△　開　　議　　午前１０時００分

○議長（新宮領進）　ただいまご出席の人員は，定足数に達しておりますので，これより，本日の会議を開きます。

△　会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進）　まず，日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，松下喜久雄議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△　市民生活部長から発言の申出

○議長（新宮領進）　ここで，市民生活部長から発言の申出がありますので許可いたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　昨日の本会議におきまして，木原議員から新川の水質関係のご質問がございました。これに対しまして，私が市内の10河川に対して毎年7月，12月に水質調査を行っていますが，水質は基準値内ですと答弁いたしましたが，これを市内10河川に対して毎年7月，12月に水質調査を行っていますが，これらの河川は環境基本法に基づく水質の環境基準の対象となる河川に指定されていないため，本市の環境基本計画において水質の目標値を設定しております。平成26年度実績においてほとんどの河川が目標値以内ですが，一部の河川が目標値を超過しているようですに訂正させていただき，お詫びを申し上げます。（104ページの発言の訂正）

○議長（新宮領進）　ただいまの市民生活部長からの6月18日の本会議における木原議員の一般質問に対する答弁を訂正することについては，議長において許可いたします。

△　一般質問

○議長（新宮領進）　次は，日程第2，一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず，恒吉太吾議員。

○３番議員（恒吉太吾）　皆さん，おはようございます。3番，恒吉太吾です。去る6月6，7日は，第82回山川みなと祭りが行われました。天候にも恵まれ，例年よりも多くの方でにぎわっておりました。私も祭りにつきまして昨年の6月定例会でも質問しましたが，今年は近隣の小学校運動会とも重ならないような配慮もあり，親子で一緒に踊りに参加できた，神輿が担げた，家族そろって祭りを楽しめたといった喜びの声も聞かれていました。私自身も，物心が付く前から参加している祭りです。そして山川に住んでいらっしゃる方々はじめ，指宿の方々が誇りに思い，大切にしている祭りでもあります。祭りを通して子供たちのふるさとへの誇りと愛情を育むためにも，このみなと祭りだけでなく，指宿温泉祭，開聞そうめん夏

祭りに対しても，今後も協力と最大限の配慮をお願いしたいと思います。

それでは，通告に従って質問をしていきます。

今回は，ふるさと納税について質問したいと思います。国では地方創生を一つの重点政策に掲げており，その中でふるさと納税も注目が高まっております。書店に行けばふるさと納税に関する本が数多く並んでおり，豪華な特産品が話題となってテレビで取り上げられることも増えております。ふるさと納税は，ふるさとを離れて暮らしている人が，ふるさとを応援したい，役に立ちたい，恩返ししたいという気持ちを形にすることができます。学生生活を過ごした，初めて働いた，旅行で訪れたなど，自分が生まれ育った故郷とは別にふるさとと呼べる場所があると思います。出身地にこだわらず，どの自治体でも構わないわけです。ふるさとの市町村などに寄附をすると謝礼品がもらえ，個人が2千円を超える寄附を行ったときに，住民税が減額されるなど税金が控除されます。また，2015年4月1日の税制改正により，寄附の控除，上限額が拡充し，多くの会社員の場合，確定申告が一定要件で不要になり，今まで面倒だった課題も解決されました。ブームとも言うべき状況の中で，ふるさと納税寄附額が年間の住民税収を上回るような自治体も現れています。一方で，ふるさと納税により入ってくる税収が減り，受け取った寄附と差し引いても赤字となるような市町村も出てきています。特典が魅力的ではない市町村では，寄附をする人のほうが受け取る方よりも多く，結果としてその市町村の住民税などが大きく減り，危機感を募らせているところもあります。頑張っているふるさとを応援したいという趣旨で始まったふるさと納税制度が，いつの間にか豪華な特産品を手に入れるための制度になっており，本来の趣旨が薄れてきています。特産品のお取り寄せが主流になっている現状に対して，総務省も各自治体に，過度な特典の贈呈を自重するように要請しています。豪華な特産品だけでなく，今後は地域の魅力を発信し，いかに好きになってもらうのか，ファンになってもらうのか，しっかりと戦略を立てていくことが重要になってきます。住民税は行政サービスを受ける対価でもあり，財源がなくなるということは，予定していた事業や住民サービスができなくなる可能性もあるということです。本市でも財源の確保と同時に魅力をアピールしていく必要を感じます。そのような点を踏まえて質問いたします。

1点目，ふるさと納税で，本市への寄附金の件数と金額について，2点目に，本市の市民の中にもほかの自治体にふるさと納税を行っている方がいると思います。同様に件数と金額についてお示しください。3点目に，本市の年間の市民税収入について，以上の3点の過去の実績とこれまでのふるさと納税に対して，ＰＲ方法など，本市の取組について併せてお聞きし，1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　多くの人が地方の故郷で生まれ，その自治体から医療や教育等，様々な住民サービスを受けて育ち，やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し，そこで納税を行っております。その結果，都会の自治体は税収を得ますが，自分が生まれ育った故郷の自治

体には税収が入りません。ふるさと納税制度は，生まれ育った故郷に貢献できる制度，自分の意思で応援したい自治体を選ぶ制度として，創設されたものでもあります。ふるさと納税は，出身地や応援したい自治体に寄附をすると税金が控除されるものでもあります。そのＰＲにつきましては，関西・関東などの郷土会に出席し，本市の現状やイベントの情報の周知に併せて，ふるさと納税のパンフレット等を配布するなどして応援をお願いしているほか，市の広報誌やホームページなどで，本制度の周知や寄附者の紹介などを行っているところであります。さらに，鹿児島県や県内のほかの市町村と一体となって，鹿児島応援寄附金募集推進協議会を設立し，県の東京・大阪・福岡事務所を拠点として，これまでの寄附者に対する継続寄附の依頼や県人会などの各種会合等でＰＲを行うなど，県外在住の本県出身者，関係者等を対象に寄附金の募集活動を行っております。ふるさと納税をすると寄附金のうち2千円を超える部分について，一定の上限まで原則として所得税，個人住民税から全額が控除されます。ふるさと納税の実績といたしましては，平成24年度が58名で687万3,030円，平成25年度が58名で792万7,042円，平成26年度が74名で678万5,835円となっているところであります。

以下，いただきました質問等につきましては，関係部長が回答をいたします。

○総務部長（髙野重夫）　私の方から，本市の市民が他自治体へ寄附をしたふるさと納税の状況と影響額，それと本市の3か年度分の市民税の収入について，お答えいたします。

市民の方が他自治体へふるさと納税をした状況と市への影響額，市全体の市民税収入についてでありますが，住民税から控除した金額の分が市税の減収につながることになりますので，これを影響額として説明いたします。平成26年中に市外へふるさと納税を行った寄附者は26名，寄附額は153万3千円で，27年度分の個人市民税課税額への影響額は約52万6千円となっております。同様に，平成25年中は23名，総額74万6千円で，26年度課税額への影響額は約25万円，平成24年度中は15名，総額62万1千円で，25年度課税額への影響額は約21万5千円でありました。

次に，本市の個人市民税全体の収入額は，平成27年度分の見込み額が12億6,471万円，平成26年度の実績額が12億8,459万円，平成25年度の実績額が12億7,490万円となっております。

○副市長（佐藤寛）　今後の戦略と取組についてご回答いたします。本市は現在，ふるさと納税のお願いをインターネットのウェブサイトを利用してふるさと納税をしていただいた方に地元の特産品を積極的にＰＲし，情報発信することで地場産業の振興，雇用の創出，地域の活性化を図るという観点から，地元特産品などを贈るよう準備をしているところでございます。今後，ふるさと納税制度のノウハウを持った企業とタイアップして，特産品など返礼品の企画・選定を行って，今年10月をめどにふるさと納税をしていただいた方に返礼品を贈る予定にしております。また，返礼品の選定につきましては，市内にある2か所の道の駅やＪ

Ａ，漁協，加工組合などから協力いただきたいと考えているところです。それ以外にも，観光協会を通じてホテルの宿泊券などを確保し，返礼品のメニューにしたいと考えているところでございます。常に寄附者のニーズに合った魅力ある商品の選定を行い，メニューの充実を図っていくことが大切なことであると考えております。また，ホームページの充実を図るとともに，インターネットを利用したクレジットカード決済による納付の導入も併せて行い，寄附希望者が場所と時間を選ばず，いつでも納付ができるよう，利便性の向上に努めていきたいと考えているところでございます。そして，安心・安全な故郷の物品，品々を集めること。そして，それを確実に納税者の方にお届けすること。さらに全国へＰＲしていくこと。これが一番大切なシステムではないのかなと考えているところです。こうしたシステムを地元の企業の方々に是非獲得してもらい，魅力ある商品づくりに向け，ノウハウを養ってもらうとともに，今後，ふるさと納税等がいつまで続く事業とも分からないので，その後のことも考え，新しい事業に展開できるようなノウハウを地元の事業者に養っていただくこと。そうしたことを支援することを考えているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　先にいろいろ説明をいただきましてありがとうございます。また改めてになるんですが，3月定例会，このふるさと納税の返礼報償費400万円組まれています。今の説明の中でもありました10月を目標に特産品を贈るということであるんですが，この開始時期，変更ないのか。そして，改めてになるんですが，返礼品，どういったものを贈るのかを教えていただきたいと思います。併せてですね，最低対象額，幾らからお贈りするのか，そこも併せて教えてください。

○総務部長（高野重夫）　現在，全国の自治体がふるさと納税を増やそうと寄附をした方に，特典として特産品などを贈る動きが盛んになっております。中には，特産品のランキングや各地のプレゼントのお得度を比べるマスメディアも増えてきており，ふるさと納税をする方にとっては，特典として各地の特産品などをもらえることが魅力となっております。平成27年度に総務省から各自治体に対して，返礼品の送付等，ふるさと納税に係る周知，募集，その他の事務について，寄附金控除の趣旨を踏まえた良識のある対応を行うように通知があったところであります。しかしながら，現実は，ふるさと納税を増やそうと，地元特産品などを特典として贈る市町村が全国的に増えているのが現状のようであります。今後もマスメディアなどの影響により，ふるさと納税をした方に返礼品を贈る自治体は増えると同時に，各自治体独自のアイデア商品などを用意するなど，特典競争は過熱していくことが予想されます。本市といたしましても，ふるさと納税をしていただいた方に地元の特産品を積極的にＰＲし，情報発信することで，地場産業の振興，雇用の創出，地域の活性化を図るという観点から，地元特産品などの返礼品を贈るように準備を進めているところでございます。開始時期につきましては，10月をめどにしております。

○財政課長（上田薫）　返礼品を贈る金額ですけれども，今のところ1万円以上を想定しており

ます。

○３番議員（恒吉太吾）　今，1万円という最低対象額ですね，余り安くしても，いろんな問題があって，事務処理の問題があって大変になると思いますので，そういった点もよく考慮されて考えられたと思いますので，進めていただきたいと思います。

昨日の答弁の中でも，還元率が40％から50％ということなんですが，これは多分，商品の単価として40％から50％，それ以外にも送料であったり，事務手数料，いろんなものが掛かると，もっと掛かると思うんですが，そういった点は考えていらっしゃるんですか。そういったところまで考えると，何％ぐらいになる予想でしょうか。

○総務部長（高野重夫）　還元率につきましては，送料込みで返礼品の額と送料と合わせて40から50％ぐらい。そのほかに事務手数料とか，いろいろ必要経費が若干プラスされるものと思っております。

○３番議員（恒吉太吾）　説明だと，経費でふるさと納税額を超える，寄附額を超えるということはないということですね，安心しました。是非，超えることがないように，ないのであれば，市に対しての知名度アップであったり，ものすごくＰＲになると思いますので，メリットがありますので進めていただきたいと思います。

また改めてになりますが，ふるさと納税，これからいろいろと市としても取り組んでいくということになれば，ものすごく反響が出てくると思います。そういった場合に，新しくふるさと納税の課，係創設，つくられる考えはないか，再度教えてください。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税の業務につきましては，寄附受付から返礼品の配送までをふるさと納税制度のノウハウを持った企業に一括代行をしていただく予定にしております。しかし，領収証，お礼状の送付，電話等による問い合わせなどは職員の業務となります。寄附件数や返礼品等の業務が多くなってきた場合には，その状況に応じて人数を増やすなど対応してまいりたいと思います。

○３番議員（恒吉太吾）　ちなみに，今，市に対してふるさと納税に関して相談であったりとか，問合せというのは，どれくらい件数，来ているんでしょうか。

○財政課長（上田薫）　問合せにつきましては，電話，それから直接来庁しまして，寄附の関係の内容を尋ねるというような状況ですので，件数としては把握しておりませんけれども，10件ぐらいだというふうに考えております。以上です。

○３番議員（恒吉太吾）　10件ぐらいということでしたので，いろいろ問題があって10件ぐらいしかきていないのかなと。この質問はまた，改めて後ほどさせていただきたいと思います。

これから増えるということだと思いますので，新たに対応できる人をしっかりと育てていただきたいと思うのと，あと，どうしても返礼品を贈る，謝礼品を贈るというのが今のふるさと納税の流れではあると思うんですが，これからは違う方法もあるのかなと思っております。その一つ目に，実際にこの土地に来てもらう。指宿に来てもらう体験型のアクティビテ

ィをしてはどうかなというふうに思っております。本市は，年間400万人の観光客の方が訪れるまちでありますが，宿泊者に関しましては減少しているのではないかと思います。そこで，宿泊者数を過去2年分の比較で構いませんので教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸）　平成25年度の宿泊者数が76万4千人，平成26年度が75万3千人ということで，対前年比98.5％になっております。

○３番議員（恒吉太吾）　この直近だけ見ても減少しておりまして，今年は北陸新幹線ですね，開通があったり，また今後，北海道新幹線の開通があったりと，さらにこの宿泊者数，減っていくということも予想されるんじゃないかなと思っています。まずは，この指宿を知ってもらいたい，来てもらいたい，そして泊まってもらいたいという気持ちが，私自身ものすごく強くあります。そういった中で，指宿はとても有名な観光地であります。その観光地の特色を生かしまして，例えばそうめん流し，砂むし温泉，たまて箱温泉，そして観光列車である指宿のたまて箱号など，それ自体が観光の目玉となっているものもあります。そういった施設の食事券，入浴料，いろんな施設の無料券，あとはたまて箱号のような特急券，実際にですね，指宿に来てもらうことを考えた，そういったことを前提とした商品の開発，返礼を考えてないのか。また，先ほど答弁でありましたが，宿泊のクーポンをつくったりということも考えていらっしゃるということでしたので，ただその単体だけではなく，今，鹿児島には成田であったり，関空からもＬＣＣ，飛んでおります。そういったものと，あとはＪＲとかと提携したですね，観光客誘致をしてみてはどうかというふうに思っております。先ほど申しました宿泊割引のクーポンを使う。それにこちらに来て使えるチケットを付ける。来るための航空チケットであったり，ＪＲの特急券，こういったものを全部組み合わせてですね，滞在型の商品をつくる考え，そして，それはひいてはですね，このまちの基幹産業である観光産業の活性化であったり，これからの育成にもつながると思いますので，そういった点，新しく考えはないか教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸）　確かに指宿は観光産業ということで，一番大きな産業だというふうに認識しております。そういう中において，旅館・ホテルの宿泊券はもちろんのこと，今，議員がおっしゃったような観光施設のＰＲということで，市営の砂むし温泉はじめ，そうめん流し等の利用券というものは，当然こういうふるさと納税の返礼品の中に入っていくということは，我々も想定してその準備もしているところでございます。そしてまた，そのほかにも今現在，指宿で観光の中での取組として，ふるさと大好きというような体験型の観光メニューというのもございますので，今現在，我々が持っている観光で売り出していこうというものについては，極力，こういうふるさと納税の中に取り組んでいけるようなシステムというものも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　来てもらってから使えるものに関しては，今，いろいろと挙げていただいて，しっかりと考えていらっしゃると思うんですが，この来るまでのというところは，

やっぱりチケットであったり，ＪＲの特急券，必要になってきますので，そういうところも是非合わせた商品というものを考えていただきたいと思います。実際に近隣で言えば，南さつま市ですね，こういったところ，あと宮崎県の小林市なんかは，ピーチアビエーションなんかと連携してですね，そういったポイントギフトを設けておるところもありますので，是非，指宿でも検討して，実際来てもらうように形を作っていただきたいと思っております。

そうやって指宿に来てくださるふるさと納税者が増えるということは，ものすごく交流が活発になりますし，大きな経済効果も生まれてくると思っております。まずは指宿に来ていただく。このようなですね，今，体験型を組み合わせた形で，体験型の特典をきっかけとして，この指宿を大好きになってもらう，ファンになってもらう，そこからですね，ひいては指宿に住もうという人も生まれてくるんじゃないかというふうに思ってますので，是非，進めていただきたいと思います。

実際にですね，市町村の中ではそういったところもあるわけでして，北海道の上士幌町，こういったところ，人口は5千人しかおりませんが，納税された方はちょっと数は分からないんですが，3,500人からそういったイベントに対して応募があって，1千人の方がその感謝祭みたいなものにですね，参加するという大盛況であったというふうに伺っております。そういった形でふるさと納税，寄附される方というのは，その地域との交流を求めている場合もありますので，是非使っていただきたいと思います。

再度になります。寄附者に対してですね，特産品を贈って終わりという，ありきたりのものではなくて，一度，指宿に足を運んでもらう，一緒になって盛り上げてもらうといったようなですね，寄附者とのつながりを重視してみてはどうかと思っています。そういった点に今後，アプローチするおつもりはないか，再度お願いいたします。

○総務部長（髙野重夫）　ふるさと納税の返礼品として，議員が言われたような観光施設を体験していただくため，砂むし温泉，露天風呂などの観光施設利用チケットをメニューに加えることについても検討しておりますし，そのようにふれあい，交流が深められるような，何か特典はできないかということについても考えていきたいというふうに考えております。10月のスタートには間に合わなくても，順次，その魅力ある商品をプラスしていくということは可能ですので，そのようにさせていただきたいと思います。

○３番議員（恒吉太吾）　進めていただきたいと思います。集える機会があればですね，寄附者との関係づくり，もっとできると思いますので，お願いいたします。

次はですね，ふるさと納税寄附金の使途についてお聞きしたいと思います。寄附金は，積み立てられていると思うんですが，現在の基金の残高はどれぐらいあるか，まず教えてください。

○総務部長（髙野重夫）　ふるさと応援基金の残高は，平成26年度末で2,711万1,779円となっているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　残額はお聞きしました。あと，今までどのような使われ方をしているのか。大きなものというか，金額の大きいものだけで構いませんので，使途について教えてください。

○総務部長（髙野重夫）　ふるさと納税につきましては，まず，指宿市ふるさと応援基金に積み立てて，本市が目指す，豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するための事業，具体的には美しい自然及び環境の保全に関する事業，健康及び福祉の増進に関する事業，人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に活用することにしております。ふるさと応援基金の使途につきましては，基金の処分に規定する事業に活用することとしていることから，平成22年度から平成26年度までの5年間で約2,835万円の額を支出しております。具体的には小・中学校図書室のエアコン設置，中学校の音楽用備品，開聞総合体育館備品の購入などに活用しているところでございます。また，平成27年度は当初予算でもご説明しましたとおり，山川老人福祉センターの福祉バス，それから指宿総合体育館の備品として卓球台などを購入する予定となっております。

○３番議員（恒吉太吾）　今お聞きすると，指宿市の使われ方というのは，結構ハード面というか，いろんな備品の方が多いのかなと思います。あと，今説明にありました使われ方の中で，ホームページにも寄附金は，豊かな資源が織りなす食と健康のまち，これを実現するために活用されるとあるんですが，これ自体がですね，ものすごくぼんやりというか，抽象的で分かりづらいところがあるので，使い道をですね，更にもっと，今，何個かおっしゃられましたが，健康であったり，美しいまちづくりであったり，そういったふうに，もっと細分化していく考えはないでしょうか。

○総務部長（髙野重夫）　ふるさと応援基金を活用できる事業は，指宿市ふるさと応援基金条例により，美しい自然及び環境の保全に関する事業，健康及び福祉の増進に関する事業，人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業など，各分野において広く規定しているところでございます。これらの項目を大項目として，更にはっきりと使途が分かるような，小さく分けるということも寄附金を集める上で，そういうふうに応援しやすい気運の醸成が図られるのであれば，そのような形でできないか検討してまいりたいと思います。

○３番議員（恒吉太吾）　その細分化に関しましては，是非検討していただきたいと思います。自分が納める税金が何に使われているか分からないという現状の中で，このふるさと納税というのは，ものすごく目に見えて分かりやすい制度だと思っております。自分が指定した事業であったり，活動にですね，自分の払ったお金が使われる。そう分かるとですね，役に立ったと実感することもできると思いますので，是非検討，細分化の方をしていただきたいと思います。

今後ですね，このふるさと納税に関してもなんですが，ますます地方公共団体間での競争が激しくなるのが目に見えております。これから地域の取組に共感し，その取組に対して寄

附してもらいたい，そう思ってもらえるかどうかにかかっていると思っております。先ほど申しましたが，まず寄附の対象事業を細分化してですね，あらかじめ提示する，皆さんに対して。その事業に対して寄附を呼び掛ける。そして共感した人がそれに対して寄附をするという流れをつくってもいいのかなと思っています。実際ですね，広島県にあります神石高原町，ここではＮＰＯと連携しましてですね，犬の殺処分を減らす事業というのを行っております。こうなるとですね，商品が欲しいから寄附するというのではなく，この殺処分を減らすために賛同者が増える，そういった取組も行っているところもありますので，是非本市としても取り扱ってほしいと思っております。是非，言い方は悪いですが，物で釣るやり方ではなく，いかに魅力ある政策を打ち出すのか。そしてそれで寄附を得られるのかにかかっていますので，よろしくお願いします。

話は変わりますが，本市においても，地方創生が進んでおります。優秀な職員の方，また民間の力を借りて，今，総意を上げて取り組んでおられることと思っております。このふるさと納税制度というのも地方創生の中でとても大切な財源として活用できるというふうに私は思っております。ただですね，地方創生予算の中でもいろいろ今回も見させていただきましたが，似たようなものがどこの市町村でも行われているのかなと。テレビで取り上げられているのを見ますと，商品券であったりとか，いろんな3割引きのインターネット販売，あれ，うちじゃなくてもできるんだ，こういうことはというふうに，あるものがたくさん見受けられます。なので，このふるさと納税というのは，行うことに対しては，国の補助金ありきではないわけですから，いろいろと市の職員であったり，民間もですね，変わるきっかけに大きな意識の変革につながるのではないかというふうに思っております。自分たちのまちは補助金に頼らなくても自分たちでつくっていく，こういった気構えがですね，これから職員にとっても，その覚悟が必要になってくるというふうに思っております。自分たちにしかできない新しい事業にチャレンジしたい，アピールしたいという事業に寄附を呼び掛けることが，細分化すればできるわけです。そして，お金をそれに使うことができるわけです。そういった意味ではですね，このふるさと納税制度というのは，自治体が行うクラウドファンディングでもないかというふうに私自身思っています。この自治体版クラウドファンディングとしてですね，今後も若い職員の意見や民間の意見，今までにない若い発想，柔らかい発想というものを受け入れる，使っていく時期に来ていると思います。庁舎内でもですね，こういったもの，公募でも構いません。是非取り入れていく考えはないでしょうか。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税寄附金につきましては，先ほども申し上げましたように，条例で規定されたような事業ということで活用するようにしております。議員が言われましたように，ほかの市においては捨てられた犬を保護し，救助犬として訓練したり，新しい飼い主を探す活動を行うＮＰＯ法人への寄附を選択できるなど，ふるさと納税の活用先に特定の事業などを設けて，寄附者はその事業目的に共感してふるさと納税をしているケース

もあるようであります。本市においては，条例を制定してふるさと応援寄附金を市が行うほとんどの事業に活用できるようなっておりますので，活用事業の細分化と一緒に，今パソコンが新しくなって，ネットワークでいろいろコミュニティーで若い職員が自由に意見を出し合う，そういうポータルサイトも出来ておりますので，そういうのを活用しながら，自由に若い職員から意見を出してもらって，ユニークなふるさと納税の活用策ができればというふうに考えておりますので，そのような努力をしたいというふうに考えております。

○３番議員（恒吉太吾）　是非ですね，若い力も活用していただきたいと思います。今までと違って，これからの自治体というものは，地域を経営したりとか，マネジメントする視点であったりとか，ビジネスセンスが求められていると思います。今までのように横並びの公共事業だけ，公共サービスだけでいいというものではないと思っていますので，是非若い意見，発想を取り入れていただきたいというふうに思います。

先ほどの話，若い人のチャンスもということでしたので，私自身もですね，よく言うのが，子供が夢を描き，かなえられる未来をつくりたいというふうによく言うことがあります。私自身もまだまだたくさんの夢があります。そういった中で，この市役所に入られた職員の方も夢や希望があって，したいことがあって，このまちをよくしたいと思ってこちらに入庁されていると思いますので，そういった方の積極性であったり，熱い情熱，思いを是非使っていただいて，そういったものにですね，市長，賭けられてもいいと思いますので，是非細分化する時点に当たっては，そういった意見も取り入れていただきたいというふうに思っております。

質問を変えます。この6月定例会にも提案をされておりましたが，寄附金税額控除が受けられる申告特例の創設について，こちらについて詳しく説明をしてもらいたいと思います。また，この特例によってどのようなメリットがあるのか，併せてお示しください。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税の納税手続きについて，説明したいと思います。本市にふるさと納税をする場合のこれまでの流れとしましては，まず，寄附希望者が電話，メールなどにより本市に寄附の申込みがあった場合，本市から申込書を送るか，寄附希望者にホームページからダウンロードをしていただき，申込書の内容を記入の上，郵便，ファックス等により送付していただきます。その後，寄附希望者から金融機関の払込票，口座振込，現金書留のいずれかの方法により入金をしていただいた場合，市から領収証，お礼状を送るという流れになっております。今後につきましては，ウェブサイトからクレジットカード決済による納付ができるようになりますが，その場合も領収証，お礼状については市から送ることになります。ふるさと納税をすると寄附金のうち2千円を超える部分について，一定の上限まで原則として所得税，個人住民税から全額が控除をされます。控除を受けるためには，ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要でしたが，税制改正によって本年4月1日から確定申告が必要のない給与所得者等については，ふるさと納税先が五つの市町村，五つ

の団体以内の場合に限り，ふるさと納税を行う自治体に申請することにより，確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができる，ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され，ふるさと納税のしやすい環境が整っております。内容としましては，元々確定申告をする必要のない給与所得者が，ふるさと納税を行う場合にふるさと納税先の団体が5団体以内，五つの自治体以内の場合に限り，ふるさと納税を行う自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで，確定申告を行わなくてもふるさと納税についての寄附金控除を受けることができるようになります。なお，このふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合，個人住民税からのみ控除されることになります。確定申告をされれば所得税と住民税と合わせて2千円を超えた金額が控除されますけれども，このワンストップ特例制度を利用すると，住民税からのみで控除をされるということになります。

○３番議員（恒吉太吾）　説明ありがとうございます。今，5団体まではということなので，逆に言えば，今，地方公共団は1,700ぐらいあると思うんですが，ふるさと納税のためにその1,700分の5に選ばれないといけないという，結構これ，厳しい戦いになってくるのかなと思っております。税金をですね，指宿に納めてもらいたい，もらわなければならないわけですから，やっぱり情報発信というのは，これからどんどん大事になってくると思います。そこでですね，ふるさと納税に多額の寄附をいただいている自治体を見てみますと，まず，共通している点があるんですが，一つ目に返礼品の豊富さ，お得感，希少性，こういったものが，先ほどからずっと述べております。そして，もう一つが先ほどから重々申しております細分化の問題ですね，寄附金の使い道の選択のしやすさ，実績の分かりやすさ，こういったものが挙げられると思います。この2点に関しては，先ほどから述べていますが，さらに私自身がとても重要と思っているのが，決済方法の簡素化，先ほどクレカの話がありましたが，そういったものと情報発信の強化，これがものすごく重要になってくると思っております。私なんかはですね，この決済方法の簡素化というもの，情報発信にこそ重きを置くべき，返礼品の中身うんぬんは，後からでも，走り出してからで構わないわけですので，先にこの2点を早急に進めていただきたいというふうに思って質問をさせていただきます。現在，クレカを使ってですね，決済できる団体というのはものすごく増えております。逆に言えば，クレカも使えないような自治体というのは，寄附先としてもう全然引っかからないわけです。指宿もそのうちの一つですが，クレカ決済がまだできておりません。従来，先ほど申されたように，申請書を送って，振り込んでもらったりと，そういったですね，寄附の際にものすごく手間が掛かっている状態があります。寄附したいと思っても，みんながそんな時間があるわけではありませんので，ほかのところ，クレカ決済ができるところに寄附をするという人も中にはいるんじゃないかというふうに考えております。クレカが使えることは手続きの簡素化はもちろんなりますし，寄附しやすい環境ができてきます。インターネット上で申込みから即時決済までできるので，手間も省けます。こういった点ですね，先ほども

ありましたが，取り入れるということではあったんですが，それと併せて目に見える寄附金増加につながりますので，それと併せて，あともう1点，このクレカを使う人，陸マイラーと言われますが，そういった人に対してですね，ＰＲはどう考えているのか，併せてお願いします。

○総務部長（髙野重夫）　地元特産品などの返礼品を贈るタイミングに併せて，アクセス件数の多い企業のウェブサイトを活用し，寄附希望者が時間と場所を選ばず，いつでもふるさと納税ができるようにクレジットカード決済による納付を導入していきたいというふうに考えております。また，コンビニを活用した寄附につきましても，ふるさと納税制度のノウハウを持った企業と協議をしながら導入できるように検討していきたいと思います。やはり，議員が言われるようにネット上で24時間，いつでもクレジットカードによる決済ができれば，市役所が開いている時間しか対応できないということではなくて，納税を寄附をされる方にとっても利便性が図られるというふうに思います。ふるさと納税を一括代行する会社につきましては，4社ほど，今，有名なところがありますけれども，それらの中で，周知度，実績，サービス内容，委託料などを総合的に判断して決定しようというふうに考えております。今，候補として挙げておりますのは，ソフトバンク系の株式会社さとふるというような形で，購読者数600万人を超えるソフトバンクモバイル，アイフォンユーザー向けメールマガジンサービス内容を発信するなどしており，最近ではヤフー等のトップページにおいても宣伝をしております。また，寄附者の問合せや苦情の対応についても，自社でコールセンターを設けて丁寧に対応しているようであります。このほかに一部の業務として集客に関する部分につきましては，株式会社さとふるのほかに，ふるさと納税関係で最大のアクセス数を持つ，1か月当たり2,300万件のアクセスがあるようですけれども，ここが最大ですけれども，ふるさとチョイスとも連携を図り，より多くの皆様に指宿市を知ってもらうように周知をしていきたいというふうに考えております。今後，本年10月の開始に向けて株式会社さとふるをはじめ，関係する企業と十分な協議を行って返礼品を贈るなり，そういう魅力ある指宿市をＰＲできるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○３番議員（恒吉太吾）　是非ポータルサイトだったり，使ってですね，よりよい運用，活用をしていただきたいと思って今，部長のお話の中でコンビニ収納の話が出ましたので，1点，お聞きします。本市の電算機の基幹系システムの変更時期に来ていると思いますが，この変更に関して8月10日から変更がなかったでしょうか。日程の変更がなかったか教えてください。

○税務課長（中村孝）　市税等のコンビニ収納については，8月10日の本稼働を予定をしているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　変更がないということであれば，このふるさと納税に関しても，今後，コンビニ収納であったり，そういった多様化が図られると思うんですが，していける可

能性も考えられると思いますが，その点はどうでしょうか。

○総務部長（高野重夫）　コンビニ収納についても，導入できるように検討していきたいと思います。

○３番議員（恒吉太吾）　収納に関しましては，クレカの話をしたんですが，もう1点，情報発信，今，ポータルサイトの話は出ましたが，その前段階の話としまして，本市のホームページについて，ちょっと，いろいろとお聞きしたい点があります。ポータルサイト，今から活用されていくということなので構わないんですが，本市のホームページの状況，まずは本市のふるさと納税に対するホームページの状況について，今の現状をお聞きしたいと思います。現在，市のホームページのトップ画面にですね，ふるさと納税についてのリンクがあるかどうか教えてください。

○財政課長（上田薫）　ホームページの画面にですね，左側にメニュー，それからトピックスという欄がございますけれども，そのトピックスのちょうど下にふるさと納税の問合せという項目をリンクを張っております。以上です。

○３番議員（恒吉太吾）　ですよね，あれがリンクというか分からないんですけど，私も手元に，今ホームページを印刷したものがあるんですが，どこかですね，このトピックスといって，本当，目立たない場所にひっそりと潜んでおりましてですね，これ，もったいないなというふうに私，思っております。私もこれ，見つけられなくてですね，どこにあるのか，上にキーワード入力できますので，それで検索したぐらいの扱いのところで，またもう一つ残念な点を言うと，この画面を開くと，なぜか総務省のページに飛ばされると言いますか，なっていて，指宿の独自のですね，ページの方になかなかいかないというか，目立たないから飛んでしまうのか，そのような状況になっています。そういった点を鑑みてですね，お聞きしますが，市独自のふるさと納税のページは作らないのでしょうか。既にですね，あると言われるかもしれませんが，ああいったただ単に募集していますとか，連絡先はここですといったようなですね，ものではなくて，もっとコンテンツとして充実したもの，興味を引くもので作れないかということです。お答えください。

○総務部長（高野重夫）　今後，ふるさと納税の寄附受付，返礼品の企画，配送管理など，一連の業務をふるさと納税制度のノウハウを持った企業に一括代行をさせる予定としております。その際には，本市へのふるさと納税の申込みや特産品情報を企業のウェブサイトを最大限活用するとともに，民間のノウハウを活用し，本市のホームページの見やすいところにそういう枠を作って，ふるさと納税のリンクを張って，また寄附希望者が分かりやすい，寄附をしたいと思えるような内容変更も行ってまいりたいと考えております。また，市のホームページは，合併して平成18年1月1日に作りましたけれども，それから大幅なリニューアルをかけておりません。大分見にくくなっております。そのようなことから，新市誕生10周年記念事業として市のホームページを全面的にリニューアルをするということで，観光課を中心

に，現在，作業を進めているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　合併によって，ホームページが10周年で変わるということですが，大体どれぐらいをめどに更新，リニューアルされていくんでしょうか。

○総務部長（高野重夫）　一応，今年度中ということで大幅に更新できるのは来年3月までを予定しているところでございます。

○３番議員（恒吉太吾）　ホームページ自体もですね，前から申し述べておりますが，分かりやすい，見やすいものに，そして，このふるさと納税のページもですね，分かりやすいものにしていただきたいと思います。2014年度のですね，ふるさと納税額の第1位は長崎県平戸市，ここなんかですね，市長よりふるさと納税が目立っている感じで，一番上の分かりやすいところにリンクが張られております。そうするとですね，やっぱり開いてみたいという気持ちになるのかなと。開いてみると，これはすばらしいもので，思わず寄附してみたくなったりする人も，中にはいるのじゃないかなと思いますので，是非指宿もそういった先進事例の取組も参考にしながら進めていただきたいと思っております。

1点，今後，来年の3月をめどに変わる，10月をめどにふるさと納税のページも新しく出来るということではありますが，現在ですね，寄附をされたい方，問合せ電話番号しか乗っておりません。土日，祝日，夜間の対応はどのようになっているのか教えてください。

○総務部長（高野重夫）　現在のところ開庁日のみの対応となっております。ですので，それについてはホームページ上でＥメールなり，そういう部分で問合わせができるような形で，構築できないかというふうに検討をしております。

○３番議員（恒吉太吾）　是非ですね，検討ではなく，早急にでも実施していただきたいと思います。Ｅメールの受付もできないって，とても不親切なまちですので，そういったことのないように，是非，Ｅメールで問合せができるようにしていただきたいというふうに思っております。

ホームページにですね，載せて終わりというだけじゃなくて，今後はどうやって情報発信していくのか，そういったものも大切になってくると思います。今のあの現状のホームページでは，市長がどんな思いを持っていらっしゃるのか，ふるさと納税に対して，そういったものが全然伝わってこない。職員がどのように熱い思いを持っているのかというのも，全然，ほかの方にですね，伝わってない状態だというふうに思っておりますので，是非今後，もっともっとですね，ふるさと納税，このまちを寄附額を使って盛り上げていきたいという気持ちをですね，市長自身も持っていらっしゃると思いますので，改めてどう積極的に関わっていくのか，もしお考えがあればお願いしたいと思います。

○市長（豊留悦男）　前回の九州市長会で平戸市長さんがふるさと納税の取組につきまして事例発表していただきました。平戸市のホームページ，開きますと，このふるさと納税の情報提供というのはすばらしいものがあります。平戸牛がバンと，最初，出てまいりまして，思わ

ずこの肉を食べたいなと，だから，ここに納税をしようかというような，そういう気になる人もいるのかもしれません。今後，やはり全国的に，このふるさと納税制度で成功している事例を学びながら，しかし，各自治体と同じような商品ではなかなか，この納税制度，本市に対する納税は増えないだろうとも思っております。本市の独特の，特色のあると言っていいのでしょうか，先ほど言いましたように観光，それも一つの本市の大きな優位点，メリットでありますので，様々な観点から若い職員，市民の感性でもって，この納税制度を成功させたいと思います。そのためにはＰＲ，つまりホームページ等のリニューアルを含めて，民間のノウハウを含めて，この納税制度，積極的に進めてまいる所存であります。

○３番議員（恒吉太吾）　市長からも熱い思いをいただきましたが，是非前向きに検討していただく，ただ，贈ればいい，どこかのまねをすればいいというものじゃ，もうないと思っております。来てもらう，交流してもらう，このまちを好きになってもらう，そういったところをよく考えて，このふるさと納税制度を進めていっていただきたいと思います。

最後になります。ふるさと納税制度というのは，ただ単にお金を寄附してもらうというだけではなく，地方活性化の一つの重要な，これからツールになってくると思っております。特産品をこれからいろいろまた開発する，外に向けて売っていく。いろんな官民一体となった連携も取れる可能性があります。そして，今申しました観光地でありますので，新たな観光資源の開発，再発見，こういったものもあります。人がたくさんここに来てくれれば，住む人も増える，交流人口が増えれば定住する方も増えるという，そこまでの可能性を秘めていると思いますので，是非このふるさと納税制度，今後，より良きものになるように，指宿市独自として活用してもらいますようにお願いして，質問を終わりたいと思います。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０４分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，吉村重則議員。

○５番議員（吉村重則）　おはようございます。私は日本共産党の議員の一人として，一般質問をいたします。昨日の同僚議員の質問の中で，安全保障関連法案について，憲法に対する判断は総理大臣に権限があるような答弁がありましたが，憲法の立憲主義から考えれば，総理大臣でなく国民が決めるものであります。戦争法案は多くの憲法学者から違憲との指摘を受け，憲法上の論拠が次々に失われています。これまで非戦闘地域に派兵した自衛隊の帰還兵で，54名の自衛隊の方が自ら命を絶っております。また，アメリカではイラク戦争とアフガニスタン戦争の帰還兵が200万人以上いて，うち60万人が戦地で経験した戦闘や恐怖から，心的外傷後ストレス障害などを患っております。そしてアメリカ政府によると1日平均22名，年間8千人もの帰還兵が自殺しており，一大社会問題になっているのが現実でありま

す。法案は廃案にし，憲法9条を生かした平和貢献こそすべきではないでしょうか。私は市民の中から戦死者を出さず，平和を守り，市民の命と暮らしを守る立場から質問いたします。

まず最初に，指宿山川太陽光発電事業計画について質問いたします。業者の太陽光事業概要では，上出集落の近くの山40町歩を開発して太陽光発電事業の計画をしております。住民が自然エネルギーの開発に反対しているのでなく，集落のすぐ上の山を開発することにより，災害が起こることが懸念されるから，集落住民の願いをかなえてほしいと，市議会や市長，県知事，県議会に陳情しているのではないでしょうか。そこでお聞きいたします。上出集落の住民の陳情をどのように捉えているのか。

次に，火葬場について質問いたします。指宿の火葬場はいつ建設し，これまで何人の契約者と契約し，それぞれの契約金は幾らか。

これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　指宿山川太陽光発電事業計画に係る陳情書を，市としてどのように捉えているのかというような趣旨の質問でございます。今回の陳情書は，指宿山川太陽光発電事業計画に伴い林地開発が行われた場合，山川大山の上出地区におきまして，土砂災害の発生や周辺農地への被害が危惧されることから，林地開発について反対を求める趣旨で提出されているものと思っております。1haを超える山林の形質の変更を伴う林地開発行為は，森林法第10条の2に該当するため，許可権者は県知事となっております。許可要件につきましては，森林法第10条の2第2項におきまして四つのおそれがないと認められた場合には，これを許可しなければならないと定められております。第1に，土砂の流出又は崩壊，その他の災害を発生させるおそれがないこと。第2に水害を発生させるおそれのないこと。第3に，水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。第4に，周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれのないこととなっております。この四つのおそれがないと県知事が判断した後，林地開発許可を出す前に，関係市町村に対し県知事から意見照会がなされることになっております。しかしながら，今回の陳情書に関する林地開発計画につきましては，県に申請がなされておらず，計画の具体的な内容が分からない状況でもあります。併せまして，市議会においても同様の陳情書が提出されており，現在，審議中と伺っております。したがいまして，陳情書に対しましてどのように捉えるかにつきましては，現状では判断いたしかねるところであります。

以下，いただきました質問については関係部長が答弁いたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　指宿火葬場と山川火葬場がいつ建設されたかということと，あと，契約者は何名かということでした。それとあと，契約金額は幾らかというご質問でしたけれども，指宿火葬場と山川火葬場は平成14年に建設されて，それ以降委託で管理を行っております。契約者は，山川・指宿それぞれ1名の方と契約をしております。契約金額であり

ますが，指宿火葬場の年間の委託契約金額は，平成17年度から19年度までは577万5千円，平成25年度までは514万5千円，平成27年度までは529万2千円となっております。一方，山川火葬場の年間の委託契約金額は，平成17年度から20年度までは276万円，平成25年度までは282万円，平成27年度までは290万5,578円となっております。なお，平成16年度以前につきましては，その文書が存在していないため，把握をいたしておりません。以上です。

○５番議員（吉村重則）　まず，山川太陽光発電事業について，今，答弁の中で県の方に申請がなかったから，答えられないということでしたので，40町歩の開発そのものがされたら，水害とか土石流とか，本当に災害の危険があるということで，もしそういう申請がなされたときには，市の方からそのような意見が県の方に出されると思います。上出地区の集落の皆さんが，何でこういう陳情を出したかというのは，歴史があって，昭和15年ごろ山を開墾し，当時の大きな松なんかを切って，船に使われたとかというような説明もあったんですけど，それと，今は青年が少ないんですけど，青年が100人ぐらいはいたんだと。開墾して畑でサツマイモとか菜種を作って，杭打ちについては入札で，競争し合って農業は経営していたんだけど，ただ，やっぱり大雨が降ると土砂が流れてきて，当時，舗装もされてないわけですよ。道路が高くて，宅地の方に土砂が入っているということで，住民の皆さんがお互いに協力をしながら竹を重ね合って，とにかく門口，入口にせきを造って土砂を止めたと。これが結構長い間あって，そういうのを苦しんでいる中で，昭和30年代は木を植えて，現在は安定させてきているんだと。だから，本当に開発してしまえばそういう土砂がもう1回出るということで，住民の皆さんは自然エネルギーそのものに反対しているんじゃなくて，自分たちの住み慣れた財産，暮らしを守りたいということでの陳情だったわけです。実際として，県の方にも40町歩の開発の申請は出されてないわけですけど，大山地区，小川地区の山が，結構太陽光開発が1町歩以下の許可は取らんでも開発ができるというのがされてるんですけど，どのくらいの開発が，大山，小川地区のそこら辺の山だけでいいです，どのくらいの開発がされている，何件されていて，どのくらいの面積がされてるものか。

○農政部長（新留幸一）　ただいま議員のご質問にお答えいたします。大山，小川地区の鷲尾岳周辺ということで限定させていただきたいと思います。現在，4か所あります。そのうち，3か所が太陽光パネルを設置しているところでございます。あと1か所につきましては，3月に畑から転用いたしまして，現在，造成中であります。そのため，現在，3か所のパネルの面積におきましては，約2万8,400㎡となっております。以上です。

○５番議員（吉村重則）　これは鷲尾岳周辺ということでしたけれど，利永の方ですよね。この前も全然気が付いてなかったんですけど，上出集落の人に教えられて確認に行ったら，山の中に造っているんですよ。外から見れば見えないんだけど，大山と利永の境と言ったらいいんでしょうか，大山寄りの奥の方に造っているという開発がされてるわけですよね。一番心配するのが，大山の上出地区から小川の砂防排水路ですか，あの大きさそのものが，私は小

さいんじゃないかと感じてるんだけど，どのくらいの雨量まで耐えられると，設計がされてるんですか。

○農政部長（新留幸一）　大山上出地区の畑かん整備から砂防の方に入ってくるところなんですけども，まず，農地サイドでいきますと，昭和57年県営畑地帯総合土地改良事業によりまして基盤整備がなされた以降，その雨量につきまして，時間62㎜の雨量強度で計算された水路でございます。

○５番議員（吉村重則）　畑かん水路としてですよね。小川の集落内を走っている砂防の排水路については，どのくらいかつかんではいないですか。

○建設部長（山下康彦）　砂防水路がどのくらいの雨量であふれるかにつきましては，上流部の土地の利用状況が整備された時点と，現在が変化していること。それと気象状況や降雨強度，この降雨強度というのは，気象庁で言われる雨量とは違いまして，我々が設計の中で出す強度というのがあるんですが，この降雨強度というのはなかなか分かりにくいところがありまして，先ほど農政部長が申し上げました62㎜というのも，気象庁が発表する62㎜ではなくて，そこに降る雨の強度を示しているものでございます。そのような降雨強度と，あと降雨の継続時間ですね。例えばこの継続時間というのは，ある一定の面積の範囲がありますけども，その一番遠いところから末端のところまで流れて来る時間，これがどれぐらいになるか等々，状況が変わることからですね，同じ降雨量でも，例えば水路勾配の変化により，水位が変動するかなども加えまして，砂防水路の場合，その雨量だけでなくて，例えば土砂の流出も考えなければなりませんので，一概に何㎜が降った場合にあふれるかというのは申し上げられないところでございます。

○５番議員（吉村重則）　砂防の場合は，いろいろ難しいような感じなんですけど，住民にしてみれば，水路が氾濫するかどうか，危険を感じるかどうかが問題だと思うんですよね。この前，900㎜から降っていますよね。その雨の強いときで，この前の雨で8割ぐらいまで水位が上がっていると。泥水が大山地区からと小川地区の排水路からどんどん流れているんだということなんですよ。ですから，これまで太陽光の開発がされる前でも，度々床下浸水とか，そういうことが起こっているわけなんでよね。だから，本当に今の砂防の排水路で大丈夫だと考えていますか。

○建設部長（山下康彦）　小川地区内の排水路についてのご質問だったと思いますけれども，大山地区から小川地区内を通りまして，岡児ヶ水まで清水川という河川が流れておりますが，そのうち大山地区から小川地区までの上流は砂防水路として整備がされております。一方，小川地区の東部から山手を流域とする排水が清水川に流入しており，この砂防水路の終点部が合流地点となっているところでございます。ここの合流部につきまして，議員，申し上げているのではないかと思っているところなんですけれども，ここにつきましては，過去に雨水があふれて，近接する住宅に流入した経緯があったことから，国道226号の下流域の国道

226号の横断暗きょの改修並びに合流地点の橋りょう部のところの路肩部にブロックでかさ上げを行うなど，越流対策を実施してきたところでございます。現在のところ，排水路の計画は，今まで持っていないところなんですけれども，今後，状況等によれば，そういう越流する状況があるかもしれませんけれども，その越流する状況が多く発生するようであれば，県とも協議をしながら検討していくことになろうかというふうに考えております。

○５番議員（吉村重則）　合流地点については，小川地区の東部からの排水が急流過ぎて，大山からの排水路が直角まではいかないんだけど，そういう状態で合流するために，せき止められてしまうわけなんです。ここを本当に一つは改善していく。その大山からの排水を下流の方に流していく対策を取る必要があると思うんですが，その辺はどのように考えていますか。

○建設部長（山下康彦）　先ほど申し上げましたとおり，過去にはこの合流部において越流した経緯がございましたが，対策としまして，国道の暗きょの改修，あと軽量ブロックのかさ上げなどを行った結果，現在のところ，その越流の状況は見られないというふうに，今のところは判断しております。したがいまして，先ほど述べましたように，今後，また上流域のいろんな状況等が変わった場合，多くなるようであればですね，また県とも協議をしながら検討していくことになろうかというふうに考えております。

○５番議員（吉村重則）　確かに国道の暗きょが小さかったために，ヤンマーのところから国道を横断して，隣の納屋の方に入って行って，カビ室が水没するというのがあって，私自身も県を呼んで，とにかく拡幅しなければだめだということで拡幅してから，その乗り越えることはなくなった，確かに。それと同時に，その合流地点の水位は確かに，それ以後はオーバーはしてないというのは確認はしています。しかし，この前の雨でも時間，最大どのくらい降っているんですか。指宿市の場合，1時間の雨量はどのくらい，確認はできないですか。

○農政部長（新留幸一）　気象庁の情報での資料によりますと，1時間当たり37㎜だということです。

○５番議員（吉村重則）　時間雨量で最大37㎜という雨が降っている中で，長時間の中で8割ぐらいまできているわけですよ。この豪雨の中で，場合によっては100㎜降っているところもあるわけですよね。どこで100㎜降るか分からんというような状況は，もう起こると思うんだけど，実際として，これまで県道大山開聞線ですか，あの付近で浸水をしたりとか，そういうことが昔起こっているわけなんですよね。それと打越モータースから前の方に小川の生活排水が直角に排水路に合流していると。そこで水がうねると言ったらいいんですか，踊って，排水路を越えて，隣のハウスから宅地を通って水が流れると。やっぱり，あの排水路の合流地点について，直角にした場合には，前，旧山川町時代，利永で起こったんですけど，大きいところに小さいのが直角にしたら，水が全然流れずに，馬小屋なんかが浸水して，改良させたんですよ。それが改良させたことによって，もう側溝も大きくし，改良させて，そ

れはそれ以後起こってないんですよね。だけど，小川の排水路の場合，打越モータースのあそこにしても直角になって，受けの方にブロックを一本は積んでいます。しかし，水はほかの方向に流れて行って，乗り越えて来るということを言っているわけなんですよ。だから，雨量が37㎜であっても8割ぐらいまで来ているというのを考えれば，やっぱり，もう今，どこで100㎜降るか分からないわけですので，その辺では浸水が起こってからでなくして，やっぱり，前もって合流地点については，その角度を変えていく改善が必要だと思います。その辺では，今後，早急な対応なんかは考えないのかどうか。

○建設部長（山下康彦）　議員がご指摘になった小川の開聞線のところの合流地点の件だと思いますが，その地点につきましても，確かに以前は浸水があったというふうに私も記憶しております。しかしながら，先ほど申しましたように，今時点では下流域の一部分について改修を行った後につきましては，越流の寸前までは来たことはあろうかと思いますが，越流をしたということは，今現在では起きておりませんので，今後につきましては，その上流域の土地利用等も勘案しながら，状況を見極めて検討していくことになろうかというふうに思っております。

○５番議員（吉村重則）　今，太陽光の開発がなされてきていて，あちこちに開発がされるわけですけど，県の許可が要らなかった場合，市の方としてはどういう方向でつかむんですか。

○農政部長（新留幸一）　先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども，1haを超える案件につきましては，林地開発許可申請を行うことになりますので，当然，県の審査を行います。それから，その審査を行いまして，意見照会が行われ，それを受けて本市では課を越えてですね，全庁的に当該案件に係る照会を行い，関係法令等の適合の有無も含めて審査をし，県にまとめて意見を提出します。また一方，議員がおっしゃる1ha以下の案件につきましては，県への林地開発許可申請は不要となりますが，その際，市に対する伐採届，1㎡以上につきましては伐採届が必要になります。その伐採届をもちまして，こちらの方で随時把握をしているという状況でございます。

○５番議員（吉村重則）　さっき排水路について，かなり危険な状態，最近の雨では氾濫はしていないけど，それ近くまで来ている現状を見たときに，今後，そういう太陽光発電の開発がされるだけでなくして，やっぱり，林野の開発がされることに対して，どのような対応を考えているのか。

○市長（豊留悦男）　地域，特に大山，小川地区の方々のご心配というのは，やはりそれなりに私どもも重く受け止めなければならないと思っております。実は先日の豪雨のときに，私も実際，その近辺の側溝等を見て回りました。開発されるであろうその場所も，実際見てまいりました。このまま置いておくと，かえって大きな災害が起こる可能性があるだろうという心配もいたしました。双日さんだったでしょうか，結局，全国的に，又はこの信頼できる企業が開発するということも聞いております。やはり今，議員のご指摘のこれまでの様々な水

害，災害のことについてはよく調査し，存じているだろうと思っております。この地区をそのまましておいて，つまり，1万㎡以下でしょうか，その開発が届出が必要ないということで行われる，そのことの方を，私は現地で心配をいたしました。この双日さんが，山川の太陽光発電事業をするときに集落の安全性の担保を基に，生活環境を含めていろいろな面で調査し，集落と話し合っているというようなことも聞いております。調整池を含めて，側溝を含めて，今ご指摘の流末水路等の問題点を含めて，ここの住民に丁寧に説明し，納得を得るというのが第一義的なやることでありましょうけれども，やはりこの山川の指宿山川太陽光発電事業については，計画書も具体的になされておりません。そういう意味で，なかなか判断のつかないところですけれども，地区住民との話し合いを重ね，やはり先ほど申し上げましたように，安全性に問題がない，私それを担保と申し上げましたけれども，それ等を十分図った上でこの事業はなされるべきであろうと思っているところであります。議員の心配，ごもっともでしょうけれども，やはり，この太陽光発電の在り方というものを含めて，何よりも住民の安全性が担保されるかどうか，そして住民が納得できるような事業として申請がなされるかどうか，そういうところを慎重に判断していかなければならないと思っております。ただ，この事業については，県が判断をすることでございます。しかし，それに対して市も意見を付すような，そういう状況にありますので，今後のこの成り行きについては見守ってまいりたいと思います。

○５番議員（吉村重則）　私が今質問をしたのは，その1町歩以下の開発がなされるとした場合に，市はどういう方向でつかむのかと言ったら，1㎡以上の伐採の届出が必要だということで，そこでつかんでいくんだという説明だったわけです。この大山，小川地区の排水路を考えたときに，今1万㎡ぐらいの場合は，ほとんど貯水池と言ったらいいんですか，がほとんどあっても小さい状態で，すぐ満杯になって外の方に流れてしまうというような状況ですよ。こういう中で，どんどんそういうのが開発された場合には，その小川地区の排水路は今でもぎりぎりなのに，このまま本当に黙っていて開発をさせるのかどうか。ここを聞いているんです。

○市長（豊留悦男）　開発業者と地域の合意事項ではないかと思います。例えば，そういう実態があるとすれば，開発業者がその排水溝を含めて太陽光発電の設置について地元の理解を得るような努力を，当然するだろうと思います。予想されない雨量，いわゆる想定外の雨量についても，対応できるような調整池というものを恐らく提示するであろうし，そういうこれからの様々な交渉の中で，この地域住民の納得が得られるような話し合いがなされるのではないかと。具体的に，先ほど申し上げましたように，計画申請書が挙がっておりませんので判断はできません。しかし，それは企業として当然のことであろうと思っております。むしろ，現にあの現場に行きますと，既に伐採も幾つかしてございます。開発してございます。あれをそのましておくことのリスクの方が，むしろ大きいのではないか，私はそう判断を

いたしました。ですから，今後，大山，小川地区の方々と話をし，そういう安全性が担保されないのであれば，担保されるような計画にしてもらうとか，今後，いろいろ話合いがあるだろうと思います。私はこれを進めろと言っているわけではありません。ただ，心配を取り除くというのは一番大切なことでありますので，大山，小川地区の方々との話合いを，そして総意でもって地域の意見をまとめて，この開発業者と話合いをし，妥結点を見いだすべきだろうと，私は思います。それで，できないとなったら，それは地域の総意でありますけれども，やはり地域の方々の安全性という，これまでの歴史を紐解きながら，ここでこういう水害があったのだと，災害があったのだとすれば，それを取り除く方法での開発の方法というのはないものかどうかを含めて，今後，開発業者，地域の方々と話し合っていただきたい，そういう気持ちであります。

○５番議員（吉村重則）　市長がちょっと勘違いしているみたいで，この上出地区の40町歩の件で，今質問をしているのではありません。私が言っているのは，その県の許可の要らない1町歩以下の開発について，小川地区の排水路は満杯状態なのに，市としてどういう方向で，今後，どういう対応をしていくのかと，1町歩以下の開発は許可が要らないわけですから，住民説明もしないわけですよ。一方的に業者はやっていくわけです。今回，この問題を取り上げるに当たって，大山，小川の住民の皆さんとも話をしました。その中で，開発だけはどんどんしていくのに，住民説明は何もないんだと。一番おそれているのが水害なんだという声なんですよ。ですから，行政の方がそこをつかむ中で，やっぱりそういう開発をする業者に対して，ちゃんと住民説明もするという約束を取る方向をしなければ，住民としては何もできないわけですよ。だから，行政についてどういう対策をするんですかと，そこを聞いているんです，私は。

○建設部長（山下康彦）　議員ご指摘のとおり，確かに現時点では太陽光の開発につきましては基準等はないわけなんですが，ただ，今現在，小川地区の山手に設置されているところにつきましては，国土利用計画法の中で一定面積以上の土地の取引をしたときには，権利取得者は，土地の利用状況等を記入した知事宛ての届出書を市町村へ届け出ることになっています。これは都市計画区域内であれば5千㎡以上になりますが，そこの小川地区のところにつきましても5千㎡以上であったことから，建設部の方にも照会がきております。その照会の中で，排水計画については市の方と十分協議するということで，開発業者の方にも雨水の流入を抑制するよう努めてくださいというお願いをしているところでございます。我々も現場に出向き，排水状況等も大雨のときに確認しておりますが，以前の雨量との差につきましては，そんなにはないのかなというふうに，我々は今のところ感じているところでございます。

○５番議員（吉村重則）　その5千㎡については，一応，市としては申請があってつかんでいるという答弁だったと思うんですが，そうであればなおのこと，住民説明を今後させる方向で

検討はできないのか。開発に対して，やっぱり一番住民が水害について懸念しているし，怖いわけですよ。ですから，やっぱりその辺はちゃんとそういう開発がされるというんであれば，ちゃんとした住民説明を項目に入れるとか，そういう検討はできないものか。

○農政部長（新留幸一）　先ほどからですね，議員の本当に気持は，もうおっしゃるとおりでございます。ただ，開発行為につきましては，先ほど建設部長からもお話があったとおり，様々な法令にのっとった形で設置，あるいは開発される，あるいは検討されていく，さらに協議していくという形になります。例えば，先ほども話をしたんですけれども，森林法，あるいは我々も監視します農地に関しても農地法，農振法，いろんな関連法令があります。その関連法令の規制，基準にのっとって，こちらの方はその事業所，あるいは事業団体と協議してまいりたいと考えておりますので，住民への周知，説明会等については，その事業主体が，事業主がやっていく方向でこちらの方は検討しているところでございます。

○５番議員（吉村重則）　これまで開発がされている中で，住民には全然説明がないわけですよ。しかも排水についてもそういういろんな規制とかある中で，開発してはいるんだけど，やっぱり住民にしてみれば排水路が，本当にぎりぎりまできている状況を考えれば，安心して眠れないわけなんですよね。だから，問題は本当にそこの住民の人が，ちゃんと安心してできるような条件をつくるという面からすれば，やっぱり，これまで鷲尾岳の方の開発についても，全然住民は知らないし，市の方ではつかんでいても住民は分からなくて，太陽光ができて初めて，ここも開発されたんだという状況なんですよ。ですから，やっぱり住民に本当に水の被害，水害が一番怖いわけなんです。この前，石巻の方に行政視察に行った中で，当時の津波のビデオを見せてもらったけど，水の怖さというのは，本当に恐怖を感じたんですよ。そのぐらい，やっぱり大雨が降って水害が起これば，大変な状況になるというのを考えれば，やっぱり行政の方からちゃんと住民説明をさせる方向を検討すべきじゃないかと思うんですが，どうですか。

○農政部長（新留幸一）　先ほども答弁させていただいたところなんですが，あくまでも事業主の関係でですね，事業主体としては市ではないということが，まず第1点であります。確かに住民への周知，住民への説明会等につきましては，こちらの方も開発業者が分かった時点で指導等は行ってまいりたいと思います。

○５番議員（吉村重則）　今の側溝についても，オーバーしてないということで，今後，見ながら検討をしていくということで答弁があったわけですけど，小川からの排水，その打越モータースの前，近くの排水と，大山と小川の合流地点については，本当に早急に検討してもらいたいと。それと，大山と小川の合流地点のところ，合流しているところにはガードレールの下にブロックを2本でしたか，積んでいますよね。大山寄りについては，ガードレールの下に何も積んでないというのを考えれば，緊急な対策として，そこにはブロックを積むなりの対応も必要ではないかなと思うんだけど，その辺は検討はされてはないですか。

○建設部長（山下康彦）　現況の砂防水路につきましても，相当昔に建設された砂防水路でございます。現時点では上流部の土地利用状況等が大分変わっております。上流部の宅地化も進んでおりますし，畑につきましてもその当時からすればマルチ化が進み，雨の流入が早くなっている現状だろうというふうに思っております。したがいまして，今時点で，先ほども申したように，以前，あふれた経緯がありましたので，とりあえず横断暗きょの整備とか，かさ上げとか，そういう対策を行った後，現時点では越流というふうな状況が今のところ見えませんので，今後，新たにまた，その上流域の土地利用等の変化におきましては，そういう越流することも予想されるというふうに思っております。我々としましても，やはり，やっぱり議員おっしゃるとおり，まず第一は市民の安全・安心だろうと思います。その辺につきましては，その状況等も見極めながら，今後，検討していくことになろうかというふうに思っております。

○５番議員（吉村重則）　あと，市道小川鎮守前線の排水路について，排水路が急なため，雨水なんかがすごい勢いで流れるわけです。途中までが蓋がかぶり，ガードレールがなされてるんだけど，上流の方はそういう安全対策がないと。もし落ちてでもしたら，もう大人でも流されるんじゃないかと思うんですけど，安全対策について，どのように考えているのか。

○建設部長（山下康彦）　市道小川鎮守前線の排水路の安全対策についてですが，この道路は畑地帯の構造改善事業で改良された道路であります。建設当時は農業用としての利用が主でありましたが，近年，宅地化が進み生活道路として利用が多くなってきたところでございます。このようなことから，住宅密集地につきましては，水路沿いにガードレールを設置済みですが，住宅が点在している上流部の畑地帯につきましては，未設置のところがございます。今後，上流部の住宅が増えた場合は，住宅建設の状況を見ながら，必要な箇所についてはガードレールの設置を検討し，安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○５番議員（吉村重則）　時間の関係がありますので，次に入ります。火葬場についてなんですが，14年に建設をして，最初の頃の契約金については分からないという説明がなされたわけですけど，最初，557万が514万に下がったと，これは何が，どういう理由なんですか。合併と同時に，火葬料を1万円取るようになっているわけですよね。それ以前については，旧指宿市も取ってなかったですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　徴収しておりません。以上です。

○５番議員（吉村重則）　平成18年度から1万円取るようになって，契約金が下がった理由は，どういう理由で下がっているんですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　指宿火葬場につきましては，平成19年度から平成20年度にかけて，63万円ほど契約金額が減額されております。一方，山川火葬場の方は，平成20年から21年にかけて，逆に6万円の増額をされております。存在する契約文書，契約関係の文書を確認したんですけども，残念ながら，この増減額の理由が記されておりません。想定されるこ

とが，業務内容が変更されたのか，あるいはその予算編成時に双方協議の中で，そういったふうになったというのは，あくまでも想定ですが，そのようなことが考えられると思います。以上です。

○副市長（渡瀬貴久）　追加して答弁させていただきます。当時の契約の業務内容に，小田墓地公苑の清掃作業というものが加わっておりましたけれども，それが火葬場勤務だけの業務委託の方に変更になった関係で減額となったというふうに，私は記憶しております。

○５番議員（吉村重則）　厚生環境衛生局長から火葬場管理の資質の向上についてという通知がなされていると思うんですが，それは確認していますか。

○市民生活部長（牟田浩一）　申し訳ないんですけれども，その文書については承知してないところでございます。

○５番議員（吉村重則）　昭和46年に出されている通知なんですけど，火葬管理者の資質の向上についてと，火葬場には管理者を置くべき，その任務についてはいろいろ規定があって，管理者がその任に当たることが適当と考えられ，その維持管理の適正化を図るには管理者の資質を向上させる必要があると。その中身は，1番目に墓地，埋葬等に関する法律及び火葬場施設の施設維持管理上，関係する法律。例えば，公害関連諸法，2番目に火葬場施設の維持管理を中心とする知識技術を有すること。例えば，燃焼工学，衛生工学，電気工学，機械工学という面で，かなりの知識が要求されているんですけど，この辺はこの契約の中でどのように反映されているんですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どものこの火葬場につきましては，その管理主体というのは，もう指宿市であり，指宿市長であると思うんですけども，その中で火葬業務とか，あるいはその施設の維持管理について，それぞれ委託契約を締結しております。その中には，今申し上げました火葬業務，あるいは施設の維持管理，あるいは敷地の周辺の草払いとか，そういったものの維持管理のみを委託しているというふうに認識しているところでございます。

○５番議員（吉村重則）　契約書を取っているわけですけど，火葬の業務に携わるものは人生の一生のうち，死という最後の儀式に立ち会うことを自覚し，遺族の心情を察し，謙虚な気持ちで職務を遂行しなければならないという，かなり要求されるわけですよね。休日は正月の元旦だけ，365日の契約になっています。しかも火葬が明日あるかないかは，夕方の4時，夕方でなければ分からないということで，本当に計画的な休みそのものも取れないんですよ。そういう中で，保険もない，福利厚生はないわけですよ。そうであれば，逆に言えば，市の管理にして，臨時職員としての方向になれば，福利厚生から，保険から付くわけなんですよ。だから，最低でもやっぱりそういう保障ができるような契約にすべきだと思うんですけど，その辺はどのように考えていますか。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもがこの2件ほど火葬場を契約しているんですけども，あくまでも市と受託者の業務委託契約であって，市が受託者を雇用する雇用契約ではございませ

ん。したがいまして，例えば，その休暇の件につきましては，仕様書の中でちゃんとうたわれております。その仕様書を見ますと，火葬場の休業日は1月1日とする。なお，休業日以外に14日の3日の割合で受託業務を要しない日を設けることができる。さらに委託業務中に18日の受託業務を要しない日を別に設けることができるということで，この仕様書に基づいて受託者が業務の範囲内でなされることだと思っているところでございます。

○５番議員（吉村重則）　火葬の休暇日というのは，設けないわけですよ。夕方にならなければ翌日の火葬は分からないわけです。何も計画はできないんですよ。翌日休もうと思っても，2件とか3件入ってくれば休めない状況になるんですよ。その点と，あと合併前はそれぞれ，山川と指宿の火葬場は別になっていたわけですよね。合併してから，山川，開聞にそれぞれ支障が起こったときには，お互いに協力し合う中身になっています。だけど，もし山川で1週間なら1週間，運転ができないと，操業ができないとなった場合には，指宿の方では新しく一人雇って，一人は山川，一人は指宿でしながら，自分でこの委託金の中から，自分でアルバイト料も支払わなきゃならない状況になっているんです。本当，このような一方的なあれは，いいんでしょうか。本当に市としてそういう請負を出すんだったら，最低の福利，年金とか，去年，花瀬公園で勤務中にけがをして，何にも保障がなかったわけですよ。市が60万ぐらいの委託で管理をお願いしているんですけど，5年になる前だったんです。それを労働基準監督署にこういう労働の場合はどうなのかと言ったら，労災の対象になりますということで，指宿市にその相談をして，医療については受けられませんでした。障害については，障害が残っていたもんだから，労災が下りています。だから，そういう面からすれば，やっぱし，そういう保険ができるような条件は作るべきだと思うんですけど，どうですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　本契約はあくまでも業務委託契約でございますので，雇用契約ではございません。先ほどの質問の中でありましたが，その両施設の委託業務仕様書におきましては，確かにその従事者が原則山川が1名，指宿が2名としております。これに配慮しまして，仕様書には受託者に何らかの都合により業務に支障が生じる場合には，火葬場の相互間で調整を行い，火葬業務がスムーズに行われるように努めるものと規定しているところでございます。したがいまして，例えば休みとか，業務の代替が必要な場合には，この規定によって両方の受託者間で調整が行われることになるかと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸）　花瀬公園の労災のことを議員がご質問の中で言われたわけですけれども，その中で労災保障を指宿市の方で支払うようになったというようなことをお話，質問をされたと思うんですけど。

○議長（新宮領進）　時間がございませんので，これで終わってください。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　０時０５分

再開　午後　１時００分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，西森三義議員。

○６番議員（西森三義）　皆さん，こんにちは。6番議員，西森三義です。昨日，同僚議員も言われていましたが，雨が多くてオクラの収穫量が少ないと報告していました。今，農家の口癖はオクラの花が落ちるのと，実になっても腐っていて，収穫するオクラが少ないと嘆いていることです。これから，市県民税や健康保険税等の支払いもしなければならないのに，農家の方々の心配する顔が目に浮かんでくるようです。もし，農家の方が税金の支払いで相談に来られたときには，無理のない支払方法を指導していただきたいものです。

それでは，これから通告に基づき，順次質問をいたしますが，昨日と朝一番で同僚議員が質問され，市長もふるさと納税については頑張ってまいりますとの答弁もありましたが，ふるさと納税の取組を強化していただくため，私なりの質問をさせていただきます。

近年，県内の自治体や県外の自治体で，ふるさと納税に対する取組が積極的に行われており，その結果として，担当課で対応できないほどの申込みがあり，うれしい悲鳴を上げている旨の報道を目にしたことがあります。納税者はその地域の産物が目当てであるかもしれませんが，億単位で納税があるとすれば魅力を感じるところであります。そこで，指宿市ではどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

指宿の特産品を謝礼として活用されることについては，同僚議員への答弁で理解いたしましたので，2回目以降で質問をいたします。

それから，ふるさと納税された資金は基金へ積み立てて，学校教材等の購入をしている旨を聞いたことがあり，教育に使っているのであればいいことだと思っておるものの，納税者の意向は満たされているのでしょうか。広報いぶすきで寄附状況についての報告はされているようですが，これまでふるさと納税された資金の活用はどのようにされているか。同僚議員の質問とも重複していますが，再度お伺いいたします。

二つ目は，旧型側溝改修についてであります。この頃の雨は，温暖化によるものなのか分かりませんが，一時の間に局地的豪雨となり，瞬く間に側溝の水位も上昇し，流れる水量の速度も速くなって，枕崎市では小学生が流され亡くなられた悲しい事故も発生しております。このように，蓋が付いていない側溝は危険であると思われるが，市内の183ある集落内に蓋付きでない側溝がどれだけあるかお伺いいたします。

また，旧型側溝は経年劣化により強度が不足する側溝もあると思われますが，技術の発達した今の日本では，強度を保持できる方法があるのではないかと考え，旧型側溝に合わせた蓋を作るよう業者に依頼する考えはないかお伺いいたします。

三つ目は，マイナンバー制度についてであります。今，国会では詳細について審議中であるものの，年金情報の流出問題を踏まえ，政府の原因究明や国民の不安解消を優先させると

して，マイナンバーの活用に暗雲が漂っているようであるが，そもそもこのマイナンバー制度は，国や自治体が税金や社会保障関連などの個人情報を共通の番号で管理し，事務を効率化するとともに脱税や年金の不正受給を防ぐ狙いがあると新聞に掲載されていましたが，指宿市において，現在までの進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。

また，このマイナンバーは，赤ちゃんからお年寄りまで，国民の全ての人に割り当てられる12桁の個人番号と聞いておりますが，指宿市民の何割の人たちが関心を持っているのか疑問に思うところです。広報いぶすきのお知らせ版にマイナンバー制度が始まりますと掲載されていましたが，市民に浸透しているとは思えないです。そこで，市民への周知をどのようにされるのかお伺いいたします。

そして，今一番問題になっているが，連日報道されている個人情報の流出です。これまで大手企業からの個人情報流出が報道されても，後から後から流出事件が発生しておりますが，このマイナンバー制度において，個人情報の不正利用に対する防御策は万全なのかお伺いいたしまして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　マイナンバー制度についてでございます。この制度に対する進捗状況についてご質問でございますが，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律，いわゆるマイナンバー法が本年10月5日に施行され，国民一人ひとりにそれぞれ12桁のマイナンバーが割り当てられ，通知される予定であります。マイナンバーは，税や福祉，年金など，各機関が管理している個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基礎となり，この制度により社会保障，税制度などの効率性や透明性を高めて，国民にとって便利で暮らしやすい社会の実現を目指しております。マイナンバーの番号付けやカードの発行などの事務につきましては，地方公共団体が共同して運営する組織であります地方公共団体情報システム機構に全市町村が共同で委任しており，本市も昨年11月に当機構に事務の委任を行っております。

現在の本市の取組状況でございますが，マイナンバー制度につきましては，関係する部署が多岐にわたるとともに，庁内において明確な作業指示や協議，検討を行う必要があることから，三つのプロジェクトチームと四つのワーキンググループを設置し，マイナンバーに対応できるシステムの構築と通知カード，個人番号カードの交付手続き，住民への周知，広報，関係例規の整備などの事務内容を協議・検討し，本年10月からの制度開始に向けた作業を進めているところであります。

ふるさと納税，そして側溝の質問等につきましては，関係担当部長等が答弁をいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税について，どのような取組を行っているのかというご質問をいただきました。本市におけるふるさと納税の取組につきましては，関東，関西などの郷土会に市長等が出席し，本市の現状やイベント情報の周知に併せて，ふるさと納税のパン

フレット等を配布するなど応援を求めているほか，市広報誌やホームページなどで本制度の周知や寄附者の紹介などを行っているところであります。さらに，鹿児島県や県内のほかの市町村と一体となってかごしま応援寄附金募集推進協議会を設立し，県の東京・大阪・福岡事務所を拠点として，これまでの寄附者に対する継続寄附の依頼や，県人会などの各種会合等でのＰＲを行うなど，県外在住の本県出身者，関係者等を対象に寄附金の募集活動を行ってきております。本市におけるふるさと納税は，本市に直接寄附をしていただく方法と，鹿児島県を通じて寄附をしていただく方法があります。県を通じて寄附をしていただく場合，寄附先を指宿市と指定したときは，寄附金の6割が，指定なしの場合でも人口割等により算出した額が本市へ交付金として入ってくる仕組みとなっており，本市に直接寄附をしていただいた額と県からの交付金を合わせた額が本市のふるさと納税額となっております。ふるさと納税の実績としては，平成24年度が58名で687万3,030円，平成25年度が58名で792万7,042円，平成26年度が74名で678万5,835円となっているところでございます。

次に，ふるさと納税の使い道についてでありますが，ふるさと納税は，まず，指宿市ふるさと応援基金に積み立てて本市が目指す，豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するための事業，具体的には美しい自然及び環境の保全に関する事業，健康及び福祉の増進に関する事業，人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に活用することとしております。ふるさと応援基金の使途につきましては，基金の処分に規定する事業に活用することとしておりますことから，平成22年度から平成26年度までの5年間で，約2,835万円の額を小・中学校図書室のエアコン設置，中学校音楽用備品，開聞総合体育館備品の購入などに活用しているところであります。平成27年度は山川老人福祉センターの福祉バス，指宿総合体育館備品として卓球台，社会体育施設などにＡＥＤを購入する予定であります。なお，寄附者に対しては，ふるさと応援基金を活用して実施した事業の報告を行う必要があることから，事業内容を掲載した広報誌を送っております。

次に，マイナンバー制度について，市民への周知をどのようにされるのかというお尋ねでございました。国においては，ポスター，パンフレット，チラシの作製，テレビコマーシャルの放映，新聞掲載，それから新聞の折り込み広告の実施，3月29日に新聞に折り込みでこのような色付きのもので広く新聞折り込みがなされております。このように，様々な媒体を活用した広報を現在行っております。本市においては，公共施設へのポスター掲示，庁舎各窓口などでのパンフレット，チラシの配布，広報誌やホームページへの掲載を随時行ってきております。また，市政事務嘱託員や民生委員など，各種委員の会議や研修会などを利用して，制度に関する周知，広報を実施しており，今後も随時行っていくこととしております。

次に，マイナンバー制度について，個人情報の不正利用に対する防御策は万全なのかということでございます。マイナンバーに関するセキュリティー対策としましては，個人情報を国が一括管理するのではなく，各行政機関が分散管理することで，芋づる式の情報漏えいを

防ぐことにしております。また，回線については，自治体しか通信できない専用の回線，ＬＧ－ＷＡＮという回線でございますけれども，これを使用するとともに，各行政機関での情報のやり取りはマイナンバーを直接用いずに，各行政機関で別に付番する符号を用いた情報連携で実施することとしております。さらに，個人情報にアクセスできる人の制限や管理を徹底し，通信の暗号化を図るなど，システム面における保護措置も講じております。以上です。

○建設部長（山下康彦）　市内集落内に蓋付きでない側溝がどれだけあるかというご質問ですが，本市の市道は路線数にして946路線，延長にして約580kmあります。同じ路線内でも旧型側溝と整備済みの側溝とが混在しているところも多く，厳密な数量等につきましては申し上げられないところです。集落内の側溝につきましては，指宿地域が区画整理の際に旧型側溝を多く設置しており，また，他の集落につきましても少なからず存在しておりますが，これまで道路改良工事に併せ，側溝の改修につきましても鋭意行ってきているところでございます。

続きまして，旧型側溝に合わせた蓋を作るよう業者に依頼する考えはないかというご質問ですが，旧型側溝の蓋掛けについてですが，旧型側溝の多くは経年劣化により側溝自体の耐久性がないものや，大型の排水路等は水路用として設計されたものが多く存在しており，蓋掛けをして側溝上を車両が通行した場合などは，非常に危険であると考えております。また，蓋をかぶせることで段差が生じた場合，歩行者や車両の通行にも影響を及ぼし，路面排水の低下も招く原因となることから，これらの問題が発生しないところであれば設置は可能かと考えているところでございます。

○６番議員（西森三義）　それでは2回目以降の質問に入ります。ふるさと納税の優遇性についてはですね，同僚議員への答弁で理解いたしましたものの，これまでですね，指宿市にふるさと納税されてこられた方々は先ほども部長の答弁でありましたが，郷土会でのＰＲ等でやっているということでございましたが，その郷土会でのＰＲの成果なのか，先ほど各年度ごと，58名から74名までありますけど，これは先ほど言った郷土会でのＰＲによる成果なのかお尋ねをいたします。

○総務部長（髙野重夫）　ふるさと納税の寄附をしていただいた方々につきましては，県と市町村が一体となって募集活動に取り組んでいるかごしま応援寄附金募集推進協議会を通じての寄附をはじめ，市のホームページを見られての寄附や，市長が関東，関西等の郷土会に出席し，参加された方へふるさと納税を依頼していることなどから寄附をされているものも多くあります。特に大口寄附をされている方の多くは郷土会を通じてのものであります。平成26年度に74名の方で合計678万5,835円の寄附がありましたけれども，そのうち10万円以上の方が14名で，金額にして541万4千円，人数割で18.9％，金額割で79.78％という方は10万円以上の大口寄附で，毎年連続して寄附をされている方で，これらの方については，特に市長等

が郷土会を通じていろいろお願いをされたりした成果が大きいものというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　郷土会で市長がいろいろＰＲをして，その結果が14名の方で541万ほどの，26年度においては納税があったということでございましたが，今朝方のですね，同僚議員の答弁でもありましたが，市のホームページをリニューアルする，今も部長はホームページを見てされる方もいらっしゃるという答弁がございました。このホームページのですね，リニューアルは，私，先ほどよく分からなかったんですが，いつ頃を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税に関する部分につきましては，ふるさと納税にノウハウを持っている業者に一括代行をして募集とか，受入れ等々をやりますけれども，それらの中のポータルサイトもホームページも活用しますし，それらのリンクを市のホームページに張りまして，市のホームページからも入れるし，そういうふるさとチョイスなり，そういう広く大手のところからも市の方に入れると，寄附ができるというような形になりますので，そのような部分については10月1日のそういう改修に合わせてしますし，あと，市のホームページ全体については朝の答弁でも申しましたように，市制10周年ということも兼ねて市のホームページを全面的にリニューアルをするということで，これについては年度内，来年3月をめどに準備を進めているところでございます。

○６番議員（西森三義）　今，ふるさと納税については10月1日のときにですね，できるようにやりたいという答弁でございますので，よろしくやっていただきたいと思いますが，先ほど，昨日もでしたけど，業者の方に一括代行を依頼するんだということで，業者はまだ決まっていないということがございましたが，私は先ほど昼食時間にですね，同僚議員から指宿商業高校の方ではできないのかということもちょうど話題になったんですが，指宿商業の会社設立もされているんですが，そこ辺りでの活用というのはできないものかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税を一括代行をする企業につきましては，周知度，それから実績，サービス内容，委託料などを総合的に判断して決定するということで，現在，想定しています分はソフトバンク系の株式会社さとふるということで考えております。これについては，購読者数が600万人を超えるソフトバンクモバイルアイフォンユーザー向けでありますとか，メールマガジンサービス内容を発信するなどして，最近ではヤフー等のトップページにおいても宣伝をしております。また，寄附者の問合せや苦情等の対応についても自社内で全てコールセンターを設けて，丁寧に対応しているようであります。このほか，一部の業務として集客に関する部分については，株式会社さとふるのポータルサイトというのが，ふるさと納税関係では最大のアクセス数を誇っている，ふるさとチョイスという部分もありますので，これらと連携をしながらより多くの皆様に指宿市を知ってもらうように周知をし

ていくことが必要であろうというふうに考えております。株式会社指商でもホームページ等の簡単な作成はできますでしょうけれども，全国的な展開とか，そういう部分については，やはり全国の今，上位ベスト10に入っているようなところについては，全てこれらのサイト等を活用してやっておりますので，指宿市についてもそのような形で実施したいというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　確かに指商でするとなれば，それなりのまだノウハウはないでしょうけど，ソフトバンク系なんかとすればですね，そこ辺りは不足する部分もあるかもしれませんが，何とか市の方も関わってですね，そこ辺りも活用していけるようなことができないか，また検討してみていただきたいというふうに思っております。

ここに，私，新聞を持ってきているんですが，この長崎県の平戸市はもう何回も出ますね。私は平戸市って，行ったことがありませんけど，新聞上で知るようになりました。ここにも1位で載っておりますね。3月の新聞にですね，こういうふうに2014年の上位10位になった自治体で，ふるさと納税の寄附額が多かった上位ランクが載っております。平戸市では12億7,884万円，すばらしいですよ。昨日は同僚議員が玄海町を言いましたけれども，玄海町も9億3,206万円，すごいですね。これだけあればいろんな事業ができるというふうに思っておりますが，この平戸市ではですね，こういうふうな特産品を特典にすることで経済の活性化にもつながっていると。制度拡大を機にですね，更なるＰＲをしていきたいと意気込んでいるようでございますが，今後，指宿市においても昨日の同僚議員への答弁で魅力ある特産品を返礼するよう考えていると言われましたが，朝方言われました宿泊券なり，あるいはいろんな観光スポット施設を利用してもらうなり，そういうようなのを言われましたが，実際にはどのようなものを考えているのか，分かっていらしたら答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（高野重夫）　本市は現在，ふるさと納税をしていただいた方に地元の特産品を積極的にＰＲし，情報発信することで地場産業の振興，雇用の創出，地域の活性化を図るという観点から，地元特産品などを返礼品として贈るように準備をしているところでございます。その内容につきましては，ふるさとの地元特産品という形で本市には農産物，水産物，加工品などのすばらしいものがたくさんありますので，道の駅でありますとか，ＪＡ，漁協，加工組合などとも十分連携して多くの，そして魅力あるメニューを選定していきたいと考えております。返礼品の主なものとしては，オクラ，ソラマメ，徳光スイカ，カツオ，それから鰹節，すり身など，季節ごとの旬な農水産物，本市の代表的な加工品などを準備していきたいというふうに考えております。具体的な商品構成については，これから詰めていくことになりますけれども，現在，商工水産課内に特産品係がありまして，特産品係ができるまでは農産品は農政課で，水産品は水産課でと，観光は観光課でという形でありましたけれども，今，特産品係の方で一生懸命商品開発を進めておりまして，ふるさとの特産品という形でパ

ンフレット等も作成しております。そのような中身を参考にしながら，魅力ある商品づくりを進めたいというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　今，答弁でありましたようにですね，指宿にはすばらしい特産物がたくさんあります。今，部長も答弁されました地域の活性化を図るためにですね，この特産品を是非活用していただきたいと。そして，皆さんの方にふるさと納税がなくなっても，指宿の特産品が欲しいと言われるぐらいにですね，宣伝をしていただきたいと思っているところでございます。

それでは，ふるさと納税された資金によりですね，本年度は，先ほども答弁されましたが，福祉バスの購入を計画していると。今後のＰＲの効果でですね，多くの寄附金額が得られたときにはですね，今までと同じように人材育成なり，あるいはここに，条例に載っていますね，健康及び福祉の増進に関する事業とか，美しい自然及び環境の保全に関する事業とか，こういうことだけに使うのかご答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと応援寄附金を活用できる事業は，指宿市ふるさと応援基金条例により美しい自然及び環境の保全に関する事業，健康及び福祉の増進に関する事業，人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業など，各分野において活用できるようになっております。また，ふるさと納税の使い道につきましては，寄附をしていただいた方々の期待に添える形で活用してまいりたいというふうに考えておりますし，朝の質問でもありましたように，具体的な部分で目的を持った形で，例えば，スポーツ・文化振興基金という部分で子供たちのスポーツ力の向上であるとか，文化とか，そういうふれあう機会をするために，そういう基金を設けました。そういう人材育成の一つの部分ではありますけれども，そういう部分にも充てられるように，使い道についても考えていきたいというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　是非，答弁が今ありましたように，目的に合ったですね，使い道をしていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問に入りますが，先ほどの答弁で，多くの集落内に蓋付きでない側溝があると言われましたが，その中でもですね，集落内においては危険であるから早急に蓋を付けてくださいと要請を受けているところもあると思うんですが，そういう要請を受け付けている場所は何箇所ほどあるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下康彦）　市道整備で側溝改修を含めた道路整備が必要な路線は，現在246路線が計画路線として上がっております。その中で，地区から要望が出されている路線は約150路線と思っておりますが，側溝改修に特化した要望は数箇所であると思っております。そのほとんどが舗装の改良を含めた全体的な整備要望となっているところでございます。

○６番議員（西森三義）　道路改良と併せての要望だと，それで側溝の蓋だけについては数箇所であると，今答弁でしたが，それではその数箇所の中で，どうしてもこれは蓋をしないと危

険であると思われる場所はないかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下康彦）　道路は，道路を利用する方が，安全で安心して通行できる道路でなければならないと思っているところですが，市内の道路におきましては，昭和30年代，40年代に区画整理事業等により整備された箇所において，その多くが蓋付きでない側溝，又は蓋は設置されているが路面との段差が生じている箇所があります。通行の際，危険性があり不便を感じていると思っているところであります。市としましても，市民が安全で安心して利用でき，満足度が得られる道路整備に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○６番議員（西森三義）　道路というものは，安全で安心して通行できるのが道路であろうと思っておりますので，是非ともですね，そこ辺りについては早急な対策を取っていただきたいと。

それでは，さらにですね，私がちょうど揖宿神社から帰るときに，小学生が帰っておりましたが，そこは通学路だと思うんですが，通学路においてですね，蓋が付いていない場所はないか。また，蓋は付いてないが，危険でないと判断しているのか，併せてお尋ねをいたします。

○建設部長（山下康彦）　通学路におきましても，排水路に蓋が付いていない箇所及び路面との段差が生じている箇所があると思っているところでございます。これらの箇所につきましても，各地区やスクールゾーン委員会などから整備要望が出されているところであり，対策として有利な起債を充当した道路改良事業を年次的に進めるとともに，緊急度を要する箇所につきましては，単独事業等により整備に努めているところでございます。今後においても市民が安全で安心して通行できる道路整備に努め，危険箇所の除去に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○６番議員（西森三義）　先日の聞き取り調査時にですね，旧型側溝に蓋を付けると，蓋を付けた部分が道路より高くなり，先ほども部長の答弁でもありましたが，雨水が側溝に入らず，蓋を付けた地域住民からは苦情があった旨の説明も受けました。先ほども答弁いただきましたが，国の事業で凸凹になった道路の改修と併せて落ち蓋式の側溝に替えていかれると言われましたが，道路状況によっては国の補助事業を活用できない場所もあると思われるが，そんなとき，先ほどのふるさと納税を積極的に取り組み，多くの資金を得ることができるとしたら，補助事業の活用ができない旧型側溝改修に活用する考えはないかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫）　ふるさと納税寄附金につきましては，指宿市ふるさと応援基金条例の規定のとおり，一旦ふるさと応援基金に積み立てて，先に答弁したとおり適切に管理運用をしているところでございます。これまで寄附をしている方々の気持ちに応えるという意味で，形の残るものについて充てさせてもらっているところでございます。ふるさと応援寄附金を活用する事業が増えることによって，一般財源の枠が広がり，そのほかの分の事業に実

施できるようになります。なお，道路予算の中で，特に道路新設改良事業費の予算については，要望の多いことから，道路予算については，今年度7億円を計上しておりまして，昨年度に比べて1億円，特に増やしまして対応しているような状況でございます。道路予算については十分配慮しておりますけれども，一般財源で対応するような部分については，先ほど建設部長が答弁したとおり，まだ不足する部分もあろうかと思います。いずれにしましても，ふるさと応援寄附金が多く集まることによって，一般財源の枠が広がり，市民の皆様が期待できるような事業に充てられればというふうに考えておりますので，その部分については努力してまいりたいと考えております。

○６番議員（西森三義）　形の残るものとして，ふるさと納税は活用されているということで答弁いただきましたが，また，道路の状況によってはいろいろ配分もして，今年度は7億円も組んであるということで，確かに市内全域見ると，まだまだいっぱい改修しなければいけない道路があると思います。7億円では当然足りないでしょうから，今朝の新聞でしたと思うんですが，今日は6月19日ですね，今日ですね，都城はふるさと納税10億円突破，255日間で10億円ですよ。すごいなと思います。確かに今朝方もありましたが，そういう特産品の特化，都城では宮崎牛と焼酎に限定した返礼品が話題を集めているというふうになっておりますが，やっぱり，こういうようなのはですね，いろんなのをやってみて，そういう資金が集まるようであれば，また，寄附をされた方の意向がですよ，先ほど部長はこの条例を言いましたけど，この中ではですね，市長は基金の処分その他基金の運用に当たっては，寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない，配慮です，配慮。だから，是非道路の蓋を造っていただきたい。そういうふうな思いがあるとすればですね，活用はできるんじゃなかろうかと私は判断しているんですが，そこ辺りについてはどうでしょうか。

○総務部長（髙野重夫）　寄附をされる方がそのような強い思いがあれば，そういうふうに使う部分については，条例の中では特に問題はないのかと思います。

○６番議員（西森三義）　職員だけに一生懸命ふるさと納税をしなさいというわけじゃなくて，私どももですね，事あるごとにこれについてはいろんな優遇制度があるんだよということを，また，みんなに知らしめたいなというふうに思っているところでございます。

先ほどいろいろ建設部長からも答弁いただきましたが，私は今回のですね，この旧型の側溝の調査をしているときに思ったんですが，側溝の縁にですね，雑草が生えているんですね。そして，側溝が見づらくて危険だと思うんですよ。やっぱり，まちづくり公社だけでは対応ができないと思いますので，各館長さん方へですよ，地区民で草払い等はしてもらうよう依頼することはできないのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山下康彦）　側溝と路面との隙間の雑草や道路法面等の草木については，道路を安全で安心して通行するために除草など道路環境の整備に努めていかなければならないと思っているところでございます。道路環境の整備につきましては，道路作業班により草木の伐採

や道路補修等の整備に努めているところですが，行政のみの作業では行き届かない面も多くあると思っているところでございます。地区等へは草払い等を依頼できないかということですが，これまでも市民の方々には，クリーン指宿や各地区による環境整備作業等により，できる範囲内において，ご協力をいただいているところでございます。今後においても，市民の方にもできる範囲内において，ご協力が得られるようお願いしてまいりたいと思っているところでございます。

○６番議員（西森三義）　自分たちのまちは自分たちでですね，やっていただくように，そういう形で，やっぱり依頼するべきところは，はっきりと依頼していただくというふうにお願いしたいと思います。

次はですね，ふるさと納税があまりにも簡単に終わってしまったもんですから，時間がたくさんありますので，マイナンバーについて2回目の質問に入りたいと思います。

今年10月に個人番号を全市民へ通知されると聞きましたが，どのような方法でされるのか。紙に番号を印字したものなのか，それとも印鑑登録みたいなカードに番号が入っているものなのか。また，どのような方法で個人へ渡すのか。例えば，世帯ごとに郵送されるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（髙野重夫）　マイナンバーの通知については，通知カードの送付により行われ，12桁のマイナンバー，氏名，住所，生年月日，性別等が記載された紙製の通知カードを個人番号カード交付申請書や説明書とともに，本年10月5日以降，住民票を有する全ての方の世帯へ書留郵便にて送付することとなっております。この通知カードは顔写真が入っておりませんので，各種申請手続きの際に行う本人確認のときには，通知カードのほかに顔写真が入った身分証明書などの提示が必要となります。これに対し，プラスチック製の個人番号カードは，顔写真が入りますので，個人番号カード1枚で本人確認が完了することになります。個人番号カードは，通知カードでマイナンバーが通知された後に，交付申請をすると平成28年1月から交付を受けることができます。

○６番議員（西森三義）　今，全市民への通知は，12桁の番号を印字した紙製のものを書留で送付される，そういうことで理解してよろしいんでしょうか。

○総務部長（髙野重夫）　そうでございます。

○６番議員（西森三義）　市民も4万数千人いるわけですが，そういうふうな大事なものをですね，紙製のもので通知して，果たして本当に市民がこれは大事なものだという認識が得られるのかなと心配になるんですが，その辺りは心配はされていませんか。

○総務部長（髙野重夫）　書留郵便にて説明書とともに通知カードを送付することにしております。その通知カードを基に，本人が申請をして個人番号カードをもらうという形になりますので，その際に，顔写真と印鑑と身分証明を添えて窓口，市役所の窓口で手続きをすれば，平成28年1月から交付を受けるということで，その交付を受けた個人番号カードは，免許証

と同じようなスタイルになっております。

○６番議員（西森三義）　是非，何ら問題なく全市民に無事に書留で送付されて，それが何ら不正がないようにですね，なっていただければなというふうに思っていますが，これは世帯ごとに書留で送付されるんですか。

○総務部長（高野重夫）　世帯ごとに送付されることになります。

○６番議員（西森三義）　そういうカードが，カードというか，紙に印字されたもので，分かっている人はですね，1月になったら，その立派なプラスチック製のですね，番号に登録されると思うんですが，高齢者については，そこ辺りが理解しにくいのかなというふうに思っていますので，その辺りについての後々の指導等は対応していただきたいなというふうに思っております。

それではですね，このマイナンバー制度でですね，市民の利点はどのようなものか。先ほど1回目で言いましたけど，ただ，そういうふうな簡単な手続きのみなのか，その辺りについてお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫）　マイナンバーの活用によって，所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり，各種手当等の不正な受給の防止を図るとともに，本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるといった公平・公正な社会の実現が考えられています。また，年金や福祉などの申請時には，各機関が情報を共有するため，用意しなければならない所得証明書や住民票などの提出書類が減ることなどによる行政手続の簡素化や，国民負担の軽減が図られるとともに，予防接種や介護などの各種手続きのお知らせや確定申告等を行う際に参考となる情報，社会保険料の支払金額等の受取ができるようになる予定であるなど，国民の利便性の向上実現を目指しているところでございます。

○６番議員（西森三義）　あんまりぱっとしたような利点は理解しにくいんですが，行政手続きがですね，簡単になる，それについてはいいことであろうというふうに認識しますが，まだまだこうすれば利点だよねというのがあればいいなと思っておりますが，この個人番号はですね，12桁だと聞いております。私は11桁の自分の携帯番号もなかなか覚えられませんが，この番号を覚えるのが必要かどうか分かりませんが，どのようにこの番号管理については，指導されていかれるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫）　マイナンバーは年金，雇用保険，医療保険の手続き，生活保護，児童手当，その他の福祉給付，確定申告などの税の手続きなどにおいて，通知カード又は個人番号カードを提示することになりますので，番号を覚える必要はございません。運転免許証についても，あの番号は皆さん覚えていないと思いますが，あれと同じようにカードを保有することによって，いろいろ証明の代わりになるということでございます。したがいまして，送付されてきた通知カード，又は個人番号カードをなくすことのないように，大切に保管するようにしていただきたいと思います。市民への指導，周知につきましては，先に答弁いた

しました周知方法，広報誌，ホームページなどにより行ってまいりますし，随時，要請があれば出向いて説明もしてまいりたいというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　何回も言いますが，指宿も高齢社会になってきております。紙製の番号が10月に，仮に書留で配布されてもですね，本人が受け取っても，それを正式なプラスチック製のカードに換えずに，そのままどこかやって，分からなくなるということが多々あると思うんですが，そこ辺りについてはですね，各館長さん方にも十分周知をしてもらって，これは大事なものだよということを認識していただきたいと思うんですが，各館長さん辺りの周知徹底はどのように感じていらっしゃいますか。

○総務部長（高野重夫）　機会を捉えて，館長さん方の集まるような会があれば，出向いて必要性を説明をし，大切なことだということを十分お知らせしたいというふうに考えております。

○６番議員（西森三義）　便利になることは，本当にいいことだと思うんですが，便利になり過ぎてそれが悪用されるということもございますので，十分そこ辺りについては守っていくべきところは守っていかなければいけないというふうに思っているところです。

1回目の質問でも申し上げ，答弁もいただきましたが，このマイナンバー制度で個人情報が流出することはないのか。情報漏れを防ぐためのセキュリティーは万全なのか，不安なんですよね。そういうことから，私は6月11日にコールセンターへ問合せをいたしました。個人情報流出に関しての防御対策は万全である旨の説明を受けたんですが，本当に大丈夫なんですかと，何回も繰り返して聞けばですね，はきはきとした答弁が，だんだん細くなってきて，これはあんまり聞けばかわいそうだな，この子はと，きれいな声でしたもんですから，もうそれ以上は聞きませんでしたが，本当にこの個人情報，大丈夫なのかなと，私自身も思っているんですが，どうなんでしょうか，部長，お願いいたします。

○総務部長（高野重夫）　先ほども答弁しましたように，国においては万全なセキュリティー対策を取っているところでありますが，市におきましても，まず，ハード面につきましては平成26年度から行っている電算システムの更新に伴い，臨時職員を含めた職員のパソコンを，これまで使用していたウインドウズＸＰからウインドウズ7に全台更新し，最新のウイルス対策のセキュリティーソフトをインストールしているほか，情報の持ち出しが安易にできないようＵＳＢやＣＤ－ＲＯＭへのダウンロード，書き込みができないように制限をかけております。さらには，毎日のパソコンを立ち上げ時には個人ごとにパスワードを入力しなければ画面が開かないようになっており，そのパスワードも概ね30日ごとに更新しなければならないように設定しているところでございます。どのパソコンから職員が何時にアクセスした，要するにそういうような履歴が全て把握できるようになっております。また，ソフト面における対策につきましては，過去に国内で発生した情報漏えい問題に関する具体例を示し，情報漏えいが発生した場合の影響度などについて，職員に対してセキュリティーに関す

る講習を実施し，仕事に関係しないサイトへのアクセスをしないように，また，不明なメール等については開かないように注意を喚起しているところであります。そのほか，サーバーのパスワードについても文字数は長く，英数字だけではなく記号を取り入れ複雑なものとし，外部のものが安易に予測できないものにしていることや，本市の情報資産を管理している指宿庁舎3階のマシン室への入室についても，財政課，行政情報係員の許可なく入れないようにするなど，万全なセキュリティー対策を取っているところでございます。

○６番議員（西森三義）　指宿市としてはいろんなパスワード等を設けて，万全な態勢を取っていると，心強い答弁でございましたので，是非，問題がないよう対応していただきたいと思っているところでございます。

この前はですね，神奈川県の方で300万円の詐欺に遭ったということが，やっぱり，こういう年金情報の流出に鑑みて発生していると思うんですが，このマイナンバー制度においてもですね，今言ったように，そういう12桁の番号をおばさん，見せてくれんかとか，おじさん，見せてくれんかとかということで，いろんな年金を引き出されるという，そういうことは発生しないんですか。

○総務部長（高野重夫）　このマイナンバー制度の導入に関しまして，そのような詐欺が発生することのないように，国においてもテレビコマーシャル等を通してＰＲをしておりますし，指宿市としても，この導入に併せて警察の防犯でありますとか，市の消費生活センター等を通して，そういうような広報に力を入れてまいりたいというふうに思います。

○６番議員（西森三義）　先ほど来からいろいろ申しておりますが，本当に便利になることについてはですね，本当にいいことだと思っているんです。ただ，こういう便利になることをですね，利用するやからもおるんですね。本当，楽をして金を儲けようと，指宿辺りにそういう人が来て，オクラでも作ってくれればいいんだけど，汗をかかなくて銭を儲けようと，そういう頭脳犯がおるのは確かです。だから，指宿においてそういう頭脳犯が入り込むことができないようなですね，今パスワード等も答弁いただきました。防御策を講じてくれることをですね，期待して，私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時０８分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，高田チヨ子議員。

○９番議員（高田チヨ子）　皆さん，こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。同僚議員も何人か言われましたが，今，梅雨真っ盛り，今年は例年になく大雨で，ＪＲが度々不通になり，通勤，通学の足を止め，また，オクラ等に多大な影響を与え，農家の皆様は大変困っているようです。また，土砂崩れや浸水等，これ以上の被害が出ないよう，一日も早く梅雨

が終わってほしいと願っているところです。

それでは，通告に従い一般質問を行います。5月11日から13日にかけて，文教厚生委員会で喜多方市，矢板市，西東京市に行政視察に行きました。それぞれの地域がとても一生懸命取り組んでいると感じました。その中から，私が本市でも取り組めないかなと思ったことを質問させていただきます。

まず初めに，子育て支援についてお伺いいたします。福島県喜多方市で行われている小学校農業科の授業について，お伺いいたします。初め，小学校で農業科って，どんなことをしているんだろう，農業体験じゃないのかなと思っていました。ところが，説明を聞いて驚きました。平成18年5月29日付けの日本経済新聞に掲載されたＪＴ生命誌研究館館長の中村桂子先生の農業こそ小学校で必修にという記事を読み，当時の市長が何とかできないかと提案。しかし，小学校の先生方はすぐには同調できなかったようです。しかし，大和町の農業高校に見学に行ったとき，それまで不登校だった生徒が目を輝かせていた。このことをきっかけに小学校で農業科を取り組むことになったそうです。平成19年4月1日，まず，市内の3校で始まりました。20年には9校に，21年には14校，22年には15校，そして23年には市内17校全ての小学校で実施されるようになったとのことでした。最初は父兄の方々もほかの授業に支障が出るのではないだろうかと不安もあったようですが，総合学習の時間，70時間のうちの35時間を充てる。ほかの学科に影響はありませんとのことでした。そこでお伺いいたします。本市でも農業体験ということではなく，農業を進めていただきたいと思いますが，今の本市での現状を教えていただきたいと思います。

次に，栃木県矢板市に行きました。ここではびっくりすることだらけでした。子育て環境日本一を目指して頑張っているとのこと。決して日本一ではありませんが，目指しているんですと。その意欲がすごいと思いました。広報誌や子育て応援ブックの中にまとめられていました。その中から本市でもできたらいいなと思うことを取り上げさせていただきました。

一つは誕生祝金の支給についてです。少子化対策の一環として，この事業が取り上げられます。矢板市では子育て環境日本一を目指して行っている事業の一つに矢板未来っ子誕生祝金があり，第2子以降3万円を支給していましたが，このことが少子化対策につながるのではと思いました。そこで，本市が取り組んでいる子育て支援の現状について，お伺いいたします。

次に，ブックスタートについてお伺いいたします。全国ではブックスタート事業が多く取り組まれています。絵本の読み聞かせは，親と子がふれあう大切な時間です。本市でもこのブックスタート事業に取り組んでいるのか，現状を教えていただきたいと思います。

子育て支援の最後になりますが，ネウボラという言葉，この言葉を皆様，御存じでしょうか。フィンランドで行われている切れ目のない子育て支援ということです。赤ちゃんが誕生したときに，お母さんたちが困らないようにベビーグッズをプレゼントするそうです。そし

て，誕生から就学するまで，保育士が一貫して支援をしていく事業です。このことについて，本市での現状はどうかお伺いいたします。

最後に，ごみ減量のために飲食店や宿泊施設などに認定制度を設けたらどうかお伺いいたします。京都市では市内のごみ減量を目指す取組として，食材を使い切るなどの工夫を実施している飲食店や宿泊施設を，食べ残しゼロ推進店舗として認定する制度を創設し，2014年12月1日から開始したそうです。今，本市でも市長が率先して取り組んでくださっている30・10運動をもっともっと推進していく上でも，この認定制度を設け，ステッカーを作ったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男）　食べ残し，生ごみを減らすための取組を推進する飲食店や宿泊施設に対して，生ごみ減量推進店としての認定はもらえないかという趣旨の質問でございます。12月議会で生ごみを減らす取組として，議員から30・10運動の提案をいただきました。30・10運動は食べ残しを減らし，確実なごみ減量化へつながるものであるとのことから，早速12月から宴席等で30・10運動について協力を依頼したところ，飲食店等から食べ残しが減ったことに対するお礼の言葉をいただきました。現在，住民説明会や広報いぶすき等において，広く市民に周知を行うとともに，市内の事業所に対してはチラシの配布を行うなど，取組への協力をお願いしたところであります。今後は30・10運動を推進するため，宴席の幹事さん用のリーフレットを作成し，ホテル，旅館，飲食店等へも配布し，生ごみ削減の協力を呼び掛けたいと思っております。これらを行った後，今回提案いただきました，生ごみ減量推進店へのステッカー認定制度等についても検討してまいりたいと思います。

子育て支援等につきましては，教育長並びに担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸）　小学校農業科授業の取組についてご質問をいただきました。喜多方市では，平成19年度から国の構造改革特別区域として小学校農業教育特区の認定を受けて，全国初の農業科授業を実施されました。また，平成21年度からは総合的な学習の時間として，なすことによって学ぶ精神に基づき，農業の実体験活動を重視した教育を実施しているようでございます。大変特色のある取組をされていると思っています。本市の小学校でも1・2年生は生活科，3年生以上は総合的な学習の時間に，学校応援団や関係機関等の協力をいただいて，オクラやエンドウなどの野菜栽培や米作りなどを行っています。特に，総合的な学習の時間で米作りをしている池田小学校，開聞小学校，川尻小学校では，農家の方々の協力をいただき，田植えから始まり，出来た米を調理し，試食するなど，一連の農業を体験しながら，食を守るための農作業の大切さを学んでいます。また，徳光小学校では，ＪＡいぶすきの協力をいただき，スイカ作りを苗植えから行い，授粉作業や実ったスイカの出荷作業，最後は子供たち自身が，鹿児島市中央青果市場でせり体験をするなど，一連の学習を行っています。教育委員会としましては，今後とも各学校が実施している農業体験活動が，より一層

充実していくように，喜多方市の取組も紹介して，農業体験学習の充実が図られるよう支援してまいりたいと考えています。

○健康福祉部長（下敷領正）　子育て支援につきまして，数項目にわたりまして質問いただきました。順次答弁をさせていただきたいと思います。

まず，誕生祝金の支給についてでございます。本市におきましては，誕生，出産に係る祝金につきましては，現在，支給していないところでございます。しかしながら，本市といたしましても少子化は重要な課題の一つとして捉え，少子化対策の一環として，家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため，地域において子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置や，病気の回復期で集団保育が困難な期間に，病院の専用スペースで一時的に保育する病後児保育事業，また，生後2か月から3か月児の乳児のいる家庭を訪問し，様々な不安や悩みを聴き，子育て支援に関する情報提供などを行うとともに，親子の心身の状況や養育環境の把握，助言を行う乳幼児家庭全戸訪問事業の実施など，子育て支援に取り組んできているところでございます。また，本年10月診療分から，乳幼児等医療費助成制度の助成対象者を中学3年生までに拡充し，更なる充実を図ってきたところでございます。このほか，地域に暮らす人たちが安心して子供を産める環境を整備するという観点から，関係機関のご理解，ご協力をいただき，産科医の確保を図ってきているところでございます。今後におきましても，若い世代が安心して出産や子育てができるよう，また，子供たちがすくすくと成長できるように，子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に，ブックスタートにつきましてご質問をいただきました。ブックスタートは，1992年にイギリスで始まり，日本では2000年の子供読書年をきっかけに2001年4月から始まっております。ブックスタート事業の内容としましては，地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者を対象に，乳児健診などの機会を利用して，絵本を開く楽しい体験と一緒に，温かなメッセージを伝え，絵本を手渡すという活動でございます。絵本を単に配るだけでなく，一組ごとの赤ちゃんと保護者に絵本を開く時間の楽しさをその場で体験してもらうことにより，家庭でもまた絵本を開いてみようというきっかけづくりになるものと思っております。本市におきましては，ブックスタート事業は実施しておりませんが，マタニティスクールや乳幼児健診時などにおいて絵本を開く楽しさを伝えるため，絵本の読み聞かせや絵本の紹介などを行っているところでございます。

次に，ネウボラについてご質問をいただきました。ネウボラはフィンランドで1920年ごろに始まった子育て支援の拠点のことで，フィンランド語で助言する場所を意味しており，その拠点において妊娠から出産，育児を一貫して就学前まで1人の保健師が継続的にサポートする制度と理解しているところでございます。日本でもネウボラを参考にした子育て支援制度を導入している自治体もあり，各拠点にコーディネーターを配置し，母子健康手帳の交付

時から親と対面し，育児と仕事の両立など，各世帯に応じたケアプランを作成しているようでございます。本市としましては，ネウボラは導入しておりませんが，保健師が妊婦訪問やマタニティスクール，新生児訪問などの様々な機会を捉えて相談に応じ，育児に関する情報提供や関係機関との連携など，きめ細やかな支援を行ってきているところでございます。特に，若年妊婦の方や家庭からの協力が得られにくい方などにつきましては，より支援を必要とする子育て家庭として位置付け，妊娠期から可能な限り同じ保健師が関わるように努めてきているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　それでは，2回目以降の質問に入ります。まず，小学校農業科の授業についてからお伺いいたします。今，農業体験している学校は4校ということでした。喜多方市では，ただ体験をするだけでなく，種まき，苗を育て，除草作業，水やり，そして収穫，最後にはおいしくいただく，そこまでの一貫した取組をする。今，指宿の学校でもそういう取組をしているようではありますが，その中で得られる農業の教育的な効果として挙げられることは，まず1番目に，命について学ぶ，2．共生や思いやり，環境について学ぶ，3．ゆとりや持続性，耐性を育む，4．想像力や判断力，実践力を育むとありました。ねらいとしては，まず1．豊かな心の育成，2番目に社会性の育成，3番目に主体性の育成が挙げられていました。インターネット上で映し出された画面に出てくる子供たち，とっても生き生きと目を輝かせていました。そこでお伺いいたします。今，4校ということではありましたが，本市でもできるところから始め，徐々に市内全体に広げていく考えはないか，お伺いいたします。

○教育長（西森廣幸）　先ほどは，米作りやスイカの栽培について，植え付けから収穫まで一連の農作業をする学校についてお答えしましたが，それ以外の学校においても，例えば，指宿小学校ではキュウリやスイカ，魚見小学校ではスナップエンドウ，丹波小学校では大豆，今和泉小学校と大成小学校ではオクラ，利永小学校ではピーマンやナスを栽培しているところでございます。そういう時間として実施しているわけでございますけれども，それぞれの地域の特性に応じた農業体験活動を現在進めておりますので，今後，時間をかけて種まきから収穫までの一連の農作業ができるかどうかは，学校の方に，また情報等を提供して支援していきたいと思っております。

○９番議員（高田チヨ子）　それでは，今，行っている学校の農地，田んぼとか畑とか，そういう農地はどこからか借りて行っているんでしょうか。それとも市の土地を使って行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（西森廣幸）　現在，農業体験活動を実施している学校のほとんどは，個人所有の土地を無償でお借りして活動を行っている現状でございます。

○９番議員（高田チヨ子）　市内には耕作放棄地がたくさん見られます。その耕作放棄地を利用してお借りして，もっとこの農業教育を広げていくお考えはないでしょうか。

○教育長（西森廣幸）　先ほども申し上げましたが，学校での教育活動は，学校がそれぞれの地域の実情に応じて取り組んで計画していくものでございます。今後，来年度の教育計画を立てていく活動が始まっていくわけですが，その作業に対しまして，何かそういうことができるようなことがあれば，教育委員会としても支援していくように声掛けを行ってまいりたいと思います。

○９番議員（高田チヨ子）　6月の17日，先日ですけれども，山川高校の支援活性化対策協議会という会が行われました。そこに私も参加させていただきました。そこでは今，山川高校が先生も生徒も一緒になって一生懸命高校の活性化に取り組んでいるという様子が伺えました。この山川高校推進のためにも，この小学校の農業科，これは大変重要なことになってくるのではないかなと思います。ですから，この農業科授業を始めるというのは，とってもいいことだと思います。市長，どうでしょうか。お伺いいたします。

○市長（豊留悦男）　すばらしい取組の例をご紹介いただき感謝を申し上げます。農業科を教科として，農業科を設置するとなりますと，環境の整備が必要であります。環境と申しますのは人もそうです。教育課程を組み立てるまでの様々な支援体制が必要であります。学校支援ボランティア，ふるさとの人材活用事業というのがありました。その中で，大根を作ったり，サツマイモを作ったり，米を栽培したりと，様々な特色ある教育活動がなされておりましたけれども，教科となりますと学校の近くに，その畑があるというのが必須であります。教科として組み立てるときには，時間に制限がありますので，この授業の中でどのような形で本市の小学校における農業科，農業体験学習ができるかというのについては，教育委員会と一緒になって調べてまいりたいと思います。議員がご紹介くださいましたように，やはり農業というのは本市の基幹産業でもありますし，今後，本市においても農業後継者を育てる，そしてこの南薩地区，指宿地区の豊かな土壌で栽培された農産品を全国に発信するという，そういう行政の，農政の柱もありますので，この農業科の可能性については，今後，研究をしていく必要があろうかと思います。やはり，農業体験，これは学校だけではできないだろうと思います。現実的に先生方が鍬が使えるのか，肥料のことが分かるのか，様々な課題もあろうかと思います。そういう意味で，ソフト，ハード面での整備が図られるのかどうかを含めて，今後，検討させていただきたいと思います。

○９番議員（高田チヨ子）　それではよろしくお願いいたします。

次に，誕生祝金の支給についてお伺いいたします。この誕生祝金を支給することで，少子化対策に歯止めがかけられると思うんですが，本市の今後の取組について，お伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正）　本年3月に策定いたしました指宿市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして，安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを目指し，関係機関や関係部署と連携を図りながら，現在実施している子育て支援策を継続するとともに，計画的

に制度の充実を図り，切れ目のない子育て支援に努めてまいりたいという具合に考えているところでございます。このようなことから，誕生祝金の支給に関しましては，県内の他市の実施状況や，その内容等を調査研究させていただき，他の支援策との関連などを踏まえ，総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　我が家にも孫がたくさんおります。今から産むことはないと思いますが，本当に誕生祝金がいただけると，お母さんたちはうれしいなと思うのではないかと思います。この誕生祝金を支給することで，1人でいいとか，2人までとか，制限をかけていたお母さんたちが，もう1人頑張ってみようかなと思う手助けになるのではないかなと思いますので，是非早く実施していただきたいと思います。

それでは，次のブックスタートについてお伺いいたします。このブックスタートは，今，全国あらゆるところで広げられてきております。本市は，まだしていないということでしたけれども，今後，本市でもこのブックスタート事業を実施していく考えはないかお伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正）　本県では，霧島市や薩摩川内市，南九州市などの8市のほか，9町1村の計18市町村でブックスタート事業が実施をされております。主に乳幼児健診会場を中心として，図書館員，保健師，行政職員，市民ボランティアなどが活動に携わり，それぞれの専門性を生かしながら実施されているようでございます。絵本は子供の情操教育や親子の健全なコミュニケーションづくりを行う上で，非常に大きな役割を果たすことができるものと考えております。このようなことから，今後，子供の年齢に応じた絵本リストを作成し，マタニティスクールや乳幼児健診時において絵本リストを配布する取組を充実させていきたいと考えているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　是非，お願いいたします。次にネウボラについてお伺いいたします。切れ目のない子育て支援ということで，フィンランドで始まった事業ですが，今，東京とか，あらゆるところでこのネウボラの事業を始めているようでございます。今，指宿でもいろんな角度から保健師さんたちが一生懸命頑張っているのはよく承知しているところではありますが，このネウボラの事業に取り組んでいく考えはないかお伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正）　本年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし，妊娠期から子育て期にわたり，切れ目のない子育て支援を全国的に広めようという動きがあるところでございます。本市としましても，保健師が妊娠，出産から就学期まで，乳幼児健診や育児相談などのあらゆる機会に関係機関と連携を取りながら，子育て家庭の支援を行ってきているところでございます。今後，ネウボラ制度を参考にした事業の実施につきましては，先進的に取り組んでいる自治体もありますことから，まずはその実施状況やその成果などについて，調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　是非，お願いをしたいと思います。今，紹介をした矢板市は，こう

いうふうに子育て応援ブックとか，それから広報，26年度の予算特集号とか，27年度の予算特集号の中に，子育て環境日本一を目指してということで，この広報誌にも取り上げて，皆さんに周知をしているところでございます。私たちのこの指宿でも，安心して子育てができるような，そういう取組を頑張っていただきたいなと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは，最後のごみ減量のためにという項目に入りたいと思います。今，30・10運動は食べる側の私たちの運動です。どこに行っても市長が声を掛けてくれます。まず30分食べましょう。そして最後の10分間，また残っているお料理を食べてくださいということで声を掛けていただいて，本当にありがたいことだなと思っているところです，それに合わせて，京都市では，生ごみ3切り運動として，今，この認定制度ということを申し上げましたけれども，買った食材を使い切る使い切り，食べ残しをしない食べ切り，ごみとして出す前に水を切る水きり，この三つの切りを推進する取組もしているそうです。このことに対してはどうお考えでしょうか。お願いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一）　今，議員が申されたとおり，この生ごみ3切り運動というのは，生ごみ減量化につながりますし，リデユース運動にもつながると思っております。さらに京都市で始まりました食べ残しゼロ推進店舗認定制度だと思いますが，これについてもすばらしい制度ですので，先ほど市長が申し上げたとおり，今後もですね，検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○９番議員（高田チヨ子）　ありがたいお言葉，ありがとうございます。店側も客側もみんなで推進していくことが大事だと思います。是非，食べ残しゼロへ，この認定制度を進めてほしいと思いますので，再度お伺いいたします。この認定制度，どうしますでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　京都市のホームページから見させていただきました。この食べ残しゼロ推進店舗認定制度というのは，メリットが二つございまして，推進店になりますと，京都市のホームページで取組内容を紹介していただくと。先ほど，議員もおっしゃられましたとおり，そのステッカーを貼っていただくということですね。特に優れた取組を行っている推進店は，表彰も行うということで，すばらしい制度だと思っております。その方法として，申請制度ということなんですけども，要綱に規定されておって，認定条件の八つのうち，二つ以上を実践するお店に対しては，市が確認して認定される制度だと聞いております。しかしながら，その認定条件の中に一つの条件がですね，食べ残しを出さない工夫というのがあるんですが，これについてはですね，食べ残しの持ち帰りというのが含まれますので，食中毒とか，体調不良とかいうものが懸念されますので，今後，私どもの方も研究して，先ほども申し上げましたとおり，この制度について，また研究して，検討してまいりたいと思っております。以上です。

○９番議員（高田チヨ子）　よろしくお願いします。そして今，市民の間で一番の関心事は何か

というと，やはり，ごみ袋の改定の問題だと思います。私は主婦ですので，主婦の立場から申し上げますと，値上げは，してほしくないです。本当のところを言って，値上げは，してほしくない。困ると思っております。先日，6月13日に柳田校区公民館でこのことについて，館長さんと市議との懇談会が行われました。その中で，いろんな意見が出されました。その時に出た書類なんですけれども，指定ごみ袋の価格改定についての要望ということでいただきました。ごみの減量，資源化のための施策について，市長からの諮問を受け，指宿市廃棄物減量等推進審議会から平成26年12月18日に答申書が出されました。その内容の1番目には，指定ごみ袋の価格改定，2番目には，生ごみ処理機器の購入補助の延期，拡充の施策が盛り込まれました。市のごみ減量化の新たな取組として，カセットボンベやスプレー缶，小型家電の資源ごみ化，蛍光灯，乾電池の有害ごみの収集の開始，さらに資源ごみ分別収集地区報償金の増額還元等の取組等に対しては，一定の評価をするものです。しかし，ごみ減量化を目的にごみ袋の価格改定，価格改定の中には，資源ごみ袋を従来よりも3分の1にするという案がありますが，ここでは，市民がよく使う燃えるごみ袋の価格を2倍にする案が出ていることを言う，に対しては，下記の理由により再検討していただきたく要望するものであります。よろしくお取り計らいくださいということで，要望がここに出されておりました。1．環境省のアンケート調査では，値上げをするとごみ排出量が減るということであるが，それは一時的なものであるとか，人口減によって減るのではないかと推察される。ごみ袋を値上げすることのみで減るものではないと思われる。2．市の販売している指定袋は赤字ではなく，1,500万円程度の利益が出ている。利益があるのに倍に値上げする根拠が不足している。また，市は一般財源からの補填分を他に回すことができると説明しているが，利益分と補填分はきちんとして将来に備えるべきで，補填分をほかに回し，値上げをするのは，税金の値上げに等しいと言わざるを得ない。3．ごみ袋の値上げによって不法投棄が発生するおそれがあり，不法投棄されたごみの片付けに市民の税金が使われることになりマイナスである。4．鹿児島市から転入された方は，指宿に来て指定ごみ袋を購入することで，これまでよりも5倍の経費がいるようになったため，ごみの排出を減らすよう努力されてきた。しかし，今回2倍になると鹿児島市よりも10倍の値段になるが，どのように対処されるのか。他市へ転出されるのではと心配している。5．ごみ減量化の施策として，ごみ袋の値上げは，どの市をモデルにしたのか。伊佐市の指定ごみ袋は38円，西之表市が28円であるようだが，値上げによって減量化が進んだか判然としない。また，志布志市は資源ごみのリサイクル率が高く，県内トップであるが，ごみの排出量が減っているとは言えないようである。さらに，曽於市は人口規模が指宿市と同等位であるが，ごみの排出量は指宿市の半分以下である。曽於市のごみ排出の抑制施策等を研究したらどうか。6．市民は資源ごみの分別に協力している。市役所の資源ごみステーションには，毎日多くの市民の方が資源ごみを持ち込んでいることは，その表れである。7．今回の値上げによって，ごみの減量化が図られ

なければ，更に値上げしていくのか。指宿市のごみ処理行政に不安を感じるという書類をいただきました。このことに対して，行政としてはどうお考えでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　ただいまいただきました要望については，重く受け止めております。議員のお気持ちも十分理解するところでございます。しかしながら，自分たちの子供や孫の世代のごみの処理経費の負担を軽減するためには，今から施設の延命化を図る必要がございます。延命化のためには，ごみの減量化が絶対に必要なことになるのじゃないかなと，そういうふうに思っております。ごみを減量化するためには，生ごみの減量と可燃ごみ袋などに混在している25％の資源ごみを取り除くことが有効的だと考えております。しかしながら，これまで説明会や出前講座の実施，広報誌やチラシ等によりごみの分別や減量化を呼び掛けてまいりましたけれども，依然として可燃ごみの袋の中に，25％の資源ごみが混在したままの状況です。廃棄物減量化等推進審議会の答申では，価格改定は可燃ごみ袋等の価格を高くして，資源ごみ袋は安くすることによって，価格の高い可燃ごみ袋等の節約の意識が高まって，効果的で経済的な誘導方法というふうに答申がなされております。確かに市民の方々に価格改定によって，1世帯当たり年間1千円から2千円程度の負担増をお願いすることになりますけれども，先ほど申し上げたとおり，私たちの子や孫の世代が担うであろうごみ処理経費の負担を軽減するためには，価格改定は欠かせない，どうしても必要な施策の一つであると思います。ほかにもですね，新たな施策を考えております。循環型社会の構築のための生ごみリサイクルモデル事業や30・10運動のリーフレットの作成，先ほど申し上げましたが，このほかに古着や布類を回収するモデル事業，あるいはごみ分別辞典の改定版の作成，学校等に配布する環境学習用のワークブックの作成なども考えております。これらの施策を実行していくためには，どうしても財源が必要となります。価格改定で得られる財源はこれらの施策の財源に充当していきたいと考えているところでございますので，どうかご理解を願いたいと思います。以上です。

○９番議員（高田チヨ子）　分別できる私たちはいいのかなって思うんですが，70歳以上の高齢者の方々，分別がほとんどよく分からないという声をよく聞きます。その方たちは，どうしても生ごみと一緒に何もかも入れてしまうということが多いのではないでしょうか。この方々に，分別の仕方をどうしたらいいのか，どうしたら分かっていただけるのか。その辺を考えることが大事ではないかなと思うんですが，このことについてはどうでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　議員がおっしゃるとおり，私どもも高齢者のこういった対策をしないといけないというのは，十分考えております。その中で，平成24年度には1回しか行っておりませんが，平成25年度には22回，平成26年度は8回ですね，高齢者サロンに出向いて出前講座を行って，資源ごみの分別方法とか，減量化の方法とかですね，そういったものの説明をしておりますので，今後とも平成27年度以降もですね，引き続きこういった高齢者サロンに出向いて行ってですね，こと細やかな，何と言いますか，分別のアドバイスをです

ね，していきたいと考えているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　よろしくお願いしたいと思います。高齢者の方たちが，本当に迷わないで分別ができるような，そういう方法を取り組んでいただけたらありがたいと思います。

それでは，戸別収集をしたらどうかという意見も出たんですが，そのことについてはお考えになったことはないでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　戸別収集につきましては，確かに指宿市の一般廃棄物処理基本計画の中に，ごみの減量化を図るために，ごみの戸別収集を検討するということが記載されております。この戸別収集のメリットとしましては，玄関先に置かれたごみが分別されていなければ収集を拒否できるために，可燃ごみ袋内の25％の資源ごみが，資源化ルートへ誘導されて減量化されるというメリットはございますけれども，逆にデメリットがですね，長年続いてきた地縁や地域コミュニティーが崩壊するおそれがあります。地区に加入する意義を見出せないために，地区未加入者が増えて，既に加入している方までもが脱会してしまうというおそれもありまして，熱心に地域コミュニティーに取り組んでいる市民の方々を裏切ることにもなりますし，市も地域コミュニティーの推進を図っていることもありまして，矛盾になるような施策にもなると思いますので，これについては慎重に対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○９番議員（高田チヨ子）　どうしても，そのステーションまで持って行けない方というのもいらっしゃるわけですよね。私もときどき，隣の方のごみをステーションに持って行くようにしているんですが，そういう方たちにとっては，この戸別収集は非常にありがたいのではないかなって思うんです。だから，みんながみんなでなくても，どうしても足が悪くてそこまで持って行けないとか，そういう方たちだけでもピックアップできたらいいのかなと思うんですけども，この戸別収集のことは，よく考えていただきたいなと思います。

次に，分別がきちんとできれば，可燃ごみの袋を使う枚数も減るのですが，まず，値上げを先に検討するのではなく，減量するためにどうしたらいいかを検討して，最後にどうしても値上げせざるを得ないというときに，値上げを考えた方がいいのではないかと思うのです。今，私が申し上げているこの減量化もそのことについて，申し上げているわけですけれども，そういういろんな方法を考えた上で，値上げを考えたらどうかと思うんですが，このことに対してはどうでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　私どもは審議会が出されました，七つの施策を基本としていきたいというふうに考えております。その中に，価格改定という施策も入っておりまして，この七つの施策を並行して行うことが，減量化に一番近い道ではないかというふうに考えておりますので，価格改定も減量化施策の一つで，先にやるとか，後にやるとかという問題ではなくて，一緒にセットになってやるべきだというふうに考えておるところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　それでは市長，市長はどうお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男）　究極の目的はごみを減らすという，そのためにどうするのか。議員がご提案いただきました30・10，3切り，使い切りのこの問題，堆肥化，循環型社会を目指して生ごみの処理機を導入する。資源化に際して細分化を図る。奨励金を充実させる。ごみを減らすために様々な努力，施策を打ってまいりました。ごみの量からして，他市との比較をした事例を紹介していただきましたけれども，本市におきましては，同じ規模の市としますと，ごみの量が多いというのは事実であります。これは市民だけの問題ではないと私は捉えております。比べた市と比べますと，多くの観光客が本市を訪れていただいていると。そして様々な宴席が設けられ，そこからの生ごみが大量に出ているという事実もあります。ですから，同じ人口規模の市と比べる，そのことも大切ですが，やはりそういう実態というのを踏まえた上で，ごみ問題等を考えなければならないと思います。

さて，最近，今の大きな行政課題は環境問題であり，ごみ問題，福祉，医療，教育を含めた，ごみをどうするかというのが大きな問題であります。そういう意味で，本市においてはリサイクルセンターや焼却炉，そして，し尿処理場，再生センターを含めた，様々な施策を打ち，施設を造ってまいりました。多額のお金を要した施設であります。これは1年でも2年でも長く使っていただかないと，20年そこそこでいっぱいになって，また数十億円掛けて造るというわけには，これからはいかないであろうと。ごみを減らすその先は，環境問題であり，施設の延命化を図り，負の遺産を次世代を担う子供たちに残さないという，そういう目的があります。もちろん，ごみを減らすために今，幾つか申し上げましたけれども，その一つがごみ袋を値上げすることによって，燃えるごみ袋を上げることによって資源化が図れるのではないか。資源ごみに対する市民の見方も変わり，そしてこの資源ごみがうまくと申しますか，資源ごみ化が図られると必ずこの燃えるごみ量が減るだろうという，様々な観点からこの指宿市廃棄物減量等の推進審議会から出された答申でもございます。ただ，この答申に基づき，私が関係部署に指示していることは，市民に丁寧に説明をし，理解を得ることが大切なことであるということも言っております。ただ，値上げをする根拠，理由が十分に市民に理解され，浸透しているのかどうか。これをやはりしっかりつかまなきゃならない。そのために実態調査，アンケート調査もいたしました。そして，三役を含めた管理職にその実態をつぶさに観察し，問題点を把握するようにという指示をし，何回か地域のごみの収集所も見ていただきました。様々な問題が出てまいりました。議員がご指摘のように，各年齢層，お年寄りとか，その人たちはどうするのかという，その問題も課題の一つとして挙がってきております。子供を持つ，おむつ等を出す人たちには，相当負担になるだろうと。じゃ，そこにはどう手立てをしていくのか。様々な手立てを講じたつもりでおります。ただ，ごみ袋，燃えるごみ袋のこの値上げ改定について，様々な意見がありますので，今回も議員の皆さんからいろいろな意見をいただきました。いただいたその結果を基に，市民にどのよ

うに理解を得るのかというのは，これからもっと考えなければならないだろうと思っております。こういう議会の席で様々な意見が出たことを重く捉えなければならない。しかし，究極のごみを減らすという，このことはどんなことがあってもやらなければならない。そういうところで議員の皆さんにも市民の方々にも様々な思い，そして様々な意見をお持ちであるということは，十分理解しているところでございます。

○９番議員（高田チヨ子）　ありがとうございます。市民の皆様の気持ちが最優先でないといけないのではないかな，そういうふうに思います。

最後に，私は平成18年に市議会議員として初当選させていただきました。そのときに，3月議会で申し上げた言葉を皆様覚えておいででしょうか。三つの財というのを話しました。蔵の財，身の財，心の財，その三つの財がある。その中で何が一番大切か，蔵の財よりも身の財が大事，身の財よりも心の財が大事だよという言葉があります。私はそのことを一番肝に銘じて，これからも皆様とともに頑張っていきたいと思います。終わります。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時０４分

再開　午後　３時１３分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行します。

次は，森時德議員。

○１０番議員（森時德）　お待たせいたしました。10番，森時德でございます。昨日，今日と，非常に白熱したいろんな議論が戦わされて，本当にですね，指宿市議会は活性化してきたなと，長老の私も思うところでございます。

それでは，通告に従い，順次質問をいたします。まず，なのはな館についてでございますが，建築して20年になりますが，開設目的は県内の高齢者が生きがいを持って長生きしてもらうための福祉施設として造られました。当初から福祉施設でありますので，利用者から使用料をもらい，管理運営を賄うという考えはなかったと，私は理解しております。しかし，御存じのとおり，管理費が掛かり過ぎ閉館となり，その後，本市へ無償で譲渡したいとの申し出があり，その上で民間業者に知恵を借り，管理運営できないかと思って公募しましたが，とても利益を出して運営することは厳しいとのことで，公募失敗ということで現在になっているところであります。昨年，市民の方々により，なのはな館の在り方について意見や要望をまとめていただきました。議会など，多くの方の意見，要望等があり，それを踏まえて今年度に入り，県との話合いが始まったと聞くが，その協議内容など，現況をお聞かせください。

次に，体育文化施設の整備についてですが，まず，市営野球場は，市内のスポーツ施設の中でも一番古い施設ではないかと思います。野球場の現況について伺います。

次に，サッカー場の整備についてでありますが，サッカー専用の競技場の整備の要望もあ

ったと聞いていますが，新設計画などがあるのかお伺いいたします。

三つ目に，市民会館についてですが，この施設も古く，先日行われたフラフェスティバルも，当初，市民会館で行われていましたが，現在は民間の施設を利用しています。会場を変更した理由の一つに，市民会館が古く，トイレも古く，使いにくいなどと言われております。そこで，市民会館も建替えの検討の時期にきていると思うがどうでしょうか。

次に，外来雑草の駆除について伺います。メリケントキンソウという雑草が爆発的に増えています。学校や市内の多くの公園が，裸足で走ったり，芝生に座れない，手を付けられないほどになっています。その状況をどのように把握しているのか伺います。

以上で1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　なのはな館につきましては，3月に市の利活用構想がまとまったことから，市の考えを県に説明し，協議を進めているところであります。利活用構想を説明した後で，県の方から諸施設の活用方法やなのはな館で実施を予定している事業等につきまして，幾つか質問をいただき，お答えいたしました。また，補修工事の内容や将来発生する解体費の問題等を含めて，譲渡を受ける場合，後年度，市に大きな財政負担があってはならないという市の考え方を重ねて説明させていただきました。協議の中で，県からは，維持管理費も踏まえた利活用策等について，今後，県の考え方も示しながら協議していきたいとの説明がなされたところであります。市といたしましては，この協議を踏まえて，改めて，将来発生する維持補修費や解体費の問題，また，利活用構想でも民間活力ゾーンと位置付けた施設の維持管理費等の問題を総合的に検討する中で，多額の維持補修が見込まれる施設については，一部解体を求めることも選択肢に含め，5月18日，6月9日に県との協議を持ちました。一部解体となりますとどこまでの範囲となるのか。それに伴い補修工事の範囲，内容をどうするのか。市が利活用する場合に必要と見込まれる改修工事との調整をどのように図るかなどを利活用構想で検討した各種事業の実施方法も考慮しながら，今後の協議の中で具体的に詰めていきたいと考えております。

そのほか，いただきました質問については，関係部長等が答弁いたします。

○教育部長（浜島勝義）　体育文化施設の整備についてのお尋ねでございますが，指宿市営野球場は昭和32年8月に完成した指宿市唯一の野球場で，市内の体育施設の中で最も古く，以前はプロ野球のキャンプにも利用されたことのある施設であります。近年の市営野球場の利用状況でございますが，平成24年度は96件で1万1,676人，平成25年度は182件で9,364人，平成26年度は149件で6,628人の利用となっております。野球場の利用件数，利用人員とも減少しておりますが，これは野球，ソフトボール以外の利用件数の減少が主な要因で，平成24年度に全国ゲートボール大会が開催されたことや，平成24年度から25年度にかけて陸上競技場の芝生の養生のため，野球場でのサッカー利用が多かったためでございます。野球場は，建設されてから今年で58年経過しようとしております。これまでも利用者の利便性や他地域の野

球場の施設の改修等を考慮し，指宿市の野球場も改修を重ねてきております。大きな改修としましては，昭和54年度の夜間照明設備設置工事や，平成6年，平成7年度の内外野フェンス衝突材設置等の改修，平成21年度の防球ネットの設置などの改修を行っております。今後は，さらに大会や合宿を誘致するためには，内野席の改修や電光式スコアボード設置など，大規模な改修が必要だと考えております。

続きまして，市民会館についてであります。市民会館は昭和44年に開館し，市民の芸術，文化活動や福祉増進に資する施設として運営されております。しかし，建築後46年が経過しており，経年劣化による老朽化が顕著に見られ，これまで建物施設等の維持補修に多額の市費を投入しております。このような状況を踏まえ，市では平成25年10月に大規模改修，又は建替えを行う方針を決定し，本年度，今後の施設整備のための市民会館基本構想を作成することとしております。

○総務部参与（有留茂人）　サッカー場の新設計画についてであります。21年前に日本サッカープロリーグ，Ｊリーグが発足し，それ以来，市内にある民間企業の整備したサッカー場には，浦和レッズや柏レイソル，名古屋グランパスなどのＪ1チームや，なでしこリーグの岡山湯郷ベル，鹿児島ユナイテッドＦＣがキャンプに訪れております。海外からは中国スーパーリーグの杭州緑城や2002年日韓ワールドカップの際にはフランス代表チームが訪れました。そして，日本の男子代表チームは，昨年のブラジルワールドカップ直前合宿を含め，延べ4回も本市を訪れるなど，サッカー合宿のまちとして，全国に指宿の名が知れ渡るようになっております。また，県内では一早く52年前に柳田小学校にサッカースポーツ少年団が設立されて以来，市内でもサッカー競技が広まり，プロ選手としてＪリーガーを輩出したり，ＪＦＬの鹿児島ユナイテッドＦＣやなでしこリーグで活躍したりする選手，そして注目すべきはオリンピックで銀メダルを獲得し，現在カナダで行われている女子ワールドカップに出場している福元美穂選手を輩出するなど，本市ではサッカー競技がスポーツ文化として定着し，地域活性化や人材育成に大きな役割を果たしていると思っております。そのような中，指宿商工会議所と指宿市観光協会の連名でサッカー場新設について要望書をいただいたり，指宿市サッカー協会及びサッカーファミリーの方々4,438名からサッカー競技場の整備について，要望書と署名簿をいただいたりするなど，市内にサッカー場新設を要望する声が多く上がっております。また，社会的な情勢として，2019年のラグビーワールドカップ大会や翌2020年夏の東京オリンピック，パラリンピック並びに同年10月開催予定となる鹿児島国体など，大きなスポーツイベントが計画をされており，サッカー場の整備については，スポーツに取り組む方々の競技力の向上をはじめ，インバウンドを含めた交流人口の拡大や地域経済の活性化に大きな期待が寄せられております。本市としましても，現在，鹿児島県立サッカー・ラグビー場や熊本県大津町運動公園などの先進地視察を進めており，どのような施設が不足し，また必要なのか，調査研究に取り組んでいるところでございます。

○市民生活部長（牟田浩一）　メリケントキンソウという雑草が爆発的に増えているが，その状況をどのように把握しているかというご質問でした。メリケントキンソウは，南米原産の外来植物であり，1930年頃から日本各地で生息が確認されております。この植物は日当たりのよい場所を好んで生息しているため，特に公園や学校校庭などに多くあるということです。この植物は1年草で，10月頃に発芽して，4月から5月に開花して，5月から6月に硬いとげを持った種子を付け，その後，枯れてしまいます。メリケントキンソウは，特定外来生物には指定されておりませんけれども，芝生などに混ざって生息していることが多く，種子のとげでけがをするおそれがございます。また，この種子が靴底や車のタイヤなどに付着することで，生息範囲が広がっていきます。そのため，人が多く利用する場所ほど多く生息しているということです。鹿児島県内では初めて確認された時期については不明でございますが，平成26年8月現在で鹿児島市，鹿屋市，南さつま市，志布志市，屋久島町で確認されておりまして，本市でもセントラルパークや市役所敷地内で確認されております。現在，指宿市が所管している施設については，調査中でございます。以上です。

○１０番議員（森時徳）　なのはな館の問題から，ちょっとお伺いしたいと思うんですが，現在まで2回ほど交渉をしたということでございますが，なのはな館は県の施設でありますが，私どもも県民の一人としてですね，本当に無駄な建物と言いますかですね，もったいないなといつも思っているところでございます。運営が厳しくなって閉館，そして本市にくれるというありがたいお言葉でありますが，しかし，先ほど市長の方からも交渉の中でも出ましたけれども，運営は難しいと，全部もらってですね。その中で，指宿市が譲っていただいて運営する場合は，一部解体，使えるところは使いたいというような，受け取り方をしたんですけれども，市として，もしですよ，交渉の中でどこまでいっているか分かりませんけども，私の提案としましては，何と言いますか，ホールとか，それから視聴覚室ですかね，それから会議室なんかがありますけど，あの部分を最低限残してもらって，管理費の掛からない部分だけ残してもらって，後は思いきってですね，解体して更地にしてもらうと。そういうところまで話はいっていないのかな，どうなのかなと思うんですが，それについてはどうでしょうか。

○総務部参与（有留茂人）　今年度に入って3回ほど県と協議をしてるところでございます。県との協議の中で，維持管理費が掛かるとか，そういうふうな問題，それと3月に利活用検討委員会で協議をしていただき，市として利活用構想を策定しましたけれども，その利活用の構想をどのように今後進めていくのかというふうな問題。それと，県に雨漏り等の補修をするというふうなことでお願いをしておりますが，その後，その補修のいかんによっては，今の形状からしまして，また雨漏り等がするというようなことも考えられることから，今の時点ではどこを残してとか，そういうところまでは話はしていませんで，この3回の協議の中で，その維持管理費も含めた問題，それと利活用策の問題等もあり，一部解体も選択肢の一

つだというふうなところまでで，今，協議が終わっているところでございます。

○１０番議員（森時徳）　県との交渉の中で，県の方からは，そんなにどこどこを残してくれとか，どこについてはいいですよとか，そういう話はいってないような感じですけれども，県としてはどうしても残したい，あるいはその設計者に対しての配慮と言いますかね，そういうものとか，それから今度，11月に国民文化祭が開かれて，なのはな館を利用して開催するわけですけれども，それらについて，ホールなんかもですね，本当に丸い屋根部分を除けばですね，本当にですね，もったいないと，市民としてはですね，本当，いろんなものに使えそうな感じがするんですけども，あれらについてもちょっと，そういうお金の掛かるところは県の方が持ってもらって，掛からないところだけ，いいとこ取りというわけじゃないですけども，そういう交渉の仕方もあると思うんですけど，そこまではまだいってないということなんですかね。

○総務部参与（有留茂人）　県の意向としましては，県でこれまでなのはな館の運営をしてきて閉館となって，一部，今，休止ということになっているところですけども，県の責任で，施設の利活用を今後するというふうなことは，考えていないというところでございます。市の方でその利活用の検討をしていただきたいというふうなことで，県としても一部その施設を運営をしていくというふうなことは，県としては考えていないということです。

○１０番議員（森時徳）　なのはな館も県もですね，国の補助を受けて建てて，まだ償還も終わっていないという話も聞いているんですが，やはりですね，県民の一人であります私にとってもですね，本当，残念な施設なんですけども，指宿市民としてはですね，やはりこう，譲り受けて運営するようなことがありましたらですね，やはりこう，市民に負担の掛からないようにね，やっていただきたいと思うんですが，話合いの中でですね，県としても閉館して何年ですか，もう7年ぐらいなるんですかね，6，7年。早く解決して，身を軽くしたいと言いますか，その考えだと思うんですよね。ですから，ここはですね，お互いに納得のいくと言いますか，誠意を持ってですね，交渉していただいて，早く決着するという気持はないのかどうかですね，お伺いしたいと思います。

○総務部参与（有留茂人）　県からは，年内を目標に譲渡問題について，結論を出したいとの意向を伺っているところです。市としましても，今年中には一定の方向性を出せればと考えておりますが，あくまでもなのはな館の譲渡を受ける場合には，後年度，市に大きな財政負担があってはならないということが協議の前提でありますので，その懸念が解消されるまで，今後も協議を続けてまいりたいと思っております。

○１０番議員（森時徳）　お互い誠意を持って，お互いにですね，いい方向にもっていけるように，ひとつ協力して，皆さんで当たっていただきたいと思います。

次に移ります。体育文化施設について2回目伺いますが，先ほど，野球場についてもいろいろ利用状況についてお話いただきましたが，年次的と言いますか，ちょこちょこ改修をし

ているようですが，全面的に改修となったら，相当なですね，費用が掛かるということは重々承知しているんですが，バックネットや電光掲示板は1億ぐらい掛かるんじゃないかと言われているんですけども，国民体育大会でソフトボールか何かの，今度，指宿でやるんでしたかね。何かそういう話も聞いているんですが，利用者からの要望とか意見，バックネット辺りもですね，ちょっと使いにくいし，あるいはその，向きがちょっと違うと，ちょうど外野にフライが上がったとき，日が当たったりとかですね，何かちょっと向きが違うんじゃないかという話もありますけども，その辺の利用者からですね，ああしてほしい，こうしてほしいという要望というのはないものかですね，あったら教えていただきたいと思います。

○教育部長（浜島勝義）　まず，利用者についてなんですが，指宿市営野球場のキャンプ，合宿等の利用状況は，その年によって変動がございますが，平成25年度，26年度ともに社会人のホンダの女子ソフトボール部と，三菱横浜の野球部が合宿を行っております。また，平成25年度には日本体育大学女子野球部が，平成26年度には近畿大学準硬式野球部が合宿をしております。改修等の要望でありますが，毎年，女性の合宿利用がありまして，市営野球場のトイレは男女共同の入口となっており，男女別々の入口のトイレの設置や，女子更衣室の要望があるところでございます。また，近隣の野球場を含め，バックネット裏に観客席がないのは指宿市の野球場のみであり，今後の改修時に観客席を建設し，その下に男女別のトイレの設置等も必要ではないかと考えているところでございます。

○１０番議員（森時徳）　是非ですね，野球というのは，日本にとってメジャーなスポーツですので，たくさんの方が，やっぱり合宿してほしいためにはですね，とにかく財政的な面もありますけれども，いい方向に改修していただいて，バックネットなんかは，なかなか1億となれば簡単に，電光掲示板ですか，そういうのはできないと，簡単にできないと思いますけれども，できるところからやっていただき，やはりたくさんの合宿ができればですね，市の活性化にもなるんじゃないかと思いますので，ひとつ頑張っていただきたいと思います。

それから，サッカー場についてですが，現在，いろいろ調査研究しているようでございますが，野球と比べて，近年は特にですね，サッカーというのは世界的に，本当，メジャーで競技者も，それからファンの方も多いわけですけども，どの程度と言いますか，国際的に通用すると言いますかね，国際的なチームが来て，そういう大会を開けるような施設を造るのか，それと後，サブグラウンドを含めてですね，造るのか，それについてはどうなんでしょうか。

○総務部参与（有留茂人）　サッカー場の施設の規模等につきましては，広さ，それからＪ1クラスにするのか，Ｊ2，Ｊ3，ＪＦＬクラスにするのか，こういうことで施設の規模等も基準が設けられているところでございます。また，客席の形態，スタンドを造るのかどうか，管理棟の形態，それから付帯施設のスコアボードやチームベンチ，照明等のことも考えていかなければならないと思っております。そのようなことから，どのような施設が不足して，必

要なのかというふうなことを，今，調査研究に取り組んでいるところでございますので，その規模等につきましても，この中で考えていきたいと思っております。

○１０番議員（森時徳）　国際的に通用するようなですね，施設を造れば，現在，民間に来ていらっしゃるＪ1クラスの方もですね，複数チームが指宿に，同時に来られるんじゃないかと，期待いたすところでございますが，場所的にはですね，造るとなったら候補地としてどの辺があるのか。あるいは複数あるのかですね，お聞かせできればと思います。

○総務部参与（有留茂人）　場所ということでございますけれども，建設するとなった場合は，ある程度まとまった土地が必要となることから，用地取得が最も大きな課題になると思っております。他の体育施設の配置や施設整備の検討と併せて，候補地を考えていく必要があると思っております。

○１０番議員（森時徳）　まだ，場所としては絞ってないということでよろしいんですか。

○総務部参与（有留茂人）　場所については，そのサッカー場の規模，広さ等もありますので，また，まとまった土地が必要となることから，今のところ検討中というところでございます。

○１０番議員（森時徳）　まだまだ計画，あるいはその調査が始まったばかりみたいでございますけれども，このような大きなですね，国際的に通用するようなサッカー場を造るとなったらですね，やはり財源だと思うんですよね。財源をどうするのか。どのくらいの見込みなのかですね，そこら辺，分かっている範囲内でお願いします。

○総務部参与（有留茂人）　財源に関しましては，他の自治体の例では日本サッカー協会や日本スポーツ振興センター，いわゆるｔｏｔｏですけれども，などの施設整備助成金などを使って整備をしているところもあると聞いておりますので，こちらについても，今，調査研究を進めております。また，その財源の規模につきましても，先ほど答弁させていただきましたけれども，どういうサッカー場，広さ，規模を造るかというふうなことでも，その建設費用等が変わってくるというふうなことですので，いろいろな先進地を調査研究して，そこをまとめていきたいと思っております。

○１０番議員（森時徳）　なかなか，まだ，まとまってないから，明確な回答が出てきませんけど，具体的にはいつ頃，計画が議会や市民に対して発表できるかですね，それについてはどうでしょうか。

○市長（豊留悦男）　2020年という東京オリンピック，パラリンピックというのは，一応の目標，その前の海外チームの合宿を含めて，完成をさせなければならないと考えております。国内合宿地の候補市として手を挙げました。特に，日本サッカー協会に数回参りました。やはり，ワールドカップのときにフランスチームがキャンプに来たときの指宿の良さというのを，サッカー関係者を含めて，大変高く評価をしていただいております。そういう意味で，是非，東京オリンピックのときには，海外のチームが指宿でキャンプをしていただきたいと

いう強い思いがあります。そのためにどうするか。逆算していきますと，早く計画をして，着手しなければ間に合わなくなります。これまで，国内の合宿地として，特にサッカーにおいては，市がそういう施設を持っていないわけですから，合宿誘致をしたいと，国内の合宿地として手を挙げるということはできなかったわけであります。民間施設がだめだと言ったら，自分のところで持っていないのに，なぜ合宿地として手を挙げられるのかと言われたときには，どうしようもありません。そういう意味で，合宿地として手を挙げる以上は，それなりの施設整備を図らなければならないと考えております。そうしますと，どのような工事工程，そしていつ頃までにというのを計画の中に織り込みながら，可能な限り早く，この計画は議員の皆さんにお示しし，市民の理解を得ながらサッカー場建設については推進をしてまいりたいと思います。

○１０番議員（森時徳）　2020年のオリンピックを目標と，その前に完成したいということですが，やはりですね，財源でございますので，その財源の在り方ですね，市民に負担の掛からないようなですね，市の財政に負担にならないような財政の組み方をしていくべきじゃないかと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それから，これにちょっと，体育施設に関連してですけれども，体育館にはシャワー施設があるんですが，現在，お湯が出ていないわけなんですよね。指宿は温泉地でありながら温泉シャワーが出ないと，市民の方からもですね，いろんな体育施設を造るんだったら，サッカー場にしてもそうですけども，やはりしっかりとしたシャワー施設やですね，そういうのを有料でもいいですから，造っていただきたいという願いもありましたので，要望として挙げておきます。

それから，市民会館についてお伺いしたいと思います。市民会館は建築後46年ということでですね，本当，指宿市の文化施設の中でもですね，古い方でございますが，今の会館は御存じのとおり，いすも狭くてですね，現代の方は体が大きいもんですから，なかなかですね，合いません。また，中ホールみたいな付属の施設も少なくですね，同時に行事を行うということは，これはなかなかですね，状態を見てきていますので，本当に無駄なところが多いなと思っているんですが，そこで，これも提案なんですが，なのはな館の不用な施設を解体したらですね，是非ですね，ここにこう，市民会館を開設できないかなと。県の方にこれを言うわけにはいきませんけれども，是非ですね，あの広いなのはな館，それからあそこに市民会館ができればですね，文化，スポーツ，それからそういう福祉関係を含めてですね，一つのゾーンになって，あの辺がまた活性化するんじゃないかと思うんですけど，これについてはどうでしょうか。

○教育部長（浜島勝義）　市民会館の大規模改修又は建替えの方針につきましては，今後の基本構想策定を受けて決定していくことになります。なのはな館敷地の活用につきましては，なのはな館利活用検討委員会の報告書を受けて作成されました利活用構想の中で，市民会館の

整備につきましても触れてありますので，市民会館基本構想策定の中で候補地の一つとして検討されることになると考えております。

○１０番議員（森時徳）　基本構想を今から作るということですが，これもどのくらいの期間で，いつ頃出されるとか，そういうのを大体決めていらっしゃいますか。

○教育部長（浜島勝義）　この基本構想は，その必要性，規模からも重要な構想でありますので，新築なのか，大規模改修なのかも含めまして，場所の問題，施設の規模やその主な整備内容等につきまして，業者からその案を提案していただくプロポーザル方式を考えております。現在，その準備を進めているところでございますが，その業者が決まりまして，契約を8月の末，2月末までには構想をという考えになっております。

○１０番議員（森時徳）　なのはな館には先ほど言いましたように，いろんな小ホールや会議室等，いろいろですね，利用できる施設がありますので，もしここに市民会館ができたら，そのような付属施設はですね，要らないわけですので，少しでもですね，安くていいのができるんじゃないかと，移転新築した場合ですよ，できるんじゃないかと思いますけれども，どちらにしても，大規模改修にしても，新しく造るにしても，相当なこれはお金が掛かりますので，これもですね，やはりこう財源的にはしっかりと市に負担のないようなですね，構想を練っていただければと思っております。要望でございます。

それから，市長になのはな館やスポーツ施設について，先ほどちょっと触れていただきましたけれども，スポーツ施設の整備でですね，多くの合宿や大会等が誘致できることはですね，国内外へ指宿の良さ，観光地としての魅力を発信できることは，大変すばらしいことだと思っております。本市は基幹産業である農業，温泉，これが財産であります。昨日もですね，同僚議員が一般質問の中で地方創生や少子化対策などの質問もありました。その中で，総合戦略会議なるものもですね，つくって指宿市の活性化について，いろいろ協議しているようでございますけれども，指宿も少子高齢化が進み，しかし，指宿市は進むけれども農業と観光があると，それがやはりですね，総合戦略会議の中のですね，基本じゃないでしょうか。農業で金を皆さん，たくさん稼いでいただき，観光客の方に来ていただいて，たくさん金を落してもらうと。金が落ちるところには，人が集まり，企業が集まるんじゃないかと私は思っているところでございます。今のところ企業と言いましても，指宿の場合は，パチンコ屋が多いわけですけれども，農業，観光が発展することは，やはり雇用も増えると思っております。そこでですね，市長にこれらの市政運営についてですね，本当にこう，新しい施設を造るんだったら財政的にも大変だと。しかし，やるべきとき，やらなくちゃならないこともいっぱいあるわけです。そこはですね，市長のリーダーシップが大事だと思いますけれども，市長のこの市政運営に対する思い，それから，先ほど言いました，なのはな館の問題，サッカー場の問題，いろんな問題がありますけれども，これらについて総合的にですね，どのように市長は運営していくつもりか，お考えをお聞かせ願います。

○市長（豊留悦男）　スポーツ合宿やキャンプ等により交流人口が増え，そして地域の経済の活性化が図れるというのは事実であります。陸上競技場を改修いたしました。改修前と改修後，明らかに合宿利用者が増えたのは議員の皆さんもご承知のとおりであります。費用対効果を考えたときに，あの陸上競技場の改修はやってよかった，そのような評価になるのではないかと思います。野球場，サッカー場，市民会館についても同じであろうと思います。先日，フラフェスティバルが行われました。市民会館での開催，恐らくこれが続くと参加チームは減ってきただろうと思います。なぜならば，カクテルパーティのときに市民会館だと，あの服装をして手洗いができない。どうするんですか。2年目の参加者の意見であります。様々な舞踊の発表もされております。着物を着て行けますかと。リハーサル室も限られております。そこで，市内のホテルにお願いをし，実費程度で，あのフラフェスティバルの会場を借りました。行かれた方はもうお分かりだと思いますけれども，参加者は大変喜んでくれました。リハーサル室がある。手洗いは心配はない。雨が降ってもできる。まさしくこれが，利用者の側に立った施設の整備であろうと思っております。野球場については，プロ野球の関係者が見に来たわけであります。野球場を改修したら指宿でやりたいという強い思いもありました。しかし，財政的な基盤の裏付けがないとできないという，それは当たり前のことですけれども，それを考えていたらいつまで経ってもプロのキャンプは来ないというのも事実であります。高校野球連盟の方もまいりました。桜島の灰が大変だと。鹿児島でできないときには姶良まで行くんだと。実は指宿だとＪＲが通っているし，利用がしやすいのだと。しかし，電光掲示板がない。トイレが男女兼用である。スタンドがない。様々な問題を指摘されました。しかし，それを問題にして，できないというのは簡単であるけれども，何とか総合スポーツ施設の整備，文化・体育施設の整備というのは，避けて通れない本市の課題であると私は思っております。サッカー場についてもしかりであります。しかし，その財政基盤の確立，どうするのかというのを議員の皆さんに明らかにした上で，今後，何年間でどのような整備を図るかということについて，現在，市長公室を中心に考えているところであります。どうか理解をいただいて，この体育・文化施設の整備については，本市としては計画的にやっていかなければならないと思っております。市民会館その他，施設の整備，財政の厳しい折に，たくさんのやらなければならない仕事もございます。なのはな館もあります。しかし，これまで積み残されていた課題を解決しないわけにはいかないわけであります。是非，議員の皆さんにもご理解をいただき，執行部として提案ができるような体制をつくってまいりますので，ご支援，ご協力，ご理解をいただきたいと思います。

○１０番議員（森時徳）　しっかりとやっていただきたいと思いますが，やはり議会や市民の方にもですね，情報公開できるところは，じゃんじゃん情報公開していただき，協力をもらっていただきたいと思います。

次に，メリケントキンソウに入りたいと思いますが，名前はなかなか片仮名でしゃれた名

前なんですが，非常にですね，先ほど答弁がありましたように，とげが鋭くてですね，本当に手を付いたらもう10個，20個，手にとげが刺さってきます。セントラルパークに私も行ってびっくりしまして，それで今回，質問させていただいたわけですけども，あそこは温泉祭の一番の会場でございます。子供たちが裸足で走るとか，それからあそこに座ってですね，食事をしたり，物を食べたりすることはできません。メリケントキンソウの痛さを知らない方はですね，是非ですね，あそこに行って裸足で走ってみてください。本当にですね，私も1回，知らないで片足付いたら，動けないんですよね。たまたま靴を持ってましたので，その靴を履きましたけれども，本当にですね，だから憎きメリケントキンソウということで，今日は質問させていただくんですが，本当にこれ，駆除の仕方もですね，いろいろ調べていると思うんですけど，非常に難しいと思うんですよ。びっしり芝生の間に生えていますので，その駆除についてはですね，何かいい方法はあるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一）　議員がおっしゃるとおりメリケントキンソウは，非常に厄介な植物で，草丈が低いために一般的な芝刈り機などの駆除が難しいとされております。そのため，種を付ける前に，手作業で根から取り除くなどの方法が有効的でもございます。また，除草剤でも駆除できるとされております。除草剤で駆除する場合は，発芽後から生育初期までに散布すると効果が高いとされております。10月の発芽時期後に散布するのが良いというふうに文献には載っているようです。本市としましては，現在，メリケントキンソウについての市民向けのチラシを作製中でございます。今後は，完成したチラシの配布とか，あるいは市のホームページとか，広報いぶすきへの記事の掲載などをして周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○１０番議員（森時徳）　一番いい駆除方法というのは，先ほど手で取るとか，あるいは除草剤をまくとかということでしたけれども，本当にこう，セントラルパークは温泉祭があります。それから，学校とかも，本当，びっしり生えているんですよね。そこは除草剤なんか使えないと思うんですよ。そこら辺のやっぱり把握をですね，しっかりして，どうしたらいいかですね，対策を立てないと，本当に芝生も一緒に根こそぎ取って焼却しないとだめじゃないかなと，私は思うぐらいですね，休暇村広場もそうですが，中学校も，北中もいっぱい生えていました。指宿小学校も生えていました。だからそこをですね，実態調査をしっかりして，どうしたら一番いい駆除方法があるのか。やはり学校とかなんかは，除草剤をまけませんし，あるいは芝生ごと根こそぎとるとなったら，莫大なですね，費用も掛かるでしょうし，そこはしっかりとですね，やっていかないといけないと思うんですが，そこら辺についてはまだ研究していないというか，対策とか，何か立ててないんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一）　先ほど答弁いたしました調査の結果を踏まえまして，関係部署とそういう情報を共有するとともに，この植物への対策について，検討してまいりたいという

ふうに考えております。以上です。

○１０番議員（森時徳）　まだ，危機感があんまりないような気もするんですが，本当にですね，この雑草は，繁殖力が強いと言いますかね，本当に，そこの上を歩いたら靴の底についてですね，それをまたほかのところに持って行く。それがまた現在，4月と10月，こっちは暖かい，2回ですよね。咲いて，またそれが恐らく10月頃，また咲くと思うんですけれども，本当にですね，早く手を打たないとだめじゃないかと，私も以前学校の方に行って，メリケントキンソウ，とげのある草が今の少ないうちに取らんとだめですよと言ったけど，危機感がそんなにないんですよね。普段は裸足で歩いていませんから，靴を履いて歩いていますから。だから，早く手を打たないと，これはですね，市としても，もし公園とか学校のですね，駆除に掛かる費用といったらですね，除草剤をまくだけで済むのかなと。是非ですね，これは財政もそうですけれども，いろんな全国的にインターネットとか，あるいはその駆除方法についてですね，一生懸命勉強しないと，莫大な費用が掛かると思います。志布志市なんかもですね，何か，ホームページで出ているようでようでございますけれども，本当にやっかいな植物で立入禁止にしているというような話も出ておりますので，本当に駆除になったら，全面的にそこのへんの芝を剥がなくちゃいけないと，莫大な費用が掛かると思いますので，是非ですね，そこはもう早く，手を打って，学校の方もですね，学校に連絡して，学校の方で調査していただいて，どのくらいの面積でどのくらい生えているかとか，学校の子供たちがですね，恐らく学校の子供たちは裸足で歩くと思いますので，そこら辺もですね，しっかりと調査して，早く対策を立てていただきたいと思います。今日は明確な回答をいろいろいただきましたので，これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（新宮領進）　これにて一般質問を終結いたします。

△　散　会

○議長（新宮領進）　お諮りいたします。

6月22日は本会議の日でありましたが，一般質問の終結により休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって，6月22日は休会とすることに決定をいたしました。

以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会　午後　４時０４分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　長　　新宮領　　進

議　員　　松　下　喜久雄

議　員　　前之園　正　和

第　２　回　定　例　会

平成 27 年 6 月 25 日

（第４日）

第２回指宿市議会定例会会議録

平成27年６月25日　午前10時　開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１．議事日程

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　議案第51号　指宿市税条例の一部改正について

○日程第３　議案第52号　指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について

○日程第４　議案第53号　指宿市障害児通園施設条例の一部改正について

○日程第５　議案第54号　指宿市国民健康保険条例の一部改正について

○日程第６　議案第55号　指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について

○日程第７　議案第56号　平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について

○日程第８　議案第57号　平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第９　審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第3号）

○日程第10　閉会中の継続審査について（陳情第1号，陳情第2号）

○日程第11　議案第58号　平成27年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について

○日程第12　意見書案第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための，2016年度政府予算に係る意見書（案）

○日程第13　意見書案第２号　「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）

○日程第14　議員派遣の件

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員

１番議員	外　薗　幸　吉	２番議員	臼　山　正　志
３番議員	恒　吉　太　吾	４番議員	井　元　伸　明
５番議員	吉　村　重　則	６番議員	西　森　三　義
７番議員	浜　田　藤　幸	８番議員	東　　伸　行
９番議員	高　田　チヨ子	10番議員	森　　時　徳
11番議員	髙　橋　三　樹	12番議員	福　永　徳　郎
13番議員	前　原　六　則	14番議員	松　下　喜久雄
15番議員	前之園　正　和	16番議員	木　原　繁　昭

17番議員	中　村　洋　幸	18番議員	新川床　金　春
19番議員	下川床　　泉	21番議員	新宮領　　進

1．欠席議員

なし

1．地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	佐藤　寛	教育長	西森廣幸
総務部長	髙野重夫	市民生活部長	牟田浩一
健康福祉部長	下敷領　正	産業振興部長	廣森敏幸
農政部長	新留幸一	建設部長	山下康彦
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	有留茂人
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路　潔	市民協働課長	下吉一宏
長寿介護課長	西　浩孝		

1．職務のため出席した事務局職員

事務局長	森　和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△　開　　議　　午前１０時００分

○議長（新宮領進）　ただいまご出席の人員は，定足数に達しておりますので，これより本日の会議を開きます。

△　会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進）　まず，日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により議長において，木原繁昭議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△　議案第51号～議案第54号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第2，議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，から，日程第5，議案第54号，指宿市国民健康保険条例の一部改正について，までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子）　おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，から，議案第54号，指宿市国民健康保険条例の一部改正について，までの4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月9日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，議案第52号から議案第54号までの3議案については，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが，議案第51号については，反対討論として，マイナンバー法は，国民の預貯金や健康診断の医療情報なども含めて統合される方向で，ますます危険は高くなると思います。国の機関である日本年金機構ですら情報流出を防げず，対応もできなかったということは重大だと考えます。そのような意味で，マイナンバー法が前提となった議案でもありますので，反対をいたしますというものがあり，起立採決の結果，起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第51号について。マイナンバー法に関わる部分が含まれていますが，マイナンバー法の番号が実際に振られるのはいつで，本人への告知方法はどのようになっていますかとの質疑に対し，平成27年10月以降，区市町村から原則として住民票に登録された住所宛にマイナンバーの通知書を送ることになりますとの答弁でした。

今回の市税条例の一部改正により，たばこも特例廃止などで税収が見込まれますが，税収に関して計算されたことはありますかとの質疑に対し，旧3級品のたばこの販売本数は，一般品と比べて少ないことから，今のところ影響額は計算しておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，議案第52号について。国の法律改正に伴い，指宿市も条例改正をするということですが，情報サービス事業所や農林水産物等販売所について，指宿市内で対象として想定される施設はあるのですかとの質疑に対し，現時点において，該当施設の把握はしていないところです。今後の可能性としては，今回の改正で追加された農林水産物等販売所が想定されますが，本市では設備等の取得価格が2,700万円超の場合は，事業者にとって有利な過疎地域産業開発促進条例を優先して適用することから，取得価格が2,700万円以下で500万円以上の事業所がある場合に該当することが見込まれますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，議案第53号について。移設に伴う住所地の変更ということですが，実際上はどうなっているのですか。全く，まだ新しいところは使っていないのか，もう使っているのか，その点はどうですかとの質疑に対し，工期が5月7日から7月27日までとなっており，8月上旬に移設できるように計画しているところですとの答弁でした。

移行日の前後に条例上の住所地と，実際に事故が起きたときの場所が違った場合に，損害賠償保険などの問題はないのですかとの質疑に対し，例えば，旧施設についても1か月延ばすなり，十分保険が受けられるような対応を取りたいと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお，議案第54号については，質疑，意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　議案第51号について，反対の討論を行います。

マイナンバー法施行が前提になった議案となっています。マイナンバー法は，個人情報漏えいなどセキュリティー上の問題や，国による国民への管理，監視機能の問題などが言われていますが，ウイルスによるものだったとはいえ，日本年金機構の漏えいが現実に起きて，氏名，基礎年金番号，生年月日，住所が漏れていたことが明らかになりました。マイナンバ

一法は今後，国民の預貯金や健康診断情報など，あらゆるものが統合され，危険度はますます深まっていきます。国の機関である日本年金機構ですら情報流出を防げず，対応できなかったことは重大であります。そのマイナンバー法が前提となった議案でもありますので，反対をいたします。

○議長（新宮領進）　以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第52号から議案第54号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第52号から議案第54号までの3議案は，原案のとおり可決されました。

次は，議案第51号，指宿市税条例の一部改正について，を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進）　起立多数であります。

よって，議案第51号は，原案のとおり可決されました。

△　議案第55号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第6，議案第55号，指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について，を議題といたします。

本案は，産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義）　産業建設委員会へ付託されました議案第55号，指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月10日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

この奨励金を受けることができる対象施設の雇用人数の条件が，新設及び増設については，10人以上から5人以上に改正されるということですが，この雇用人数は正規雇用だけと思いますが，パートも含むのですかとの質疑に対し，雇用となるのは常勤職員だけで，パートは含んでおりません。これにつきましては，施行規則の第3条に規定してありますとの答弁でした。

半島振興法で情報サービス事業所と農林水産物等の販売所を追加するためというような項目がありますが，現時点で本市にそういう事業所，販売所というのがどのくらいあるんですかとの質疑に対し，情報サービス事業というのはないと思います。農林水産物等販売所につきましては，観光客向けの農林水産物の直売所や農家レストランとなっておりますので，山川の西大山駅にありますかいもん市場久太郎，それから玉利にあるいぶすき紬の農家レストランが，もし人を雇用していれば該当するのかなと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

前之園正和議員。

○１５番議員（前之園正和）　私は議案提案のときに議案質疑を行ったわけですが，そのときに条例では増設と新設ということが対象になっているわけですが，移設のときに関して若干伺いました。そのときに明らかになったのは，条例では移設という規定はないんですが，1か所を閉じて1か所を造るとすれば，その新しい部分について新設という扱いをして，そこが今回の改正によれば5人いれば適用されるという判断だったかと思うんです。そのことから言えば，全体として雇用人数が減っても，新しいところについて5人を超えれば適用されるというのは，若干おかしいんじゃないかというようなことを質疑の中でやり取りしたんですが，その移設に関する矛盾と言いましょうか，運用の仕方と言いましょうか，そこを問題としたような質疑とかいうようなことはされなかったんでしょうか。

○産業建設委員長（西森三義）　それについてはですね，質疑をですね，今後こういうものを申請していくと，この対象になっていくというふうに捉えていいのですかという質疑があったんですよ。その中で，答弁が今後新しく新設して，5人以上常勤の職員を雇用した場合には，該当しますということの答弁をいただいております。以上です。

○１５番議員（前之園正和）　ということは，私が議案質疑のときに行ったことが重ねて質疑なされて，それに対する答弁が同じようなものがあったというだけで，さらにそこを解明するような，それ以上のものはなかったということでよろしいんでしょうか。

○産業建設委員長（西森三義）　はい，そのとおりでございます。

○議長（新宮領進）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって，議案第55号は，原案のとおり可決されました。

△　議案第56号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第7，議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，を議題といたします。

本案は，各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので，まず，総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭）　総務水道委員会へ分割付託されました議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月8日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

地熱の恵みの活用で全額補助金をいただくということで，今回のこのプロジェクトの利点を挙げるとすれば，どういう点があるのですかとの質疑に対し，今回ジョグメックの補助金をいただき地熱の調査を行い，その後，またジョグメックの補助金をいただき掘削を予定しています。その掘削から出た蒸気を発電事業者に売ることにより，市に蒸気料金が入ってくるということと，発電した温泉熱を利用して6次産業とか，そういう部分のカスケード利用ができるということですとの答弁でした。

指宿市が蒸気を売る金額ですが，具体的な単価というのは大体決まっているのですかとの

質疑に対し，これについては，まだ，どのくらいのポテンシャルがあるという部分も決定していませんので，そういうポテンシャル等が決まった後の協議になると思いますとの答弁でした。

霧島市の方で地熱発電をやっていて，泉源が枯渇したという話も聞いたことがあるのですが，日本一の露天風呂のたまて箱温泉の横で掘削するわけです。たまて箱温泉やヘルシーランド，山川砂むしに影響はないということでよろしいですかとの質疑に対し，温泉事業を営む方の中には，やはり地熱発電に伴って，温泉に影響があるのではないかという心配をされる方もいらっしゃいます。温泉事業者の皆さんを含め，地元の皆様方の理解が重要と考えております。そこで，この地表調査により，地下の構造を把握し，山川地熱発電所にて長期にモニタリングをしている温泉データの活用を加えて，ヘルシーランド周辺等の調査を行いながら，周辺の影響について評価する予定にしております。これらの調査結果等は地元の皆様と情報を共有し，ご理解を得ながら進めていきたいと考えておりますとの答弁でした。

今回，調査をするに当たって，将来的に発電する場合に，どのくらいの深さの掘削を考えているのですかとの質疑に対し，電磁探査と重力の部分は，既存のデータがありますので，まずはしっかり調査をして，そこでポテンシャルがある位置を確認して掘削するというようなことを考えています。今の段階では，何mというようなことは申し上げられないところですとの答弁でした。

こういう事業を進めていけば，将来的に指宿市も土地を保有しているという関係で幾らかの利益があるという説明がありましたが，この事業費について，指宿市が幾らか準備しないとこの事業は進んでいかないということはないのですかとの質疑に対し，今後は，この調査をした後に，調査井の掘削に入ります。調査井の掘削までがジョグメックの費用をいただいて実施するところです。その後，資源量の評価をして，地熱発電ができるかどうかを把握した上で発電機の発注に入ります。今回の枠組みというのは，あくまでも調査井の井戸は市が掘って，発電に関わる施設については，今回公募に至った九州電力とセイカスポーツセンターが共同の会社を指宿市内に設立して，発電に関わる建設費を負担するというような枠組みを考えていますとの答弁でした。

今回のセイカスポーツセンター，九電，外3社以外でも地熱発電に関する問合せがあるという説明でしたが，何社ぐらい来ていますかとの質疑に対し，太陽光の買取り価格が下がってきますし，九電の方としても調整をしていくというようなことを発表してから，かなり問合せがあり，10件程度は把握しているところですとの答弁でした。

今回の枠組みでは，蒸気を売って市の財源になるという説明ですが，業者が仮に開発した場合に，固定資産税も市の方に入ってくるのですかとの質疑に対し，今回の協議の中では地域振興策も設けています。やはり大事なのは指宿市に会社をつくっていただいて，固定資産税なり，法人税なりを納めていただくというところも求めていかないといけないと考えてい

ますし，熱量で売り上げたピット製造で出た部分については，基金を設ける予定ですので，参入事業者からも寄附を求めていきたいと考えておりますとの答弁でした。

市内には，温泉を利用した事業者等がたくさんいるわけですが，もし，温泉が出なくなった，温度が下がった，そういう問題が発生した場合の補償的な部分というのはどのように考えていますかとの質疑に対し，地熱発電による支障が出たときは，温泉井検討委員会を設置していますので，その中で原因究明から十分検討していくことになっていますとの答弁でした。

意見として，補償関係の話が出ましたが，因果関係を証明するためにも，裁判も長期化しますので，そういった協定書を作るときは迅速に対応する，何か不自然なことがあったら，すぐ検討委員会を開き，早々と結論を出すことも必要だと思います。一番被害を受けるのは当事者，また周りの住民になりますので，その辺はきちっと協定書の中で補償事項を具体的に明確に条項を作っていただきたいというものや，今回の業者，九州電力，セイカスポーツセンターを選定するに至っては，選定審査委員7名全てが市の職員ということですが，外部の専門の方も入れるべきだと思います。今後は是非，検討していただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子）　文教厚生委員会へ分割付託されました議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月9日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，教育委員会所管分について。市民会館の空調設備は，設置して何年ぐらい経つのでしょうかとの質疑に対し，市民会館は昭和44年に開館しており，その後，平成8年に大規模改修をしています。そのときに空調の改修工事をしていますので，20年近く経っているようですとの答弁でした。

今回は，大ホールの空調改修工事ということですが，市民会館という広い意味で考えれば

建替えを含めて検討期間に入っていると思いますが，それとの関係はどのようになっているのですかとの質疑に対し，今回は修繕をお願いするものです。今年度は，市民会館の基本構想を予定しており，建替え，若しくは大規模改修はそちらの構想の方で対応してくことを考えていますとの答弁でした。

今回は，雨漏りの修繕は入っていないということですので，雨漏り等については，基本構想での対応ということになるのですかとの質疑に対し，あくまでも今回は，緊急的にということです。雨漏りにつきましてはひどい状況ですが，今のところは基本構想の中で対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

市民会館の空調は，国民文化祭もありますが，工事の期間中は大ホールを使えないのですかとの質疑に対し，工事期間中も大ホールは使えますとの答弁でした。

次に，市民協働課所管分について。地域にとっては，コミュニティ助成事業は大変ありがたい事業であり，同じような事業を希望されている地区がほかにもあると思います。枠みたいなものがあるのですか。また，地域からの要望と助成実績，つまり需要と供給はどのようになっていますかとの質疑に対し，指宿市の枠の関係ですが，過去の実績を見ますと，大体2件から4件の間で何件の枠があるのか承知していません。27年度の申請は16件で，全てを申請して2件が採択となっています。この16件を申請するに当たり，書類審査とくじ引き等によって申請する順位を決定しました。来年度以降は，これまでの実績，採択の状況を勘案して，本年の2件を除いて3位以降の4件ずつを申請していくといった形で，申請団体の方々には了承を得ているところですとの答弁でした。

採択に当たっては，市の申請主義ということですかとの質疑に対し，この助成事業は申請主義です。27年度分は4月に各区長さん方や各自治公民館長さん方に，こういった事業がありますということで申請の意向調査をしまして，それに基づいて申請を行うといった申請主義ですとの答弁でした。

採択に当たっては，どういう基準でやっているのですかとの質疑に対し，基準についてはそれぞれ要綱，内規があって，それに基づいて申請しますが，具体的にどういう基準で採択するということは，承知しておりませんとの答弁でした。

川尻地区公民館の地区祭り用のみこし整備について，助成金250万円ということですが，どのような改修，整備内容になっているのですかとの質疑に対し，おみこしの整備で，確か50年代に寄贈されたものが，古くなり使えないという状況ですので，おみこし1台を購入するものですとの答弁でした。

次に，長寿介護課所管分について。福祉車の購入費助成ですが，26年度の実績はどのようになっていますかとの質疑に対し，26年度は99台の助成を行っておりますとの答弁でした。

福祉車と言えば，手押し車でちょっとした物が入れられる，また，自分も座ることができるというものを思い出しますが，もう少し簡易な，物入れがないとか，杖みたいなものと

か，いろいろありますから，いろんなタイプにも適用するのですかとの質疑に対し，現在，補助対象としての福祉車は籠があって，その籠に腰掛けられる。そしてブレーキが付いているというタイプを助成の対象としております。現在のところもう少し簡易なとか，そういう要望はないと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，地域福祉課所管分については，質疑，意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義）　産業建設委員会へ分割付託されました議案第56号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月10日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，耕地林務課所管分について。かごしま森林組合の組織について説明をとの質疑に対し，かごしま森林組合は指宿支所，鹿児島市を中心とする鹿児島支所，それと日置支所，本所も合わせて四つの組織で構成していますとの答弁でした。

補助金申請を支所の所在地の自治体が関与してやることの関連性が分かりにくいところです。森林組合が事業主体になって申請を出すのであれば，市がこういった手続きをする意味があるのですかとの質疑に対し，この機械等の整備について，以前は市を通さずに，直接，森林組合が県全体の協議会から交付をされていました。国費を伴っていますので，当然，会計検査の対象で，会計検査院から支所のある地元の行政を通した方が好ましいという指導を受け，この機械の導入に関しては，その支所がある自治体で予算を組み，そこから支出をするものであり，あくまでも事業主体はかごしま森林組合ですとの答弁でした。

プロセッサーで造林の一貫作業ができ，作業の能率が非常に上がるということですが，作業効率がどのような形ではかどっていくのですかとの質疑に対し，造材の作業で，作業員の作業が3割軽減されるという報告を受けていますとの答弁でした。

810万の補助ということですが，この機械は幾らぐらいで，何％ぐらいの補助になってい

るのですかとの質疑に対し，補助率は2分の1で，機械は1,620万円ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，観光課所管分について。バリアフリーの推進事業について，昨年は調査をして，今年は推進事業ということですが，どういった内容ですかとの質疑に対し，昨年，市内の宿泊施設，観光施設等を30か所調査し，また，モニターツアーを実施して，いろいろな課題も出てきています。今年度はアドバイザーをそういうところに派遣して，このように改善したらいいですよという部分のアドバイザー派遣事業，あるいは，まだその30か所では足りなかったので，今回，また15か所分を併せて調査をします。そのほかに多機能トイレが書かれたパンフレット等がないので，そういうパンフレット等の作成というような内容ですとの答弁でした。

アドバイザーの構成人数や，どういった方がされるのですかとの質疑に対し，アドバイザー派遣については，昨年の調査内容等も含めて，これから検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

潮騒海道看板設置は，今回2か所ということですが，選定した理由と，今後また，ほかにも看板を設置してほしいという場所，選定すべき場所もあると思いますが，継続して年次的にというような計画を持っていますかとの質疑に対し，第1期工事を23，24，25年に行い，第2期を26，27，28年で行う予定です。これまで山川のフェリーの近くや花瀬望比公園，昨年は田良浜，宮ヶ浜，今和泉など，順次ニーズに合わせて設置してきています。今年は，やすらぎ公園と殿様湯の2か所を整備します。今後も計画に沿って，また観光客のニーズにも合わせていきながら，場所を選定していきたいと思っていますとの答弁でした。

駅前ほっとスポット整備事業は，ＪＲのトイレの隣にということですが，この設置される場所の敷地は，ＪＲと市のどちらの所有ですかということと，多機能トイレの整備の具体的な内容について伺いたいとの質疑に対し，設置場所は指宿市有地で，レンタサイクルのいぶりんがある場所であり，駅トイレに隣接して設置しようと計画しています。多機能トイレは障害者や高齢者，妊産婦，小さな子供連れの方がなど利用できるオムツ替えができたり，車いすで入れたりという内容のトイレですとの答弁でした。

周遊型観光誘導多言語サイン整備事業について，370万円の予算は細かくそれぞれ出てきているだろうと思いますが，その予算付けした内容も含めながら説明をお願いしますとの質疑に対し，観光客が非常に増えている状態で，その受入体制の整備は重要であり，指宿駅で降りられてから，南は砂むし温泉の近くまで，北は知林ヶ島まで歩いて行ったり，あるいは自転車のいぶりんで行ったりするときに，右に左に，あと2キロ先というような看板を17か所設置しようと思っています。1基15万円程度の看板で，270万円程度を考えています。また，外国の方は非常にスマートフォンを活用して歩かれていますから，歩道上にＱＲコードを埋め込んで，周辺の飲食街の状況や，砂むしの近くでしたら砂むしの内容などがスマート

フォン上に表れるというものを17か所95万円程度，合計で370万円の予算内容で実施したいと思っていますとの答弁でした。

意見として，駅前ほっとスポット整備事業は，以前から要望の多かった事業だと思いますが，気持ちよく観光してもらうためにも，やはり維持管理については，所管する施設に足を運び，現況確認をやってもらい，しっかり管理をしていただきたいというのがありました。

次に，商工水産課所管分について。消費生活相談員の講座等への参加に伴う旅費28万2千円，あと主なものが車の購入費という説明を受けましたが，今までも相談員がいた中で，今回初めて車を購入するということですが，車の利用はどのような状況を想定しているのですかとの質疑に対し，相談員などとありますので，商工水産課全員で相談に行く場合もあり，広報に回る場合もあります。相談員が一番乗りますが，商工水産課の職員が，例えばチラシを配る，あるいは広報する，そういうこともできるのではと思っていますとの答弁でした。消費生活に関する犯罪が頻繁に出てきた場合の周知等に対しては，スピーカーが付いた車であれば広報がしやすいと思いますが，どう考えていますかとの質疑に対し，広報も大事だと思っています。防災無線もありますけど，なかなか全市民に周知徹底が図られない場合もあるかと思いますので，予算を見ながら広報スピーカー設備も執行を見ながら購入できれば，あるいは入札執行残を見て，追加で付けるという方法も検討してまいりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第56号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は，いずれも可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第56号は，原案のとおり可決されました。

△　議案第57号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第8，議案第57号，平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，を議題といたします。

本案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子）　文教厚生委員会へ付託されました議案第57号，平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月9日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，議案第57号については，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程において質疑，意見はともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は，可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第57号は，原案のとおり可決されました。

△　審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第9，審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず，陳情第3号は，総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭）　総務水道委員会に付託になりました陳情第3号，指宿山川太陽光発電事業計画について，の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，陳情文書表のとおりですので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月8日に全委員出席のもと，審査いたしました結果，陳情第3号については，申請が出ていない段階でこの意見書を提出するというのはナンセンスだと思っています。そういった理由から不採択が妥当だろうと思います。今まで参考人招致もしながら，いろんな災害状況等も調査してきました。現実，昭和50年以前に床下浸水家屋が8戸数あって，以降は主だった災害は出ておりません。大企業が進出することによって，逆に防災条件が良くなり，安全性が高まるという判断もできます。ですから，市にとっても大山区にとってもプラスの面が多いと思います。ただ，上出集落の人たちは不安かもしれない，そういった中で，いろんな立場の方に見識をお聴きしたところ，賛成の方もたくさんいるということが現実に分かってきたところです。今のまま採決しないと乱開発が起こります。個人が所有する物件に対して，1万㎡以下の開発が進んでいきます。ということは，今以上に災害が起きる可能性があります。現時点でも太陽光発電が1か所できております。ですから，この陳情を不採択と市議会が責任をもって判断をしないと，とんでもない乱開発が進んで，誰が責任を取るのかということになりますという意見と，太陽光発電そのものを否定するのではなくて，原発の再稼働よりも自然エネルギーを優先して行くべきだという立場でありますが，上出地区の今回開発が予想されている40町歩については，終戦当時，山を開墾して畑にしてきているわけです。そういう中で，災害が結構起きたという現状があって，その後，植林をしてようやく落ち着いてきています。しかし，今の山を開発していけば，奄美のように1時間に150㎜の雨量が2時間続けて降って，想定外の災害が起こることも懸念されます。そういうことを考えれば，やはり住民の暮らし，財産を守る，安全を守るという立場からも，採択すべきだと考えておりますという意見が出され，起立採決の結果，起立少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○５番議員（吉村重則）　陳情第3号について，委員長報告に反対する立場から，討論いたします。上出集落は，集落内の一部が土砂災害警戒区域，土砂災害危険区域に含まれており，太

陽光発電所の開発予定地は，上出集落に隣接している山であります。過去何度も土砂災害が起きています。太陽光発電計画をしている事業者が，上出集落住民に対し，事業の排水計画について説明はあったものの，ゲリラ豪雨などの想定外のことが起こったときには，保証ができないと説明があり，住民は納得できず市議会に陳情したのです。太陽光発電計画を機に，上出集落では自主防災組織を結成しており，自主防災組織発足の経緯は，ここ数年，地震や風水害の被害が多くなっている。上出集落は，過去，風水害被害の体験を持つ地域であり，加えて，大山区有地の開発問題により，災害の危険性を改めて痛感した。これまで漠然と考えていた災害対策に対し，自分たちの地域は自分たちで守るという意識が高まり，自主防災組織を発足すると掲げています。最近の大雨でも住宅の裏山が危険な住宅の住民を避難させたり，住宅の裏山が崩れ，集落民が協力してブルーシート張りをしたり，自主防災組織として取り組み，毎年3月か4月に年1回，防災訓練に取り組んでいます。住民の皆さんは，自然エネルギーを否定しているのでなく，また，多大な要求をしているわけでもなく，ただ災害のない地域と財産と命，暮らしを守ってほしいという願いであります。また，陳情書に書かれているように，指宿山川太陽光発電事業の開発に当たっては，上出集落はもとより，隣接する住民に説明をし，住民の意見を尊重してほしいという願いであります。また，開発により雨水などの排水が増えるのは事実であります。この地域の砂防水路は開発前でも，これまで越水しております。開発により，下流域に水害が起こらないよう，市は監視すべきです。下流域の水害については，指宿市全域の問題でもありますので，開発に対しての条例を制定すべきことを付け加えて反対討論といたします。

○議長（新宮領進）　以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は，不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので，起立により採決いたします。

本件は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進）　そのままお願いします。

起立多数であります。

よって，陳情第3号は，委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に，請願第1号は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子）　文教厚生委員会に付託になりました請願第1号，教職員定数

改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の請願について，の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，請願文書表のとおりですので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月9日に全委員出席のもと，紹介議員の説明を受け，審査いたしました結果，日本は教育費のＧＤＰに対する比率が，世界的に見ても低い状態です。今後，日本を支えていく人材を育成する上でも教育は不可欠であり，大事だと思います。そういう点からも，今後，国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることは必要だと思っていますので，今回の意見書提出を求める請願は，採択すべきだと思いますという意見が出され，全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は，採択であります。

本件は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，請願第1号は，委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

△　閉会中の継続審査について

○議長（新宮領進）　次は，日程第10，閉会中の継続審査について，を議題といたします。

総務水道委員長から，会議規則第111条の規定により，お手元に配布いたしました申出書のとおり，陳情第1号及び陳情第2号の2件については，閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり，陳情2件については閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，総務水道委員長の申出のとおり，陳情第1号及び陳情第2号の2件については，閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

△　議案第58号上程

○議長（新宮領進）　次は，日程第11，議案第58号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について，を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△　提案理由説明

○市長（豊留悦男）　今回，追加して提案いたしました案件は，補正予算に関する案件1件であります。それでは，ご説明申し上げます。

議案第58号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について，であります。

本案は，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ8,578万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を226億2,405万円にしようとするものであります。

なお，詳細につきましては，総務部長に説明させますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（髙野重夫）　それでは，命によりまして，追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第58号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について，であります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ8,578万9千円を追加して，歳入歳出予算の総額を226億2,405万円にしようとするものであります。第2条で地方債の補正を計上してありますが，これは7ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，地方債の追加をするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，15ページをお開きください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,344万1千円の補正につきましては，農道19か所，水路14か所，林道12か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し，現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。目4現年補助災害復旧費1,790万円の補正につきましては，農道2か所及び農地1か所の法面崩壊等の災害に係る災害復旧費であります。

項2土木施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費3,484万8千円の補正につきましては，市道23か所，里道3か所，水路1か所の路肩決壊等の災害が発生し，現計予算で不足することか

ら，災害復旧費を増額するものであります。同じく，目2現年補助災害復旧費1,960万円の補正につきましては，市道1か所の法面崩壊の災害に係る災害復旧費であります。

なお，今回の災害箇所及びその状況については，大雨被害6月10日から18日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，14ページをご覧ください。

款14国庫支出金1,900万5千円の補正につきましては，農林水産施設及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金4,018万4千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債2,660万円の補正につきましては，農林水産施設及び土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時０６分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△　議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進）　これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第58号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第58号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第58号は，原案のとおり可決されました。

△　意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（新宮領進）　次は，日程第12，意見書案第1号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための，2016年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

意見書案に対する提案者の説明，質疑，委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明，質疑，委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第1号は，原案のとおり可決されました。

△　意見書案第2号上程

○議長（新宮領進）　次は，日程第13，意見書案第2号，安全保障関連法案の廃案を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前之園正和議員。

△　提案理由説明

○１５番議員（前之園正和）　安全保障関連法案の廃案を求める意見書案について，提案説明を行います。

政府は，集団的自衛権行使容認を柱とした昨年7月の閣議決定の具体化として，安全保障関連法案を提出しました。自民党政権と言えども，安倍政権以前はどの政権でも，集団的自

衛権は憲法上認められないという立場を取り，国会答弁でも一貫してそのような答弁をしてきました。安倍首相は，憲法，とりわけ9条の解釈変更によって集団的自衛権は可能だと言っています。また，どのような解釈にするかの最高責任者は，首相である私だとも言っています。そこには憲法9条を事実上破壊する姿勢と，立憲主義を理解しない姿しかありません。日本は法治国家であり，立憲主義の国です。立憲主義とは，もともと権力者の権力乱用を抑えるために憲法を制定するということで，権力保持者の私意によってではなく，憲法に従って権力が行使されるという政治原則です。端的に言えば，他の法律は，国民の権利や自由を守ったり，制限したりするのに対して，憲法は国民の権利，自由を守るために国家権力を制限するための法規です。憲法解釈の責任者は，総理大臣である自分だと本当に思っているのであれば，立憲主義の総理大臣として失格と言われても仕方はありません。スポーツに例えるならば，ルールや審判の判断に基づいてプレーするのでなく，プレーヤーが自分の思うようにルールを変え，審判を変えるようなものです。国会での党首討論や審査・審議によって，政府の言う正当性，合憲性はことごとく崩れ去っています。憲法審査会では，政府与党の推薦した人も含めて，3人全員の参考人憲法学者が違憲だと述べました。報道ステーションの独自調査では，149人の憲法学者のうち，合憲と答えたのは，わずかに3人だったとのことであります。また，その後も200人を超える憲法学者が違憲との態度表明をし，その数は日々広がりを見せています。衆院の平和安全法制特別委員会では，安全保障関連法案をめぐり参考人質疑を行いましたが，元内閣法制局長官の宮崎礼一氏，坂田雅裕氏，両氏は，憲法9条違反，これまでの政府見解を逸脱していると批判しました。集団的自衛権は違憲という世論が高まっていることはもとより，これまでの政権の中枢にしていた，中枢にいた重鎮と言われる方々も，集団的自衛権は違憲と表明をし始めています。世論も含めて，どのような人たちが反対をしているのか，改憲に反対の学者や国民もいれば，正規手続きに基づく改憲には賛成という学者や国民もいます。個別的自衛権にも反対だという学者や国民もいれば，個別的自衛権は合憲だという学者や国民もいます。それらを含めて，集団的自衛権は違憲だというのが圧倒的学説であり，世論であります。集団的自衛権とは，自国が攻撃されたわけでもないのに，他国が起こす戦争に武力行使をもって参加することです。自衛という言葉ではありますが，大国が中小国家への侵略，干渉戦争を行う際の口実とされてきたのがこれまでの歴史であります。政府は，武力行使の新3要件が歯止めになると言いますが，要は時の政府の判断であります。何の歯止めにもなりません。後方支援は，安全なところに行くから安全だと言います。しかし，後方支援は兵団であり，食料供給や弾薬の供給なくして戦闘行為は成り立たないし，むしろ兵団を行っているところは絶好の標的となり，戦場となります。これは軍事の常識であります。自衛隊員のリスクが高まることから，現職自衛官も本音は反対というような声が出始めています。本案が通れば，自衛隊員の命を真っ先に危険にさらすことになります。安倍首相は，安全保障関連法案が違憲だという追及に対して，論理

的反論は行き詰まり，合憲だということには確信を持っているとしか言えなくなってきています。戦争への道を進むか，食い止めるかの岐路のときに，自分の行動を胸を張って市民に表明し，自分のとった行動を胸を張って我が子に，孫に伝える。そのためには，本意見書案に賛成していただくことが必要です。

以上，全議員に対して賛同していただくよう訴えまして，提案説明といたします。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１５分

再開　午前１１時２３分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△　意見書案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進）　これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号は，委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第2号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，発言を順次許可いたします。

まず，松下喜久雄議員。

○１４番議員（松下喜久雄）　意見書案第2号について，採択すべきでないとの立場から討論を申し上げます。

かつて，自衛隊そのものが憲法に違反しているのではないか，という自衛隊違憲論が盛んに行われた時代もありました。しかしながら，時を経て今日，国連の平和維持活動への協力体制も整えられるまでに至りました。それは，ひとえに国民の生命，財産，幸福追及の権利を守り通すために，変化する国際環境，時代の流れに対応して，絶え間ない努力を積み重ねてきた結果であろうと考えております。そして，今日においても，その努力が時代の要請として求められていることは，容易に想定されるところでもあります。その意味からも，安全保障法制の整備に関わる法案については，国会の審査を注視しつつ，最終判断を下すべきであろうと考えております。よって，廃案のみを求める意見書案第2号につきましては，採択

すべきでないと申し上げ，討論を終わります。

○議長（新宮領進）　次は，吉村重則議員。

○５番議員（吉村重則）　安全保障関連法案の廃案を求める意見書案に賛成する立場から討論を行います。

安全保障関連法案は，衆院憲法審査会の参考人質疑で，与党推薦を含めて，全ての参考人，憲法学者が安全保障関連法案は違憲と指摘しました。安倍首相は，18日の衆院予算委員会で，国際情勢にも目をつぶって，国民の安全を守る，その責任を放棄して従来の解釈に固執するというのは，正に政治家として責任放棄だと言い放ちました。集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更に対する憲法違反との指摘に対し，解釈改憲は当然だ。国際情勢に目を向け，憲法を無視しろと言わんばかりの驚くべき開き直りではないでしょうか。必要に応じて，政府が自由に憲法解釈を変えてよいなら，憲法の存在は全く無意味です。首相の発言は自らを憲法の上に置き，立憲主義，憲法の最高法規性98条と首相の憲法尊重擁護義務99条を正面から否定する独裁政治の姿をあらわにしたものです。あなたは近代以前の王様のつもりかと問いたいほど，テレビのニュースキャスターも越えてはならない一線を越えたと指摘しています。集団的自衛権の行使容認，戦闘地域での米軍支援など，安全保障関連法案の核心が，憲法学者によって憲法違反と宣告され，国民的批判がますます広がっています。中谷防衛相の憲法を法律に適用させた，だから合憲だという違憲答弁も撤回に追いこまれました。解釈変更の根拠となる国際情勢の変化の中身を語ることもできる政府答弁は空転しています。また，石破地方創生担当相は，2002年の憲法調査小委員会で，徴兵制は憲法18条で禁じている奴隷的拘束，意に反する苦役と思わないと発言。19日の衆院安保特別委員会でも安全保障は政策上の部分が相当あると述べました。また，憲法改正推進本部長の船田衆院議員も，徴兵制は，憲法18条が禁じる苦役に当たるとする憲法解釈の変更は，理論上あり得ると発言しております。このため，再び日本に徴兵制が敷かれるのでは，安全保障関連法案を巡って，少なくない人が漠然とした不安を抱えています。戦後の国際秩序は，日独伊3国の戦争は侵略戦争だったという反省の上に成り立っています。しかし，安倍総理は侵略戦争はおろか，間違った戦争とも認めていません。過去の戦争への反省のない勢力が憲法9条を破壊して，海外で戦争をする国への道を暴走することは許すことはできません。法案が通れば，指宿市民を含む若い自衛隊員の命を真っ先に危険にさらすことになります。二度と戦争を起こしてはいけない。子供や孫に平和な社会を残してほしいという市民の願いに応えるため，意見の相違の垣根を越えて，議会は良識の府として役割を果たす必要があります。市民の願いに応えるため，良識の判断をお願いし，討論といたします。

○議長（新宮領進）　次に，臼山正志議員。

○２番議員（臼山正志）　意見書案第2号について，賛成の立場から討論いたします。

政府が集団的自衛権の行使容認を閣議決定し，それに伴う安全保障法整備を現在，進めよ

うとしていることは，国を守るためであると，私自身，理解しているつもりであります。しかしながら，これまでの歴代内閣において，集団的自衛権の行使は憲法上認められないとされてきたことや，憲法の解釈変更というあいまいで，分かりづらい安易な方法により，集団的自衛権の行使を可能にしたこと，さらに多くの憲法学者が安全保障関連法案を違憲としている点からも，到底国民が納得できるものではありません。真に必要と政府が考えるのであれば，解釈変更ではなく，正式な手順で国民投票を行い，憲法改正について，国民に問うべきではないでしょうか。以上の点より，意見書案第2号は採択すべきであると考えます。以上で賛成討論といたします。

○議長（新宮領進）　以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，意見書案第2号を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進）　そのままお願いします。

起立少数であります。

よって，意見書案第2号は，否決されました。

△　議員派遣の件

○議長（新宮領進）　次は，日程第14，議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により，議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては，お手元に配布してあります2件の議員派遣書のとおり，議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議員派遣の件は，お手元に配布いたしました2件の議員派遣書のとおり，議員を派遣することに決定いたしました。

△　閉議及び閉会

○議長（新宮領進）　以上で，本会議に付議されました案件は，全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，平成27年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時３４分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　長　　新宮領　　進

議　員　　木　原　繁　昭

議　員　　新川床　金　春

意見書第１号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための，
2016年度政府予算に係る意見書

日本は，ＯＥＣＤ諸国に比べ，1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら，第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間，国による改善計画のない状況が続いています。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには，国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。また，新しい学習指導要領により，授業時数や指導内容が増加しており，日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応，いじめ・不登校などの課題もあります。

さらに，指宿市においては，2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級があり，単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき，憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から，複式学級の解消は，極めて重要な課題です。

こうしたことの解消に向けて，少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。いくつかの自治体においては，厳しい財政状況の中，独自財源による定数措置が行われていますが，国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により，義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果，自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。

子どもたちが全国どこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり，そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から，2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう，強く要請いたします。

記

１　子どもたちの教育環境改善のために，計画的な教職員定数改善を推進すること。
２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
３　指宿市において，教育の機会均等を保障するため，国の学級編成基準を改めて，複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年６月25日

指宿市議会議長　新宮領　進

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
財 務 大 臣　殿
総 務 大 臣　殿
法 務 大 臣　殿
内閣官房長官　殿

議　員　派　遣　書

平成 27 年６月 25 日

次のとおり議員を派遣する。

○目的　　地方分権に対応した議会の活性化に資するため

１　鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

（１）　派遣場所　　鹿児島市

（２）　期　　間　　平成２７年８月６日（１日間）

（３）　派遣議員　　議長　ほか１９人

なお，内容変更の必要がある場合は，その取扱いを議長に一任する。

議　員　派　遣　書

平成 27 年６月 25 日

次のとおり議員を派遣する。

○目的　　議会広報紙作成に係る研修会参加のため

１　鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報政研修会

（１）　派遣場所　　鹿児島市

（２）　期　　間　　平成２７年８月２７日（１日間）

（３）　派遣議員

中村　洋幸　議員，　臼山　正志　議員

恒吉　太吾　議員，　森　　時徳　議員

下川床　泉　議員

なお，内容変更の必要がある場合は，その取扱いを議長に一任する。

第　1　回　臨　時　会

平成 27 年 7 月議会

第１回指宿市議会臨時会会議録

平成27年７月15日　午前10時　開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１．議事日程

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　農業委員会委員の推薦について

○日程第４　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○日程第５　議案第59号　平成27年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員

１番議員	外　薗　幸　吉	２番議員	臼　山　正　志
３番議員	恒　吉　太　吾	４番議員	井　元　伸　明
５番議員	吉　村　重　則	６番議員	西　森　三　義
７番議員	浜　田　藤　幸	８番議員	東　　伸　行
９番議員	高　田　チヨ子	10番議員	森　　時　徳
11番議員	髙　橋　三　樹	12番議員	福　永　徳　郎
13番議員	前　原　六　則	14番議員	松　下　喜久雄
15番議員	前之園　正　和	16番議員	木　原　繁　昭
17番議員	中　村　洋　幸	18番議員	新川床　金　春
19番議員	下川床　　泉	21番議員	新宮領　　進

１．欠席議員

な　　し

１．地方自治法第121条の規定による出席者

市　　長	豊　留　悦　男	副　市　長	渡　瀬　貴　久
副　市　長	佐　藤　　寛	教　育　長	西　森　廣　幸
総 務 部 長	髙　野　重　夫	市民生活部長	牟　田　浩　一
健康福祉部長	下敷領　　正	産業振興部長	廣　森　敏　幸

農政部長	新留幸一	建設部長	山下康彦
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	有留茂人
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
財政課長	上田　薫	市民協働課長	下吉一宏
長寿介護課長	西　浩孝		

１．職務のため出席した事務局職員

事務局長	森　和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△　開会及び開議　　午前１０時００分

○議長（新宮領進）　ただいまご出席の人員は，定足数に達しておりますので，これより，本日の会議を開きます。

△　会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進）　まず，日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，下川床泉議員及び外薗幸吉議員を指名いたします。

△　会期の決定

○議長（新宮領進）　次は，日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は，本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，今期臨時会の会期は，本日1日間と決定いたしました。

△　農業委員会委員の推薦について

○議長（新宮領進）　次は，日程第3，農業委員会委員の推薦について，を議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は，3人にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議会推薦の農業委員会委員は，3人とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は，議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

議会推薦の農業委員会委員に前川祐子さん，井元伸明議員，高田チヨ子議員を指名いたします。

それでは，順次お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により，前川祐子さんを推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，前川祐子さんを推薦することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により，井元伸明議員の除斥を求めます。

（井元伸明議員退席）

○議長（新宮領進）　次に，井元伸明議員を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，井元伸明議員を推薦することに決定いたしました。

井元伸明議員の除斥を解除いたします。

（井元伸明議員着席）

地方自治法第117条の規定により，高田チヨ子議員の除斥を求めます。

（高田チヨ子議員退席）

○議長（新宮領進）　次に，高田チヨ子議員を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，高田チヨ子議員を推薦することに決定いたしました。

高田チヨ子議員の除斥を解除いたします。

（高田チヨ子議員着席）

△　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告

○議長（新宮領進）　次は，日程第4，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

平成27年6月24日付けで鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から，同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により，当選人の決定について報告がありましたので，お知らせいたします。

投票総数414票，投票のうち，有効投票412票，無効投票2票。

有効投票のうち，前之園正和議員70票，上野一成議員57票，新屋敷幸隆議員44票，湯之原一郎議員53票，上村環議員64票，菊永忠行議員48票，仮屋秀一議員76票。

以上のとおりであります。

なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては，お手元に配付の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので，ご了承願います。

△　議案第59号上程

○議長（新宮領進）　次は，日程第5，議案第59号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について，を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△　提案理由説明

○市長（豊留悦男）　それでは，今次第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は，補正予算に関する案件1件であります。

それでは，ご説明を申し上げます。

議案第59号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について，であります。

本案は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,543万8千円を追加し，歳入歳出予算の総額を227億1,948万8千円にしようとするものであります。

なお，詳細につきましては，総務部長に説明させますので，よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫）　それでは，命によりまして，追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第59号，平成27年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について，であります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ9,543万8千円を追加して，歳入歳出予算の総額を227億1,948万8千円にしようとするものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが，これは7ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，地方債の額を変更するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，15ページをお開きください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,865万8千円の補正につきましては，農道17か所，水路18か所，林道2か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し，現計予算で不足することから，災害復旧費を増額するものであります。

項2土木施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,178万円の補正につきましては，市道20か所，里道2か所，河川1か所の路肩決壊等の災害が発生し，現計予算で不足することか

ら，災害復旧費を増額するものであります。

同じく目2現年補助災害復旧費6,500万円の補正につきましては，市道5か所の法面崩壊等の災害が発生し，現計予算で不足することから，災害復旧費を増額するものであります。

なお，今回の災害箇所及びその状況については，大雨被害6月19日から7月6日に対する災害復旧費に関する参考資料を配付させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，14ページをご覧ください。

款14国庫支出金3,668万5千円の補正につきましては，土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金3,045万3千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債2,830万円の補正につきましては，土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０９分

再開　午前１０時０９分

○議長（新宮領進）　休憩前に引き続き会議を開きます。

△　議案第59号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進）　これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第59号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号は原案のとおり可決されました。

△　閉議及び閉会

○議長（新宮領進）　以上で，本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて平成27年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会　午前１０時１０分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議　長　　新宮領　　進

議　員　　下川床　　泉

議　員　　外　薗　幸　吉